

## 目 次

### ○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分 の報告について	6
日程第 4 発委第 1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する 条例	8
日程第 5 発委第 2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する 条例	9
日程第 6 発議第 1号 吉岡町手話言語条例	10
日程第 7 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例	22
日程第 8 議案第 34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例	24
日程第 9 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償 等に関する条例の一部を改正する条例	25
日程第 10 議案第 3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する 条例	29
日程第 11 議案第 33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例	31
日程第 12 議案第 4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	32
日程第 13 議案第 5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	33
日程第 14 議案第 6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サー ビスの事業の人	

		員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	3 5
日程第15	議案第7号	吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例	3 6
日程第16	議案第8号	吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	3 7
日程第17	議案第9号	土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例	3 8
日程第18	議案第10号	吉岡町森林経営管理基金条例	3 9
日程第19	議案第11号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	4 2
日程第20	議案第12号	吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例	4 3
日程第21	議案第13号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	4 4
日程第22	議案第14号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	4 5
日程第23	議案第15号	町道路線の認定について	4 6
日程第24	議案第16号	平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)	4 8
日程第25	議案第17号	平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	5 3
日程第26	議案第18号	平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	5 4
日程第27	議案第19号	平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	5 6
日程第28	議案第20号	平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	5 7
日程第29	議案第21号	平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	5 8
日程第30	議案第22号	平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	5 9
日程第31	議案第23号	平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)	6 0
日程第32	同意第1号	吉岡町公平委員会委員の選任について	6 2
日程第33	同意第2号	吉岡町監査委員の選任について	6 3
日程第34	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 4

日程第35 町長施政方針	66
散 会	75

**○第2号（3月4日）**

議事日程 第2号	77
本日の会議に付した事件	77
出席議員	78
欠席議員	78
説明のため出席した者	78
事務局職員出席者	78
開 議	79
日程第 1 町長施政方針に対する質問	79
日程第 2 議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算	99
日程第 3 議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	119
日程第 4 議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算	120
日程第 5 議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	123
日程第 6 議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算	125
日程第 7 議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	126
日程第 8 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	127
日程第 9 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	129
日程第10 議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算	131
散 会	134

**○第3号（3月8日）**

議事日程 第3号	135
本日の会議に付した事件	135
出席議員	136
欠席議員	136
説明のため出席した者	136
事務局職員出席者	136
開 議	137

日程第 1 一般質問	1 3 7
◇柴崎徳一郎君	1 3 7
◇金谷康弘君	1 5 4
◇岩崎信幸君	1 7 0
◇坂田一広君	1 8 6
散 会	2 0 3

#### ○第4号（3月11日）

議事日程 第4号	2 0 5
本日の会議に付した事件	2 0 5
出席議員	2 0 6
欠席議員	2 0 6
説明のため出席した者	2 0 6
事務局職員出席者	2 0 6
開 議	2 0 7
日程第 1 一般質問	2 0 7
◇飯島 衛君	2 0 7
◇五十嵐善一君	2 1 8
◇小池春雄君	2 3 6
散 会	2 5 1

#### ○第5号（3月18日）

議事日程 第5号	2 5 3
本日の会議に付した事件	2 5 6
出席議員	2 5 7
欠席議員	2 5 7
説明のため出席した者	2 5 7
事務局職員出席者	2 5 7
開 議	2 5 8
日程第 1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）	2 5 8
日程第 2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について	2 6 8
日程第 3 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条	

		例	268
日程第 4	議案第 34号	吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例	269
日程第 5	議案第 2号	吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例	269
日程第 6	議案第 3号	吉岡町消防団条例の一部を改正する条例	270
日程第 7	議案第 33号	吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	271
日程第 8	議案第 4号	吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例	271
日程第 9	議案第 5号	吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例	272
日程第 10	議案第 6号	吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例	272
日程第 11	議案第 7号	吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例	273
日程第 12	議案第 8号	吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	273
日程第 13	議案第 9号	土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に 関する条例の一部を改正する条例	274
日程第 14	議案第 10号	吉岡町森林経営管理基金条例	274
日程第 15	議案第 11号	吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例	275
日程第 16	議案第 12号	吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税 の特例に関する条例を廃止する条例	275
日程第 17	議案第 13号	吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例	276
日程第 18	議案第 14号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について	276
日程第 19	議案第 15号	町道路線の認定について	277
日程第 20	議案第 16号	平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)	277
日程第 21	議案第 17号	平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予 算(第4号)	278

日程第22	議案第18号	平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号) .....	278
日程第23	議案第19号	平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正 予算(第4号) .....	278
日程第24	議案第20号	平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計補正予算(第1号) .....	279
日程第25	議案第21号	平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) .....	279
日程第26	議案第22号	平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補 正予算(第3号) .....	280
日程第27	議案第23号	平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号) .....	280
日程第28	委員会議案審査報告(予算決算常任委員会委員長報告) .....		280
日程第29	議案第24号	平成31年度吉岡町一般会計予算 .....	281
日程第30	委員会議案審査報告(総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報 告) .....		282
日程第31	議案第25号	平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算 .....	285
日程第32	議案第26号	平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算 .....	285
日程第33	議案第27号	平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算 .....	286
日程第34	議案第28号	平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算 .....	286
日程第35	議案第29号	平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会 計予算 .....	286
日程第36	議案第30号	平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算 .....	287
日程第37	議案第31号	平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予 算 .....	287
日程第38	議案第32号	平成31年度吉岡町水道事業会計予算 .....	288
日程第39	請願の付託案件審査報告(総務常任委員長報告) .....		288
日程第40	平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・ 非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意 見書提出を要請する請願 .....		289
日程第41	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....		289
日程第42	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....		290
日程第43	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....		290
日程第44	産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....		290

日程第45	予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	290
日程第46	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	290
町長挨拶		291
閉会		292

# 平成31年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成31年3月1日（金曜日）

## 議事日程 第1号

平成31年3月1日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について  
(報告・質疑)
- 日程第 4 発委第 1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 5 発委第 2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第 6 発議第 1号 吉岡町手話言語条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第 4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第 5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例



- (提案・質疑・付託)
- 日程第14 議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第15号 町道路線の認定について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第17号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)  
(提案・質疑・付託)

日程第 28 議案第 20 号 平成 30 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 29 議案第 21 号 平成 30 年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 30 議案第 22 号 平成 30 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 31 議案第 23 号 平成 30 年度吉岡町水道事業会計補正予算 (第 4 号)

(提案・質疑・付託)

日程第 32 同意第 1 号 吉岡町公平委員会委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 33 同意第 2 号 吉岡町監査委員の選任について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 34 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(提案・質疑・討論・表決)

日程第 35 町長施政方針

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

## 開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（馬場周二君） おはようございます。議員の皆さん、そして執行の皆さん、朝早くから大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので平成31年第1回吉岡町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

---

議長（馬場周二君） 石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

平成31年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

朝晩の寒さも大分和らぎ、大分春めいてまいりました。

さて、平成31年第1回定例会が議員各位の出席のもと開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。

平成31年度は、吉岡町第5次総合計画の後期基本計画を1年を残すのみとなり、計画の検証作業と次期計画の立案に着手する段階となりました。言うまでもなく、計画の着実なる実施に向けて、予算編成に当たっては厳しい財政状況下にあることは変わりはありませんが、限られた財源の中でいかに最大の効果を生み出すかが課題でもあります。

地方創生における総合戦略、また、総合計画基本構想を踏まえたところの後期基本計画の達成を目指して、各行政分野の一層の充実を図っていきたいと考えております。

さて、本定例会では、平成31年度の一般会計並びに特別会計当初予算を初めとする議案38件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

## 諸般の報告

議長（馬場周二君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してあります書面のとおりであります。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程〔第1号〕により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（馬場周二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番竹内憲明議員、7番高山武尚議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（馬場周二君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。議会運営委員長より委員会報告を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） 15番岸です。

会期についてご報告申し上げます。

議会運営委員会では2月25日月曜日、9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、執行からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席のもと、平成31年第1回定例会の会期について協議を行いましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日金曜日から3月18日月曜日までの18日間です。

町長の施政方針に対する質問は、3月4日月曜日です。一般質問は3月8日金曜日と3月11日月曜日の2日間です。いずれも開始時間は9時30分からです。

なお、会期の日程の詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告いたします。

議長（馬場周二君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から3月18日までの18日間とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの18日間と決定しました。会期日程はお手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（馬場周二君） 日程第3、報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について報告を申し上げます。

本事案は、消防団員が消防車で巡回中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、町民生活課長より説明させます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本事案は、2ページの専決処分書のとおり、1、損害賠償の額14万3,607円、2、損害賠償の相手方、住所、氏名とも記載のとおりでございます。

事故の状況でございますが、平成30年9月21日、その日は詰め日で、火災予防警戒のため、午後8時15分ごろ上野原南部コミュニティーセンターの北側の道路を消防車で巡回中、上野原南部コミュニティーセンター脇の通路から相手方の車が右折しようとして道路に出てきたため、消防団員がハンドル操作で避けようと試みましたが、避けられず、相手方の車両正面が消防団車両の左側面の中央付近に接触した事故でございます。

なお、消防団員におかれましては、通常安全第一の心がけを持ち、消防車の運転をいたしているところでございますが、消防車の運転にはさらなる注意を払うよう取り計らったところでございます。

次に、このたびの町と損害賠償の相手方の当事者間で示談が成立して、和解となりましたので、ここに報告させていただくものでございます。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金14万3,607円を支払う義務があることを認め、これを相手方の指定する口座に支払い、当事者間に一切の債権、債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償は、町が加入しております全国自治協会公有自動車損害共済から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 過失割合はどういうふうになっておりますでしょうか。何対幾つでしょうか。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 2対8となっております。

議長（馬場周二君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 2対8ということは、2割の責務という、責任割合ということでよろしいでしょうか。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） そのとおりでございます。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。

本件は、報告でございますので、これにて終結します。

---

#### 日程第4 発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の議会運営委員会委員長岸 祐次議員に提案理由の説明を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） 15番岸です。

発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由は、議会活動を多くの町民に知らせ、開かれた議会を推進するために改正をするものであります。

1-1、吉岡町議会基本条例新旧対照表をごらんください。

町民と議会の関係第4条3項の「議会は、町民に対して議会報告会等を、年1回以上開催するよう努めなければならない」を新設するものであります。

なお、施行につきましては、議案書の2-2に戻っていただきまして、本条例の施行期日ですが、平成31年4月1日からです。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（馬場周二君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸議員、自席にお戻りください。

ただいま議題となっております発委第1号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第1号 吉岡町議会基本条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 発委第2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、発委第2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の議会運営委員会委員長岸 祐次議員に提案理由の説明を求めます。

岸議員。

〔議会運営委員長 岸 祐次君登壇〕

議会運営委員長（岸 祐次君） 15番岸です。

発委第2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由は、吉岡町議会議員定数条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

吉岡町議会委員会条例新旧対照表をごらんください。

常任委員会の名称、委員定数及びその所管第2条の改正は、「総務常任委員会」を「総務産業常任委員会」とし、人員を「6人」から「7人」に、また、産業建設常任委員会の所管事務を合体するものであります。

文教厚生常任委員会は、人員を「6人」から「7人」に改正するものです。



「産業建設常任委員会」は削除するものです。

「予算決算常任委員会」は、全員で取り組むことにし、削除します。

議会広報常任委員会は、項目番号を「5」から「3」への番変更です。

次に、第3条の2議会運営委員会の設置、2項の委員の定数を「7人」から「6人」へ変更するものです。

なお、施行については、議案書の2-2に戻っていただきまして、本条例の施行期日ですが、平成31年4月30日からです。

以上、提案説明とさせていただきます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岸議員、自席にお戻りください。

ただいま議題となっております発委第2号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

発委第2号 吉岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 発議第1号 吉岡町手話言語条例

議長（馬場周二君） 日程第6、発議第1号 吉岡町手話言語条例を議題とします。

提出者の岩崎信幸議員に提案理由の説明を求めます。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。

発議第1号につきましては、議案書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

発議第1号

吉岡町手話言語条例

標記の議案を、地方自治法第112条第2項及び吉岡町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成31年3月1日

吉岡町議会

議長 馬場 周二 様

提出者 町議会議員 岩崎 信幸

賛成者 町議会議員 柴崎徳一郎

賛成者 町議会議員 大林 裕子

賛成者 町議会議員 富岡 大志

提案理由

手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、全ての町民がともに生きる地域社会を実現したいため。

吉岡町手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関する基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、全ての町民がともに生きる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第2条 手話は、「ろう者のいのち」と言われ、大切に受け継がれてきたものであって、音声言語と異なる独自の言語体系を持ち、豊かな人間性を涵養し、ろう者が知的かつ心豊かな社会生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解するものとする。

(基本理念)

第3条 ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを基本として、ろう者が意思疎通を行う権利を尊重し手話の普及を図るものとする。

(町の責務)

第4条 町は、第2条及び第3条に対する町民の理解の促進を図り、手話の普及と手話を使用しやすい環境整備に努めるものとする。

2 町は、この条例の目的及び基本理念に対する町民の理解のために、群馬県その他の関係団体と連携し、協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、ろう者及び手話に対する理解を深め、町が推進する施策に協力するよ

う努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第7条 町は、次の各号に掲げる施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の設置及び処遇の改善に関すること。

2 町は、施策と町が別に定める障害者の福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

(手話を学ぶ機会の確保)

第8条 町は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用することができる者と協力して町民が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第9条 町は、学校教育において手話への理解と手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、学校において児童、生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。

3 学校の設置者は、学校において手話を必要とする児童、生徒等がいる場合、手話に関する支援が受けられるよう努めるものとする。

(医療機関における手話の普及)

第10条 医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 町は、医療機関において手話を使用しやすい環境を整備するため、手話通訳者派遣制度の周知等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第11条 町は、ろう者が手話を使用しやすい環境を整備するために事業者が行う取組に対して必要な支援を講ずるよう努めるものとする。

(災害時の対応)

第12条 町は、災害時において、ろう者に対し情報の取得及び意思疎通の支援に必要な

な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の意思疎通支援の推進)

第13条 町は、聴覚障害の特性に応じ、手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 町は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(附 則)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

議 長(馬場周二君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

五十嵐議員。

[4番 五十嵐善一君発言]

4 番(五十嵐善一君) 4番五十嵐です。

ただいま岩崎議員のほうから朗読をもって吉岡町手話言語条例の説明があったところでございますが、私のほうから何点か伺いさせていただきます。

まず、1つ目なんですけれども、手話にまつわる勉強会あるいは研究会になるような集まりは持っておりましたでしょうか。

もし持っていたとすれば、どれくらいの頻度で、また、どのようなメンバーで行っておりましたでしょうか。

なお、その集まりの目的は、どのようなもので、どのようなことを話し合われていたのでしょうか。

要は、その集まりというものが執行側に条例制定を求めていくための活動というものが期待であったのか、または、議員発議で条例案を提出するための活動であったのかというようなことでありますが、いかがでございましょうか。

1 1 番(岩崎信幸君) 五十嵐議員にお答えします。

今回この吉岡町手話言語条例に関しましては、まず、吉岡町にぶどうの会という手話サークルがございます。教室に関しても議会に関しても相談会、意見交換会等約8回、一昨年やらせてもらっています。

その間におきまして、今回一般質問もちょっとするわけですが、語ろうと思いますが、一応は、おとしから開始しまして、勉強会という形で北下の東部集会所、水曜日7時から大体2時間ぐらいですかね、いろいろと勉強してまいりました。

当然ながら、手話に関しましては、県のほうで全市がもう制定しておりますし、また、町に関しても中之条町が制定させてもらっております。それに対しても、当然、吉岡町でも、ある意味、制定を望むのは当たり前のことだと思っておりますので、また、勉強会を通しましても、それに対して、ある意味、手話の条例を通していただくことに関しても周知徹底を図ってまいって、現在に至ったわけでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ただいまのご説明ですと、集まりの当初から手話言語条例というものを議員発議でというふうなことでやってきたというのでないのかなと感じました。

そして、私が一番疑問に思うのは、今回の突如の発議に際して、この条例案の条文草稿は、誰がいつ行ったのでしょうか。

また、今回の条例案の中で、手話サークル関係者や聾者などの当事者、そして、執行側の意見に基づき、修正あるいは加筆などはなされたところはございますでしょうか。あれば、それはどの条文になるでしょうか。

それと、やはり一番不可解なのが、なぜ急遽条例案を提出されたのかということであります。

なるほど、岩崎議員は、平成30年の3月定例会においても手話言語条例の制定を町長に求めるという形で一般質問をされるなど、この件に関しては、かなり深く研究なされているようで、私といたしましても、敬服をいたしておるところでございます。

そして、本定例会でもこの件についての一般質問を予定され、町長の見解を問うていこうとしておりますよね。なぜ今、その辺のところは私には理解しがたいものですから、わかりやすくご説明をお願いいたします。

1 1 番（岩崎信幸君） 五十嵐議員にお答えします。

多分そういう質問があるかなと思ひまして、ここに市町村手話言語条例モデル条例案を用意しております。これ全部読むのは大変なので、ざっくり話を申しまして、これに基づいて、この基本条例を町に合った形で作成したわけでございます。そして、提出したわけでございます。

もしよろしければ、これは皆さんに印刷してお配りしたいと思います。

次の質問に対しては、急に、拙速にという形で提出したという形でございますが、これに関しましては、もう既に県では障害者差別解消法、これがある意味審議入りという形になっております。ということは、それが一番もう障害者に対する大きな法律でございますので、その前にある手話という形の、その中でも、そんな形に含まれるわけですから、まずは、手話言語条例を当然ながら、ひとつ制定してもらって、今度は県のほうから出

される差別解消法、これに対しても対応しなきゃならないということがございまして、今回提出するのに当たりまして、決めたわけでございます。

最後に、町との協議に関しましては、別にいろいろと町に関する折衝等はありません。文言に関して、不適といますか、ちょっと合わないようなところがあるか、それに関して訂正しただけであって、訂正という感じではございませんでした。以上でございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

- 13番（山畑祐男君） 岩崎議員の発言については、議長の発言許可を求めてから発言すべきだと思うんですけども、許可出していないと思うんです。2回とも。（「失礼しました」の声あり）

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

- 4番（五十嵐善一君） ただいまのご答弁ですと、執行側には特に具体的な意見を求めるとか、そういったことはないということでございますけれども、私もこの条文を見せさせていただきました、ちょっとこれはどうかなというところがあったんですね。というのは、この条例を制定した暁には、これを利用、活用していくのは執行側でございます。やはり執行側の意というものもこの中に入ってこない、入ってきてしかるべきだと思うのでありますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

- 11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。

執行側の取り入れという形で質問を受けたわけでございますが、まずは、この文を読んでもらえばわかるとおり、ある意味、特に第4条からになりますね。町の責務、第4条、町は、第2条、第3条に対する町民の理解の促進を図り、手話の普及と手話を使用しやすい環境整備を努めるようにする。それ以下、全てに関しまして、協力をするよう努めるものとする。一応努力義務という形で載せてございます。

そこら辺に関しましては、ある意味当然ながら、執行のそれなりのしっかりとした施策とも絡めて対応できるのではないかと考えておりますので、この文にさせていただきました。以上でございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

- 14番（小池春雄君） 私は、この手話言語条例を提出することにはやぶさかではない。その賛成の考えであります。

本来であれば、これは執行のほうから時代に即して出していただけるのが適当であったかと、適当ではなかったかなというふうに思います。

それで、なかなか求めておったけれども、なかなかそれを押してくれないので、委員会発議になったということだか、それは知りませんが、先ほど五十嵐議員のほうから質問があったように、努力義務もありますけれども、やはり13条じゃなかったですか、14条ですか、手話に関する施策を推進するためには、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。当然これが条例として可決されれば、そういう求めがあったときには、財政上の支出をしなければなりません。

そうであれば、やはり本来であれば、町と綿密な連携のもとに、そして、今年度4月からこれを講じるわけですから、そうすると、一般会計の予算の中でもそれを講ずるとなっているけれども、その予算措置がされていないと、いざこれがスタートしても、中身が伴っていないというようなこともあります。

それとまた、8条ですか、8条によりますと、失礼、9条ですね。9条では、学校教育において手話への理解と手話の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。そして、2として、町は学校において児童生徒及び教職員に対する手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。あるいは、3項では学校の設置者と、これは町長ですね。学校において手話を必要とする児童生徒がいる場合は、手話に関する支援が受けられるよう努めるものとする。また、10条では医療機関における手話の普及ということで、医療機関、これは町から見ると第三者でありますけれども、そこについてもこの制度の手話通訳者の派遣制度の周知と必要な措置を講ずるよう努めるものとする。第三者にもそういうお願いをするというようなものがありますので、私は、災害あるときとか、そういう人たちが取り残されては困るから、その趣旨としては私は賛成のことなんですけれども、もうちょっと町とのすり合わせというのもできていると、より予算的措置も講じられたし、学校教育の場でもこの条例ができることによって、一定の時間を町として、町長、設置者として町長であったり、また、教育長のこれまでとまた違った厳しい児童生徒のカリキュラムの中にまたこういうものを押し入れて、中にはめ込んでいかなければならないという、当然努力も出てきますよね。

そういう意味では、それを皆さんが町長、設置者も、教育長も否定をするものではないと思いますけれども、なるほどそのとおりでというふうに思っているんだと思うんですけれども、その辺の調整、もう少し私はいまうまくできなかったかなという思いもあったものですから、委員長に、その辺を聞くとともに、これに対して町長あるいは教育長から意見があったら伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） それでは、私のほうから一言言わせていただきます。

私は、この言語条例というのは、これは結構なことだなというようには日ごろ思っております。日ごろ私もこれはだめだと言ったことは一回もございません。一般質問いただいても、何かの質問いただいても言ったことはございません。

広い意味で、町民といろいろな面で相談しながら、この件についてはやっていきたいというような私の答弁があったと思っております。

ですから、今回こういった議会発議というような中でしていただいたということの中においては、私はちょっと残念だなというようには思っております。

日ごろ議会と行政は両輪のごとくというようなことも言われております。こういったこともしっかりと議会といわゆる相談しながら、また、行政と相談しながらやっていただければありがたいなど。行政といたしましては、このこともいろいろな面でアンケートをとりながら、どういった形でやったらこの吉岡町の手話条例ができるのかなというようなことも模索をしているというのが事実でございます。

そういったことで、今一言町長に言えと言われたことになりますと、この条例を見ますと、広い分野で教育委員会、そしてまた医療、そしてまた、行政の中においてもこういった形がいいんじゃないかな、ああしたほうがいいのではないかなというようなものがたくさんあるのではないかとこのように私思っております。

ですから、議会発議ということで、今出ております。そういったことはさて置いて、議員皆様方のいろいろな面で考えてやっていただければありがたいというように私は思っております。

議 長（馬場周二君） 教育長。

〔教育長 大沢 清君発言〕

教 育 長（大沢 清君） 私も決してこの条案について、条文について異議を申し上げるところではございませんけれども、当然この条例ということは、この条例、努力義務とはいいながらも、当然この条例に従って教育も当然やっていかなければならない。当然そういうことになります。

したがいまして、ある程度事前に草案等でこの部分はどうだろうというような、そういう調整をさせていただければありがたかったかななんていうふうに思っております。

先ほども小池議員さんがおっしゃられたとおり、予算的に伴うものであれば、当然町のほうも学校のほうで予算が必要であれば、当初予算の中に必要なものは要求していくと。そういった形で条例ができればよかったのかななんて。

当然その条例に伴って予算が伴うものであれば、当然同時に条例改正なり、条例制定と



いうことになるかというふうに思いますけれども、その部分がもう少し配慮していただければありがたいなというふうな、それが率直な意見でございます。

議長（馬場周二君） ほかにありますか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） 町長、教育長が答弁というか、発言がありましたので、前に戻って、もう一度委員長に真意といいますか、お尋ねしたいなというふうに思って、今質問するんですけども、群馬県条例第22号、群馬県手話言語条例というのがもう既に制定されております。ここに今手元にありましたけれども、少し読んでまいりました。

手元にある発議第1号の内容は、ほとんど同じなんです。ほとんど同じです。

今委員長が申されたとおり、市町村条例案みたいなものがあって、それをそっくりそのままといいますか、書いてきたんだと、今委員長、五十嵐議員の質問にお答えになっていましたけれども、そうしますと、この群馬県条例第22号でいきますと、県の責務とかが書いてある。県は、この市町村とその他の関係機関と連携していろいろこういう言語条例にまつわることをやりなさいと書いてあるわけです。

この例えば第5条には、市町村との連携及び協力ということで、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及、その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

それから、県民の役割は、今ここにある発議第1号の町民の役割と全く同じ文言なんです。

そういったときに、よく調べていないから、ふっと湧き出た疑問なんですけれども、この発議第1号をこれは町の条例になるわけなんですけれども、成立すればですね。そのときに、群馬県条例で同じもの、ほとんど同じ内容なんです。委員長は、行政に、やるのは行政ですから、行政に何を期待してやっているのか。県の条例があって、また町の条例を策定しようとしているんだというのは、内容は同じなのに、何を行政に期待しているのか。そこのところをまず1点お伺いしたい。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。

平形議員の質問にお答えします。

先ほど申しましたように、とりあえずまずは県の条例のモデル、それに合わせまして、先ほど申しました市町村手話言語条例のモデルがあります。それに基づいて、当然ながら作成したわけございまして、ある意味、それは県からのトップダウンじゃないですけども、そこまではなかなか考えというよりは、まずはあった、県にあった、それに

対して町がうまく取り組めるような形のほうで少し、大分訂正して多分出ていると思うんですよ。

それなものですから、ある意味、県とあと今市町村の条例に基づいた条例を上げているわけでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） ほかにありますか。平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） もう少し具体的な話をしたいと思うんですけども、発議第1号の第14条には、先ほどの話もありましたように、町は必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとするところあるわけですね。先ほども聞きました群馬県条例第22号の第16条、全く同じ文言で、県は、手話に関する取り組みを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする、そう書いてあるわけです。こっちのほうは、もう既に制定された県の条例でございますので、委員長に質問していいかわからないんですけども、これを県条例が定めて、この政策を推進していくとなると、市町村にも協力を求めてやっていただくと。やるのは市町村ですからね。そうすると、県が予算立てているのか、それはどういったふうになっているのか。

当然のことながら、県がやるとすれば、県の教育委員会が吉岡町立の公立学校に対してこれでやってくださいと。やるのは、公立小中学校ですけども、それに対する予算立てができていないはずなんですけれども、そういうことをやっているのかなというふうにちょっと疑問に思ったものですから、それには町長、教育長が今答弁じゃないんですよ。発言がありましたけれども、それを聞いていると、もう少しこの条例、発議第1号を提案する前に、相談があったほうがよかったかなというようなニュアンスの発言があったわけなんですけれども、そこら辺の委員長、これを「努めるものとする」ですから、構わないかなというふうにも思うんですけども、成立すれば、町の行政、ある程度縛るといいますか、やっていただかなければいけないことになるわけなので、そうすると、今県の条例が予算立てがしているのかどうか。

それから、町は、それに対して単独の予算を組んでやろうとさせているのか、委員長の考えはどうなんですか。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。

当然ながら、今申し上げた、それに対して市町村の案では、市（町村）は、手話に関する施策に積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるようにする。当然市町村に関しましても、それに載っているわけでございます。これに関しましては、ちょっと

先ほど町長と教育長答弁していただいたとおり、努力義務の形で、とりあえずは少しお願ひしていただけたら、これからの財政措置をお願いしていただけたらという形で出させてもらったというのが本音でございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君）

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。

ちょっと教育に関しては、当然ながら、これはもう既にどこも県にしましても、市町村に関しましても実際もう条例として入っております、それに関しては、町が入れるべきものだと思って、具体的にちょっとそこら辺は私もそこら辺に関しては、大林議員の質問に関しては、的確に答える自信がないわけで、それに関しましては、ちょっと控えさせていただきますが、先ほど申しましたぶどうの会とのいろいろな交流に関しましては、私も一番最初に質問したのがもう何年前かな、ですから、それ一回やったんですね。それから去年のちょうど1年前の第1回の定例会で質問させてもらって、その間に結構いろいろと交流はしております。

その他、議員さんに関しましても、ある程度交流はしておるわけでございまして、それに関しましても、やはり根底にはある意味、先ほども申しました障害者差別解消法、これに基づいて全てがもう動いているわけでございまして、先ほど申しました平成28年度に県の条例が制定されまして、とりあえずはまずは手話のほうから制定を先に進めていくのが、先ほど申しましたように、どうしても障害者差別解消法が全体の形になりますものですから、そこに焦点を合わせたことございまして、その中におきまして、ある意味、ぶどうの会さんからの指摘で条例のほうもひとつよろしくお願いとあったことは事実でございます。以上でございます。（「休憩を求めます」の声あり）

議長（馬場周二君） ただいま休憩ということでございました。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

---

午前10時29分再開

議長（馬場周二君） 再開します。

ここで、約30分間、ちょっと休憩をとります。

午前10時29分休憩

---

午前11時00分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開したいと思います。

大林議員。

〔2番 大林裕子君発言〕

2番（大林裕子君） 先ほどの私の発言を全て取り消させていただきたいと思います。

議長（馬場周二君） ただいま大林議員より先ほどの発言について、全文取り消しの申し出がありましたので、これでお諮り申し上げます。大林議員の発言の全文取り消しの申し入れを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、大林議員の全文を取り消します。

それでは、ほかに質疑はございますか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 済みません。3回目だったですから。先ほども言いましたけれども、この6条関係であるとか、あるいは10条関係、6条におきましては、事業者の役割ということで、事業者は聾者が利用しやすいサービスを提供し、聾者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとするというふうになっております。そしてまた、10条では、医療機関の開設者は、聾者が手話を使用しやすい環境を整備するよう努めるものとするというふうになっていきますと、当然のことながら、議会発議であれば、当然またこのことも議会として責任を持ち、やはりそちらにつくったから、一方的にこれをやれということじゃなくて、協議をしなくちゃならないですね。お願いをしていかなくちゃならないと思うんですよ。議会がつくった以上は、それは教育委員会についても町についても同じなんですけれども、そうすると、なかなか手続も厄介だなという中で、町も教育委員会も一緒ですけども、挙げてこの手話言語条例については、賛成の立場だという意見もありましたので、今は聞いていると、町がやらないから議会でやっているということ

でもないらしいようですので、その辺を十分に協議ができて名実ともに、仏つくって魂入れずという言葉がありますけれども、つくったものに本当にその中に魂が宿るということになれば、当然議会の果たす役割も多いと思いますけれども、町、教育委員会、議会が十二分に協議をして、そして名実ともに町を挙げてこの条例ができたというようなものにできれば一番いいのかなというようなこともありますので、そういうことも含めて、ぜひとも提案者としていろいろな考えもあるでしょうけれども、また委員会付託にもされるんでしょうけれども、そういうことも考慮する中で、本当に両者がいい吉岡町にいい条例ができたなど言える、町を挙げて言えるような条例の設置に向けて、もう一踏ん張り努力をいただきたいというふうに思いますけれども、委員長の決意を最後にお尋ねしまして、私の質問を終わります。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 今小池議員さんからとりあえずこれからの方針ということで意見をいただいているわけでございます。これに関しても、ちょっと今までずっと長年それなりに準備をしてくれているんですが、ただ、残念ながら、出すのに当たって、拙速であったかなという感は否めないもので、そこら辺に関しましては、少し反省するところもあるかと思うわけでございますが、ただ、これに関しましては、とりあえず一回こういう形でこれからの手話の努力義務という形になっておれば、施策としてしっかりとこれから進めていくに当たりまして、議会と町と執行の側からこれからどういう形で手話をとりあえず会をつくって、協議会なり準備会なり、そういうものをつくって、ある意味いい手話言語条例という形で、障害者、この場合におきましては、聾者の形になりますが、しっかりとした施策をお互いに努力してやっていたら、そこら辺は執行側のほうとしっかりと協議してやっていたらいいと思うわけでございまして、それに関しては、これからしっかりと協議してつくっていききたいと思うわけでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

ただいま議題となっている発議第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、勤務1時間当たりの給与額の算出を労働基準法に準拠させるため、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 本議案は、条例第17条の勤務時間1時間当たりの給与額の算出を労働基準法に準拠させるため改正するものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

左の新しいほうが改正案で、右のほうが現行となっております。下線部が今回の改正箇所ということになります。

まず、第17条1項についてですが、現行の勤務時間1時間当たりの給与額の算出は、給与月額と地域手当の月額を12カ月分を1週間当たり38時間45分掛ける52で除した額となっております。これを分母の除する時間について、1時間当たり38時間45分掛ける52週から祝日法による祝休日及び年末年始の休日の日数掛ける1日当たりの勤務時間7.75時間を引いた時間に改正するものでございます。

続きまして、第2項でございますが、これは再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額について新たに規定を設けるものでございます。

続きまして、議案書に戻っていただきたいと思っております。

附則といたしまして、施行期日でございますが、平成31年4月1日から施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第1号は、総務常任委員会に付託します。

---

日程第 8 議案第 3 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第 8、議案第 3 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第 3 4 号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の公布及び人事院規則の改正等を踏まえ、長時間労働是正のための措置として、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、総務政策課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 本議案は、条例第 8 条に正規の勤務時間以外の時間における勤務について、新たに第 3 項で規則への委任規定を設けるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

これは、働き方改革の推進に関する法律の整備に関する、いわゆる働き方改革関係法の公布及び人事院規則の改正を踏まえたものということですが、こちらにございませとおり、その内容を条例から規則に委任するという規定が必要ということでございます。

続きまして、また議案書に戻っていただきまして、こちらにつきましても、平成 3 1 年 4 月 1 日からの施行となりますので、よろしく申し上げます。

以上、町長の補足答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第 3 4 号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第9、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成30年第4回定例会において可決されました吉岡町議会議員定数条例の一部を改正する条例により、議員定数が2名削減され、議員1人当たりの責任が増大すること、また、将来的に多様な人材を確保していくためにも議員報酬の引き上げが必要となると考え、特別職報酬等審議会に諮問し、その答申内容を考慮し、報酬額を定めましたので、所要の改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長から説明させますので、ご審議の上、可決くださいようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、ごらんください。

左が改正案で、右が現行となっております。下線部分が今回の改正箇所となります。

まず、第1表についてですが、関係条文の表記に誤りがありましたので、この場におきまして改正という形で、第1条関係から第2条関係ということに改めました。

続いて、報酬額の記載のある第1表ですが、議員報酬の月額について、議長を30万円、副議長を23万4,000円に、常任委員長を22万2,000円に、常任副委員長を21万6,000円、運営委員長を22万2,000円に、運営副委員長を21万6,000円に、議員を21万2,000円にそれぞれ2万2,000円ずつ引き上げるものでございます。

続きまして、議案書をごらんください。

附則の施行年月日ですが、議員定数の削減が適用される次期改選後の平成31年4月30日からの施行としております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。



議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、まず第1点でありますけれども、今回の報酬審議会がいつ開かれて、報酬審議委員さんからの意見はどうであったか、どういう意見があったか。

それと、その前回、今回じゃなくて前回にも報酬審議会が町が答申したと聞いていますけれども、町が、そして、報酬審議会からそれは反対があって改定ができなかったというようなことを聞きましたけれども、それでは、前回の報酬審議会の意見はどうであったのか。前回と今回のをあわせて回答をお願いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 担当課長に答弁させます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず、今回の特別職の報酬審議会の開催年月日についてお答えします。

1月24日に開催をいたしました。メンバーにつきましては、自治会連合会長と副連合会長、吉岡町商工会長、北群渋川農業協同組合吉岡支所長、吉岡町社会福祉協議会長、吉岡町勤労者協和会長、吉岡町女性防火クラブ会長及び吉岡町母子保健推進員会長についてご協議をいただきました。

それと、前回の経過についてご説明申し上げます。前回については、平成25年に改正されました。そのときにもございましたが、平成10年以来20年にわたって据え置かれておるわけですけれども、その平成25年のときも現行どおりとしながらも、報酬額をアップする場合については、議員定数削減の検討も同時に実施すべきとの答申がございました。

その経過を踏まえて、また今回の審議会でもその経過等について委員さんにご報告した上でのご協議をお願いしたところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今回の提案理由の中に、定数削減に伴い、議員1人当たりの責任が増大するというようなことがありますけれども、私は議員という立場からして、多くても少なくても議員の責任というものは増大しない。同じだというふうに思っております。少ないから責任が重くなることは、議員は少なくても多くても私は責任は同じだというふう

に思います。

そしてまた、多様な人材確保の観点から議員報酬を増額するんだと。これも本当に正当な理由になるかどうかというものを考えた場合、私はそれも余り当たらないのかなというふうにも思います。

やはり、一番懸念されるのは、議員定数を削減したから、2人削減したから、その分が浮いたから、その分を今度はじゃ16人が14人になったから、その分をみんなに今度は配分しようと。私は、この考えというのは、なかなかそうじゃないんだといっても、そう見えるんですよ。定数2人減らしたんだから、その分の予算が余ったんだから、その余った分、今度は減らしたところにみんなして配分しようというふうにはしか見えないんですよ。

私は、こういう考えだとなかなか住民の了解は得られないのではないかとこのように思っています。

やはり、定数削減したばかりですから、だから、削減したから、その分を皆さんでプールしますよというふうはどうしてもそう映ってしまう。

だから、私はタイミングからすると本当に悪いと思います。本当に議員の仕事の量、質から見て、やはりまた群馬県全体あるいは全国全体、人口割であるとか、そういうのから見てどうであったかということが本来の報酬のあり方だと思うんですよ。

その議論が余りなされないで、削減されたからその分をふやしたというふうはどうしても見えてしまう。私は、このことはなかなか多くの住民の了解は得られないのではないかとこのように思いますけれども、お考えはいかがでしょう。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員1人当たりの責任増大の効果ということで、人数ではないというお話もございますが、事務局といたしまして、群馬県内の23市町村で議員1人当たりの人口が1,000名を超えている市町村が8市町村現在ございます。吉岡町は、定数削減後の14名の場合には、1,520人となっております。玉村町、大泉町、邑楽町に次いで4番目に多い状況となります。

なお、定数削減前の16人の時点では1,330人でありまして、2人の定数削減により、議員1人当たりの人口が190人増加するという計算になります。

そのような考えのもとに、責任割合の増大ということを根拠づけさせていただきました。以上です。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 定数が16から14になると。議員1人当たりの責任が増大する。多様な人材確保の観点から、議員報酬を増額するとあるんですけども、吉岡町の議員定数が16だったときと、それから、今回のことしの春の14になるわけですけども、普通交付税はどうなりますでしょうか。たしか市町村の議員定数というのは、普通交付税の十何名のときには幾らとか、そういう決めがあったように思うんですけども、人口10万人当たりに対して議員が何人あって、それをモデル計算してということなんですけれども、そこに補正係数が入っていると思うんですけども、いずれにしても、16から14になったとき、普通交付税は減額されるのか。どの程度減額されるのかをお聞きしたいです。

議長(馬場周二君) 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長(高橋淳巳君) 交付税措置の関係なんですけれども、以前は議会費ということで、議員定数が議員が10万人だったら何人という形で補正をかけていたんですけども、今は、人口でやっております。包括算定経費ということで、人口で、例えば吉岡町2万人程度であればこのくらいでしょう。交付税は、10万人を規模で基本で考えておりますので、10万人であれば、このくらいの経費がかかるでしょうということで、今交付税算入がされております。

それで、ちょっと私のほうも細かい正確な数字というところではないんですけども、平成15年くらいまではそういった形で、議員の人数を最低の基準にされていたという形でありますので、その当時と今、ちょっとこの前確認してみたら、おおよそ変わりはないくらいのところでした。ちょっと細かい数字とかは、正式な数字のことは今ここで数字を持っていないので、申し上げられないんですけども、済みません。

議長(馬場周二君) 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番(平形 薫君) 記憶がちょっと定かじゃないんですけども、当初予算見ますと、議会費が減額になっているわけですけども、前年度対比、14になったから減ったのかどうか、議会費が減額になった理由なのか、そこをちょっと……、一番大きな理由は何でしょうか。

議長(馬場周二君) 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長(高橋淳巳君) やはりいろいろ予算の中であるんですけども、今回の議会費全体として見たところによると、議員削減の影響が一番大きいという形になっております。

議長（馬場周二君） 平形議員。

〔12番 平形 薫君発言〕

12番（平形 薫君） わかりました。

新旧対照表を見ますと、議長から議員まで報酬が増額されておるわけなんですけれども、例えば議長ですと30万円になりますね。27万8,000円から30万円になるわけですね。そうすると、これ要するに新旧の増額の割合ということになりますと7.91%になるわけなんです。単純計算ですけれども、ずっと全部計算していきますと、議員が19万円から21万2,000円ですので、11.58%になるんです。ちょっと私の理解の仕方が不足なのかもしれませんけれども、普通、同じ議員ですよ。確かに議長と副議長とか常任委員長とか、それぞれポストといますか、あると、重要度といますか、責務の増大はあるかと思うんですけれども、多いからこそ議長報酬が高いのかな。多いから大きいのかなとも思うんですけれども、増額する場合、要するに額で上げているわけなんです。なぜ率でなかったのかと。普通、議員報酬上げますと、対前年比3%ベースアップとか、民間では言うんですけれども、そういう発想じゃないのかなという、報酬委員会でもめた、あのもまれたことなんでしょうけれども、単純な質問なんです。ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 平形議員の質問のとおり、何%、これから春闘だ何だということでベースアップはパーセンテージという言葉もあるんですけれども、議員さんがなぜ額なのかということについて、事務局なりの整理ということのご理解をお願いしたいんですが、やはり先ほども申し上げましたとおり、労働に対する対価ではございません。あくまでも責任割合という言葉を用いさせていただいたところは、その根拠でございます。これからもよろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めまして、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第10 議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、吉岡町特別職報酬等審議会条例の第2条の規定により、吉岡町特別職報酬等審議会の意見を聴取した結果を受け、消防団員の報酬の一部を増額し、消防団員を確保するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、町民生活課長に説明させます。ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明として、改正内容について説明いたします。

1枚めくってもらいまして、新旧対照表をごらんください。右側の旧が改正前、左の新が改正後になります。

第1表の職名、機関員の項中の年額「4万7,000円」を「5万円」に、同表の職名団員の項中、年額「3万9,000円」を「4万3,000円」に、同表の職名ラッパ手の項中、年額「4万1,000円」を「4万5,000円」に改めるものでございます。

議案書の1ページをごらんください。

附則になりますが、この条例は平成31年4月1日からの施行とさせていただきますようお願いするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今回こういう形の改正なんですけれども、近隣市町村との比較がわかればお願いしたいと思えますけれども。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今近隣市町村の比較というようなことで質問いただきましたけれども、明確な、ちょっと答弁はできないんですけれども、これを改正するに当たり、いわゆる近隣市町村とはおくれをとらない、大体同じぐらいな、むしろ言えば吉岡町は高いほうに位置しているのかなという感覚でございます。

他町村との比較のものについては、後で提出をさせていただきます。

議長（馬場周二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、総務常任委員会に付託します。

---

### 日程第11 議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第11、議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく学校運営協議会の設置に伴い、委員の報酬を定める必要があるため、所要の改正をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務政策課長より説明させていただきますので、審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

下線の箇所が今回の改正となりますが、別表第1条関係中、「教育委員会委員」の後に「学校運営協議会委員」を日額8,800円で新設するものでございます。

続きまして、議案書をごらんください。

附則の施行年月日でございますが、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

1 4 番（小池春雄君） 新たに学校運営協議会の設置に伴いということで、委員の報酬を定めるといふことなんですけれども、この学校運営協議会委員、日額8,800円だそうなんですけれども、想定しているのは、恐らく運営協議ですから、会議なんだろうけれども、年間にどのくらいが予定をされているものなんだろうかと。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 想定では、年間3回ほどの開催を予定しております。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第12、議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明をお願いします。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

内容につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布に伴い、改めるものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長より説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、厚生労働省関係省令整理等に関する省令の施行に伴い、本条例の改正を行うものであります。

本条例は、いわゆる学童保育事業を運営するに当たり、必要となる基準を定める条例ですが、今回の省令の施行は、学校教育法の一部改正に伴い、専門職大学制度創設に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

旧の第10条第3項第5号中の下線「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改めるもので、この改正につきましては、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学の卒業者と同等であるにもかかわらず、「卒業した者」には当たらないため、放課後児童支援員になることができないため、本改正により、前期課程修了者も放課後児童支援員になることができるようになる改正になります。

議案書の1ページをごらんください。

附則とし、この条例は平成31年4月1日から施行するであります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第13 議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第13、議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

内容につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、改めるものであります。

詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。



議 長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例を改正するものであります。

本条例は、共生型サービス及び介護医療院が創設されたことに伴う所要の改正が主なものとなります。

それでは、吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

1ページ、目次に第5節、第2条第6号、5ページに飛びまして、第59条の20の2から9ページ上段第59条の20の3の改定規定につきましては、共生型サービス制度の創設に伴うものとなります。

戻りまして、2ページをごらんください。

第6条第5項第12号、ページが飛びまして、11ページ、第61条、またページが飛びまして、16ページ、第82条、17ページ、第83条、18ページ、第84条、19ページ、第103条から第112条まで、20ページ、第125条、第130条、23ページ、第150条から24ページ、第152条まで、ページが飛びまして、29ページ、第190条第7項、31ページ、第191条、第192条、34ページ、附則につきましては、介護医療院の創設に伴う改正となります。

その他につきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護のオペレーターに係る基準の見直しというのがありまして、それに伴う改正ということになります。

また、ページが19ページになります。

第117条、21ページ、第137条、24ページ、第156条、25ページ、第181条につきましては、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を定めることに伴う改正となります。

議案書に戻りまして、7ページをごらんください。

附則とし、この条例は平成31年4月1日から施行するであります。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

**日程第14 議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

内容につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、改めるものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させていただきますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今回の改正内容につきましては、先ほどの議案第5号と同様の厚生労働省関係の省令の施行に伴う改正になります。

今回の条例に関しましても、介護医療院が創設されたことに伴う所要の改正が主なものとなります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案ということでお願いするものでございます。

1ページ、第5条、2ページ、第44条、3ページ、第45条、4ページ、第46条、第60条、第72条、5ページ、第73条、6ページ、第83条につきましては、介護医療院の創設に伴う改正となります。

続きまして、5ページをごらんください。

第78条は、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、運営基準を定めるものになります。

議案書の1ページをごらんください。

附則とし、この条例は、平成31年4月1日から施行するであります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例

議長（馬場周二君） 日程第15、議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

現在、駒寄スマートIC東側で進めている近隣商業地域設定にあわせて地区計画を定めるため、都市計画法による地区計画等の案の作成手続を定めるものであります。

詳細につきましては産業建設課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第7号の町長の補足説明をさせていただきます。

第1条は、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めることを目的としております。

都市計画法第16条第2項の規定では、都市計画に定める地区計画等の案は、その案に係る区域内の土地の所有者や利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとあります。

次に、第2条では、地区計画等の案の提示方法が定められております。地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して2週間、公衆の縦覧に供しなければならないと定めております。

1号として、地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域、2号として、

縦覧場所となります。

続いて、第3条では意見の提出方法が定められております。縦覧に供された地区計画等の原案について、意見を提出する場合には、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を町長に提出しなければならないと定めています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

議 長（馬場周二君） 日程第16、議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

（仮称）南下城山防災公園が一部工事を残して完成するため、吉岡町立公園「吉岡町城山みはらし公園」とするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明させます。審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第8号の町長の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表をごらんください。右側が旧、左側が新でございますが、第2条の表に名称として「吉岡町城山みはらし公園」、位置として、北群馬郡吉岡町大字南下172番地の1を追加するものです。

本公園については、一部の植栽工事を残しますが、おおむね3月末までに完了すること

により、4月14日の日曜日に開園することとしています。

公園の名称については、広報等により募集した結果、18人から37作品の応募があり、町の内部での審議や自治会連合会の皆様の意見を踏まえ、決定させていただきました。

議案書に戻りまして、附則ですが、この条例は、平成31年4月13日から施行するものでございます。

以上でございます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第17 議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第17、議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良法の一部を改正する法律が施行されることにより、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第9号の町長の補足説明をさせていただきます。

土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良法の一部改正が行われ、条項の条ずれがあり、本条例で引用しています法の条項に該当があることから、条例の改正を行うものであります。

法の条ずれについては、法第36条の2第1項として、新たに「施設管理准組合員に対

して管理の協力を求めることができる」という規定が加わり、特別徴収金に係る規定が法第36条の3第1項に移行したことによるものであります。

新旧対照表をごらんください。向かって右側が旧の第1条中の下線「法第36条の2第1項」を向かって左側、新の第1条中の下線「法第36条の3第1項」に改めるものであります。

議案書に戻りまして、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 昼食休憩に引き続き、会議を再開いたします。

福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 先ほど小池議員の質問に消防団の報酬で、他市町村の報酬状況ということで質問がありましたので、他市町村の消防団の報酬の比較状況の一覧表を配付させていただきました。よろしく願いいたします。

---

## 日程第18 議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例について提案理由の説明を申し上げます。

平成36年から導入される新たな森林経営管理制度に合わせ、森林環境譲与税の譲与が平成31年度から行われ、その財源を積み立てるために本条例を定めるものであります。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、審議の上、可決いただきます

ようよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第10号の町長の補足説明をさせていただきます。

我が国の森林資源が充実する中、森林の多面的機能を発揮させるために適時適切に伐採、造林、保育等を実施し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となつてきております。

そのため、市町村において林業経営の意欲の低い小規模な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぎ、林業経営の集積、集約化を図ることを目的とする新たな森林経営管理制度が平成36年度から導入されることとなります。

新たな森林経営管理制度は、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため、責務を明確化する、森林所有者みずからが森林の経営管理を実行できない場合に市町村が森林の経営管理の委託を受ける、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施するを4つの柱としているところであり、現在県と調整を進めているところでございます。

この制度の導入に合わせ、森林環境譲与税の譲与が平成31年度から行われ、その財源を積み立てるために本条例を定めるものです。

附則ですけれども、本条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上、町長の補足説明であります。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ただいまの説明の中で、森林の経営というのが出てきましたけれども、実際に吉岡町で森林経営と言われる人というのはどのぐらいあるのか。

それとまた、森林を所有している件数というのは実際にはどのぐらいあるんだろうかというのと、それと、第3条で森林環境譲与税が新たにできて、そして、それをもととして基金を積み立てるという話でありますけれども、その譲与税だけを積み立てるのか、それともまた、一定額を町の町税から足して積み立てるのかという問題と、町の目的というんですか、予測だと大体この基金を基金条例として、最終的には幾らぐらいの基金にしておきたいのか、しておくのかということなんですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。最終目的の。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） ご質問の、現在の林業経営者の数につきましては、ちょっと現在細かい数字を持ってございませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

また、林業経営者等の状況等でございますけれども、現在細かいところについて、県のほうとちょっと調整しながら、実際のところ県もこの制度の導入について、ちょっと困惑といいますか、いろいろちょっと新しい制度のために、なかなか難しい面があるというところで、今から準備して5年後からということで体制を整えていく段階だということ、ご理解いただければと考えております。

また、町の税金を足しての積み立てかということですが、今のところ足しての積み立ての予定は考えておりませんが、ただ、先ほども年どのくらいの積み立てになるかということで、これは来年の当初予算の中でも上げてあるわけですが、これは来年度は147万8,000円を上げておるところでして、これは、林の面積の案分で県から税金が来るものだという事になっているわけですが、この辺の積み立てが単純に考えれば、あと5年ですので、600万円強ということになるわけなんです、それで現実的に取り組む内容と照らし合わせながら、そこに幾らの予算が必要なのかと、その辺も制度が始まる時までに精査をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） この制度では、今盛んに時期としてスギ花粉等がありまして、その国の方針の中でもスギ花粉があるので、これにかわる何か新しい杉なのかもしれませんが、それにかわる新しい品種のものにだんだん置きかえて、植えかえていくというような話も聞いておりますけれども、そういうものにも、そういうものというんですか、そういうことが根底にもあるというふうに理解してよろしいんですかね。この基金というのは。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 主な取り組みとしましては、先ほどお話しさせていただきました森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための動きを国、県と一緒にやっていくと。

そういった中で、そういった項目も必要に応じて検討することになるんだろうと考えております。以上です。

議 長（馬場周二君） よろしいですか。

ほかにありませんか。



〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

**日程第19 議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例**

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

小口資金融資について、県制度融資の借りかえ制度継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受け、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業建設課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第11号の町長の補足説明をさせていただきます。

県では、小口資金の返済負担の軽減策として、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について平成30年度までに融資申し込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借りかえができるものとしておりますが、今回申し込み期間を平成31年度まで継続することになりました。

このことに伴い、この制度の規定を設けた平成14年吉岡町条例第21号による吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の改正附則の一部を改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。向かって右側が現行、左側が改正案でございます。

現行の附則第3項中「平成31年3月31日」を新のほうで「平成32年3月31日」に改めるものであります。

議案書に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成31年4月1日

から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、本条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては財務課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、昭和46年に制定された農村地域工業等導入促進法に基づき、農村地域内において製造業等に係る企業導入を行う場合、設備などを新增設した法人等を対象に、その事業に対する償却資産等の固定資産を3年間免除する特例でありました。

条例中、第1条で固定資産税の課税の特例を「農村地域工業等導入促進法第10条において、省令で定める対象設備を新設または増設したものなど」と規定しておりますが、今回の法律の改正に伴い、その「農村地域工業等導入促進法第10条」が削除となりました。これにより、本条例による課税免除の根拠規定がない状態となったため、今回本条例を廃止するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第21 議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第21、議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道事業の布設工事に係る監督者の有すべき資格基準であります技術士法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、改正をお願いするものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

水道事業給水条例では、料金や給水装置など、給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めておりますが、あわせて、水道布設工事にかかわる監督者の資格基準についても定めております。

今回の条例改正は、監督者の有すべき資格基準の1つであります技術士法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことにより、所要の改正をさせていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。右側の旧が現行、左側の新が改正案となります。

右、旧の第43条第8号中、下線引きの「又は水道環境」の文中の文句を削り、左、新の改正案に改めるものでございます。

議案書本文にお戻りください。

附則ですが、施行日については、平成31年4月1日、経過措置として、この条例の施行前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち、上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、従前にみなす内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第13号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第22 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（馬場周二君） 日程第22、議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合による事務の共同処理を行う組織団体を追加するために群馬県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要がある、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務政策課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） それでは、補足説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するときは関係地方公共団体間の協議によることとされ、さらに、同法第290条により、関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、事務の共同処理を行う組織団体の追

加に関する協議について上程させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

群馬県市町村総合事務組規約第3条では、組合の共同処理事務について、共同処理する事務につきまして、別表第2、右欄に掲げます組織団体の同表左側の事務の共同処理をすると規定されてございます。その別表第2の3の項「消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務」の「共同処理する団体」に「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」及び「多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」を加えるものでございます。

続きまして、議案書2ページをごらんください。

下の段の附則第1項施行期日でございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受け、平成31年4月1日から施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

---

### 日程第23 議案第15号 町道路線の認定について

議長（馬場周二君） 日程第23、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第15号 町道路線の認定について提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道路線の認定について、道路網の整備をするためのものでございます。

産業課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 議案第15号の町長の補足説明をさせていただきます。

新たに認定する路線の内訳ではありますが、林道栗籠・井堤線の新設に伴う新規認定が1路線と、開発行為により寄附を受けた11路線でございます。

それでは、町道路線認定調書の1ページをお開きください。

見方としましては、左より整理番号、路線番号、路線名とあります。整理番号は、位置を示しており、路線番号下3桁は路線網図に表示されております。路線網図は、5分の5ページをごらんください。

新たに認定する林道栗籠・井堤線の新設に伴う新規認定路線は、1ページ、整理番号1番、井堤4号線の1路線であります。

次に、2ページをお開きください。

新たに認定する開発に伴う寄附道路は、2ページ、整理番号2から4番、北発地岡12号線、鬼ヶ橋6号線、東原14号線でございます。

次、3ページの整理番号5から10番、前田9号線、宮前5号線、不動久保8号線、十二地区12号線、大畑9号線、大畑10号線。

続きまして、4ページでございます。整理番号11から12番、山王9号線、並木4号線の、以上11路線であります。

今回の更新後の路線数は1,646路線となり、総延長は約32万5,592メートルとなります。

以上、町長の補足説明でございます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 開発に伴う町道だということはわかったんですけども、面積ではどのような押さえ方をしているのでしょうか。実際にはこの筆で面積というのはどのくらいあったんですか。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） おおむねでございますけれども、今回11路線が開発の路線でございますが、その延長的には約500メートルでございます。これは、それぞれの幅員は、側溝を入れて約5メートルでございますので、約2,500平方メートルとなります。以上でございます。

議 長（馬場周二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第15号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第24 議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（馬場周二君） 日程第24、議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,354万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,305万4,000円とするものであります。

今回の補正予算における概要についてですが、主なものとしては、歳入では、1款町税934万2,000円の減額、14款国庫支出金2,035万4,000円の減額、15款県支出金1,347万2,000円の減額、18款繰入金8,931万円の減額、20款諸収入で4,919万円の減額、21款町債で1,040万円の減額。

歳出では、2款総務費1,399万8,000円の減額、3款民生費2,724万1,000円の減額、4款衛生費1,199万3,000円の減額、6款農林水産業費1,106万4,000円の減額、8款土木費1億948万2,000円の減額、10款教育費1,626万9,000円の減額などがございます。

今回の補正予算の主なものは、歳入の部では、1款町税4項1目たばこ税で売り上げ本数の減少によるもので、834万2,000円の減額をしております。

また、20款諸収入5項3目雑入で駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金が歳出の事業費減に伴い5,157万円の減額となっております。

続いて、歳出の部ですが、8款土木費4項都市計画費2目都市施設費では、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業でNEXCO東日本への委託料など、合計で6,876万円の減額となっております。

その他では、主に年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

補正後における財政調整基金からの繰り入れは6億7,256万6,000円で、年度末の財政調整基金残高見込み額は、予算ベースで17億3,325万4,000円となっております。

なお、繰越明許費、地方債の補正などの詳細につきましては財務課長より説明させます

ので、ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）をごらんください。

平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるということで、第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、先ほど町長の説明にもありましたように、歳入歳出それぞれ1億9,354万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,305万4,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。こちらは、第2表繰越明許費によるということで、7ページをごらんください。

今回は14事業でございます。

まず、1段目、2款総務費1項総務管理費のプレミアム商品券事業で、翌年度繰越額は300万円です。対象者の抽出など、システム開発に要する経費を翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目、3款民生費2項児童福祉費の私立保育所等施設整備助成事業で、翌年度繰越額は2億2,270万8,000円です。第三保育園の新築工事が年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越すものです。

3段目、6款農林水産業費2項林業費の林道栗籠・井堤線新設事業で、翌年度繰越額は2,017万4,000円です。立木竹の伐採、伐根に時間を要し、工事が遅延したため、翌年度へ繰り越すものです。

4段目、8款土木費1項土木管理費の道路用地登記業務52万円と、その下、5段目の2項道路橋梁費、町道大藪12号線道路改良事業の393万円です。用地測量のおくれなどにより、用地買収が年度内に完了できなくなったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

6段目、町道三宮・駒寄線道路改良事業は、435万8,000円が翌年度繰越額となります。繰り越し理由といたしましては、関係地権者との境界確認に時間がかかり、不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

7段目、町道片貝・吉開戸線道路改良事業で翌年度繰越額は713万9,000円でございます。繰り越し理由といたしましては、施工区域内で新商業地の計画等、調整が必要となり、発注におくれが生じたため翌年度へ繰り越すものです。

8段目、町道熊野・吉開戸線道路改良事業で翌年度繰越額は720万円です。繰り越し理由といたしましては、当初予定していた拡幅範囲に加え、平面交差点の設計業務が追加



となったため、翌年度へ繰り越すものです。

9段目、橋梁維持補修工事で翌年度繰越額は3,726万4,000円です。気温等を考慮し、施工時期を調整した結果、4月以降に施工する必要が生じたため、翌年度へ繰り越すものでございます。

10段目、4項都市計画費、都市計画図書作成業務では、250万円の繰越額となります。繰り越し理由といたしましては、新規商業用地の地域設定を進める上で、農林調整協議に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

11段目、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応事業は、5,806万2,000円の翌年度繰越額となります。繰り越し理由といたしましては、NEXCO東日本施工工事の入札不調で不測の日数を要したため、NEXCOへの負担金、町分の施工工事費、前橋市への負担金を翌年度に繰り越すものです。

12段目、南下城山防災公園整備事業で翌年度繰越額は7,800万円です。繰り越し理由といたしましては、良質な流用土の確保に不測の日数を要したことに伴い、施工時期がずれ込んだ結果、植栽工事などを翌年度へ繰り越すものでございます。

13段目、9款1項消防費の防災無線デジタル化事業は、1億1,315万8,000円の翌年度繰越額となります。繰り越し理由といたしましては、世界的なCPUの需要増加による供給不足を受け、追加の戸別受信機の製造がおこなわれているため、翌年度へ繰り越すものです。

最後、14番目の10款教育費6項給食センター費、給食センター個別施設計画策定業務で、翌年度繰越額は250万円です。繰り越し理由ですが、計画策定に当たり、施設の現地立入調査が長期の休業期間に限られてしまい、年度内に業務の完了ができないことから次年度へ繰り越すものです。

以上が第2表繰越明許費補正となります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、第3条をごらんください。

第3条につきましては、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、「第3表・地方債補正による」ということで、こちらは8ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、追加といたしまして、学校教育施設等整備事業債（吉中ブロック塀改修事業）で限度額は570万円です。昨年の夏期休暇中に実施したものに伴うもので、充当率100%、交付税措置は60%となっております。

次に、地方債の変更ですが、事業費の確定及び財源の振替などにより、緊急防災・減災事業債（役場庁舎非常用発電機設置事業）の限度額を3,480万円から2,390万円に減額、同じく（南下城山防災公園整備事業）の限度額を1億2,320万円から1億2,

400万円に増額、(防災無線デジタル化事業)の限度額を3,810万円から3,210万円に減額するものです。

以上が第3表地方債補正になります。

次に、2ページ、第1表の歳入歳出予算補正でございますが、町長の提案説明でも申し上げたとおり、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっておりますので、主に補正額の増減の大きいものにつきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

それでは、12ページをごらんください。

1款町税4項1目町たばこ税は、12月分までの収入済額が前年同時期と比較して、約6%減少していることなどから、834万2,000円を減額するものです。

続きまして、14ページ、中段をごらんください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金でプレミアム商品券事務費補助金で300万円となります。平成31年10月の消費税引き上げ時の消費対策であるプレミアム商品券事業に係る経費に対するもので、補助率は100%となっております。

続いて、15ページ、上段をごらんください。

5目1節土木費国庫補助金2,224万3,000円の減で、南下城山防災公園や橋梁長寿命化修繕に係る事業費の減によるものです。

その下、6目1節消防費国庫補助金の民生安定施設設置助成補助金(防災無線デジタル化事業)の599万6,000円は、交付決定による増となります。

7目教育費国庫補助金3節中学校費国庫補助金で、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金293万4,000円の増は、吉中の東側及び北側のブロック塀改修工事に対する交付金で、補助率は事業費の3分の1となっております。

次に、18ページ、中段をごらんください。

17款1項寄附金2目ふるさと納税は、1月までの納入状況、また、今後の見込みを勘案し、125万円の減といたしました。

次に、19ページ、上段をごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、歳出減に伴う財源不足額の縮小などにより8,983万7,000円の減となっています。なお、年度末における財政調整基金残高見込額は、予算ベースで17億3,325万4,000円となります。

次に、20ページ、上段をごらんください。

20款諸収入5項3目雑入で、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金は、事業費の減により5,157万円の減額でございます。

諸収入の最後、保育所運営委託料等返還金の425万6,000円につきましては、過年度分の保育所運営委託料等で、保育園からの返還金となります。

2 1 款町債の補正につきましては、先ほど第3表地方債補正においてご説明申し上げたとおり、総務債から教育債までの4事業の補正となっております。

次に、歳出の主な増減科目です。まず、予算書23ページをごらんください。

2 款総務費1 項総務管理費5 目財産管理費1 5 節工事請負費で、役場庁舎非常用発電機設置工事9 7 2 万4, 0 0 0 円の減です。入札差金及び事業確定に伴う減額でございます。

その下、6 目企画費ふるさと納税推進事業関連では、歳入におけるふるさと納税額の減額、また総務省からの要請に基づき、返礼品割合を寄附額の3 0 %に引き下げたことにより、1 1 節の返礼品や1 3 節の業務委託料など、合計2 1 3 万3, 0 0 0 円の減額となります。

続いて、28ページ、上段をごらんください。

3 款民生費2 項児童福祉費3 目児童保育費の1 3 節保育所運営委託料や1 9 節負担金、補助及び交付金の施設型給付費以下の補正につきましては、年度末を迎え、対象児童数などを精査したことなどによる増減となっております。

予算書31ページ、下段をごらんください。

6 款農林水産業費1 項農業費6 目地籍調査費1 3 節委託料地籍調査業務委託料1, 1 2 8 万6, 0 0 0 円の減額は、調査面積の減によるものです。

続きまして、34ページ、下段から35ページ上段をごらんください。

4 項都市計画費2 目都市施設費では、1 3 節委託料から2 2 節補償、補填及び賠償金まで、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業の委託料など、総額6, 8 6 7 万円の減、南下城山防災公園整備事業が建設工事費など、総額1, 4 7 0 万円の減となっております。

以上が歳出の主な補正内容となります。

また、予算書の45ページから47ページは、給与費明細書となっております。

最終の48ページは、地方債の平成28年度末及び平成29年度末における現在高並びに平成30年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

また、今回の補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。参考にごらんいただければと思います。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、総務常任委員会に付託します。

---

日程第25 議案第17号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第25、議案第17号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

本補正については、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ1,801万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,059万7,000円としたいものであります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正については、事項別明細書にて説明をいたします。議案書7ページをお願いします。

主な歳入事項について説明をいたします。

第1款1項1目受益者負担金63万4,000円の増額。主に、建て売り分譲などの宅地開発に伴う一括納付による受益者負担金の増額補正となっております。

第2款1項1目下水道使用料169万6,000円の増額。下水道使用料の収納状況を予測した上での補正となっております。

8ページをお願いします。

第4款1項1目下水道費県費補助金160万円の増額。下水道事業管渠工事等の県費補助金の増額によるものとなっております。

第5款繰入金1,407万6,000円の減額。歳入歳出予算の相殺による補正となります。

引き続き9ページをお願いします。

第8款1項1目下水道事業債680万円の減額。公共下水道事業債及び流域下水道事業

債の額が確定したことによるものです。

10ページをお願いします。

歳出になりますが、第1款1項1目総務管理費103万6,000円の減額。主な予算では、7節賃金140万2,000円の減額、再任用職員の配属により、予算措置をしておりました臨時職員賃金を減額するものです。2目管渠管理費1,122万8,000円の減額。主な予算では、15節工事請負費285万2,000円の減額で、不明水対策工事の減額185万2,000円、これにつきましては、本年度漆原新田地区の不明水調査を実施しましたが、調査結果に基づきます不明水修繕工事の実績による減額となっております。19節負補交796万4,000円の減は、県央処理区維持費管理負担金の確定によるものであります。

11ページをお願いします。

3目の建設費575万1,000円の減額。主に13節委託料369万4,000円の減額。これは、公共下水道の区域拡大に伴う管渠実施設計の業務委託について国庫補助が県費事業に振りかえられたもので、契約額の確定による減額となっております。

4ページにお戻りください。

第2表地方債補正については、起債の目的で公共下水道事業の限度額1億2,050万円を1億1,480万円に、また、流域下水道事業の限度額740万円を630万円にそれぞれ減額、変更をしたいものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を2時といたします。

午後1時49分休憩

---

午後2時00分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開します。

---

## 日程第26 議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（馬場周二君） 日程第26、議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

**町 長（石関 昭君）** 提案理由を申し上げます。

議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,685万8,000円とするものであります。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議 長（馬場周二君）** 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

**健康福祉課長（米沢弘幸君）** それでは、主な補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。7ページをごらんください。

歳入の部、第1款国民健康保険税、第3款使用料及び手数料、8ページ、第4款国庫支出金、第6款財産収入、ページが飛びまして、10ページ、第9款諸収入につきましては、現在までの歳入執行状況により補正するものになります。

ページを戻りまして、8ページ、第5款県支出金、財政健全化補助金につきましては、県の広域化に伴い保険給付費等交付金で交付されることになったことによる減額になります。

9ページ、第7款繰入金は、歳出側の補正に伴う繰入金額の変更に伴う補正、第8款繰越金につきましては、額が確定したことによる補正となります。

歳出に移ります。

11ページをごらんください。

第1款総務費、第2款保険給付費、第5款保健事業費は12ページまで、13ページ、第8款諸支出金は、現在までの歳出執行状況により補正するものです。

12ページにお戻りください。

第6款基金積立金については、歳入の第8款繰越金の同額を基金に積み立てるものです。

13ページ、第9款予備費については、歳入の第5款県支出金、財政健全化補助金と同額を補正するものになります。

以上になります。よろしく申し上げます。

**議 長（馬場周二君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)

議長（馬場周二君） 日程第27、議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ186万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,627万7,000円としたいものがあります。

詳細につきましては上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にて説明をさせていただきます。議案書6ページをごらんください。

主な歳入ですが、第1款1項1目分担金87万円の減額。小倉地区並びに北下・南下地区の一括納付の納入実績によります減額補正となります。

第2款1項1目使用料29万5,000円の減額。使用料の収納状況を予測した上での減額補正となっております。

第3款1項1目繰入金50万3,000円の減額。歳入歳出予算の相殺によるものとなっております。

8ページをお願いします。

歳出となりますが、第1款1項1目総務管理費136万7,000円の減額。主な予算

では、18節備品購入費で、これにつきましては、公用車の購入に係る入札差金34万3,000円の減額となっております。27節公課費は、消費税の申告の確定によります82万7,000円の減額となります。

2目施設管理費49万7,000円の減額。主な予算では、13節委託料で施設維持補修工事に伴う設計業務費の減額50万円など、年度末を迎えての不用額の整理となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第28、議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541万4,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、主に歳入の貸付事業収入の貸付金元金及び利子回収金過年度分が回収業務等により増額となり、それによって歳出の一般会計の繰出金が増額となったことによる補正でございます。

詳細につきましては町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明させていただきます。



議案書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

歳入、第1款貸付事業収入を159万1,000円増額し、歳入合計を541万4,000円とするものでございます。これは、貸付金元金及び利子の過年度分の住宅新築分と宅地取得分が回収業務の積み重ねにより増額となったものでございます。

続いて、5ページ、歳出をごらんください。

第3款諸支出金159万1,000円を増額し、歳出合計を541万4,000円とするものでございます。これは、一般会計繰出金を増額するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第29 議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議 長（馬場周二君） 日程第29、議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,587万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億910万円とするものであります。

補正の内容につきましては、支払基金交付金の決定による減が主なものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、主な補正予算の説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。7ページをごらんください。

第1款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正になります。

次に、9ページまでの第2款国庫支出金、9ページ、第4款県支出金、10ページ、第6款繰入金に関しましては、歳出の保険給付費に対応する歳入の増減になります。

8ページに戻りまして、第3款支払基金交付金につきましては、交付金の額が変更になりましたので、減額補正となります。

歳出に移ります。次に、11ページをお願いします。

第1款第1項総務管理費は、介護保険指定管理システムの導入にかかわる委託料の増、第3項介護認定審査会費については、現在までの歳出執行状況による減額補正、第2款保険給付費は、14ページまで、現在までの給付費の執行状況による補正、15ページ、第4款地域支援事業費第1項包括的支援事業・任意事業費につきましては、執行状況による減額補正、第2項介護予防・生活支援サービス事業費、16ページ、第4項までは、給付費の執行状況による調整及び財源変更になります。

17ページ、第6款基金積立金につきましては、予算に不足が生じることが予想されるため、基金への積立金額を減らすものになります。

以上になります。よろしくをお願いします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第30 議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議長（馬場周二君） 日程第30、議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,067万3,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険料収入見込み額の精査等に伴うものでございます。

詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明いたします。6ページをごらんください。

第1款第1項後期高齢者医療保険料ですが、現在までの収入ベースと年度末までの収入見込み額より補正するもので、312万5,000円の増額補正となり、同額が7ページ、歳出にあります歳出の後期高齢者医療広域連合納付金になります。

次に、7ページ、歳出に移ります。

第1款第1項総務管理費第13節委託料の健康診査委託料について、現在までの委託料の支払い額及び見込み額により、119万1,000円減額補正するもので、同額が6ページにあります歳入の第5款第4項受託事業収入の減となります。

以上になります。よろしくお願ひします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第31 議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（馬場周二君） 日程第31、議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出においては、水道事業収益で1,186万7,000円を追加し、4億3,110万2,000円、水道事業費用で343万4,000円を追加し、4億683万6,000円、第3条の資本的収入及び支出においては、資本的収入で3,

358万7,000円を追加し、1億1,573万2,000円に、資本的支出で6,830万1,000円を追加し、3億7,285万5,000円に補正をお願いするもので、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源を改めさせていただくものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出につきましては、12ページより添付しております水道事業会計補正予算明細書により説明をいたします。12ページをごらんください。

収益的収入及び支出の収入となりますが、第1款1項営業収益838万6,000円の増額。全て2目その他営業収益の増額となります。内容については、住宅新築などに伴う新規加入金590万円の増額などとなっております。

2項営業外収益では、348万1,000円の増額。主に1目の長期前受金戻入となっております。

13ページをごらんください。

3目他会計繰入金185万7,000円の増額。一般会計からの繰入金となりますが、本年度末の策定を予定しております吉岡町水道事業計画（水道ビジョン及び経営戦略策定）に伴います経営戦略分の事業費に対する一般会計からの繰り入れとなります。

14ページ、15ページをお願いします。

続いて、支出、主なものとなりますが、第1款1項1目配水及び給水費で199万5,000円の減額、主に委託料175万4,000円の減額となりますが、施設管理に係る不用額の整理となっております。

2目総係費87万9,000円の減額。主に事務事業の人件費や委託料などで、支払い状況を予測した上での減額補正となっております。

15ページになりますが、4目の資産減耗費155万6,000円の増額。全額固定資産除却費となりますが、老朽管更新事業などの布設がえ工事の増加に伴うものとなります。

2項営業外費用では、2目で消費税498万6,000円の増額。これについては、決算期において消費税申告の必要額を最大限に見込み、計上をさせていただいております。

16ページをごらんください。

資本的収入及び支出となりますが、収入で第1款3項1目国庫補助金3,358万7,

000円の増額。防衛省の国庫補助金で、老朽管更新事業に対する国からの追加の補助金となります。平成30年度として、追加されました補助金3,358万7,000円については、全額平成32年度に実施予定の老朽管更新事業の前倒し予算として国から交付されておるものです。

続いて、支出となりますが、第1款1項建設改良費1目配水設備工事費6,846万9,000円の増。国庫補助金の追加配分に伴います工事請負費6,404万円と委託料442万9,000円の増となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第23号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

### 日程第32 同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任について

議長（馬場周二君） 日程第32、同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

公平委員会では、町職員に対する不利益処分等を審査し、必要な措置を講ずることを職務とする行政委員会でありまして、3人の委員で構成され、その任期は4年となっております。

平成31年5月1日をもって森田裕博氏が任期満了となりますが、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同氏の再任の同意をお願いするものであります。

同氏の生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

同氏は、昭和38年に県立勢多農林高等学校を卒業、同年に県内の自動車販売会社に入社、その後建設会社に入社され、退職後は野田宿を守る会の会長として活躍されております。平成23年5月2日から委員に選任され、また、平成24年10月から同委員長に就任、平成27年5月2日に再任され、現在に至っております。

人格は高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、活躍も

顕著で、公平委員として適任でありますので、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第1号 吉岡町公平委員会委員の選任についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

### 日程第33 同意第2号 吉岡町監査委員の選任について

議長（馬場周二君） 日程第33、同意第2号 吉岡町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。

同意第2号 吉岡町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

このたび見識を有する者から監査委員に選任されている落合一宏氏が一身上の都合により、平成31年3月31日をもって退職することになったため、次の者を新たに選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を求める候補者は、石関秀一氏でございます。

生年月日及び住所は、議案書に記載のとおりであります。

同氏は、昭和53年3月に茨城大学を卒業後、田中病院での勤務を経て、昭和59年9月から現在に至るまで、本町での学習塾を営んでおられます。また、地域での信頼も厚く、自治会や獅子舞保存会など、多方面で活躍をされており、人格は高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関してすぐれた見識を有する者として選任をするものであります。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております同意第2号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

同意第2号 吉岡町監査委員の任命についてを原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

---

#### 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（馬場周二君） 日程第34、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の現行委員の任期満了に伴い、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

その候補者の氏名は、石関秀一さんで、住所及び生年月日については、議案書に記載のとおりであります。

2期目をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第1号は、吉岡町議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 確認なんですけれども、この同氏につきましては、前議案の同意第2号の監査委員と同じ方でよろしいんですか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） そのとおりです。（「はい、わかりました」の声あり）

ほかにごございませんか。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを原案のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。



よって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定しました。

ここで休憩をとります。再開を2時50分といたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開します。

---

### 日程第35 町長施政方針

議長（馬場周二君） 日程第35、町長の施政方針を行います。

石関町長は登壇して施政方針を述べてください。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 平成31年吉岡町議会定例会が本日開会され、先ほどまでは平成31年度当初予算以外の議案の提案を行いました。

本日の議事日程の最後になりましたが、平成31年度の施政方針を申し上げさせていただきます。しばらくの間お聞き願えればというようにも思っております。

さて、吉岡町の人口は、平成31年2月1日現在、2万1,471人と、相変わらず増加の傾向にもあります。吉岡町の年齢区分別人口割合は、ゼロ歳から14歳までの、いわゆる年少人口の割合は16.1%、15歳から64歳までの、いわゆる生産年齢人口の割合は62.1%、65歳以上の、いわゆる老年人口の割合は21.8%であります。ちなみに、県で2番目に低い数値で、吉岡町の平均年齢は42.53歳と、若い町でもあります。

しかし、先ほど申し上げました吉岡町の年齢区分別人口割合は、昨年と比較いたしますと、ゼロ歳から14歳までの割合が0.3%減少し、65歳以上の割合が0.3%伸びております。2015年問題とされる介護保険の負担する人口が減り始めるまであと5年。団塊の世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題を踏まえながら、地域経営を行う必要があります。

そういったことから、しっかりと総合戦略のみならず、総合計画などの町のさまざまな計画により施策を講じ、安定した町政運営が続けられるよう、多くの方が吉岡町に住みたいと、住み続けたいと願っていただけるよう考えていかなければならないと思っております。

昨年の7月、総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」の第2次報告により、自治体運営手法の見直しを中心とした提言がなされました。このような提言を踏まえなが

ら、吉岡町の人口規模と状況にふさわしい行政運営と大きな課題については、周辺市町村と一体となった広域的な対応も視野に入れた町政運営が必要とされております。

さて、町の総合計画でございますが、平成31年度で後期基本計画は4年目になります。あと1年を残すのみとなります。今年度も第5次総合計画に沿った「キラリ よしおか人と自然輝く吉岡町」の締めくくりに向けた取り組み内容とさせていただきます。

そして、平成31年度当初予算の編成に当たっては、これまで手がけた事業を円滑に、しかも着実に前進させ、なおかつ、新事業やらなければならない事業をしっかりと前向きに道筋をつけて取り組んでいきます。

限られた財源の中ですが、できるだけ無駄を省き、効率のよい予算執行に努めていくつもりであります。

町の財政状況については、平成29年度決算で経常収支比率は93.2%と、前年度より若干下がりました。依然として財政の硬直化が進む傾向にあるものの、人口増を背景とした個人住民税や固定資産税の堅調な伸び等を背景に、財政力指数は0.6%と、少しずつではありますが、上昇をしております。

また、財政健全化判断比率の状況は、町債残高、いわゆる借金の残高が減少したことにより、将来負担比率が前年に引き続き比率なしとなっております。

そして、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰り上げ償還による実質公債費比率は、前年度より0.2下がり、10.5となり、公債費の負担がやや低くなっております。

平成31年度当初予算は、総額で9.9%の伸びとなります。

詳細は、明日の当初予算案の提案説明にて行っていきたく思っております。

伸びの主な要因といたしましては、駒寄小学校体育館改修事業費、八幡山グラウンドの拡張事業及び吉中校舎増築事業費などが挙げられます。

主な新規事業といたしましては、先ほどの第三保育園解体事業、八幡山グラウンド拡張事業、プレミアム商品券事業などを計画しております。

また、継続事業で増額となった事業は、駒寄小学校改築事業、吉岡中学校校舎増築事業、(仮称)林道栗籠・井堤線新設事業であります。駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業などがあります。

次に、平成31年度の歳入でございますが、町税は、人口増や所得の増などを背景に、対前年度比2.0%の増を見込んでおりますが、一般財源の総体といたしましては0.9%、取り組み事業等による使用目的が特定されております特定財源につきましては、28.5%の増額を見込みました。

次に、町の健全な財政運営を維持していくために必要な財政調整基金の取り崩しと町債

について申し上げさせていただきます。

財政調整基金の取り崩しは、比率で申しますと対前年度比6.0%の減となりますが、額で申し上げますとおよそ4,193万5,000円の減額でございます。

また、基金の有効的な活用とあわせて、町債の借り入れも重要でございます。

町債については、上昇傾向にある実質公債費比率を抑制するために平成29年度に減債基金を取り崩し、臨時財政対策債の一部繰り上げ償還を実施しました。平成31年度は、対前年比で82.4%の増額を見込んでおります。

次に、歳入総額を自主財源と依存財源で見た場合、自主財源は43.6%、依存財源は56.4%となっております。税金が伸びると地方交付税が減額になり、厳しい財政運営を余儀なくされるわけですが、だからといって町は立ちどまっているわけにはいきません。

「前進する吉岡町」のために、住民の期待に応えるべく、各種事業に取り組んでいきます。

町の歳出は、かかるべき扶助費を当然確保しつつ、現在進行中の継続事業を着実に推進していきます。

主な継続事業は、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、2つ目といたしまして、上水道の老朽管布設がえ工事、防災無線デジタル化事業、4番目といたしまして、駒寄小学校体育館改築事業、吉岡中学校校舎増築事業、また、新規事業では、事業費の大きなものとして、第三保育園解体事業、八幡山グラウンド拡張事業、プレミアム商品券事業などがあります。

これまでも「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には群馬県に先駆け、また、近隣市町村におくれることなく努力してきたと思っております。

今までも申し上げましたが、中学生までの医療費無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、学童保育の低料金化と整備拡充、保育施設の整備拡充、マイタウンティーチャーの配置、学校教育施設の整備、また、生活する上で便利な地域を形成していくための都市計画及び道路網整備など、常に「前進する吉岡町」を目指してきました。

こうした施策の数々が多くの方に評価されたあらわれとして、この町に移り住みたい人がふえ続けてきた最大の要因ではないかと思っております。

町は、この流れをこれからも持続させていく必要があると考えております。

第5次総合計画の基本構想を踏まえて、目標達成に向けて各行政分野の一層の充実を図っていくため、将来に責任の持てる行財政運営を基本に、施策の実現に向けて効率的、そして効果的な予算案の作成に努めたところであります。

第5次総合計画の目標は、「支え合う健康と福祉のまち」「心豊かな教育と文化のまち」「活力ある産業と雇用のまち」「魅力的な自然と環境のまち」「住みよい安全で便利なまち」、6番目といたしまして、「町民と行政が協働するまち」の6つの分野をまちづ

くりの方針に掲げて推進しているところでもあります。

また、平成28年の2月に策定いたしました吉岡町総合戦略には、3つの基本目標があります。「地域力を活かした、誰もが安心して暮らせるまち」「一人ひとりが輝き、生き生きと暮らせるまち」「地域資源を活かした産業や交流を応援するまち」の3つの目標に対して数値目標を設定し、各種事業を推進しているところでもあります。

総合戦略は、平成27年度から平成31年度までの計画となっておりますところから、締めくくりの年となりますが、総合計画に則して施政方針説明をさせていただきます。

まず、総合計画の大綱の1つ目、「支え合う健康と福祉のまち」では、心身ともに健康で長生きし、いきいきと輝き、誇りと生きがいを持って暮らせるような保健・医療・福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供するよう努めます。

新規事業としては、2つ説明させていただきます。最初に、駒寄第3学童クラブ用地取得事業があります。現在借地対応している駐車場用地を取得するものであります。2番目といたしまして、健康づくり計画の策定業務です。町の健康づくりの基本的な方針となる計画が平成27年度から平成31年度を計画期間としていくことから、来年度に向けて次期の計画の策定をするものであります。

次に、主な継続事業を4つほど説明させていただきます。

最初に、子ども・子育て支援事業計画策定業務であります。吉岡町子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を事業年度として作成されております。平成32年度からの次期事業計画策定に当たり、昨年度行ったアンケート結果に基づく策定業務を委託するものであります。

次に、障害児支援事業です。児童発達支援等を行う事業ですが、平成31年度から在宅で医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）を介護する家庭に対して長時間の訪問看護の費用の一部を町と県で半分ずつ負担する事業を実施します。

3つ目に医療費無料化事業です。子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上に寄与するために医療費の公費負担を継続いたします。また、各種検診の無料化事業等も継続実施してまいります。

妊婦健康診査支援事業ですが、全妊婦を対象とした母子の疾病の早期発見と健康管理を行う事業ですが、平成31年度から産前産後に歯科検診を受診できる体制を整備します。

次に、大綱の2つ目、「心豊かな教育と文化のまち」では、すぐれた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長をするよう、学校・家庭・地域社会の連携・協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めます。

主な新規事業として1つ挙げさせていただきます。八幡山グラウンド拡張事業でありま

す。町民の交流及び健康づくりの拠点として親しまれております八幡山グラウンドの拡張を行うもので、平成31年度においては、周辺道路の線形設計及び造成工事等を予定しております。

次に、継続事業として、主なものを3つ説明をさせていただきます。

学校給食費の保護者負担額の軽減事業であります。一般会計から学校給食事業特別会計へ繰り出しを行うことで、学校給食費の保護者負担額を児童生徒1人当たり年額1万4500円補助するものです。

次に、駒寄小学校体育館改築事業です。現在の体育館は、児童の増加により狭小化されており、全校集会や記念式典等に支障を来しています。そのため、既存の体育館を解体し、現在の児童数に対応したより大きな体育館を整備したいものであります。平成31年度は、本体工事及び備品の購入等を行うものであります。

次に、吉岡中学校校舎増築事業であります。生徒の増加により、平成32年度以降は教室不足が見込まれているため、教室不足解消に向け、校舎の増築を行うものであります。平成31年度は、本体工事を行うものです。

そのほかの継続事業として、「吉岡町・大樹町子ども交流事業」、学校給食事業特別会計繰出金（食材費助成分）があります。

次に、大綱の3つ目「活力ある産業と雇用のまち」では、多様な地域資源を生かした地域産業の振興に総合的に取り組むものであります。

具体的な継続事業としては、観光PR事業があります。第5次総合計画のシンボルプロジェクトである「よしおか再発見プロジェクト」の目標である「伊香保などと連携したキラリと光る観光のまち」を目指し、群馬県や渋川市、榛東村、前橋市と連携し、PRキャラバン、イベント等への参加並びに観光パンフレット等の印刷や伊香保街道や町内観光施設イメージアップのための花壇の設置などにも取り組みます。平成31年度は、翌年度ゲストイネーションキャンペーンを控え、各種イベントに参加する予定です。

2つ目といたしまして、道の駅「よしおか温泉」情報発信機能強化事業です。広域観光案内、防災及び地域情報の発信の拠点施設であり、シンボルの風力発電施設がモニュメント化されましたが、引き続き情報発信の拠点として活用したいと考えております。

次に、地域特産品生産体制構築事業であります。平成28年度では、地方創生加速化交付金を、平成29年度及び平成30年度では地方創生推進交付金をいただいて事業を進めてまいりました。平成31年度も地方創生推進交付金をいただき、小倉乾燥芋の生産体制の確立に向けた検討を進めていきたいと考えております。

その他の継続事業としては、住宅リフォーム促進助成事業があります。

次に、大綱の4つ目「魅力的な自然と環境のまち」では、受け継がれてきた自然環境を

守り、美しい町の風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に努めます。

新規事業といたしまして、1つ説明をさせていただきます。地球温暖化対策実行計画策定業務であります。地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき作成するもので、町の事務事業により排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、町の取り組みによる町内への温室効果ガス削減に対する啓発を行うとともに、地球温暖化防止対策を総合的、かつ計画的に進めるための方針を策定するものであります。

継続事業としては、住宅用太陽光発電システム設置補助金、資源ごみ回収事業補助金、浄化槽設置整備事業などがあります。

次に、大綱の5つ目「住みよい安全で便利なまち」では、町民が安全・便利に生活できるよう、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めてまいります。

ここ数年来続けております大きな事業及び取り組みについて説明を4つほど説明させていただきます。

最初に、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業についてですが、平成32年度中完成を目指し、事業を進めているところであります。平成31年度は、NEXCO東日本においてランプ部の本工事及び橋梁工事等を実施予定です。これからも前橋市、NEXCO東日本と連携を密に図り、着実に推進していきたいと考えております。

次に、駒寄スマートインター周辺の開発等について説明をさせていただきます。吉岡町では、町の土地利用構想を具体化するために、まちづくりの将来像として「まとまりをつくり、すべての世代が暮らしやすいまちへ」を掲げ、これまでに群馬県と連携しながら、吉岡町アクションプログラムや立地適正化計画の策定を行ってまいりました。その中で、現在、駒寄スマートインターチェンジ周辺を産業・流通・業務・商業の複合拠点として位置づけ、特に東側について、商業系用途地域の設定について重点的に進めているところでもあります。こうして、めり張りをつけたまとまりのある土地利用への転換などにより、人や物資輸送の利便性向上が図られ、企業や商業施設の立地基盤が整えられることが期待されております。

次に、周辺の道路整備、県事業についてです。

まず、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路の進捗についてですが、一般県道南新井前橋線バイパスは、前橋市池端町を通過し、陣場地区の高崎渋川線に接続するまでの間とその先の主要地方道高崎渋川線バイパスまでの間について、平成32年度末の完成を目指して着々と事業が進められているところであります。

町単独事業では、駒寄スマートインターチェンジ東側、町の商業用途設定手続を進めている地域に接続する町道熊野・吉開戸線について将来の交通混雑を緩和するための拡幅工

事に着手します。

さらに、県道前橋伊香保線バイパスの延伸についてですが、駒寄スマートインターチェンジと周辺地域の連携強化ということで、大久保から上野田までの間を事業区間として、平成39年度までに着手する考えが県から示されているところであります。

また、主要地方道高崎渋川線バイパスは、小倉中央交差点から渋川市石原地区間について、昨年4月に完成し、高崎市から渋川市までのバイパス全区間が開通したところであり、さらに、2車線で供用している区間の4車線化事業が平成34年度までに着手される予定となっております。

地域連携についてですが、群馬総社駅の西口及び八木原駅整備についてです。昨年もご紹介いたしましたが、前橋市では群馬総社駅西口の整備計画についてですが、新設される西口駅前広場と県道前橋伊香保線旧道を結ぶアクセス道路から事業を計画していると聞いております。着々と事業が進められていると聞いております。西口整備が進めば、吉岡町からの利用も格段と便利になりますので、早期実現を期待したいところでもあります。

吉岡町からは、パークアンドライドとして、利用可能な駐車スペースの確保を検討してほしいと意向を伝えてあります。

そして、西口へのアクセス向上のための新規路線として、大下10号線の検討にも着手したいと考えております。

ほかには、前橋市とはインターの事業及び上下水道相互給水でも連携しております。

渋川市とは平成27年の10月に地域連携協定を締結し、2市町で吉岡バイパスの延伸、八木原駅の整備等について連携を図りながら整備を進めていくことを確認しております。

八木原駅周辺整備についてですが、渋川市が一昨年度から東口の整備に取り組んでおり、将来的には西口の改良を含めた周辺整備をしていきたいとしております。渋川市との地域連携としては、もう一つ、渋川吉岡連携道路事業がございます。平成28年度に締結した協定に基づき、町道庚申塚5号線、市道1-2046号線、市道1-2047号線の道路整備を実施するもので、平成31年度は用地測量を行うものであります。今後も引き続き連携を進めていきたいと考えております。

また、地方創生関連の継続事業についてですが、主なものを3つ説明させていただきます。

相乗り推奨タクシー運賃等助成事業があります。平成28年、29年度に実施した実証実験の運行内容及び利用状況から、平成30年度から本格実施し、平成31年度も継続実施するものであります。

次に、防災無線デジタル化事業は、4年目に入ります。平成31年度は、子局の設置工

事を行います。

最後に、高校生等通学支援事業があります。昨年度の補助の見直しによる利用者の急増から、予算額を2倍の100万円といたしました。

大綱の6つ目、「町民と行政が協働するまち」では、町民と行政の協働による元気な町を目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、都市間交流の推進、行政運営の透明化と効率化の推進、健全な財政運営と自主財源の確保と広域行政の推進などに努めます。

主な新事業を説明させていただきます。

第2期総合戦略策定業務があります。まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成32年度から36年度までの5カ年を計画期間とする計画を策定するものであります。平成27年度に策定いたしました総合戦略が締めくくりと申し上げましたが、継続して人口ビジョン等を踏まえた今後の町の将来目標等を設定し、計画的に事業を推進していきます。

続いて、具体的な主な継続事業としては、組織機構改革支援業務があります。昨年の事務事業棚卸調査業務に続いての業務となります。現状の全事務事業及び人工数並びに関連計画等を分析し、組織機構改革実施に向けた行政運営上の課題を把握するとともに、適正かつ効率的、効果的な行政サービスの展開のための新たな業務体制構築の検討を行ってまいります。

次に、男女共同参画事業でございます。平成30年度の基本計画の策定を受けて、具体的な事業に着手します。

次に、ふるさと納税推進事業ですが、制度の見直し論も議論されておりますが、さらなる自主財源の確保に努めていきたいと思っております。

第6次総合計画策定業務ですが、平成33年度から平成42年度までの10年間を計画期間とする第6次吉岡町総合計画の策定に向け、当該結果に関する基礎資料を作成するものであります。

シンボルプロジェクトでもあります「よしおか健康No.1プロジェクト」も各自治会で創意工夫しながら、事業が盛んに行われていると聞いております。

また、国の政策として実施される新規事業といたしまして、プレミアム商品券事業があります。この事業は、昨年政府から示された「経済政策の方向性に関する中間整理」で、消費税の引き上げに伴う低所得者の支援策として示されたことを受け、国の全額補助で実施されるものであります。

以上、町の総合計画に基づいた視点で平成31年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

町の将来を考えると、町民のことを思い、いかに事業を推進していくかは、職員はも



ちろんのこと、何よりも先頭に立つ町長の最大の役目と心得ています。

政府の進める一億総活躍社会を実現するため、「ニッポン一億総活躍プラン」にのっとり、働き方改革、子育て・介護環境の整備の改革が進められています。今まで家庭の中で家事として分担されてきた子育てや介護等が外部化し、社会で負担する世の中が到来します。言うまでもなく、医療、福祉、教育、行政がやらなければならないことが増大していく傾向にもあります。

行政に頼らなくても地域で、自治会で、あるいは個人ができることは、できる限り自分たちでやるという自助、共助の社会形成の基盤づくりには、町民皆様の一人一人のお力が必要になってきます。自助、公助、共助のまちづくりの核となるのは、自治会活動であります。自治会活動の活性化の方向をぜひ住民の皆さん一人一人が知恵を絞って提案をしていただきたいと思っております。

もちろん、私も町の負担をいかに軽くし、その分で町民に何かしてやれないか、知恵を絞ってまいりたいと思っております。

私が町長に就任した当時約19億円あった財政調整基金は、道の駅建設、学童クラブ施設の建設、駒寄・明治両小学校、吉岡中学校の校舎の増築、中学校体育館の建てかえなどの整備を行いながらも、平成27年度で約29億9,000万円に達しました。これは、自由になる財源を確保した上で、いかに歳入を確保できるか、該当になる補助事業はないか、町債による借入れにより事業を行う場合であっても、交付税措置のある町債を優先して活用するなどの取り組みを一丸となって考えてきた成果であると認識をしております。

地方交付税の総額が削減され、社会構造の変化により、扶助費の増加する状況下で町の置かれる財政状況は依然として厳しい状態にあります。しかしながら、国や県の補助金がないからといって必要な事業を実施しないということがあってはならないと考えております。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業が終盤を迎え、事業費もかかっている状況下でございますが、駒寄小学校の体育館改築や吉岡中学校の増築により、児童生徒数の増に対応した教育基盤を整備し、インターチェンジ周辺の開発や大型商業施設の出店に備えた町道整備などの社会基盤整備を進めるため、これまで積み上げた基金を有効に活用してまいります。

また、これらの大型事業を実施するに当たり、平成31年度の町債借入額は、対前年比で82.4%増となっておりますが、これらの事業の本格化を見据えた中で、平成29年度に臨時財政対策債の繰り上げ償還を行い、町債及び公債費の圧縮を図ったところがございます。

結びになりますが、一般会計、特別会計のそれぞれが着実に成果をあらわせるよう、また貴重な財源を有効に生かせるよう、住民の意見に真摯に耳を傾け、当初予算の編成を行いました。

これまで手がけてきた事業をしっかりと進められる手だてを講じてあると考えています。

これまで「前へ、前へ」を念頭に、前進する吉岡町づくりに全力を尽くしてまいりました。「将来に責任の持てる町政を」が私の信念でもあります。将来に禍根を残すことのないように、しっかりと熟慮を重ねてまいりたいと思っております。

どうぞ皆様方のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。議員皆様には特段のご支援、そしてご助言、ご提案をいただければ幸いと思っております。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中でございますが、どうかよろしく願いを申し上げます。終わります。

**議長（馬場周二君）** ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は、月曜日の議事日程の最初に、通告のあった3人の議員によって行います。

---

**散 会**

**議長（馬場周二君）** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時25分散会



# 平成31年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

平成31年3月4日（月曜日）

---

## 議事日程 第2号

平成31年3月4日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.3）
- 日程第 2 議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により、会議を進めます。

---

### 日程第1 町長施政方針に対する質問

議長（馬場周二君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

2月22日までに質問をする旨通告をした3名の議員により、順次行います。

質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知ください。その時点で途中であっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るようお願いいたします。

それでは、1番目の質問者、13番山畑祐男議員を指名します。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君登壇〕

13番（山畑祐男君） 13番山畑です。それでは、町長の施政方針に対しまして通告どおり質問をいたします。

町民の皆様が石関町長に町のかじ取りをお願いしてからはや12年の月日が過ぎようとしています。10年後、20年後、またさらなる未来に向けたまちづくりのための多くの布石を行ってきたと思います。町の借金の減少、県内でも早期の中学生までの医療費無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、南下城山防災公園、八幡山運動公園の造成、駒寄インターの大型化、幼稚園・保育園を初めとする小中学校の増改築等々ですが、平成31年度の施政方針は、町のさらなる未来に向けての布石であると感じたのは私だけでしょうか。町長の施政方針で明示した2011年より2020年までの10年間にわたる第5次総合計画ですが、来年度、仕上げの年となります。これらを念頭に置き、各事項について確認の意味を込めて以下質問をいたします。

まず、「支え合う健康と福祉のまち」についてでございますが、2040年問題と健康づくりについてでございますが、町長の施政方針冒頭に2025年介護保険負担者人口の減少問題、団塊ジュニアが65歳以上になる2040年問題を述べていました。平成28年2月に作成した吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略でも人口問題を提起しています。町の人口は2050年ごろまでは増加するとの予想であります。他の多くの自治体では

人口減少問題への対応に苦慮しているのが現状ではないでしょうか。そのような中において、全国的に見てもごくまれな人口増の我が町の施策は、他の自治体への人口問題解決に一石を投じるのではないのでしょうか。町の20年後、30年後先の人口問題に対して、今の施策がこれからの町の将来にも大きな影響をもたらすものではないのでしょうか。人口減少が想定される2050年以降に対して、町としてはどのような施策でこの問題に対応しようとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょうは施政方針の質問ということで、三方から質問をいただいております。精いっぱい、30分以内で答弁をしたいと思います。

それでは、まず最初に、山畑議員のほうからいただきましたことに関しまして答弁をさせていただきます。

吉岡町はさておき、我が国全体では確実に減少します、まあ人口減少と申しましょうか、高齢化を伴う影響は吉岡町においても避けて通れない課題ではないかと思っております。

総務省では、「自治体戦略2040構想研究会」を設置し、「2040年ごろの自治体が抱える課題の整理」、「住み働き、新たな価値を生み出す場である自治体の多様性を高める方策」及び「自治体行政改革、圏域マネジメントのあり方」等の3点を中心に提言をまとめておるようであります。

平成29年2月7日の厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定」によれば、地域づくりの縦割りを排除して「地域共生型社会の実現を図る」としております。

以上、ご紹介した2つの政府資料によって、具体的にどんな取り組みが必要とされるか検討するとともに、いわゆる行政で担うべき課題と、民間で担うべき業務の範囲を決めるというより、包括的に地域を支えていく仕組みづくりが求められているものと考えております。町といたしましても、暮らしを支える担い手を育成するという観点から、長期的な視野に立った総合計画等の計画立案を手始めに、議論を深めていきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） ありがとうございます。

次の、子供の生活支援についてでございますけれども、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援事業策定業務」では、医療費の軽減等、その成果を上げて、平成31年度に終了し、次期事業計画が32年度から開始するとのことですが、昨年度のアンケ

ート結果に基づき次期事業計画策定を行うとしていますが、重きを置く事業はどのような事業内容を想定しているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この問題については、平成30年度に2,000通のアンケートを発送し、約910通の回答を得ました。現行の事業計画の進捗状況や、このアンケート結果を踏まえ、平成31年度に次期計画での具体的な事業内容を策定しますので、住民皆様に初め、保育所、学校、事業者、関係団体との連携を深め、それらの方がそれぞれの立場において子供の育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となる事業計画にしたいと考えております。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） よろしくお願ひいたします。

次、「心豊かな教育と文化のまち」についてでございますけれども、学校施設について質問いたします。

子供たちの学ぶ環境について、町では生徒数の増加により吉岡中学校の教室や駒寄小学校体育館の増改築が平成31年度より行われますが、各学校の校庭の拡幅も必要と思えます。その計画はあるのでしょうか。また、指導する側の環境も改善する必要があるのではないのでしょうか。先生方の働く職員室はすき間なく机が並んでいるのが現状ではないのでしょうか。ゆとりあるスペースの確保が必要と思えますが、これらについてはどのように考えているのでしょうか、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町では、先ほど議員がおっしゃるとおり、児童生徒数の増加を受けて、これまでも継続的に施設の整備に取り組んでおります。来年度には駒寄小学校の体育館の改築と吉岡中学校の校舎の増築が予定をされております。

議員が言われるとおり、小学校の校庭や職員室についても狭くなってきているということは認識をしております。今年度には狭隘化していた明治小学校の職員室の拡幅事業を実施いたしました。校庭については、近い将来には校庭等についても何らかの対応を検討しなければならないかと感じているところでございます。

議長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） なるべく早目に校庭の拡幅等着手していただければありがたいなと思って



おります。

次に、大樹町子ども交流事業についてでございますが、大樹町子ども交流事業での子供たちの大樹町訪問も、その回を重ねるごとに確実にその成果があらわれているのではないのでしょうか。毎年多くの子供たちが大樹町の事柄を学んでいます。北海道の雄大な大自然を直接肌で感じることは、子供たちの将来への夢をさらに大きくしてくれるのではないのでしょうか。

大樹町子ども交流事業の今後はどのように発展させようとしているのでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 子ども交流ということで、大樹町の交流事業ということで、ご質問いただきました。

平成25年度から始めまして、総数で約180人の子供たちが参加をしたということでございます。毎年、感想文集が発行され、秋に行われているふるさと祭りで代表者2名に体験発表をしていただいております、参加した児童からの総じて高い評価をいただいております。

子ども交流の今後は、という質問でございますが、子ども交流については、今の事業を基本として、その都度、内容の見直しを行いながら継続していかねばならないと考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 吉岡町の友好親善の都市です。太く長く交流をお願いできればなと思っております。

次に、「活力ある産業と雇用のまち」についてお尋ねいたします。

まず、観光事業についてでございますけれども、町では近隣町村との連携による観光事業を展開しておりますが、一定の成果はあらわれていると思います。キラリと光る観光のまちを目指すとしております。来年はオリンピックが開催されます。吉岡を世界に知っていただくよいチャンスではないのでしょうか。今後、観光事業を行うに当たり、観光協会等を設立するお考えはないのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 本町では、DC本番に向けての観光資源の掘り起こしを行い、体験型、そしてまた観光中心に着々と準備を進め、渋川市、そしてまた榛東村、吉岡町、3市町村に

よる都内での観光キャンペーンなどを行っております。

今後、駒寄インターの大型車対応化により、飛躍的に観光者がふえるのではないかと  
いうことで期待をしております。今までの伊香保温泉宿、そしてまた観光客の取り込みだけ  
ではなく、町独自で観光客を呼び込むことができる仕掛けづくりを模索してまいりたいと  
考えております。

その過程において、町として現体制を維持しつつ、機動的な人員配置を行いながら、い  
ろいろな分野で関係機関、そしてまた団体等と連携を強め、地域の魅力を最大限に生かし  
ながら「観光まちづくり」の推進をしていかなければならないと考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 一口に観光と言っても、大変難しい問題があるかと思えますけれども、全  
町一丸となってやっていければいいなと思っております。

次に、町の特産品についてでございますけれども、国からの支援を受けて、小倉の乾燥  
芋を町の特産品にすべく、その事業を進めていますが、農業及び観光の面からもその成果  
を多くの皆様が期待しているのではないのでしょうか。今後の事業計画はどのように進めて  
いこうとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この小倉乾燥芋、大分いろんなことで興味のある仕事かなど。6次産業、  
適しているのではないかとということで、町といたしましては、力を入れてまいりました。

今後の事業計画ということでございますが、法人の立ち上げについては、本年度の検証  
結果を踏まえながら、協議会での協議と合意形成をさらに進めてまいりたいということ  
で思っております。

方針といたしましては、参画人数にこだわらず、意欲ある生産者を中心とした活動を行  
い、形あるものにすることが目標ではないかというようにも思っております。

ことしは貯蔵庫を設置したということで、ちょっとこの生産する時期が延びるのではな  
いかなど。また、お芋のいわゆる損耗率といいまじょうか、そういったものもいわゆるこ  
の貯蔵庫を設置することによって少なくできるのではないかというような意味を踏まえて、  
今着々と法人化に向けた準備が進められているのかなど、私もそう思っております。

町は町としてしっかりと援助していきたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） この小倉の乾燥芋は、先ほど言った観光事業にも大きく影響してくると思

いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、まちの豊かな自然環境についてでございますが、町には豊かな自然が多くあります。町の財産であることは当然ですが、近年、農地が減少しています。次の「住みよい安全で便利なまち」に関連するのですが、住宅地の転用と農地の確保とのバランスをどこに求めるかは多くの問題があると思われます。しかし、町では、住宅地と農地のバランスをどこに求めようとしているのかお尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、吉岡町では、宅地需要の高い状況が続いている中で、飛び地的なミニ開発によって農地が虫食い状態になっているということは、議員もご承知のとおりだと思います。今後は、都市的土地利用を図るエリアと、農地を守るエリアとで土地利用にメリハリをつけることが重要と考えております。

良好な営農環境や既存集落の生活環境を保全するためには、優良な農地の無秩序な開発を抑制する方向にも向いているのではないかなと思っております。建築用途、そして建築規模が抑制可能となる特定用途制限地域の設定などについても、段階的に導入する方向で、県を含む関係機関と調整しながら進めていきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） この問題は、非常に難しい問題があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、「住みよい安全で便利なまち」でございますけれども、町の主要道路網について、駒寄インター東側に大型商業施設が進出してきます。町にとっては大きな雇用が生まれ、町の経済活性化の起爆剤にもなるのではないのでしょうか。大型商業施設建設予定地域の周辺道路網については、町道熊野・吉開戸線の拡幅工事計画はあるようですが、道路網対策は十分でしょうか。前橋南新井線が拡幅されましたが、さらなる拡幅の計画はないのでしょうか。既に県内にある同商業施設の週末1日の来客数は3万人とも4万人とも言われています。吉岡町の場合も多くの来店者が訪れるのではないのでしょうか。その反面、弊害も想定されます。交通渋滞による緊急車両の機能低下、周辺住民を初めとする日常生活への影響等、施設の周辺道路についてさらなる環境整備が必要ではないのでしょうか。

町では、道路整備を初めとしたこれらの問題対応への対策は既にあると思っておりますが、どのように対応しようとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 駒寄スマートインター東側ということでございます。開発道路なども含めた周辺道路ネットワークについて、交差点を中心にした渋滞予測を行い、必要な道路について検討をしております。

先ほど議員がおっしゃったように、町道熊野・吉開戸線の拡幅整備が、そしてもう一つ、一級河川午王頭川沿いの町道片貝・吉開戸線の拡幅整備や、それに関連する開発道路の最適ルート等についても、関係者と相談しながら調整を進めていきたいと思っております。

これらにより、メインアクセス道路である県道前橋伊香保線吉岡バイパスや、南新井前橋線バイパスのほか、関越自動車道の側道を含む、複数の町道で形成される道路ネットワークの利便性を高め交通量の分散が図れる計画として検討を進めているところであります。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） これも実際になってみないとわからない点もあるかと思いますけれども、よろしくご配慮のほどお願いいたしたいと思っております。

次に、町の近隣駅活用についてでございますけれども、群馬総社駅と八木原駅のそれぞれの駅周辺の開発が計画されています。群馬総社駅では、西口の開発整備が計画されています。前橋市には駅西口に利用可能な駐車スペースの確保の要請を。八木原駅周辺整備では渋川市との連携により整備を進めていきたいとのことですが、吉岡町住民にとっては両駅の開発及び整備は、早い時期での着工を切望されているのではないのでしょうか。町のパークアンドライドとしての両駅の存在は町にとっても大変重要な施設であります。今後、町はこの両駅の事業にどのように関わっていかようとしているのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 八木原駅周辺整備に係る駐車場の利用について、町民が利用できるような仕組みを含め、渋川市との政策連携の中で積極的に提言していきたいと考えております。

また、群馬総社西口の開発整備についてですが、前橋市の計画では、駐車場の駐車スペースの設置については入っておらないという話も聞いております。

市民はもちろんのこと、吉岡町民の利用できる駐車場整備については、要望も大きなものと認識しておりますので、前橋市には継続的に情報提供をお願いするところでございます。

駅がない吉岡町にとっては、両駅とも大変重要な公共交通の拠点でありますので、何にしろ町単独では進められない事業でありますので、引き続き両市との連携、連絡を密にして対応していきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） この両駅の開発については、吉岡町の発展にも大変かかわってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に町民と行政が協働するまちでござひますけれども、男女共同参画事業についてでござひます。質問いたします。

男女共同参画事業も確実にその成果を上げてゐるようです。「よしおか広報」による啓蒙活動や吉岡町男女共同参画推進協議会の開催等、確実にその成果を上げてゐることと、私は評価いたします。長い歴史の中で形成された男女の意識を変えていくことは、時間と知恵が必要ではないでしょうか。今後、この事業展開の中で、町長が特に注視していく事柄はどのような事柄でしょうか、お尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このことはとても重要な事項と考えております。男女共同参画の考えが浸透していくような事業を今年度策定する男女共同参画基本計画に基づいて展開していかねばならないと考えております。

また、基本計画の計画期間である5年間のうちには、男女共同参画推進協議会を開催し、見直し、検討を重ね、男女の性別を区別することなく、お互いが尊重し合ひ、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる社会を確立していかねばならないと考えております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） この男女共同参画については、全国的に展開しておりますけれども、前進している自治体、または今やっている自治体、さまざまありますけれども、吉岡町でもやっとな着手しております。これからも手を緩めることなく、計画を実行していただくことをお願ひいたします。

それから、次に、これからのまちづくりについてでござひますけれども、施政方針の後段において、町長は「まちの将来を考えたとき、町民のことを思い、いかに事業を推進していくかは、職員はもちろんのこと、何よりも先頭に立つ町長の最大の役目と心得ています」とし、町の将来のかじ取り役はまさに町長であるとし、さらに、「将来に責任の持てる町政」が自身の信念であるとし、「将来に禍根を残すことのないようにしっかりと熟慮を重ねてまいりたいと思ひてゐます」と表明しました。

第5次総合計画は2020年に最終年を迎えますが、継続事業も多くあります。船頭さんはお客様や荷物をしっかりと確実に港に届けるのがその役目ではないでしょうか。誰で

もが船頭さんになれるわけではありません。船の頭と書いて船頭です。豊富な経験と知識、的確な判断力、乗船しているお客様が安心できる指導力、統率力、信頼関係等々が必要ではないでしょうか。吉岡丸のお客様は町民の皆様、そして、積み荷は第5次総合計画を初めとした町の有する多くの事業や政であると思います。船頭さんはしっかりと確実に、安全に船を港につける責任があるのではないのでしょうか。町の将来の礎となる重要な第5次総合計画を作成した最高責任者として、この目標達成のためにもまだ港についていない町のかじ取りを船頭さんとしてしっかりと確実に、責任を持って行わなければいけないと思います。各事業を達成するためにも、来年、再来年と町のかじ取りを行わなければいけないと思いますが、町長の決意をお尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私は、日ごろ申し上げていたとおり、いわゆるこの行政、町はとまることはできないと思っております。もちろん、今、船に例えた質問を議員のほうから申されたとおり、私は船長ではなく、いわゆる番頭だということで、この間、12年間やってまいりました。まさに皆様方町民が信頼をしていただき、12年間のいわゆる番頭役を務めさせていただいたということで、本当にありがたく思っております。

第5次総合計画はこれから始まるわけですが、いわゆる計画はしっかりとしたものを築いてやっていくと、それが一つのいわゆる船が進む、そしてこの町が住みよい町になるというようなものではないかなと思っております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 今、番頭さんという、私は番頭であるということをお話しされましたけれども、番頭さんはあくまでも縁の下の力持ちの番頭さんであり、船長ではございません。一体になってだと思えますけれども、第5次総合計画事業完成を初め、多くの継続事業を含め、町長として施政方針を述べました。当然のごとくその事業達成期間まで責任をとるべきと考えるのは私だけでしょうか。再度お尋ねいたします。町のかじ取りに対する町長の決意をお尋ねいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 簡単に言いますと、山畑議員は次期どうするんだと、お前考えているのかということではございます。違う議員からも質問をされたわけですが、まだまだその結果というのが出ておりません。後援会の方々がいわゆる真剣に考えていただき、私の体の問題、年の問題、いろんなことを考えていただきながら、かじ取りのことはさてお

き、結論は後ほど出したいと思っております。

議 長（馬場周二君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 町長の今のお気持ちを察することは難しいことですが、早い時期に決意をお示しいただくことを切望し、以上、町長への施政方針に対する私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、山畑祐男議員の質問が終わりました。

次の質問の質問席の用意がございますので、ここで暫時休憩をいたします。

午前9時59分休憩

---

午前9時59分再開

議 長（馬場周二君） それでは、休憩を解きまして、再開をいたします。

14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） それでは、町長の施政方針に対する質問を行います。

子育て支援策について町長の施政方針をお伺いしたいと思います。

町長の施政方針の中に、これまでも子供を育てるなら吉岡町を合い言葉に、子育て支援には群馬県に先駆け、まず近隣におくれることなく努力してきたところだとあります。さて、実際はどうだったのかと私は思うわけであります。

まず、第1点目でありますけれども、保育料の無償化でありますけれども、私はこれまでも保育園の無償化はできないかということ町長に質問をしましてまいりました。ことしの10月の消費税の10%の引き上げに伴い、幼児教育の無償化が始まります。県内では国の制度に先駆けて実施をしている市町村が多くあります。そしてまた、これまでも行ってきたわけでありますけれども、我が吉岡町ではすっかりおくれをとりまして、私はこれ、本当に残念だなと思ってきたわけでありますけれども、新年度予算で、できれば無償化までの間でもできればよかったと思っておりますけれども、今後、まだ全て完全無償化にはなっていませんけれども、それ以後のことについてもどのような考えを持っているかお尋ねをするものであります。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 小池議員さんのほうから国も消費税値上げにあわせた無料化をするということ、町としてはどうかということよろしいでしょうか。

再三、小池議員のほうから無料化ということは言われております。保育料の無料化につ

いては、3歳から5歳までの子供たちの利用料が10月以降は無料になると。0歳から2歳までの子供たちは住民税非課税世帯が無償化されることになっておるといことを言っております。独自の無償化という話ですが、無償化になると相応の費用負担が発生しますので、他事業との兼ね合いの中で町としての方針を決定していきたいと思っております。

国のほうは再三いろんなことでちょくちょく方針を変えるというようなことで、10月から消費税が上がるということもまだ定かではないというような中においては、十二分に町として検討していかななくてはならない問題かなということだと思っております。そういったことで、10月からの消費税引き上げということに相なれば、今の3歳から5歳の、そしてまた0歳から2歳までの住民税非課税世帯が無償化になるということでございます。そういったことで、町は町としての検討をしていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 確かに、完全無償化にはならないんですね。今町長が言われたように、非課税世帯については0歳から2歳児については無償化になるんですけど、それは非課税世帯だということなんですよ。でも、無償化にしている自治体というのは、完全無償化にしておりますので、ぜひそこは、今町長が言われたとおり、消費税が本当に10月になるのかということも、そういうことでは進んではいるんですけども、10月に消費税が10%になったということを前提でこうなっていますけど、以前もそう言って、途中でやっぱり消費税の値上げを延期したということで、またこういう制度もそれに影響されたという部分がありましたよね。あと、この中で、私は当然、0歳児から2歳児も含めて無償化、国がされない部分を町独自で行うべきだという考えで、ぜひこれもお願いしたいということと同時に、ここで、今までは食材費なんですけれども、食材費は3歳から5歳は主食費は実費負担でしたけれども、新たに副食が一部実費化になるわけですよ、副食がね。これは、低所得者、さっき言われた非課税世帯については、そこも無償化になるんですけども、新たに副食が実費化されるという制度にもなります。これについても、そうなるのと、ある部分では保育料が値上げになるというケースも出てくるわけですよ。片や無償化になり、片や副食費実費負担になるということになりますから、そんな面倒くさいことをしないで、そうなくても私は、副食代分を町が持っても、それほどの額じゃないと思うんですよ。そういうことで、先ほど町長、子育て支援については、町は子育てをするなら吉岡町を合い言葉にしてきたんだと言っている以上は、もう少しその辺の配慮ができてもいいんじゃないかなと思いますけれども、それらについての、保育料全体についての考えはいかがでしょう。

議長（馬場周二君） 石関町長。



〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今後、消費税が確実に決定するという事になると、町も今、この保育料には大分、町としても出している部分があるのかなというようにも思っております。そういった中におきまして、これが現実的に10月からこうなりますよとはっきりするという事に相なったら、町は町としてどういう対処ができるのかなという様なことは十二分に研究するし、また、いろんなところと連携をしながらやっていきたいというようにも思っております。もちろん、この制度がこうなったときには、町が負担するお金が幾らか浮いてくるのかなとも思っておりますので、そういったことをどう生かしていくかということをよく勉強しながら、物事を考えていきたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） もう1点、直接、子育て支援ということで出しておりましたけれども、確認だけしておきたいんですけども、新年度の待機児童はどうなっていますか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 施政方針なので、私のほうから言わせていただければ、待機児童はほぼ満額で来ているのかなということでございますが、幾人かは、幾らか残っているという様な話も聞いております。だがしかし、第三保育園ができた場合には、それで大体、いわゆる今の状況では達成できるのかなという様な話は聞いております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） ありがとうございます。

続きまして、学校給食費の無料制度についてお尋ねをいたします。

確かに、これまで町長が言ってきたように、中学校卒業までの子供の医療費無料化制度の実施は早かったと思います。しかし、あれは12年前の話であります。吉岡町も実施に踏み切り、直後、県が実施して、全県で実施されたものです。それ以降、県内で先駆けて行ったものは、私はないんじゃないかと思っております。特に、児童生徒に対する学校給食費の無料制度は、町長の選挙公約の柱だったと思っておりますが、これまでできなかったことの言いわけは何度も聞いてきましたけれども、確かに給食費の保護者負担の軽減策として一部補助を行っていることは承知をしております。しかし、まだ無料化へとは進んでいません。県内でも、新年度、平成32年度から無料制度を実施するということもふえているという様な報道がありますけれども、この学校給食の無料化について、今後の吉岡町、町長の考えはいかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件についても、何度か小池議員とは議論をしているということでございますが、無償化に向けて努力はしていると思っております。今年度は、食材費の上乗せを約500万円ということでさせていただいているということになりますと、総額で約2,699万円ぐらい援助しているのかなと思っております。これは食材費のみということですから、そういったことで町ができる範囲内で、いわゆる無償化に向けた努力はしていると思っております。

それから、12月議会の一般質問にも消費税の増税により給食費を上げざるを得ない場合には、何らかの処置をしたいという答弁をしたと思っております。平成31年度には給食費を上げなくてもこの予算以内でできるのではないかというようなことも話には聞いております。ですから、この範囲内で何とか対応できるものということで、この予算を立てさせていただきました。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 学校給食会計は総額で1億2,145万6,000円ということで、やっぱり食材費ですよ。その中で、補助分が2,199万7,000円、そして、助成として500万円ということです。全体言いますと、群馬県のほうは学校の給食費の無料化が進んでいまして、先ほども言いましたけど、平成31年度でもそういうところがふえているという、そういう流れになってきているので、そこを見たときに、全体から見て吉岡町がどうなのかなというふうに見たとき、中ぐらいの位置というんですかね、町長が言う子供を育てるなら吉岡というそのキャッチフレーズから見て、それはどうかと私は思うんですよ。また、町長の選挙公約でもあったわけですから。この間、先ほども言いましたけど、町長12年たちましたけれども、どの部分で私はこの学校給食費の無料化を目指すと言ったのか、ちょっと定かでないんですけども、4年前もたしかこれは間違いなく、黄色紙でありましたから、それは記憶にあるんですけども、目指したら、目指す以上はそこに到達しないと意味がないので、少なくとも去年の私の質問については、まだ1年あるというような回答もしたと思うんですけども、先ほど山畑議員の質問じゃないですけども、まだあとまた4年やるんだからそれまで待ってくれと言うのか、これ到達するのがいつになるのか、ちょっと見えてこないですよ。私はこれ本当に残念でならないと思うんですよ。やっぱり町長の公約の柱でもあったわけですから。今までできなかったことの原因は何点か聞きましたけれども、やっぱり公約を掲げた以上は、やっぱり町長、最大限努力するというのが町長の姿勢だと思いますけども、再度、お考えを聞かせてください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 飛び火して幅広い質問をいただいたなと思っております。4年前に給食費の無料化に向けて努力をいたしますと言ったことは間違いございません。ですから、私はこの4年間のうちに無料化にするとやった覚えは1回もないと思っております。そういったことにおきましては、いわゆる町は町の予算範囲内で、この一旦予算を無償化にしますということになると、永遠に無償化が続くということは当たり前のことで、そういったこともいろんな面も含めまして、町ができる最大限の努力はどこまでか、どういうものかなということをよく判断して、できるものはできるということで、今までは4年間の無償化に向けて努力するということについては、私は努力をしてきたというようには思っておりますが、町民がどう受けとめるか、それは別にいたしまして、私は私で努力をしてきたんだということは提言したいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 町長は努力をしてきたと、つもりだということですが、私は努力が足りなかったと言っておきたいと思います。

最後の3点目でありますけれども、高校生通学費のさらなる拡充、今回の町長の施政方針の中にも、昨年から見ると倍にしましたよと。思ったよりもこれが制度として浸透して、これを希望する方が多かったということだと思います。私は、これは大変結構なことだと思っております。しかし、私はこれで十分、100%とは思っていませんで、町長のほうもまだ需要があれば、恐らくまだ考えてもいいよという考えがあろうかと思えます。せっかくできた制度ですから、これで全て網羅できないと思えますので、こういう希望というのは年々変わってくると思うんですよね。また、高校生もある部分では無料化とは言いませんけれども、補助も随分ふえておりますし、そういう中で、子育ても厳しくなってきましたから、考えられる、想定できる、ああこんなことをしてあげればまだまだ生徒も安心して学校へ行けるのかなというような部分がありましたら、拡充を図ってほしいという考えなんですけれども、町長、私も本当にこの通学費補助というのは、できてよかったなと思っているんですけれども、今後、倍にしたわけですからね、需要が多かった。またさらに、この先は、またどのような考えを持っているのかだけを確認をしておきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件については、これやっておいてよかったなと、私も思っております。

今、子供たちが通学する中において、大分自転車事故があるというようなことでも、本当にこのヘルメットだとか、そういうものを着用しながら行かなければならないというような中においても、今年度、こういった形でいわゆる自転車を使った高校生が通学するという範囲内もまだわかっていないという状況の中においては、教育委員会、そして皆様方の協力を得ながら、卒業する前にこういう制度がありますから、使用する人はお使いくださいというような配付をしたということでございます。ですから、この件については、利用率が減るか、減らないかということでもあろうかと思えますけど、今、バスなんかだと大分高いというようなことになると、この自転車通学もふえてくるのかなと思っております。町は町といたしまして、この件についてはよく精査しながら考えていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 高校生に対し、さらなる高校生の利便性というものも考慮しながら、この制度の充実のために尽力をしていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（馬場周二君） 14番小池議員の質問が終わりました。

次の質問者の用意を行いますので、休憩をとろうと思えます。10時40分再開ということで、休憩をいたします。

午前10時20分休憩

---

午前10時40分再開

議長（馬場周二君） 休憩を解き、再開をいたします。

5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5番（柴崎徳一郎君） 5番柴崎です。通告に基づき、町長の平成31年施政方針に関して2点ほど質問させていただきます。

まず1番目に、「心豊かな教育と文化のまち」方針について。

まず第1に、第5次総合計画目標「2. 心豊かな教育と文化のまち」の方針について、2つほど伺います。

町長は総合計画2番の「心豊かな教育と文化のまち」の中で、優れた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域社会の連携協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動や文化・スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めると述べております。その中の一つ、まず一つは、新規事業に掲げた八幡山グラウンドの拡張事業です。平成31年度に周

辺道路の線形設計及び造成工事予定と方針に打ち出しておりますが、本グラウンドの整備には、もう少し内容の検討が必要ではないかと思っておりますが、新年度の整備計画の概要についてお伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 柴崎議員のほうから八幡山グラウンド拡張事業についてでよろしいでしょうか。

平成26年度に八幡山グラウンド拡張事業に関する基本設計を行っており、その中で、本事業に概算で総額7億2,000万円ほどの工事費がかかると示されております。

そのため、町では財政的な観点から早急な着手は困難であるとの認識でございましたが、地方創生事業などの活用により、文化財事務所の移転が実現したこともあり、町有地の有効活用の観点から、暫定的な供用開始を含め、毎年少しずつでも事業を進めたほうがいいのかとの考えに至りました。

そして、平成31年度には、八幡山グラウンドに係る周辺道路の線形設計や、今年度実施した仮設広場と同様に町有地の暫定的な供用開始のための造成工事などを行う予定としております。

八幡山グラウンド拡張事業に係る基本計画を策定してから、既に数年が経過しているところではありますが、計画についても再度見直しを図っていかねばと考えているところであります。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 今説明された計画についてなんですけれども、現在施工された広場、いわゆる仮設広場と申しましたか、その広場及びこれからの次年度計画のグラウンド拡張事業は、以前示された八幡山グラウンド整備計画、この整合性は図られているのでしょうか、お伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 今、仮設広場ということで、それが整合性が整っているかということですが、もちろん全体的に考えて整備したときに、今のところはもういじらないように、このところにサッカー場ができるというような設定の中で、あのところはやっているというつもりでおります。ですから、今使用している野球グラウンド、あの面が大体同じ面になる、全部やったときには同じ面になるのではないかなど。ですから、無駄のないように、今急に行ったのは、いわゆる中学校の校庭が狭くなっていると。もちろん、野球、ソフト

をやるときには、本当にセンターからセカンドあたりは競合してぶつかり合いができるというような中で、急遽そういったことで、あそこのところをつくっていただければありがたいということで、今言った教育委員会がいわゆる今の工事をやっても無駄にならないような工事ということで、させていただいたというのが実態です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 整合性がとれているというご返事でございます。そうしますと、今後の計画なんですけれども、ことし、次年度から始まってくるといいますと、これからの計画はどんなふうな予定を立てられているのでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） これからの計画ということですが、先ほどから申されたとおり、周辺道路の線形設計ということで、いわゆるもとの設計をもとにして、周りの周回道路を先につくろうじゃないかということで、そのくらいのお金なら今回の予算でどうにかなるのではないかなというようなことで、今言った道路を設計しながら、周回道路をつくっていくということで、今やり始めたということでございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 既に完了されたとしている今年度施工の仮設の南側の広場なんですけれども、老人センター西側上位部に位置し、一部フェンスが施工されました。しかし、現状では、ファウルボールが老人センターのほうに飛び込む、主に吉中のソフトボールの練習場として、また、吉中に限らず多くの住民の多目的広場としての活用をと、以前説明されておりましたが、安全性、適応性においてソフトボール場として相当な不安多きグラウンドであると関係者から伺っております。

加えて、さらに今年度、次年度、グラウンドの拡張事業で施工すると混乱が生じるのではないかなというような、改めて完成したグラウンドも含めて再検討をお願いすることはできないでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 再検討ということではございますが、今ようやくあれが完成して、いわゆるこれから使用するという段階に来ているのかなと。もちろんあそこでは試合はできないのではないかなと。練習、ノックだとか、そういうことだけでのことで、あそこでは試合はちょっと無理かなというようには思っております。

だがしかし、私も見た限りでは、ちょっと社会福祉協議会のほうのところとのネットがちょっと低いというようなことになると、ちょっとここにボールが行くのではないかなという認識は私も持っております。そうした中におきましては、今年度は予算ということで、あれまでのネットしかできなかったのかなというように思っておりますが、教育委員会も議員がおっしゃるとおり、その面については頭に入れながら、これから使用させていくということになるかと思えますけど、今からあれを変えるということとはできないと思えますが、ネットだとかそういうものについては、随時考えていく所存ではいると思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

- 5番（柴崎徳一郎君） 実際、あそこのグラウンドでソフトボールをするとすると、ちょっと無理かなと、無理があるかなと思うんですけども、というのも、本塁から各ベース、杭を打ってあって、ファウル区間等もとってあるんですけども、規定の状況がとれない。加えて、中学生が、まして女子の女の子が、あそこまで行き帰りする、リヤカーを置いて行くらしいんですけども、相当の負担がかかってくるかなと。道具置き場もないし、また電気もない、水道もないという、そんな状況の中ですので、ぜひその辺をもう少しまた、先ほどのフェンスも含めて、考えていただきたいんですけども、この辺どうでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 水道とか何かは、ちょっと歩けば水道もあるということですけど、トイレもあると。女子があそこまで道具を担いでいくということに、遠いと、遠い部分には余り入らないかなと。運動でちょうどいいのかなと。また、一番考えたのは、中学校の中で校庭でやるということ判断した場合には、あそこのほうが安全かなということで判断して、あのところでソフトの試合だとか、そういうものはできないと思えます。だがしかし、ノック練習だとかそういうものはちょっとできるのかなと。今、中学生の女子でも大分体力が向上しているというような中においては、ちょっと狭いかなという感はございますが、安全・安心を考えれば、あのところで練習をしていただくということが一番適しているのかなということで、今議員がおっしゃるもろもろについては、その都度判断して物事をやっていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

- 5番（柴崎徳一郎君） 実際の中学校の校庭でも、おとといちょっと練習試合に行ってきたんですけども、大型のトラック、ダンプが出入りしたりして、非常に危険な状況は確かに理

解されています。子供たちの安全にぜひ留意したいグラウンドができるように、ひとつ  
お願いしたいと思います。

2つ目なんですけれども、文化財の保存活用についてですけれども、昨年春に落成した  
文化財事務所を交流拠点に、情報発信や地域資源の活用、郷土愛の醸成など提起されてお  
りました。

昨年の文化財の方針の中で、文化財事務所を建てた後、吉岡町内にある文化財に関する  
情報発信やその活用を図ることにより、これら地域資源を吉岡町の魅力として認識しても  
らうことを通して、郷土愛の醸成や新住民の定住に結びつけていきたい。また、この目的  
達成のため、県、町指定文化財の整備等を通じて、地域資源としての魅力を高めるととも  
に、町の特徴である古墳文化や養蚕文化を中心とした歴史文化を身近に感じられる施設と  
して平成29年度にスタートする文化財センターを拠点に一体的な情報発信を行うという、  
これ昨年の方針なんですけれども、述べておりました。

そういう中で、文化財を生かした地域振興を促す「改正文化財保護法」がことし4月に  
施行され、県による大綱策定が制度化され、市町村はその大綱を参考に「文化財の保存活  
用地域計画をつくる」と示されておりましたが、町長の今回の施政方針の中に、我が町で  
は、新年度に計画策定の方針が示されておりませんが、町長のお考えをお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 私が言うようなことを全部言っていたので、私のほうからは、今現  
在、群馬県では、改正法に基づく文化財保護法活用大綱の策定に着手しており、来年1年  
間をかけて検討していくと聞いておりますので、町としては来年度以降に示される県の文  
化財保存活用の基本的な方針を踏まえて、対応していきたいと、検討していきたいとい  
うことになるかと考えております。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ぜひ、文化財の保存活用、地域計画をしっかりとつくっていただけたら  
と思います。

次に、2番の「住みよい安全で便利なまち」方針についてにいききたいと思います。

「5. 住みよい安全で便利なまち」についてお伺いします。

こちらの方針の中に、町民が安全・便利に生活できるよう、安全なまちづくりを進める  
とともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めま  
すと述べておりますが、昨年度の施政方針には、町民が安全・便利に生活できるよう、安全  
なまちづくりを進める云々と、防災機能強化を図るべく「役場庁舎非常用発電機設置工



事」、そして「避難場所としての必要性を掲げ、南下城山防災公園整備事業」、さらに、「消防団員自動車運転免許取得費補助金」や「ハザードマップ作成業務」、加えて「防災無線デジタル化事業」と、防災や災害時の対応強化策など防災体制の一層の強化を打ち出しておりましたが、南下城山防災公園が完了した次年度は、「防災無線デジタル化事業」以外、防災・減災、災害等の対応等を含め、町の危機管理対策にかかわる項目、文言が消えてしまったことに大きな不安が募ります。すばらしいハザードマップができたことは、まことに喜ばしいことですが、ぜひとも活用策、意識高揚、マニュアルに沿った行動訓練等、実施計画方針を加えてほしかったのですが、町長は町内の災害等を含めた危機管理対策をどのようにお考えなのか伺います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 防災無線のデジタル化事業は、4年目となり、携帯型無線、半固定型無線の設置や戸別受信機との交換など、事業はまだこれからであり、事業費はこれから大きくなる状況でもあります。この防災無線のデジタル化事業の重要性を施政方針で述べさせてもらったところでもあります。

危機管理対策として、防災・減災対策を実施するのは、当然のことと考えておまして、先月、自治会を対象にして実施した防災講演会もその一つであると思っております。また、来年度は、防災無線デジタル化の事業のほか、消防防災総合訓練の実施などを検討しているところでございます。災害時には、自主防災組織である自治会と町の消防団、それに災害対策本部である町が連携して対応していくことがとても重要だと考えているところであります。また、自分の身を自分で守る自助、地域住民が助け合う共助についても、同様に考えているところでありまして、そのため、前回実施した消防防災総合訓練とは、内容の違う、先ほどお話をいたしました自助・共助等を重視した消防防災総合訓練の実施を検討していく。今後、訓練の内容等を自治会や消防団と協議しながら進めていくこととなります。また、そのほか、防災の講演会なども防災に対する知識を高めるための事業を考えているところであります。防災・減災対策は、常に重要な課題であると思っております。

今、防災の戸別の受信機ということでやっておるんですけど、3. 1 1、いわゆる東北地震が起こる前は、これを各家庭につけてくださいというようなことで、新しくこの吉岡町に移り住んでいただく方に町民生活課のほうから説明をしていると、「いや、そういううるさいものは要りません」というようなことが、地震前は大分あったということですけど、今は逆に、こういうものをつけていただけるんですかというような話も大分あるというような話も聞いております。そういったことで、今、全国どこでも、もちろん吉岡町でもこの防災という観点はみんな興味を持っているのかなというようにも思っております。

まだまだいろんな面で町民には話が届かないところがあるということではありますが、なるだけ自治会と相談しながら、防災ということでお話をしていきたいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 先日の自治会の防災講座、本当によかったんじゃないかなと自分も思っております。また、ことし、新年度、訓練をされるということでございます。ぜひ周到な準備で訓練をお願いできればと思います。災害はもちろん、危機管理対策における住民への意識啓発は絶対必要な、住民周知は必要な対策だと思っておりますので、ぜひつなげていただけたらと思います。

先日の自治会講演会、自分たちの地域は自分たちで守る、女性目線からの防災において、赤羽講師は災害情報伝達の重要性を説いておられました。正確な情報を入手すること、そしてつなげることの大切さを訴えておりました。行政と住民の協働、災害時における地域の役割、地域防災力の強化等、たくさんの課題を提供されておりました。八幡山運動公園整備計画の再検討や文化財の保存活用、地域計画策定、そして町の危機管理、住民への意識づけ等、高いモチベーションをもって臨んでいただくことをお願いし、私の質問を終わります。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、柴崎徳一郎議員の質問が終わりました。

以上で、町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで、休憩をとります。再開を11時20分とします。

午前11時00分休憩

---

午前11時20分再開

議長（馬場周二君） それでは、再開します。

---

## 日程第2 議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算

議長（馬場周二君） 日程第2、議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明を申し上げます。

議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

平成31年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額79億4,000万円で、対前年度

比9.9%、7億1,600万円の大幅な増となっており、過去最高の予算規模となっております。

主な歳入一般税源の見込みですが、町税については、町民税や固定資産税の増を見込み、対前年度2.0%、4,799万3,000円の増の24億3,737万1,000円を計上しております。

地方消費税交付金については、平成30年度の交付状況を勘案し、対前年度の6.0%、1,913万7,000円増の3億3,913万7,000円を計上いたしております。

平成31年10月に消費税が引き上げとなるものの、法人等が決算により消費税を納付してから市町村に交付金として交付されるまでに時間を要し、増収はわずかなため、大幅な増額は見込んでおりません。

地方特例交付金については、幼児教育無償化に伴う地方の負担増を全額国庫で補う臨時交付金であります子ども・子育て支援臨時交付金が、対前年度178.8%、3,218万4,000円の増の5,018万4,000円を計上しております。

地方交付税については、いわゆる折半対象財源不足は発生せず、臨時財政対策債への振替額が減少すること、また、交付税検査による追加交付による増額を見込みました。対前年度3.7%、3,800万円増の10億6,200万円を計上しております。

半面、臨時財政対策債は、対前年度のマイナス16.2%、4,300万円減の2億2,200万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計といたしますと、対前年度0.4%、500万円減の12億400万円でございます。

これらによりまして、一般財源総額としては、対前年度0.9%、4,628万8,000円増の49億1,885万4,000円となっており、大幅な増は見込めない状況でもあります。

特定財源総額は、事業費の増による国庫支出金や県支出金の増、幼児教育無償化による分担金及び負担金の減などにより、対前年度28.5%、6億6,971万2,000円の増の30億2,114万6,000円となっております。

特に、町債については、対前年度82.4%、4億160万円増の8億8,890万円となっております。なお、財政調整基金は、駒寄小学校体育館改築、吉岡中学校の校舎増築による取り崩しを予定するもので、町債を活用することにより、対前年度6.0%、4,193万5,000円の減の6億5,843万6,000円に圧縮しております。

昨日の施政方針でも申し上げましたとおり、町の置かれる財政状況は依然として厳しい状態にあります。しかしながら、国や県の補助金などが無いからといって、必要な事業を実施しないということがあってはならないと考えております。

就任以来、堅実に積み立ててきた財政調整基金は、ここ数年の城山防災公園整備や駒寄スマートＩＣの大型車対応化事業、学校施設や学童クラブの整備などに有効に活用してきたところでもあり、平成３０年度３月補正後の予算ベースでは、１７億３，３２５万４，０００円の残高となる見込みであります。

こうした基金残高の状況を受け、平成３１年度は町債の借入額が大幅増となっておりますが、今後の公債費の見通しとしては、ピークは平成３４年度の５億４００万円であり、平成３１年度予算との比較では約４．５％、２，１００万円の増となるものの、平成２９年度の繰り上げ償還を除いた公債費と比較すると、約１１．４％、６，４００万円の減となるものであり、大幅な財政負担増となるものではございません。

中長期的な町債のシミュレーションをもとに、借り入れの予定を立てているものでございます。

平成３１年度は、次期総合計画、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略へ、これまでの取り組みをしっかりとつなげていく時期でもあります。

平成３１年度予算は、駒寄スマートＩＣの大型車対応化事業が本格化する中においても、駒寄小学校の体育館改築などの教育基盤の整備や、インターチェンジの周辺の開発、大型商業施設の出店に備え、町道整備などの社会基盤整備を着実に進めるだけでなく、先人たちが築き上げたインフラや施設の老朽化対策・長寿命化対策にしっかりと対応し、将来に責任を持てる行財政運営のため、過去から未来へつなげる積極投資型の予算といたしました。

それでは、平成３１年度の重点事業について、ご説明を申し上げます。

まず、駒寄スマートＩＣの大型車対応化事業については、ネクスコ施工によるランプ部の本体工事、橋梁工事などに対する委託料などを計上し、対前年度２億３，０８９万７，０００円の大幅増となる３億４，３０６万３，０００円を計上しております。

財源は、国庫補助金１億７，４００万円、前橋市からの負担金１億１，４７５万円、町債で４，８７０万円を計上しております。

次に、町道熊野・吉開戸線道路改良事業については、スマートＩＣ東側の周辺開発として、現在商業用途の設定を進めている地域に接続する本路線について、大型商業施設の出店を見込み、交通混雑を緩和するために拡幅するものでございます。平成３１年度は、用地測量、用地買収費等の２，０８０万円を計上しております。

財源は、国庫補助金１，０００万円、町債９００万円を計上しております。

次に、駒寄小学校体育館改築事業についてですが、新体育館の建設工事費や備品購入費等の５億４，７６０万３，０００円を計上しております。

財源は、国庫補助金１億３，２７１万６，０００円、財政調整基金８，４３８万７，０

00円、町債3億3,050万円を計上しております。

次に、吉岡中学校校舎増築事業については、増築工事費等の1億9,423万8,000円を計上しております。

財源は、国庫補助金6,750万7,000円、財政調整基金2,533万1,000円、町債1億140万円を計上しております。

次に、防災無線デジタル化事業についてですが、国の補助金の予算の都合により、平成31年度と平成32年度をまたぐ契約の戸別受信機の設置工事等を予定しております。

平成31年度予算は、3,851万4,000円を計上し、債務負担行為として平成32年度に1億8,222万3,000円を計上しており、総額では2億2,073万7,000円となっております。

平成31年度予算の財源は、国庫補助金2,751万円、町債1,100万円を計上しており、債務負担行為の平成32年度の財源は、国庫補助金の1億2,379万5,000円を、町債5,840万円を予定しております。

次に、粟籠・井堤線新設事業についてですが、県道前橋伊香保線と上野原南部を結ぶ道路を新設するもので、林道事業として町道事業で実施をしております。

林道事業としては、用地買収費、工事費等の3,735万円を計上し、財源は県補助金1,250万円、町債2,230万円を計上しております。

また、町道事業として測量設計の1,400万円を計上し、財源は町債1,260万円を計上しております。

次に、新規の道路改良事業であります大下10号線改良事業でございます。本路線は、上越線西側側道のうち、現在、未舗装となっている第二大久保踏切からみずき台団地までをつなげるもので、通学路としてだけでなく、群馬総社駅の西口へのアクセスが期待されるものであります。

平成31年度は、調査費800万円を計上しております。

次に、八幡山グラウンド拡張事業については、周辺道路の線形的设计及び造成工事に3,000万円を計上しております。

財源は、一般財源でございます。

次に、地域特産品生産体制構築事業については、委託費の1,100万円を計上しております。平成30年度に設置した貯蔵庫での実証結果を踏まえ、生産者を中心とした協議と合意形成を加速させ、形あるものにしてまいります。

財源は、国庫支出金550万円を計上しております。

次に、施設及びインフラ適正管理でございます。老朽化した施設及びインフラの更新費用対策については、平成29年度に吉岡町公共施設等総合管理計画を策定し、平成30年

度は一部の施設やインフラで個別施設計画を策定しているところでございます。

平成31年度は、町営住宅、文化センター、体育施設、学校施設の個別施設計画策定費として合計1,689万1,000円を計上しております。

また、平成30年度中に道路舗装及び小型構造物の長寿命化計画を策定して、交付税措置のある起債を活用した補修工事を行う道路長寿命化事業費として2,919万円を計上しております。

財源は、町債2,620万円を計上しております。

先人たちが築き上げた大切な資産である施設・インフラを未来へつなげるため、しっかりと老朽化対策に取り組んでまいります。

重点事業の最後となりますが、第6次総合計画及び第2期総合戦略の策定でございます。第6次総合計画は、平成32年度、第2期総合戦略は平成31年度までが計画時期となっております。

これまでの取り組みの成果をしっかりと検証し、効果的・効率的な事業をしっかりと次期計画に引き継ぐとともに、所期の目標を達成した事務事業の見直しや棚卸し、新規事業の検討を進め、新しい未来に向けたまちづくりのために計画を策定いたします。

第6次総合計画は677万円、第2期総合戦略は490万9,000円の策定費を計上しております。

続いて、主な新規事業についてご説明を申し上げます。

まず、駒寄学童クラブの用地買収でございます。これまで、賃貸契約で利用しておりました駐車場用地について、用地買収費1,800万円を計上するものであります。財源は、財政調整基金を活用いたします。

次に、国の施策に基づく事業で、プレミアム商品券事業でございます。消費税引き上げの低所得者・子育て世帯への影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起するための事業で、2,851万2,000円を計上しております。財源は、全額国庫補助金となっております。

次に、こちらも国の施策に基づく事業で、移住支援金でございます。東京一極集中の是正、地方の担い手不足対策として、地方における起業などを支援するため400万円を計上しております。財源は、県補助金300万円を計上しております。

次に、その他の主な事業についてですが、第5次総合計画の施策の大綱ごとにご説明申し上げます。

1つ目に、健康・福祉の分野でございます。

まず、障害福祉といたしまして、障害者自立支援費に2億9,870万3,000円、障害児支援費に1億622万6,000円を計上しており、障害者支援については、在宅

で医療的ケアが必要な障害児の訪問看護の支援を新規に実施いたします。

次に、児童福祉といたしまして、保育所や認定こども園への給付や助成に9億4,109万6,000円、児童手当の支給に4億1,280万3,000円を計上しております。

次に、母子保健といたしまして、妊婦健診に2,369万円、不妊・不育治療費の助成に568万円を計上しております。妊婦健診については、新規に妊産婦の歯科健診の実施をいたします。

次に、健康増進対策といたしまして、がん検診等の実施に4,102万2,000円を、予防接種に7,243万8,000円、健康No.1プロジェクトに373万3,000円を計上しており、健診については、歯周疾患検診の対象者を拡大し、予防接種についてはロタウイルスを新規に実施いたします。また、健康No.1プロジェクトについては、健康ポイント事業を開始をいたします。

そのほか、医療費の無料化に2億1,897万6,000円を計上しております。

2つ目に、教育・文化の分野でございます。

まず、学校給食費については、食材費の助成に500万円、給食費の保護者負担の助成に2,199万9,000円を計上しております。

次に、学校施設の整備については、明治小学校給水管の更新に207万9,000円、吉岡中学校の特別教室の改修に165万円を新規に計上しております。どちらも平成31年度に実施設計、平成32年度に工事を予定しております。

また、継続事業である吉岡町・大樹町子ども交流事業については、392万1,000円を計上しております。

3つ目に、産業・雇用の分野でございます。

継続事業といたしまして、勤労者住宅新築資金利子補給に1,886万4,000円、地籍調査に2,158万6,000円、老朽化した農業用水路の更新に825万円、住宅リフォーム資金の助成に300万円を計上しております。

4つ目に、自然・環境の分野でございます。

新規事業といたしましては、地球温暖化対策実行計画の策定に187万円を計上しております。

継続事業といたしましては、住宅用太陽光発電システムの設置助成に600万円、資源ごみ回収の助成に500万円、浄化槽の設置助成に438万4,000円を計上しております。

5つ目に、安全・便利の分野でございます。

高校生等の通学支援については、平成30年度の対象者の見直しにより、利用者が増加しており、前年度の2倍となる100万円を計上しております。

次に、他市町村に対する負担金といたしましては、榛東村施行の滝沢大橋の補修事業費に922万8,000円、渋川市との連携道路事業に1,358万3,000円を計上しております。

そのほか、継続事業といたしまして、防犯カメラの設置に167万7,000円、放課後児童の見守りパトロールに230万9,000円、橋梁の長寿命化に5,710万円、空き家対策に182万5,000円、消防団員の自動車運転免許取得費の助成に194万円を計上しております。

6つ目に、町民・行政の分野でございます。

まず、自治会については、広報などの配布の委託に4,014万5,000円、自治会振興助成金などの活動支援に837万5,000円を計上しております。

次に、継続事業といたしまして、組織機構改革に175万5,000円、ふるさと納税の推進に510万5,000円、ふるさと祭りの開催に737万3,000円を計上しております。

また、平成31年度は、統一地方選挙、参議院議員選挙が予定されており、全体で4,661万3,000円の事業費を計上しております。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

平成31年度は、第5次総合計画の9年目、また、吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度でもあります。

これまでの歩みをとめることなく、前へ、前へと前進する吉岡町のため、中長期的な財政運営の視点に立ち、過去から未来へつなげるための積極的な投資を行う予算でもあります。

よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、財務課長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） ここで、昼食休憩をとります。

再開を午後1時といたします。

午前11時43分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） それでは、昼食休憩に引き続きまして再開をいたします。

高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、午前中に町長が提案説明を申しあげました議案第24号 平成



31年度吉岡町一般会計予算について、補足説明をさせていただきます。

予算書の5ページをごらんください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億4,000万円と定めるものです。前年度当初予算と比較しますとプラス9.9%、金額にしますと7億1,600万円の増となるものでございます。

第1条第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表・歳入歳出予算」によるものでございます。これについては、後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の債務負担行為については、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第2表・債務負担行為」による、ということで、こちらは11ページの「第2表・債務負担行為」をごらんください。

1つ目は、給食センター調理業務等委託、期間は平成32年度から平成35年度まで、限度額は2億944万円となります。

2つ目は、防災無線デジタル化事業で、期間は平成32年度、限度額は1億8,222万3,000円となります。

再び5ページをごらんください。

第3条の地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表・地方債」による、ということで、こちらも行ったり来たりして大変申しわけございませんが、再び11ページ、「第3表・地方債」をごらんください。

平成31年度に予定している起債は16件となります。

1番目は、交付税の不足額を補う臨時財政対策債で2億2,200万円です。臨時財政対策債の元利償還金については、後年度に全額交付税措置されます。

2番目は、第三保育園解体事業に充当する公共施設等適正管理推進事業債で3,270万円です。公共施設等適正管理推進事業債は充当率90%で、交付税措置はありません。

3番目は、地方道路等整備事業債で、林道栗籠・井堤線開設事業に対するもので、こちらも充当率90%で、交付税措置はありません。

4番目から6番目までは、公共事業等債となります。限度額900万円は、熊野・吉開戸線改良事業測量設計など、次の2,020万円は橋梁長寿命化事業で、実施設計や工事費、次の4,650万円は、駒寄スマートインター大型車対応化事業で、ネクスコへの負担金などに対するものとなっています。これら公共事業等債の充当率は90%で、交付税措置は22%となっています。

12ページをごらんください。

上から3つ、7番目、8番目、9番目は、地方道路等整備事業債です。

まず、道路改良事業の限度額5,800万円は、大藪7号線改良事業など5路線に対するものとなっています。次の180万円は、橋梁長寿命化単独事業に伴うもの、次の220万円も駒寄スマートインター大型車対応化事業の単独事業に伴うものとなっています。これら地方道路等整備事業債の充当率は90%で、交付税措置はありません。

次の10番目、公共施設等適正管理推進事業債2,620万円は、道路長寿命化事業の辺玉・三津屋線側溝布設替工事など8路線に対するもので、充当率は90%、交付税措置は35%となっています。

11番目の緊急防災・減災事業債は、防災無線デジタル化事業に対するもので、限度額1,100万円です。こちらの充当率は100%、交付税措置70%となっています。

12番目の防災対策事業債は、Jアラート自動起動機更新事業に対するもので、限度額は240万円です。こちらの充当率は75%で、交付税措置は30%となっています。

そして、次からの4本が、学校教育施設等整備事業債です。

駒小体育館改築事業が3億3,050万円、そして吉中校舎増築事業が1億140万円の限度額となっています。このうち、補助事業分については、充当率90%、交付税措置67%となっています。また、単独事業分については、充当率は75%で、交付税措置はありません。

最後の2つですが、明小給水管更新事業に150万円、吉中特別教室改修事業に120万円となっています。これらの充当率は90%で、交付税措置はありません。

以上、起債額の合計は8億8,890万円を予定しております。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

予算書5ページにお戻りください。

第4条の一時借入金については、最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用については、前年と同様でございます。

それでは予算書13ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

なお、詳細な増減内容については、予算書と一緒に配付させていただいた別冊説明資料に記載しております。

それでは、続きまして予算書15ページをごらんください。

まず、歳入の町税でございます。

1款の町税全体では、個人町民税の納税義務者の増加や固定資産税の新築家屋の増などを勘案し、前年度比2%増、24億3,737万1,000円を見込んでいます。

細かく見ていきますと、1款町税1項1目町民税の個人ですが、納税義務者の増などを

勘案して対前年比2.7%増の9億7,939万3,000円、2目町民税の法人が4.2%増の1億4,952万7,000円、合計で対前年比2.9%増の11億2,892万円を見込んでおります。

2項の固定資産税は、新築家屋の増などを勘案して、対前年比2.3%増の10億8,373万4,000円、3項の軽自動車税は、新税率分の増は見込んだものの、現状の課税実績を勘案して、対前年比0.5%減の6,722万5,000円を計上しております。なお、新年度から2目といたしまして、環境性能割が新設されました。こちらは、平成31年10月の消費税引き上げにあわせ、自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が創設されたことにより、県が徴収し、町に払い込まれるもので、66万円を見込みました。

続いて予算書の16ページをごらんください。

4項町たばこ税は、平成30年度の収入状況等を勘案し、対前年比5.1%減の1億4,703万8,000円、5項入湯税は、0.8%増、1,045万4,000円を計上しております。

2款地方譲与税は、森林環境譲与税の新設及び総務省の地方税収見込みなどを勘案して、全体で0.6%増の7,971万2,000円となり、うち1項地方揮発油譲与税は3.5%減の2,201万2,000円、2項の自動車重量譲与税は0.4%減の5,622万2,000円を見込んでおります。

17ページ、新設された3項森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、森林環境整備等に必要な財源の確保を目的として創設され、群馬県から提示された147万8,000円を計上いたしました。

次の3款利子割交付金は、37.6%増の360万3,000円を、4款配当割交付金は39.6%増の1,025万8,000円をそれぞれ総務省の地方税収見込み、また、平成30年度の交付状況などを勘案して計上しております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、前年同額の489万6,000円を計上いたしました。予算書18ページをごらんください。

6款地方消費税交付金は、総務省の地方税収見込みまた、平成30年度の交付状況などを勘案し、前年度比6%増の3億3,913万7,000円を計上しております。

7款ゴルフ場利用税交付金は、14.9%増の133万4,000円を、8款自動車取得税交付金は、平成31年10月の消費税引き上げにあわせて廃止されるため、前年度比51.9%減、1,233万7,000円を計上しております。

9款は、平成31年度から新設された環境性能割交付金です。平成31年10月の消費税引き上げにあわせて、自動車取得税が廃止され、自動車取得税環境性能割が新たに創設

されるものです。こちらは、群馬県が徴収し、交付金として町に交付されるもので、49万4,000円を計上いたしました。

予算書19ページをごらんください。

10款地方特例交付金は、子ども・子育て支援臨時交付金の創設などにより、大幅な増となり、全体で前年度比178.8%増の5,018万4,000円を計上しております。まず、1項地方特例交付金は、環境性能割の臨時的軽減の減収補填である自動車税減収補填特例交付金、また、軽自動車税減収補填特例交付金の皆増などにより、前年度比14.7%増の2,064万1,000円を計上しております。次に、新設された2項子ども・子育て支援臨時交付金です。こちらは、幼児教育無償化に要する平成31年度の地方負担分を全額国費で対応するために創設されるもので、2,954万3,000円を計上いたしました。

次の11款地方交付税については、町税収入の増加による基準財政収入額の増が見込まれるものの、国の地方財政対策において地方交付税の総額が対前年比1.1%増となっていること、また、交付税検査に伴う錯誤措置などの増を勘案し、対前年度比3.7%増の10億6,200万円を計上しました。

なお、内訳として、普通交付税が9億8,200万円、特別交付税が8,000万円となっております。

12款交通安全対策特別交付金は5.4%減の365万2,000円を計上いたしました。

次に、予算書20ページをごらんください。

13款分担金及び負担金は、平成31年10月からの幼児教育無償化に伴う保育運営費保護者負担金の減などにより、対前年比28.8%減の1億1,234万2,000円を計上しました。主なものとしては、保育運営費保護者負担金（現年度分）で1億854万1,000円となります。

14款使用料及び手数料については、全体で対前年比1.3%減、3,341万3,000円となっております。うち、1項使用料は、町営住宅本宿団地使用料の減などにより、2.5%減の2,245万4,000円を、21ページ中段からの2項手数料については、納税等証明手数料の増などにより対前年比1.2%増の1,095万9,000円を計上しています。

次に、予算書22ページからの15款国庫支出金については、全体で対前年比13.1%増の13億5,772万4,000円を計上いたしました。

主なものとしては、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金3億3,882万7,000円、こちらは平

成31年10月からの幼児教育無償化などに伴い、前年度より1億1,490万6,000円の増となっています。同じく1目2節障害者福祉費国庫負担金で障害者自立支援給付費国庫負担金の1億4,261万9,000円、障害児支援費国庫負担金5,305万2,000円、3節児童手当国庫負担金で2億8,640万円などです。3目教育費国庫負担金1節小学校費国庫負担金、公立学校施設整備費国庫負担金（駒小体育館改築事業）で1億3,271万6,000円、2節中学校費国庫負担金では、公立学校施設整備費国庫負担金（吉中校舎増築事業）で4,316万2,000円を計上いたしました。

次に、2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金については、23ページ上段をごらんください。プレミアム商品券事業に係る事務費と事業費補助金で、合わせて2,851万2,000円となります。こちらは、歳出事業費の100%補助となります。5目1節土木費国庫補助金、地域連携道路事業費補助金（駒寄スマートIC）で1億7,400万円、社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）で3,025万円、（道路改良事業）で1,000万円、6目1節消防費国庫補助金で民生安定施設設置助成補助金（防災無線デジタル化事業）で2,751万円、7目3節中学校費国庫補助金で、次の24ページ上段をごらんください。防衛施設周辺対策事業費補助金（吉中校舎増築事業）で2,434万5,000円などを計上しております。

予算書24ページ下段から16款県支出金については、全体で対前年比12%増の6億6,244万3,000円を計上いたしました。

主なものとしては、1項県負担金1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金1億5,845万5,000円、こちらも15款の国庫支出金と同様に、幼児教育無償化などに伴い、前年度より4,649万5,000円の増となっております。2節障害者福祉費県負担金では、障害者自立支援給付費県負担金7,130万9,000円、予算書25ページ上段では、5節児童手当県負担金6,320万円などとなります。

次に、2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉総務費県補助金で国保基盤安定補助金6,048万6,000円、予算書26ページ中段をごらんください、7節医療福祉費県補助金で1億486万4,000円などとなっております。

予算書28ページをごらんください。

28ページ下段から29ページ中段までの17款財産収入全体では、線下補償費の皆減などにより、対前年比61.6%減の149万9,000円を計上しております。

18款寄附金は、一般寄附金とふるさと納税を合わせて、昨年度と同額の1,030万円を計上いたしました。

次に、予算書29ページ下段から30ページにかけての19款繰入金は、全体で対前年

比11.8%減の6億7,235万5,000円を計上しております。主なものは、30ページ中段の2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金6億5,843万6,000円です。これにより、平成31年度末の財政調整基金残高は予算ベースで10億8,018万2,000円となります。

20款繰越金は、対前年比2.7%減の913万6,000円を計上しております。

続いて、予算書31ページからの21款諸収入については、全体で対前年比101%増の1億8,246万円を計上しました。主なものとしては、予算書34ページ上段をごらんください、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金1億1,475万円を計上しております。また、第三保育園解体事業に係る保育園負担金として1,101万1,000円を計上しました。

次に、22款町債ですが、先ほど「第3表・地方債」のところで説明しましたので省略させていただきます。

ここまでが歳入となります。

引き続き歳出について説明申し上げます。

なお、歳出に関する詳細な増減内容については、別冊の説明資料に記載しております。また、主要事業については、説明資料60ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されております。

それでは、予算書36ページをごらんください。

まず1款の議会費ですが、議員定数削減に伴う議員報酬の減などにより、対前年比1.1%減、金額では108万5,000円の減額となる1億181万5,000円を計上しております。

次に予算書38ページをごらんください。

2款総務費では、全体で対前年比12.2%増、金額では1億49万3,000円の増額となる9億2,723万7,000円を計上しております。主なものとしては、予算書40ページ中段をごらんください。1項総務管理費1目一般管理費13節委託料で、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費である自治会事務委託料4,014万5,000円、また、平成30年度からの継続事業といたしまして、組織機構改革支援業務委託料として175万5,000円などを計上しております。

続いて予算書44ページ下段をごらんください。

5目財産管理費15節工事請負費では、庁舎等整備工事1,237万4,000円を計上いたしました。うち、主なものとして、庁舎空調設備吸収式冷温水発生機整備工事1,080万2,000円を見込んでいます。

続いて予算書45ページの6目企画費ですが、主なものは、新規事業のプレミアム商品

券事業です。こちらは消費税の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響の緩和及び地域消費を喚起することを目的として、商品券の発売を行うもので、予算といたしましては、3節職員手当等の50万円から46ページ中段の13節プレミアム商品券事業委託料2,450万円まで、総額2,851万2,000円を計上しております。また、ふるさと納税推進事業といたしまして、11節需用費の返礼品277万5,000円、12節返礼品配送料105万円など、総額510万5,000円を計上しております。

そのほか、46ページ中段、13節委託料では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策実行計画策定業務委託料として187万円、平成30年度に実施した第6次総合計画策定のためのアンケート調査の結果分析や現状分析、また、地域座談会などの開催のための業務委託料として650万円、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成32年度からの5年間を計画期間とする第2期総合戦略策定業務委託料として400万円などを計上しています。次に、47ページの19節負担金、補助及び交付金では、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗り合いバスの負担金として1,300万4,000円、また、東京一極集中の是正及び地方担い手不足対策のため、東京23区などから移住し、選定された中小企業に就職した方に交付金を支給する移住支援金として400万円を計上しております。そのほか、高校生等通学支援事業補助金に100万円を計上いたしました。

次に、予算書48ページ中段をごらんください。

8目諸費13節委託料では、児童の安全を守るための放課後児童見守りパトロール委託料に230万9,000円、15節工事請負費で防犯カメラ設置工事費149万6,000円などを計上しています。

続いて、予算書50ページ下段をごらんください。

12目電子計算費13節委託料では、一括処理委託料など合計で2,544万1,000円、14節使用料及び賃借料は、システム使用料など合計で8,164万1,000円をそれぞれ計上しています。

予算書51ページ下段の14目温泉事業費15節工事請負費では、リバートピア吉岡の源泉ポンプ入れかえ工事などを含む温泉施設改修工事として1,263万2,000円を計上しています。

予算書53ページをごらんください。

2目賦課徴収費13節委託料、固定資産基礎資料修正業務委託1,302万4,000円を計上いたしました。平成33年度の次期評価がえに向け、通常年度の業務委託のほか、に町全域の航空写真の撮影をする予定です。

続いて、予算書55ページをごらんください。

4項選挙費ですが、2目県知事選挙費に972万2,000円、3目県議会議員選挙費に878万1,000円、56ページの4目町長・町議会議員選挙費に1,466万5,000円、57ページの5目参議院議員選挙費に1,344万5,000円をそれぞれ計上しています。

次に、予算書の60ページをごらんください。

3款の民生費ですが、全体で対前年比1.4%減、金額では3,794万9,000円の減額となる27億1,141万2,000円を計上いたしました。

主なものとしては、まず予算書61ページ中段の1項社会福祉費1目社会福祉総務費14節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）の870万2,000円、同じく19節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金2,920万8,000円などを計上しています。

予算書62ページ下段をごらんください。

4目老人福祉費13節委託料で、地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査業務委託料220万円、続いて予算書63ページ中段、28節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金として2億819万円を計上しています。6目障害者福祉費13節委託料で、予算書64ページ上段をごらんください。地域活動支援センター委託料として1,594万3,000円を、19節負担金、補助及び交付金では、生活介護に8,400万円、施設入所支援に3,360万円、65ページ、就労継続支援に7,200万円、障害児通所支援に1億356万円などを計上しています。

予算書66ページをごらんください。

7目医療福祉費20節扶助費では、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の方の健康管理に寄与するための事業として医療費2億1,402万9,000円を計上いたしました。

続きまして、予算書67ページの9目老人福祉センター費13節委託料では、老人福祉センター指定管理料として1,816万9,000円を、10目後期高齢者医療費19節負担金、補助及び交付金では、療養給付費負担金1億5,221万9,000円を、28節繰出金では後期高齢者医療事業特別会計へ事務費等繰出金及び保険基盤安定繰出金の合計で4,233万5,000円をそれぞれ計上しています。

続いて予算書69ページ上段をごらんください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費13節委託料で、平成32年度からの5年間で事業年度とする次期子ども・子育て支援事業計画作成業務委託料として400万円、2目児童手当費では20節扶助費、児童手当費として4億1,280万円を計上しています。

3目児童保育費では、13節委託料で保育所運営委託料7億2,933万9,000円、



19節負担金、補助及び交付金の認定こども園に対する施設型給付費1億6,844万円を計上しています。また、第三保育園解体にかかる費用として、13節で解体工事設計委託料333万3,000円、15節の工事費で4,404万4,000円を計上しています。

続いて予算書71ページをごらんください。

5目学童保育事業費では、13節委託料で学童クラブ指定管理料2,333万1,000円を計上しております。また、17節公有財産購入費で、駒寄第3学童クラブ駐車場用地の買収費として1,800万円を計上いたしました。

次に、予算書72ページをごらんください。

4款衛生費は、全体で対前年比3.2%減、金額では2,196万3,000円減額となる6億6,181万4,000円を計上いたしました。

主なものとしては、予算書73ページ下段、1項保健衛生費1目保健衛生総務費13節委託料で、健康づくり計画策定委託料420万円を計上いたしました。平成32年度から5年間の次期計画を策定するものです。

続いて、74ページ中段をごらんください。

19節負担金、補助及び交付金で、地球温暖化対策として住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金600万円、2目予防費では、13節委託料で予防接種委託料7,227万8,000円を計上しております。この中には新規としてロタウイルスワクチンの接種委託料345万円が含まれています。

75ページの下段、3目母子衛生費13節委託料では、妊婦健康診査委託料2,197万1,000円、76ページの20節扶助費では不妊・不育対策支援事業として特定不妊治療費400万円、一般不妊治療費150万円などを計上しております。4目健康増進費では、77ページ上段、13節委託料で健康診査等委託料として3,500万円を計上しました。

続いて予算書78ページ下段をごらんください。

2項清掃費では、2目塵芥処理費13節委託料で一般ごみ収集委託料4,397万9,000円を、79ページ、19節負担金、補助及び交付金で資源ごみ回収事業補助金500万円などを計上しています。

続いて、5款労働費は、対前年比11.6%減、金額にして343万円増の2,626万5,000円を計上しており、主なものとしては1項1目労働諸費の19節負担金、補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給1,886万4,000円となっています。

予算書80ページからの6款農林水産業費では、全体で対前年比3.4%増、金額にして1,206万8,000円増の3億6,583万7,000円を計上しております。

主なものは予算書81ページ下段、1項農業費3目農業振興費13節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料1,100万円を計上しております。こちらは、まち・ひと・しごと総合戦略に関連する事業で、平成30年度に引き続き、小倉乾燥芋の安定的な供給のため、貯蔵加工施設の整備拡充などを実施していきます。

なお、財源としては、国庫支出金である地方創生推進交付金550万円を見込んでいます。

次に、予算書85ページをごらんください。

6目地籍調査費13節委託料では、地籍調査業務委託料に1,099万5,000円、復元測量業務委託料に490万4,000円などを計上しており、平成31年度は、南下V地区の着手、南下IV地区の成果作成、南下I・II地区の登記などが予定されております。

85ページ下段の8目農業集落排水事業費28節繰出金では、農業集落排水事業特別会計繰出金1億3,762万6,000円を計上しております。

続いて、予算書87ページ中段をごらんください。

2項林業費2目林業振興費15節工事請負費では、県道前橋伊香保線と上野原南部を結ぶ（仮称）林道栗籠・井堤線新設事業費など、県単林道改良工事に2,930万円、同じく17節公有財産購入費では用地買収費として575万円を計上しています。また、25節積立金では、新設された森林環境譲与税の導入に伴い、森林経営管理基金へ積立金147万8,000円を計上しています。

続いて、7款商工費は、全体で対前年比2.7%増、金額にして89万1,000円増の3,405万6,000円を計上しております。

予算書88ページをごらんください。

主なものは、1項商工費1目商工総務費19節負担金、補助及び交付金で、商工会振興事業補助金550万円、住宅リフォーム促進事業補助金300万円、中小企業制度利子補給金435万4,000円をそれぞれ計上しています。また、89ページ、2目観光費13節委託料では、平成30年度に実施された花と緑のぐんまづくりのアフターイベントとして、ふれあいやすらぎ公園の飾花や次期開催地であるみなかみ町でのPR花壇作成など、飾花造園委託料として130万円を計上しています。

続いて予算書89ページ下段からの8款土木費全体では、対前年比4.9%増、金額にして4,052万3,000円増の8億6,835万3,000円を計上しております。

主なものとしては、予算書91ページ上段をごらんください。2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費19節負担金、補助及び交付金で、榛東村が施行する滝沢大橋補修事業負担金として922万8,000円を計上し、平成31年度は補修工事を予定しています。

予算書92ページ上段をごらんください。

2目道路維持費15節工事請負費は、道路長寿命化補修工事など合計5,931万2,000円、92ページから93ページにかけての3目道路新設改良費では、13節委託料で3,330万円、15節工事費で3,600万円をそれぞれ計上しています。19節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側に予定されている渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として1,358万3,000円を計上しています。平成31年度は用地測量等を実施する予定です。

5目橋梁維持費13節委託料では、9橋の橋梁長寿命化修繕詳細設計業務として3,000万円、また、15節工事請負費では、2橋の補修工事として2,000万円を計上しています。

次に、予算書96ページをごらんください。

4項都市計画費2目都市施設費では、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、13節委託料3億1,450万円、15節工事請負費1,000万円、19節負担金、補助及び交付金で事業負担金1,600万円、22節補償、補填及び賠償金で補償費250万円などを計上しています。平成31年度は、ネクスコ東日本がランプ部の本体工事及び橋梁工事等を実施する予定です。なお、本事業の財源としては、国庫補助金1億7,400万円、前橋市からの負担金1億1,475万円、また、町債で4,870万円を見込んでおります。

予算書97ページ上段、3目下水道費28節繰出金では、公共下水道事業特別会計繰出金として1億5,981万円を計上しています。

続いて、5項住宅費1目住宅管理費13節委託料では、長寿命化計画策定業務委託料として379万5,000円を計上しています。2目住宅対策費の19節負担金、補助及び交付金では、空き家の除却費用の一部を補助する老朽危険空家除去支援事業補助金として150万円などを計上しています。

続いて、予算書98ページをごらんください。

9款消防費は、全体で前年比9.5%減、金額にして3,899万1,000円減の3億7,116万円を計上しました。

主なものとしては、1目非常勤消防費13節委託料で、消防団各事業委託料に587万5,000円、99ページ、19節負担金、補助及び交付金で、消防団員自動車運転免許取得費補助金として194万円を計上しています。

100ページ下段をごらんください。

5目無線放送施設設置事業費、15節工事請負費で、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の自動起動機更新工事に326万7,000円、同じく防災無線デジタル化設置工事に3,851万4,000円を計上しています。

続いて、予算書101ページからの10款教育費は、全体で前年比95.8%増、金額にして6億7,483万1,000円増の13億7,904万2,000円を計上しました。

主なものは、予算書104ページ中段をごらんください。

1項教育総務費2目事務局費28節繰出金で、昨年度に引き続き学校給食の充実を図るための食材費助成として学校給食事業特別会計への繰出金500万円を計上しています。

続いて、ちょっと飛んでしまいますが、110ページ中段をごらんください。

2項小学校費2目教育振興費28節繰出金で、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図る目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明治小学校繰出金683万5,000円、駒寄小学校分繰出金819万3,000円、合計で1,502万8,000円を計上しております。

なお、またちょっと少し飛んでしまいますが、予算書114ページ上段をごらんください。

28節繰出金で、吉岡中学校分繰出金として697万1,000円が計上されており、3校合計では2,199万9,000円となっております。

それでは、ページを戻っていただき、予算書110ページ下段をごらんください。

3目学校建設費では、駒寄小学校体育館改築事業といたしまして、13節委託料、工事監理委託1,659万9,000円、15節工事請負費で新築工事費5億2,832万3,000円、18節備品購入費200万円などを計上しています。

なお、本事業の財源といたしましては、国庫負担金1億3,271万6,000円、町債3億3,050万円を見込んでおります。

次に、予算書114ページ上段をごらんください。

3項中学校費3目学校建設費では、吉岡中学校校舎増築事業として13節委託料で校舎増築工事監理業務委託501万6,000円、15節工事請負費で校舎増築工事1億8,922万2,000円を計上しています。財源としましては、国庫負担金4,316万2,000円、防衛の補助金2,434万5,000円、町債1億140万円を予定しております。

続いて、予算書116ページをごらんください。

4項社会教育費1目社会教育総務費13節委託料では、通算7回目となる大樹町との子ども交流事業関連業務委託料として285万3,000円を計上しております。

予算書119ページ下段をごらんください。

4目文化センター費13節委託料では文化センター長寿命化計画策定業務委託料として544万8,000円を計上しております。

続いて、123ページ中段をごらんください。

5項保健体育費1目保健体育総務費では、八幡山グラウンド拡張事業として13節委託料、設計業務委託1、100万円、124ページ、15節工事請負費で、工事費1,900万円を計上いたしました。

続いて予算書126ページをごらんください。

6項1目給食センター費13節委託料では、給食センター調理業務等委託料で5,188万4,000円などを計上しております。また、15節工事請負費では、施設等補修工事800万円を計上しました。

続いて、予算書128ページをごらんください。

12款公債費は、平成10年の臨時地方道整備事業債の償還終了などにより、前年比2.1%減、金額にして1,013万9,000円減の4億8,309万3,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の説明でした。

次に、予算書131ページから138ページまでは給与費の明細書となっております。

また、139ページは債務負担行為で平成32年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額または支出額の見込み及び平成31年度以降の支出予定額等に関する調書、また、140ページは地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び平成31年度末における現在高の見込みに関する調書です。

また、別冊のこちらになりますが、一般会計当初予算の説明資料58ページをごらんいただきたいと思います。

58ページでは、渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体では対前年比1.9%減、金額にして5,208万7,000円の減で、合計が26億5,560万4,000円となっております。中央、黒の太枠内をごらんください。そちら一番下になりますが、吉岡町の負担割合は、平成30年度が18.062%、平成31年度は18.308%となっています。

続いて、59ページをごらんください。

吉岡町の負担金については、広域組合全体の負担金が減額となったことから、対前年比0.6%減、金額にして299万4,000円減の4億8,618万8,000円となっております。

以上が説明となります。

本予算は、町長の提案説明にもあったとおり、健全な財政運営を図るため、地方債の状況や各種基金の残高等に配慮しつつ、将来に向けて前進する吉岡町のため、中長期的な財政運営の視点に立ち編成したものであります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第24号は、予算決算常任委員会に付託します。

---

### 日程第3 議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第3、議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の提案理由を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,114万5,000円とするものでございます。

詳細については、教育委員会事務局長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

148ページをごらんください。

歳入1款1項1目給食費納入金については、前年度比23万5,000円の減となる9,387万7,000円を計上いたしました。内訳としましては、現年度分の小中学校教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費となっております。

2款1項1目繰入金については、前年度比6万2,000円の減となる2,699万7,000円を計上しており、一般会計繰入金の内訳としましては、食材費助成分繰入金と、給食費補助分繰入金となります。

続いて、3款1項1目繰越金については、昨年度と同額の20万円を計上いたしました。

これは平成30年度の繰越見込み額となります。

4款諸収入1項1目1節雑入は、主に給食の試食代金等を見込んでおります。

これにより、歳入の合計としましては、1億2,114万5,000円となっております。

続きまして歳出となります。150ページをごらんください。

1款1項1目学校給食費については、前年比31万1,000円減の1億2,114万5,000円を計上いたしました。内訳としましては、16節原材料費の給食用食材費1億2,111万5,000円と、21節公課費の消費税3万円となります。

なお、給食用食材費の中に含まれる食材費助成分500万円については、平成30年度に引き続き、給食費等の上乗せ助成として食材費及び防災備蓄食品の購入費としての活用を予定しております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第4 議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案を申し上げます。議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億447万2,000円と定めたものです。

この予算については、前年度比94.36%、金額で2,416万3,000円の減額予算であります。

歳入予算の主な内容では、国庫補助金及び下水道事業債を見込んでいます。

また、歳出予算の主な内容は、下水道費において、大久保地区の公共下水道区域拡大に伴う建設費で、公共下水道管渠工事などがあります。

詳細については、上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、補足説明をさせていただきます。

予算書をごらんください。

第2条地方債については、歳入歳出予算事項説明の後に補足させていただきます。

第3条一時借入金は、最高額を1億2,070万円に定めるものであります。

159ページをお願いします。事項別明細書により、歳入より主な予算について説明をさせていただきます。

第1款分担金及び負担金1,213万7,000円、1目受益者負担金1,200万円については、主に平成31年4月より下水道の供用開始を予定する大久保・長坂地区の負担金となっております。

第2款1項1目下水道使用料1億1,037万2,000円、使用料は前年度比増額となりますが、自然増によるものと供用開始による接続による増を見込んでおります。

第3款1項1目下水道費国庫補助金4,800万円、国土交通省所管の交付金、社会資本整備総合交付金となります。補助対象事業の予定工事費は、9,618万4,000円です。補助率2分の1の金額を予算計上しております。

第4款1項1目下水道費県補助金90万円、単独工事費に対して県費補助率5%の金額を計上しております。

160ページをお願いいたします。

第5款1項1目繰入金1億5,981万円、一般会計からの繰入金をお願いするものであります。

第7款2項雑入115万1,000円、確定申告に伴う平成30年度分の消費税還付110万円などを予定しております。

161ページをお願いします。

第8款1項1目下水道事業債7,180万円、平成31年度の予定の町債の内容ですが、説明については第2条の地方債を兼ねさせていただきます。公共下水道・補助分の事業債が4,330万円、単独分の事業債1,640万円。流域下水道・補助分の事業債500万円、単独分の事業債60万円。地方公営企業法適用に係る事業債650万円となります。

156ページに戻っていただき、ごらんいただくと、第2表・地方債の明細がございませぬ。この表の合計額7,180万円が起債の明細となっております。

162ページをお願いします。



歳出の説明をさせていただきます。

第1款1項1目総務管理費3,123万円。公共下水道事務事業の経費となっておりますが、主な予算では、8節報償費で供用開始区域拡大に伴う受益者負担金一括納付の報奨金120万9,000円で、大久保・長坂地区が対象となっております。

13節委託料666万2,000円は、公営企業法適用に向けた移行業務委託や企業会計システム導入の関連費用となっております。

163ページをお願いします。

2目管渠管理費7,417万5,000円。主な予算では、13節委託料で下水道管の不明水対策をするためのもので、管路調査委託料200万円、設計委託料586万3,000円は、県道南新井前橋線道路改良事業に伴う下水道管渠切り回し実施設計業務委託となっております。

また、19節負補交の県央処理区維持管理負担金5,597万円などが主なものとなります。

3目建設費1億2,595万5,000円、164ページをお願いいたします。主な予算では、15節の工事請負費1億1,443万3,000円。公共下水道工事補助分9,618万4,000円、単独分が1,824万9,000円、いずれも公共下水道の供用開始区域拡大に伴うもので、大久保道三津屋の不動久保及び道城辺玉地区一部の管渠工事となっております。

165ページをお願いします。

第2款1項公債費1目元金1億4,172万5,000円、2目利子3,118万6,000円、以上を予算計上しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第26号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで、休憩をとります。

14時20分までとします。

午後2時01分休憩

---

午後2時20分再開

議長（馬場周二君） それでは、再開します。

---

## 日程第5 議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案を申し上げます。議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億3,575万7,000円、対前年度比6,571万1,000円減の96.5%に定めたものであります。

平成30年度より財政的な運営は群馬県となり、県の示した給付費をもとに予算を作成をしました。

なお、詳細については、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは、予算の説明をさせていただきます。

177ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。第2条の一時借入金については、前年度と同様5,000万円を最高額に定めたものであります。

それでは、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

183ページをごらんください。

歳入の第1款国民健康保険税は、4億4,158万8,000円です。対前年度比338万9,000円の減、99.2%で計上しています。

184ページをごらんください。

第5款1項1目県支出金、保険給付費等交付金は12億310万5,000円です。対前年度比1億267万7,000円の減、92.1%で計上しています。内訳については、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、出産育児一時金や葬祭費等に係る経費分です。その他特定健診等の負担金になります。

185ページをごらんください。

第7款第1項他会計繰入金は、1億2,039万8,000円です。対前年度比2,021万8,000円の減、85.6%を計上しています。内訳については、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）として6,796万8,000円です。保険基盤安定繰入金については、県から4分の3の負担金が入りまして、これに町負担金4分の1を足して一般会計から繰り入れるものであります。

186ページをごらんください。

第2項基金繰入金は6,539万8,000円を計上し、基金から繰り入れています。

第9款諸収入は187ページまでで521万1,000を計上し、主なものは延滞金となります。

歳出に移ります。

188ページをごらんください。

第1款総務費は、190ページ上段まで、1,250万8,000円を計上しました。対前年度比は328万8,000円の増です。主なものは、広域化に伴う連合会共同処理委託料の増及び連合会連携用パソコンの更新費用等になります。

第2款保険給付費は、192ページまで、11億7,540万3,000円を計上しました。対前年度比1億54万6,000円の減、92.1%です。

この数値については、群馬県が各市町村の医療費分をもとに保険給付費等交付金を算出した額を計上したものです。

193ページをごらんください。

第3款の国民健康保険事業費納付金は194ページ上段まで、6億1,267万2,000円を計上しました。対前年度比5,842万6,000円の増、110.5%です。この数値は、医療費、所得水準、加入者数をもとにしまして群馬県が算出し、平成31年度の納付金として求められたもので、町は国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものです。

第5款保健事業費は196ページ上段まで、2,748万6,000円です。対前年度比616万4,000円の増、128.9%を計上しています。内訳については、糖尿病重症化予防事業実施に伴う委託料等の増によるものです。

197ページをごらんください。

第8款諸支出金は、昨年度と同額を計上しました。

198ページをごらんください。

9款予備費は、500万円を計上しました。前年度比3,298万3,000円の減です。これは、広域化に伴い平成31年度の納付金の額が決定していることにより減額した

ものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案申し上げます。議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,769万8,000円と定めたものであります。

この予算については、前年度比112.17%、金額で1,927万9,000円の増額予算であります。

詳細については上下水道課長より説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

予算書の主な内容については、歳入歳出予算事項別明細書にて説明をさせていただきます。209ページをごらんください。

歳入ですが、1款1項1目分担金290万円、宅地など農地転用見込み分の分担金について計上しております。

第2款1項1目使用料3,056万7,000円については、現年度分が3,041万7,000円、滞納繰越分15万円となっております。

第3款1項1目繰入金1億3,762万6,000円、一般会計からの繰り入れをお願いするものであります。

210ページをお願いします。

6款1項1目町債650万円。特別会計から公営企業法適用移行に向けての業務委託に係る事業債になっております。

211ページをお願いします。

次に、歳出について説明させていただきます。

第1款1項1目総務管理費3,932万6,000円。農業集落排水事業の事務経費となっておりますが、主な予算では、本年度に引き続き13節委託料の公営企業法適用業務委託441万4,000円や国から策定を要請されております集落排水事業の経営戦略策定業務委託641万3,000円などとなっております。

212ページをお願いします。

2目施設管理費4,508万2,000円、主な予算については、13節委託料で施設運転管理業務委託料1,530万1,000円、また、不明水対策に伴う管路調査委託料461万7,000円、15節工事請負費で処理施設維持補修工事費1,168万1,000円などとなっております。

213ページをお願いします。

2款1項1目公債費元金7,241万8,000円。2目公債費利子2,077万2,000円。

以上を予算計上させていただきました。補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第7、議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ285万1,000円と定めるものでございます。

詳細については町民生活課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書225ページをごらんください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ285万1,000円と定めるものでございます。この予算については、貸付事業自体が終了し、現在では償還のみの事業となっております。

それでは、228ページをごらんください。

歳入歳出予算事項別明細書の増減があったものでご説明いたします。歳入をごらんください。

第1款貸付事業収入、本年度予算額278万5,000円、前年度と比較して97万2,000円の減額となっております。これは、貸付金元金及び利子の現年度分が53万7,000円の減額、過年度分が43万5,000円の減額となったものでございます。

続きまして、下の229ページ、歳出をごらんください。

前年度で国への償還が終了したことにより、公債費がなくなり、第2款に諸支出金となり、本年度予算額275万8,000円、前年度と比較しまして34万2,000円の減額となります。これは一般会計繰出金になります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、総務常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第8、議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5,430万8,000円、対前年度比594万9,000円の増、10.4%に定めたいものであります。

平成30年度より第7期介護保険事業が始まり、平成31年度は2年目となります。本年度は第8期計画に向けたアンケートも実施する予定になっております。

なお詳細については、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） それでは当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。242ページをごらんください。

歳入の第1款保険料は、3億5,047万5,000円です。対前年度比639万2,000円の増、101.8%で計上しています。

第2款国庫支出金は、243ページ上段まで、全体で3億186万2,000円です。対前年度比180万6,000円の減、99.4%です。

第3款支払基金交付金は、給付費等の27%相当、3億7,742万2,000円です。対前年度比1,260万4,000円の減、96.8%です。

第4款県支出金は、244ページ上段まで、全体で2億635万3,000円です。87万8,000の増、100.4%です。

第6款繰入金は、245ページまで、全体で2億1,819万円です。対前年度比1,308万9,000円の増、106.4%です。

内訳については、第1項一般会計繰入金第1目介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%、1億6,981万1,000円、第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の19.25%、585万3,000円を計上しました。

245ページ、第5目の一般事務費繰入金は、2,580万2,000円を計上しました。

第2項基金繰入金は1,000万円を計上し、基金から繰り入れています。

歳出に移ります。247ページをごらんください。

第1款総務費は、249ページまで、2,080万2,000円を計上しました。対前年度比は252万5,000円の増です。

主なものは、第8期介護保険事業計画策定に先立ちアンケートを実施するための委託料になります。

第2款保険給付費は、254ページ上段まで、歳出予算全体の93.4%を占める予算となっていて、13億5,849万円を計上しました。対前年度比504万円の増、100.3%です。

内訳としては、第1項第1目の居宅介護サービス給付費、第3目の地域密着型介護サービス給付費、第5目の施設サービス給付費で、給付費全体の87.9%を占めています。

254ページ、第6項特定入所者介護サービス等費は、施設入所者の居住費及び食費分となっております。

第4款地域支援事業費は、257ページ上段まで、6,977万3,000円を計上しました。対前年度比6,000円の増、100.0%です。

内訳としては、第1項第1目の包括的支援事業費の委託料で、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料、255ページの第2項第1目の介護予防・サービス事業費の総合事業給付費負担金で、これは総合事業における介護予防通所介護及び介護予防訪問介護給付費及び介護予防ケアマネジメント事業費となります。

258ページをごらんください。

第6款予備費は500万円を計上しました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第9、議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,667万



1,000円、対前年度比192万2,000円増の101.0%に定めたものであります。

この予算については、群馬県後期高齢者医療広域連合で示されたもので作成をいたしました。町の仕事は、被保険者と広域連合の橋渡しの役割を担っております。主な業務といたしましては、保険料を徴収し連合会に納付する業務、保険証の発行などになっております。

なお、詳細については健康福祉課長より説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議長（馬場周二君）** 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

**健康福祉課長（米沢弘幸君）** それでは、予算の説明をさせていただきます。

261ページをごらんください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については、前年度同様5,000万円を最高額と定めたものであります。

それでは、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

266ページをごらんください。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料は1億3,634万2,000円です。対前年度比643万円の増、104.9%を計上しております。

第2款の繰入金については、4,233万6,000円です。対前年度比292万8,000円の減、93.5%を計上しています。

内訳については、広域連合事務費負担金として町の一般財源から868万6,000円、保険基盤安定繰入金として3,364万9,000円です。保険基盤安定については、県から4分の3の負担金が入りまして、これに町負担分4分の1を足して一般会計から繰り入れるものであります。

第3款繰越金は、10万4,000円を計上しています。

267ページをごらんください。

第4款諸収入は268ページまで、全体で788万9,000円を計上しています。主なものは特定健康診査の受託事業収入として計上しているものです。

歳出に移ります。

269ページをごらんください。

第1款第1項総務管理費は、936万9,000円を計上しました。主なものは保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金です。

270ページをごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,638万4,000円です。対前年度比334万2,000円の増、101.9%で計上しています。内訳については、広域連合事務費等負担金668万円、保険料等負担金1億3,605万5,000円、保険基盤安定負担金3,364万9,000円です。

271ページをごらんください。

第4款予備費は40万円を計上しました。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算

議 長（馬場周二君） 日程第10、議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

石関町長より提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 提案理由を申し上げます。

議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量ですが、給水戸数が7,769件、年間総給水量246万6,000立方メートル、1日平均の給水量については6,737立方メートルを見込んでおります。

次に、主な建設改良事業であります。今年度と同様に、防衛省所管の補助金による石綿管の更新事業「老朽管布設がえ工事」を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款水道事業収益4億2,736万7,000円、支出においては第1款水道事業費用4億888万5,000円で、差し引きの税込み利益は1,848万2,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出については、収入第1款資本的収入1億3,285万

8,000円、支出が第1款資本的支出2億6,482万1,000円で見込んで、資本的収入の不足額1億3,196万3,000円を消費税資本的収支調整額などの自己財源で補填するものであります。

詳細については、上下水道課長に説明させますので、ご審議、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、補足説明をさせていただきます。

予算書の第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入および支出については、25ページ以降に添付しております。

平成31年度水道事業会計予算明細書により説明をさせていただきます。

25ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、水道事業の経営活動に伴い発生する収入と支出の予算となっております。

収入、第1款水道事業収益は、4億2,736万7,000円です。1項営業収益で3億8,706万4,000円。主な予算は、1目給水収益3億5,258万6,000円、水道使用料となりますが、一般、大口、特別、営業の合計7,769栓となります。

2目その他営業収益は、3,447万8,000円、住宅新築などに伴う水道新規加入金や材料売却益などとなっております。

26ページをお願いします。

2項営業外収益は、4,030万2,000円。主な予算は、1目長期前受金戻入3,679万5,000円、これは、水道管などの資産の財源であります工事負担金・国庫補助金などを減価償却にあわせ耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上しております。

2目雑収益350万7,000円、下水道事業の検針業務などの負担金を計上しております。

28ページをお願いします。

支出ですが、第1款水道事業費用は、4億888万5,000円。内訳ですが、1項営業費用で3億7,360万3,000円。主な予算は、1目配水及び給水費1億7,802万1,000円。水道水の供給に係る人件費や各種業務委託費、水道管の漏水修理費などの修繕費や31ページにあります、受水費などの予算となっております。

31ページをお願いします。

中段になりますけれども、2目総係費4,269万6,000円。これは、水道事業の

運営に係る事務事業経費で、人件費や量水器の検針委託、水道料金システムの賃借料などになっております。

34ページをお願いします。

3目に減価償却費1億4,805万1,000円。資産台帳に基づきまして、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じ費用化し、予算計上をしたものでございます。

35ページをお願いします。

2項営業外費用3,467万1,000円ですが、主な予算については、1目で支払利息2,328万6,000円、企業債の利子償還金となります。

以上が収益的収入および支出についての説明となります。

37ページをお願いします。

続いて、資本的収入及び支出について説明をいたします。

収入、第1款資本的収入1億3,285万8,000円。内訳ですが、1項1目出資金3,000万円、これは一般会計からの出資となります。2項1目工事負担金6,083万8,000円、消火栓設置工事に伴う負担金が300万円、それから、大久保地区駒寄スマートインター東に出店を予定しています大規模開発事業に伴います配水管の移設工事に伴う負担金5,783万8,000円となります。3項1目国庫補助金4,202万円、これは、防衛省の相馬原飛行場等周辺助成事業にて行う老朽管布設がえ工事となります。

38ページをお願いします。

第1款資本的支出2億6,482万1,000円。内訳となりますが、1項建設改良費1億9,119万7,000円、1目配水設備工事費が1億9,079万8,000円です。主な予算は、39ページをお願いいたします。工事請負費になりますが、工事請負費で、1億6,728万7,000円と、上の段に工事に伴う設計などの委託料1,098万5,000円となっております。

40ページをお願いします。

2項で企業債償還金7,362万4,000円。企業債の元金の償還となっております。

以上が、第4条の資本的収入及び支出の説明となります。

続いて15ページ、16ページをお願いいたします。

平成31年度、当年度分の水道事業予定貸借対照表を添付しております。

貸借対照表は、財務状況を明らかにするために決算時において保有する全ての資産・負債・資本を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されておるかを示したものであります。

資産の部では、1の固定資産38億2,910万5,760円と、2の流動資産2億5,980万4,464円の資産合計で40億8,891万224円、16ページになります。負債・資本の部では、負債の部は3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益、この合計22億3,140万7,231円で、6の資本金10億6,595万2,182円と、7の利益剰余金7億9,155万811円を足したもので、負債・資本合計が40億8,891万224円、15ページの資産合計と同額となります。

以上が、平成31年度の予定貸借対照表の説明となります。

8ページをごらんいただくと、平成31年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。また、24ページには、事業活動における経営成績を示します平成31年度水道事業予定損益計算書を添付しております。

大変恐縮ではございますが、詳細事項は割愛させていただき、補足説明とさせていただきます。以上、よろしくお願いたします。

議長（馬場周二君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

散 会

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後2時56分散会

# 平成31年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

平成31年3月8日（金曜日）

---

## 議事日程 第3号

平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と11日の両日、一般質問を行います。

通告のあった7人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

これよりお手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（馬場周二君） 日程第1、一般質問を行います。

5番柴崎徳一郎議員を指名します。柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君登壇〕

5 番（柴崎徳一郎君） 議長への通告に基づき、一般質問を行います。

まず初めに、来週の月曜日、11日には東日本大震災から8年を迎えます。各地ともに目に見える町の復興は進んでいるとはいえ、まだまだ心に痛みを抱える人々が多くいらっしやると言われます。

避難訓練を習慣づけようと、繰り返し開催している地域がテレビで放映されておりました。被災地、被災者の明るい未来が開かれることを切に希望し、質問に入らせていただきます。

1番目に、（仮称）南下城山防災公園について。

①整備事業完了間近に町長の思いは。

昨年町長の施政方針演述の中で、総合計画大綱5つ目「住みよい安全で便利なまち」での具体的な主な継続事業の2つ目に南下城山防災公園整備事業を掲げておりました。平成22年度基本計画作成業務の委託から平成24年度施工初年度に、平成30年度9カ年の歳月をかけて、この3月末をもって完了したい旨公言されました。

一部手残りではありますが、間もなく植栽も遊具なども整い、壮大な、かつ吉岡町最大の公園が完成することとなりました。

平成19年度町長就任後のあら基本構想期間を加えれば石関町長任期3期12年の集大成の公園事業となるのではないのでしょうか。石関町政の思いがこもったこの記録、記憶に残る一大公園の整備完了を間近に見据えての町長の事業完了への思いをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕



町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

きょうから2日間にわたりましてし、7人の議員さんより質問をいただくわけでございます。本日は4人の議員さんより質問をいただきました。精いっぱい答弁をさせていただきます。

まず初めに、柴崎議員のほうから、整備事業完了間近の町長の思いということでご質問をいただきました。答弁をさせていただきます。

本公園は、平常時には古墳の歴史を感じる城址公園として、そしてまた、史跡を学び憩いの健康づくりの場として、災害時は周辺住民の一時避難所としての機能や被災の前線における救援機能や輸送等の中継拠点の機能を担う防災公園として、安全安心のまちづくりに資するものであると思っております。

地権者の皆様、そしてまた、地元自治会の皆様、議員の皆様を初め、北関東防衛局、そしてまた、関係各位のご理解、ご協力のもと、9年の歳月をかけて完成できることは、大変ありがたく、感謝を申し上げる次第でもあります。

この公園が多くの人に親しまれるよう、そしてまた、後世にも喜ばれるような公園になっていただければありがたいというようにも思っております。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ②番、公園整備事業費は。

山頂からの眺望はすばらしいものがあります。そこは、鎌倉、室町期の武将として名高い桃井一族が統治していたころ、周辺桃井13カ村を全て見渡せる桃井城の出城、物見のやぐらが構えられていたところという伝承があるほどのところと伺っております。

さらに歴史をさかのぼると、山頂は前方後円墳だったと、今回の公園整備での調査結果が物語り、いにしえからこの地域の住民らの拠点的场所であったことが解明されたのではないのでしょうか。

そんな貴重なこの公園の整備概況をお伺いします。

名称が「南下城山みはらし公園」と決まったそうですが、広さは、また、どんな区分がなされて、コマーシャルポイントは。そして、いかほどの事業費が投入されてきたのでしょうか。9年間の総事業費についてお伺いします。

また、最終的な事業完了はいつごろを見込んでいるのでしょうか。

あわせて、本事業施工中、何かほかに埋蔵文化財的な遺物は見られなかったのでしょうか。あわせてお伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、産業課長より答弁をさせますが、今柴崎議員のほうから名称が決まったというような答弁をいただきました。ちょっと名前が違うのかなど。「吉岡町城山みはらし公園」ということで決まったということでございます。柴崎議員が言う「南下城山みはらし公園」ではございません。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、詳細につきましては、産業建設課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 本公園の面積は3.8ヘクタールで、事業内容は、公園内を散策できる園路及び広場、休憩施設、常設トイレ、駐車場、遊具などの整備です。また、植栽計画は、芝生の広場や四季折々の花を楽しめるものとなっております。

公園の特徴としては、桃井城址や古墳の歴史を感じながら、すぐれた眺望、見晴らしを生かし、誰もが楽しむことのできる公園であり、小さな子供に人気のフワフワドームもポイントの一つと考えております。

本公園の総事業費でございますが、本年度末の見込みで総事業費は約9億3,276万円、財源としまして、防衛庁からの補助金が約4億9,397万円、緊急防災・減災事業債の活用による交付税措置等が約2億8,809万円となっており、したがって、町の負担額実質、いわゆる町単独の費用としては約1億7,725万円となる見込みとなっております。

また、残る工事といたしましては、植栽工事の一部が残ることになっており、完了見込みが6月末ということになっております。

ただ、今回の公園の整備に伴いまして、周辺道路につきましても、大分悪いところがございますので、それも4月以降に早目に着手をして、これは平成30年度の繰越予算のほうでお世話になるわけなんですけれども、一体として整備を進めていきたいと考えております。

また、文化財につきましてですけれども、作業をする前に教育委員会のほうと立ち会いながら、試掘による確認をした際には、新たなものは出てこなかったわけなんですけれども、ただやはり、全体が貴重な前方後円墳がありますし、旧中世の山城の跡も、特に土塁というところについては、園道、園路が整備されておるわけなんですけれども、そういったところに影響のないように、慎重にやってきたということでございます。以上でございます。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ちなみに、上野田ふれあい公園ですが、およそ2万2,000平方キロ

メートル、粗造成工事を自衛隊訓練として協力を仰ぎ、施工期間が5年間、およそ6億3,200万円ほどの事業費が投入されておりました。

また、こんなこともあったようです。いざ完成となって、公園周辺の方々に喜ばれていると思いきや、不平不満の声が噴出して、改めて指摘事項が集中、改めて追加施工工事をして、ようやく開園にこぎつけ、地元の皆さんの手による祝賀のオープン行事が盛会に催されておりました。

この公園には、周辺地区住民皆さんに受け入れられての公園であると理解しておりますが、それでよろしいんでしょうね。

敷地面積が先ほど3.8ヘクタールと言われましたが、平米単価は経費内の用地買収費はお幾らだったのか。そして、用地関係者対象戸数は何軒だったのかお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 3.8ヘクタールの用地面積につきまして、済みません。おおむねの用地費としては、5億円から6億円、失礼しました。現在ちょっと手元にその数字がございませんので、また後確認いたしまして、答弁させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひまた後でお願いできればと思います。

次に、3番の今後のランニングコストの見込みはということでお伺いします。

現在、上野田に設置されている上野田ふれあい公園の年間維持管理費は、現状いかほどとなっておりますのでしょうか。

そして、この新しいみはらし公園の維持管理概況予定についてお伺いします。維持管理費用が平成31年度予算書にのり面除草工事費と除草業務委託料の事業別に区分されておりますが、区分内容及び清掃、修繕費等、その概要、また、そのほか植栽の管理費用はどのように見込んでおられるのかお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ランニングコストということでございます。

昨日の予算委員会でもこの審議をさせていただきました。その中で、ランニングコストはいわゆる上野田公園と比較すると大分この公園はかかるのではないのかなというようには思っております。

そういった中におきまして、いかに安く仕上げるかというようなことで、いろいろなこ

とで研究をしているわけですが、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 平成30年度上野田ふれあい公園の年間維持管理費は420万6,000円を予定しております。平成30年度当初予算は677万8,000円で、除草を一部シルバー人材センターに対応させていただいたことにより、年間維持管理費の実績額が下がっております。

また、本公園の年間維持管理費は、おおむね600万円を想定しております。

予算書内ののり面除草工事と除草管理業務委託の事業区分につきましては、前者が傾斜地などに対する業者対応とし、後者をシルバー人材センター対応と考えております。

清掃につきましては、東西2カ所にありますトイレ及び園内清掃であります。

修繕等につきましては、公園施設における軽微な修繕対応を想定しています。

植栽管理費につきましては、最終の完了をもってやっていくわけなんですけれども、必要に応じて平成30年度の繰越予算での対応も検討しているところでございます。

なお、平成31年度当初予算の計上は、上野田ふれあい公園を参考にしたものであり、今後コスト縮減の観点を持ちながら、適正な管理に努めたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ただいま除草やトイレ清掃等の日ごろの管理業務をシルバー人材センターに委託されるようですが、作業員さんの休憩スペース等は見当たりませんが、その辺のお考えをお聞きしたいことと、また、ただいま公表されたみはらし公園の平成22年度から今年度までの年度別経費及び工種別の区分表等をその経費概要一覧を全議員のほうに配付をいただくことは可能でしょうか。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） まず、シルバー人材の休憩スペースにつきましては、現時点では予定しておりませんが、先日の予算委員会の中でも、特に夏場の作業について、涼しい時間帯での施工ができるのかどうか検討したほうがいいのではないかとのご指摘もありましたので、そういった工夫もしながら、トータル的に検討できたらいいなというふうに考えております。

また、年度別等の資料につきましては、整理いたしまして、ご報告させていただきたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） 作業員さんの安全管理には、ご配慮いただけたらと思います。

また、配付よろしくお願ひします。

次に、④の完成後の公園利活用促進策は、

ランニングコストは極力控えていただきたいものです。この公園を町内を初め、町外からも多くの方々に立ち寄っていただき、上野田公園のような閑散でまばらな利用とならないよう、利活用促進策を図っていただきたいと思ひます。

整備完了に合わせたオープニング事業の内容は、また、この公園の管理条例が今回の議会のほうへ提案されましたが、子供から高齢者まで安心安全で気楽に出かけていただけるような、利活用規約あるいは規定を作成する上での利活用促進策はどのように考えておられるのかお伺ひします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 来月14日に予定しておりますプレオープニングイベントでは、地元の獅子舞保存会や八木節保存会の発表を行います。また、公園名称を広く町民から募集しましたので、採用された方の感謝状の贈呈式なども予定をしております。

今後の公園の利活用促進策といたしましては、地元保育園の定期的な活用や、もちろん吉岡町内の保育園の方々、そしてまた、小学校の城址跡の見学コース、中学生の部活動による体力づくりの場などを見込んでおります。

また、広報において周知を図り、観光的側面からもPRをし、SNSの活用を検討することにより、多くの町内外からの皆さんに来ていただけると考えております。

また、住民が触れ合う場として、子供たちの防災教育の場として、そして、訪れる皆様方の防災意識を高めることにより、自助、共助、公助の連携が強まる場となつていただければありがたいというようには思っております。

議 長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） たくさんの方々に楽しんでいただけるような公園であつてほしいと願ひます。

続いて、⑤番、防災公園の取り組みは（避難行動計画と避難者誘導範囲計画）についてお伺ひします。

上位部と下部の2カ所にヘリポートが設置されました。災害発生緊急時、ここに避難されてこられる方々は、どの地区、範囲を想定されておられるのでしょうか。

呼びかける自治会等、範囲区域をお示しいただくとともに、非常時の避難行動計画はどのような災害を想定し、誘導等の人的配置計画など、開園前に策定されているものと思いますが、その概要についてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 本公園は、地区公園相当のため、防災公園計画・設計ガイドラインにより一次避難地に位置づけられ、避難区域は、半径500メートルとされています。

関越自動車道西側で南下と北下にまたがり、陣場とともに、町内南西部を構成する3自治会を地域的なまとまりと踏まえ、避難区域としております。

この3地区には、明治小学校、八幡山グラウンド、吉岡中学校の一次避難所や集会所などの9つの指定避難場所がありますので、人口に換算すると、地区人口約3,900人の3割程度である約1,100人の避難人口を想定しております。

大規模な地震等に伴う救援物資の輸送路として、県の一次避難輸送道路である高崎渋川バイパスに近く、臨時ヘリポート2カ所を有するため、救援機能や中継拠点機能としても期待しております。

防災公園としての今後の取り組みとしては、防災機能を有したあずまややベンチ、トイレがありますので、町消防団と自治会が連携を図り、防災訓練などが実施できるよう、関係機関と今後協議していきたいと考えております。

なお、非常時の避難行動計画につきましても、防災計画を見直す時期に関係課と協議、検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 誰でも家族で気軽に立ち寄り、まして、非常時には住民の安心安全な避難場所となるよう、利活用計画万全で万端な体制とその準備をお願いして、次の質問に移ります。

2番目、危機管理対策について。

①地震対策は。

平成28年4月に震度7が2回続いた熊本地震、昨年9月6日の北海道胆振東部地震、先日21日も震度6弱など、大規模な自然災害が近ごろ日本各地で発生しています。

こうした災害は、吉岡町でもいつか起こると思われまます。自然災害は、正しく恐れ、自分の命は自分で守る、地域の安全は地域で守ると言います。日ごろの備えが大切なことを伝えていかなければなりません。

先日の自治会講演会、盛況でした。赤羽先生の講話は、大変身近なこととして、大変興

味深いお話でした。災害時の地域の役割の自助が7割と言っていましたが、そのことを行政側がいかに関住民らに知らしめるかが大きな課題となるのではないのでしょうか。このほど大判防災ガイド「町災害ハザードマップ」が刊行されましたが、このガイド本を配布した後の活用案内策は、町としての地域防災力意識高揚手法、そして、突発地震へのマニュアル行動対応策等をお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2問目といたしまして、危機管理対策ということでご質問をいただきました。

現在、日本各地において大規模な自然災害が発生している状況で、いつ吉岡町もそうした被害が発生するかわからないと考えているところであり、そうしたことから、公助が届くまでの間、自助、共助の意識を高めるため、自主防災組織である自治会を対象に、防災講演会も先月、議員がおっしゃるとおり行いました。実施したところでもあります。

また、今年度は、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」も作成し、3月中には自治会を通して全戸に配布できる予定でもあります。

また、防災無線デジタル化事業も戸別受信機の交換など、継続して実施しているところでもありまして、今後も町は必要な防災・減災対策を行っていかねばならないと思っております。

なお、詳細につきましては、町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） それでは、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」の活用等についてご説明いたします。

先ほど町長が述べたとおり、減災・防災対策としては、自助、共助がとても重要と考えております。

地域防災計画にあります防災知識普及計画に基づいて、その自助、共助など、防災知識の普及に努めなければと考える次第でありまして、来年度も震災時、風水害時の対策として、自助、共助を中心とした内容の講演会を実施することを検討しております。

その中で、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」の活用方法などを深められたらと考えているところであります。

また、来年度は、消防防災総合訓練の実施も考えておりまして、今後自治会や消防団と訓練の内容等を検討していくこととなりますが、その訓練の内容を検討するとき、また、訓練を実施する際において、防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」の活用を考えてい

る次第でございます。

そして、その訓練等を通じて、各自治会の自主防災組織で実施される防災訓練等において活用されるようになればと考えているところでございます。

マニュアル等の対応につきましても、自治会、消防団等と協議をしながら進めていく考えであります。以上でございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 安全神話が根強い群馬だからこそ、いつどこで起きても不思議ではない地震、ガイド本の活用いかに絡んでくるのではないかと思います。慌てずに身を守るなど、できることを整理、周知、住民らの安全確保に向けた訓練と余念なき対策をお願いいたします。

次に、②番、風水害対策は。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、栃木県を中心に線状降水帯が次々に発生し、発達して大雨となり、茨城県常総市では鬼怒川の堤防決壊もあり、広範囲で大規模な水害が発生しました。テレビ放映を見ていて、人ごととは思えない状況でした。

自治会講演会でも赤羽先生がおっしゃっておられました。この線状降水帯が数十キロ西方で発生したら吉岡町も、特に利根川沿線の漆原地域が大きな水害に見舞われていたかもしれません。歴史上の事実として、カスリーン台風なども利根川が暴れて残っております。

そんな中、昨年11月、竹内、金谷両議員との3人で榛名山麓の巨石堰堤清掃活動に参加してきました。明治初期、榛名山麓に多数築造された巨石砂防堰堤、デ・レイケ堰堤を後世に伝えていこうと、榛東村の有志らが保全、検証活動に立ち上がったのです。先月末にも講演会と座談会があり、金谷、大林らとお話を聞いてきました。

吉岡町側の悪沢、滝ノ沢、そして自害沢にも十数基あり、130年以上前の建造物が今も防災に貢献しているのです。というのも、巨石堰堤は築造時から治山治水に貢献、昔からの集中豪雨のたびに土石流を食い止める役割を果たしておりました。

このように、榛名山麓は、非常に雨の多い地域だったことをこの巨石堰堤が証明しています。

風水害もいつどこで起こるかわからない状況下、町の備えは万全でしょうか。防災基本計画に定められている37カ所の指定避難所、昨年9月に小池議員も不安を訴えておりました。安全性は確保されたのでしょうか。

今回配布されたガイド本では、指定避難所10カ所、指定緊急避難所26カ所と、見直しによる区分変更がなされたようですが、それら安全性への検討経過、今回の2つの区分けの状況について、改めてお伺いいたします。



議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 平成26年3月に作成した吉岡町防災ガイドでは、37カ所を指定緊急避難所としていましたが、見直しを今回しまして、作成した防災ガイド「吉岡町災害ハザードマップ」では、指定避難所10カ所、指定緊急避難場所26カ所の2つに区分けしました。

ご質問の安全性への検討経過ですが、まず、自治会が管理している施設について、避難所として安全であるかどうか、各自治会に聞き取り調査を実施し、その報告結果や建物の状況、建物の面積、建築年数などにより検討した結果、26カ所の施設等については、避難所ではなく、災害時に災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所、指定緊急避難場所といたしました。

なお、1カ所の施設は、避難場所としても難しいと判断し、今回削除となったところでございます。

そして、災害の危険があり、避難した住民等が災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在する施設、また、災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設として、町の管理している施設等を10カ所を指定避難所としたところでございます。

そして、そのように定めた26カ所の指定緊急避難場所と10カ所の指定避難所は、洪水や地震、または土砂災害によって避難できる、避難できないがありますので、国や県から発表されたハザードマップや土砂災害警戒区域図の資料等を参考にし、また、各自治会からの聞き取りや施設の建築年数などをもとに、専門業者の意見等を踏まえて判断し、ハザードマップで洪水・土砂・地震等の対応についてもお示しをしたところでございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひ安全性には十分気をつけていただけたらと思います。

次に、③番、学校における防災対策は。

昨年9月山畑議員の質問によって、学校における防災対策を教育委員会、学校等関係者間で防災訓練を含め、対策協議を進めている旨お答えがありましたが、新年度に向けてどのような協議結果で、どのような対策が掲げられたのかお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今年度、吉岡町教育委員会では、群馬県教育委員会から防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業の指定を受け、児童生徒への防災教育を進めてまいりました。

この事業では、群馬県を震源とする大規模な地震が発生したことを想定した3校合同の避難訓練となりましたが、今回の避難訓練では、吉岡町防災行政無線による地震発生の訓練放送を受けた3校同時の避難訓練であったこと、加えて、児童生徒へ訓練の時刻を予告することなしで実施したという、吉岡町の学校にとっては初の試みとなりました。

地震は、必ずしも授業中に起こるものではないという観点からの取り組みであり、実施前は児童生徒が混乱し、思わぬけがをするのではないかという不安もありましたが、実際の訓練では児童生徒は落ちついた行動がとれ、有意義な訓練とすることができました。

また、その他の取り組みとしまして、防災食を活用した防災教育を実施いたしました。小学校では4年生以上の家庭へ防災食を配布し、親子で試食をする機会をつくり、親子で防災の意識を高めるきっかけとしたほか、中学校では体育館が避難所になったときなどを想定した体験的な防災教育を行うことで、みずからの命を守るための行動のとり方や安全な場所を考えて避難することができる態度を身につけることができました。

学校での防災教育は、自分の命を自分で守ることができる児童生徒の育成が大切であります。平成31年度につきましても、今年度の取り組み成果や課題をもとに、3校合同避難訓練の実施などにより、児童生徒自身が考え、行動する避難訓練に取り組んでいきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ぜひあらゆる想定対応等について進めていただきたいと思います。

それから、漆原地域の水害対応の課題として、以前から漆原東、西自治会から、そして、私と五十嵐議員からも提起させていただいた吉岡川の河床堆積物の保安について、最近原田橋下流の一部で除去工事施工がなされました。周辺住民らの大雨時の洪水不安が一部解消されることになりました。吉岡川全線と町内各河川の除去、修繕工事等も早急対応をお願いしたいところですが、とりあえず、漆原地域一部の皆さんが喜んでおります。中途半端な区切り方に不平不満の声もあることもご報告申し上げます。

それと、防災行政無線施設の屋外スピーカー設備の増設において、新田公会堂と吉岡温泉敷地内に設置していただきましたこと、はっきりとお知らせが聞こえるようになると、こちらの皆さん喜んでおられました。

ここで、次の質問に移ります。

大きな3番、コンパクトなまちづくりについて。

町の立地適正化計画から。

昨年9月、都市機能や住居を誘導して、コンパクトなまちづくりを図る吉岡町立地適正化計画をいち早く策定された市町村として、県内公表の6市町村の中に吉岡町が上毛新聞に掲載されました。そこには、住民生活の利便性や行政サービスの効率を高めることを目指し、土地利用をコントロールする手法を検討するとコメントされていましたが、どんな策を画策されているのか。先日の「適正な土地利用のために」での意見交換会から方向性は引き出すことができたのか。

開発指導要領、条例等、そして景観条例などを含めた今後の町の方向性はいかに示そうとされているのでしょうか。現状についてお伺いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の質問といたしまして、立地適正化計画ということでご質問をいただきました。

町では、「まとまりをつくり、全ての世代が暮らしやすいまち」を理念といたしまして、平成28年3月に都市計画マスタープランを改定いたしました。その後、吉岡町アクションプログラム、吉岡町立地適正化計画の策定に着手をし、これまでに策定、公表をしてまいりました。これらの流れは、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業を契機といたしまして、インター周辺の複合業務の拠点化、特に東側の商業誘致エリアの受け皿づくりや町全域での将来を見据えたコンパクトなまちづくりの推進でもあります。

その商業誘致エリアの受け皿づくりでは、現在県関係機関との協議を進め、おおむねめどが立つところまで進んでまいりました。ことし2月末に開催した都市計画制度の意見交換会では、土地利用に係る現状、課題として説明させていただいた内容は、平成25年から平成29年の5年間で農地面積が92ヘクタール減少し、都市的利用地が64ヘクタール増加し、計画的な土地利用は極めて少ないため、早急な取り組みが必要になっていること、また、全国的には空き家の6割はアパートなどの集合住宅であり、吉岡町の集合住宅の状況は、平成15年には197棟あったが、平成29年には370棟と、約2倍に増加し、平成24年から29年の5年間で30棟ふえてきている。このまま集合住宅がふえると将来人口減少に転じた時点で空き家の急激な増加が懸念され、今から適切な開発誘導が必要になっていることなどがあります。

主な意見といたしましては、「まとまりのある優良農地は、開発を段階的でもいので、抑制すべきではないか」「開発に関する条例は必要である」「空き家の実質的な予防対策

は必要である」などがあり、今後具体的な土地利用調整の方策といたしましては、集合住宅の建設を抑制する特定用途制限地域の設定や優良農地の保全を含む適正な土地利用に関する条例などについて、県などの関係機関と協議しながら検討を進めていきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ②番、都市づくりの基本方針（その1）。

立地適正化計画（1）の本町の目指すべき方向性の中に示されている2つの核を示しておりますが、その1つ、企業の立地としての魅力を高める核としての駒寄スマートICを据えられておりますが、今後の完了までの最終段階としての工程スタンスを改めてお示しいただきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、産業課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業は、今年度に全ての用地買収が完了し、これまでに埋蔵文化財調査、工業用水、農業用水、水道の移設工事、上り線側の町道改良工事、電柱の移転など、吉岡町でやれることは全て実施してきており、残すのは、NEXCO東日本による本体工事となっております。

その主な概要としては、上り線側では、改良した町道に接続するランプ部工事、下り線側では、午王頭川の橋梁工事、県道南新井前橋線までの道路整備、ランプ部工事、また、現在の側道のつけかえでございます。

また、両ランプに上り線側、下り線側につくETCゲート、それに付随する機械・電気施設、管理棟などがございます。

一般的には、完成してから車両の通行が始まるわけですが、駒寄スマートインターでは、既に車両が通行しているため、その交通を維持しながら工事を行うという、技術的にも工程的にも施工条件的にも非常に難度が高いものになり、ランプ部に新しいETCゲートをつくり、そこを通行させながら現在のETCゲートを撤去していくなどの工程のステップとなります。

NEXCO東日本では、4月の業者選定に向けて、現在手続を進め、平成32年度中の供用開始・完成を目指しており、今後も引き続き吉岡町、前橋市、NEXCO東日本、その他関係機関と連携を図ってまいります。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 次に、2番、都市づくりの基本方針（その2）。

もう一つの核、居住地としての魅力を高める核であるJR新駅について、町都市計画マスタープランでおおむね20年後の将来を見据え、都市構造の目指すべき方向性を設定、本計画においてこれを継承しつつ、現況と将来予測に基づく「目指すべき姿」の一つとして示されています。

まちづくりの牽引役となる2核のうちの一つ、「新駅検討エリアとして、将来的な開発用地の確保が求められ、検討の熟度が高まり次第、都市計画決定する」と検討を実施すると明記されておりますが、検討の熟度とは、また、どのような検討をなされたのかお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） JR新駅の検討に関しまして、現時点ではコンパクトなまちづくりを進めている全国の先進事例の収集などを行っているところでございます。

具体的な都市としては、富山市や宇都宮市で、それぞれの公共交通と土地利用を合致させた取り組みが挙げられます。

また、既存のデータの把握にも努めており、平成27年国勢調査結果では、吉岡町と周辺市村との流出・流入状況では、15歳以上の就学者、通学者の流出人口は7,470人、流入人口は3,135人ということであり、流入・流出人口を移動人口と言いかえれば、合計で1万605人が移動していることとなります。

現時点では、車での移動がほとんどかと思いますが、この移動人口は、増加傾向であり、今後、子育て環境や住環境への影響が懸念されております。

このような観点からも、土地利用と広域的観点からの公共交通を合致させた取り組みが重要であると考えておりますので、今後、県や周辺市村との連携を図りながら検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 大きい4番に移ります。

障害者施策の推進方について。

①ヘルプマークの導入について。

このマーク、タグをご存じでしょうか。援助が必要な方のためのマークです。援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる

マークです。障害をお持ちの方などが、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めためのもので、平成24年度に東京都が始め、本県のみなかみ町、大泉町、そして嬭恋村で現在取り組んでいます。

昨年、群馬県議会での一般質問「共生社会の構築に向けた取り組み」でヘルプマーク導入を呼びかけたところ、県健康福祉部長は、早期導入に向けて検討を進めている旨答弁されておりましたが、もちろん町村独自での導入も可能です。

加えて、新年度群馬県では、「障害者差別解消条例」をもくろんでおられます。

本町でもヘルプマーク導入をご検討いただきたいが、お考えをお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ヘルプマークの導入についてということでご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲に知らせることで援助や受けやすくするよう作成されたマークです。ほかに、緊急連絡先や病状、必要な支援内容などをあらかじめ記載しておき、災害時や日常生活の困ったときに周りに支援を求めヘルプカードということで私も認識はしております。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、県の障害政策課によれば、平成31年度予算でヘルプマークの作成に関する予算を要求中であり、予算が承認されれば、作成したヘルプマークを市町村へ配布する計画があるそうです。

ヘルプマークの配布方法については、県の定める要綱案によると、交付事業に協力していただける市町村にあっては、市町村窓口での交付ができるとの予定ですので、町といたしましては、健康福祉課が協力し、窓口となり、希望者に配布していければと考えます。

また、ヘルプマークは、援助や配慮を必要としている人を誰にでもすぐ伝えられるよう考えられたマークです。このマークの意味が町民に普及すればするほど、困っている人と助けてくれる人の輪が広がり、暮らしやすい社会が実現していくと思います。

ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合には、電車、バス、また道などで困っているようであれば、声をかけるなどの協力をするよう、周知広報等をしていく予定でもあります。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5 番（柴崎徳一郎君） ぜひ弱者の皆さんへの配慮をお願いできればと思います。

最後の5番になります。シェアリングエコノミー活用推進事業について。

①事業の案内をどう捉えたか。

先日、地方議会人、こういう冊子を毎月議員のほうに配らせていただいているんですけども、この冊子の特集の「シェアリングエコノミーと地域活性化」という記事を拝読させていただき、さらにインターネット等でもその用語を確認したところ、多くのマスコミに、そして政府の成長戦略の中にもラインナップされており、今次々と新たなサービス、進化を続けているではありませんか。

「個人等が保有する活用可能な資産、能力、いわゆる空間、物、金、そしてスキルや知識などなど、あらゆる有形無形なものを他の個人等も利活用可能とする経済活動」と定義され、全国各市町村でもその事業展開を試みているようですが、この「シェアリングエコノミー活用推進事業」について、町はどのように捉えているのかお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） ご質問のシェアリングエコノミーについてですが、国では2016年7月から10月にかけて内閣官房において検討会議を実施した中で2017年1月にはシェアリングエコノミー促進室が設置され、その普及活動などに取り組んでいると認識をしております。

詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご紹介のシェアリングエコノミーの定義といたしましては、まさに議員のご紹介のとおりでございます。空間、物、移動、スキル、お金等をシェアし、利活用する経済活動というものでございまして、例といたしましては、民泊サービスなどホームシェア、利用者とドライバーをマッチングして活用するカーシェアなどが挙げられております。

ご質問の活用推進事業でございますが、平成30年度に総務省において募集が行われました標記事業では、14自治体の提案をモデル事業として実施されております。内容といたしましては、地域人材の活用、子育て等女性活躍支援、地域の足の確保、低未利用スペースの活用等のジャンルでさまざまな事業が採択されておるところでございます。

自治体単独で行っているものもあれば、民間企業やNPOとの協働により行っているものもあるようでございます。

全般事項といたしまして、シェアリングエコノミーの推進によって、地域の既存のリソ

ースの有効活用等を進めることによる地域活性化や行政、公共サービスを補うサービスの提供による地域における共助の仕組みづくりの充実につながると期待がされる一方、事故やトラブル時の対応、その関係について、ちょっと不安を抱えている割合もまだ高いとの認識も示されているようでございます。

町といたしましては、このシェアリングエコノミーに関する事業について、キーワードにつきましては、メディアの露出度も高いという現状も認めつつも、現時点では自治体といたしましては、先進的な取り組みではないかなというような認識でおるところでございます。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ②番で町での活用策の検討はということで、「物やサービスや場所などを多くの人と共有、かつ交換して利用する社会的な仕組み」と簡単な紹介がされていて、個人の所有物の貸し借り、物やサービスを交換、共有などと解説されている。そこには地域コミュニティの再生や地域の活性化にもと期待されておりますが、ただいま総務課長もお話ししましたが、本町での取り組み予定はお考えはないのでしょうか。お伺いいたします。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） シェアリングエコノミーへの取り組みにいたしましては、自治体における先進的な取り組みという認識で、現在はおります。

しかしながら、活用推進事業の採択事案や内閣官房シェアリングエコノミー促進室が公表いたします「シェアリングエコノミー活用事例集」に目を通してみますと、事例集における類型は、地域の足の確保や観光振興、子育てなど、活動支援など、多岐にわたっております。町の政策解決、または対応策といたしまして、シェアリングエコノミーが利用できるかどうかの検討は当然進めていきたいと考えておりますが、その活動の主体は民間の方々に担っていただく。経済活動の側面を加味しながら、いわゆる共助の発想が重要でもあるようでございます。

したがいまして、活動に当たっても行政から一方的に押しつけるといったようなひとりよがりではなく、まず、類型といたしましてどんなものがあるかという類型をきちんと把握するとともに、ご協力いただける方との連携策をセットで考察を進める必要があるのではないかと考えております。

また、町政、町長の施政方針の中にもございましたが、今後の地域を担っていく課題といたしまして、官民の垣根を取り払った取り組みの一つでもあるのかなというふうに考え



ておりますので、今後検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 政府からも取り組み推進が図られているようですので、ぜひ検討課題に挙げられ、積極的な事業活用の推進を考えていただきたいと思います。

結びに、今期をもって定年退職される大澤会計課長には長年の町発展へのご尽力、また、例月出納検査、決算監査など、事務作業において大変お世話になりました。

それから、石田産業建設課長もこの3月をもって執行任期満了で県庁のほうへ戻られるとのことですが、吉岡町発展に惜しみなくご尽力いただきましたことを忘れません。今後とも吉岡町へのご指導、ご配慮賜りますようお願いいたします。

ご両人ともに改めての再出発となりますでしょうが、お二人の新たなスタートにエールを送るとともに、お体にご自愛くださり、ますますのご活躍をご期待申し上げます。お世話になりました。

新たなスタートと言えば、この4月に平成の時代が終わり、5月より新しい元号で日本国が新たにスタートします。新しい時代を迎えるに当たり、吉岡町の新しい時代を開く町のニューリーダーの出現を期待し、私の一般質問を終わります。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、5番柴崎徳一郎議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分といたします。

午前10時29分休憩

---

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に続き、会議を再開します。

---

議長（馬場周二君） 3番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔3番 金谷康弘君登壇〕

3番（金谷康弘君） 3番金谷です。それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

早いもので、議員になりまして4年がたちました。今回が議員で最後の定例会となります。そして、一般質問も今回限りで最後の機会であります。町長、しかと質問させていただきますので、誠意ある回答をいただければ幸いです。よろしくお願ひします。

それでは、質問に入ります。

デ・レイケ堰堤の保全について。

デ・レイケ堰堤といっても知らない人が多いと思いますので、デ・レイケ堰堤の説明か

らしたいと思います。2017年6月、委員会の改正があり、議会広報常任委員会の委員長になったとき、議会だよりの裏表紙の「キラリよしおか古語り（いにしえがたり）」の題材として何かないか、吉岡村誌を見ていたところ、「デ・レイケ堰堤」という文字を見ました。何せ文字だけで、資料がないので苦慮しましたが、何とか資料を探し、議会だよりの題材にしました。議会だより、これです。116号。表紙にはかわいい女の子が老人施設の慰問ですかね、行った写真です。その裏表紙です。これです。「デ・レイケ堰堤」。

ちょっとお話しします。榛名山麓は、群馬県でも雨が多い地方であり、地質が火山灰地であるため、悪沢、自害沢といった沢名が残されているように、古くから集中豪雨のたびに山崩れを起こし、土砂が流される地域でした。時は、明治維新後、富国強兵と殖産興業のもと、河川、港湾事業に多くのオランダ人技師が招かれ、明治14年から18年、内務省、現在の国土交通省の直轄工事として榛名山麓に堰堤が120基築造され、現在28基が確認されています。これらの堰堤は、オランダ人技師の1人、ヨハネス・デ・レイケの指導によるものと言われております。コンクリートも使わずに、直径1メートルにも及ぶ大きな石を積み上げた堰堤は、130年余りの歳月に耐え、今なお、この榛名山麓の治水、治山に貢献しています。まさに、群馬の土木遺産とも言えます。このデ・レイケ堰堤は、自害沢に8基、滝ノ沢に1基あり、吉岡町に合計9基あります。先日、九州北部が記録的な豪雨で大きな被害を受けました。このような集中豪雨がいつ身近に起こるかわかりません。デ・レイケさんに感謝しながら、防災意識を高めたいものです。情報、写真提供、国土交通省、利根川水系砂防事務所。

以上がよしおか議会だよりNo.116号の裏表紙の「キラリよしおか古語り（いにしえがたり）」のデ・レイケ堰堤の記事の紹介ですが、これを機に私はデ・レイケ堰堤に興味を持ち、折を見ては、現地を確認しています。

現地を確認して驚いたことに、現地は荒れ放題にて、自害沢にある8基のうち2基、1号、2号は、部分的に残すのみ、他の6基は全体的に残っているものの、杉の木の根が堰堤の石に張っていたりしています。台風が来て杉が倒れれば石垣の崩壊は必然です。

このような状況を町長はどのように思いますか。現在は水脈が下がり、水無川で堰堤としての役割は果たし終えたと考え、現在での必要性はないと認識しますか。

私は、2015年9月の茨城県常総市の鬼怒川の堤防決壊をもたらした線状降水帯が群馬県に来ていたならばと考えると、ぞっとします。地球全体の温暖化による雨の降り方が異常になりつつある現在、堰堤の必要性は多分にあると認識し、この堰堤の整備と保全をしなければいけないと考えます。

明治以降、吉岡町上野原地区の防災・減災に貢献してきたデ・レイケ堰堤、今なお健在

のデ・レイケ堰堤を町長はいかに認識しますか。

最初の質問です。デ・レイケ堰堤の保全について。

(1) 防災的観点より、町長のデ・レイケ堰堤に関する大局的な考え方をお尋ねします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 金谷議員のほうから、デ・レイケ堰堤、砂防ダムの保全ということでご質問をいただきました。

私もデ・レイケ堰堤、小さい子供のころ、あのそばに山がございまして、自分の山がございまして、行った記憶がございまして。そしてまた、あの自害沢にはカニがたくさんいまして、それをとった思い出もございまして。

そのときに、いわゆる、あ、こんなところにどうしてこんな大きな石が積んであるのかなというような印象を受けた思い出もある、そのデ・レイケ堰堤だということで、認識したのは、金谷議員がこういったことをちょっと研究してみたいんだけどもといったときに、ああ、あれがデ・レイケ堰堤かなということで認識したのが初めてかなというようには思っております。

吉岡村誌によれば、滝沢川は、平時、ご存じのように、水量は少ないが、台風などが来るといわゆる「膨張ありて、幅2町に及ぶ。村皆これを恐れる」ということで、大変ないわゆる水が出たのかなということが書いてあるということでございます。そういう流域、各村に大きな脅威となることがあったと記されているということでございます。

そういったことで、いわゆるデ・レイケ堰堤がつくられたのかなというようにも思っております。

また、1872年、明治5年の集中豪雨で滝沢川とともに被害甚大なものがあつた。さらには、今後にも備え、明治政府に陳情し、国費をもって護岸、砂防の工事が施されたというような、吉岡村誌に書いてあるということでお見受けをいたしました。

このような村誌の記載からも、火山噴出物でできた脆弱な土地である榛名山麓において、多発する土砂災害から我々を守るために、デ・レイケ堰堤が設置されたのかなというようにも思っております。

今、自害沢には今の堰堤が幾つか上流のほうにはできているということも金谷議員もご存じだと思っております。そういったことで、吉岡町を含む榛名山麓がこのデ・レイケ堰堤などにより、今まで守られてきたということは、安心安全につくっていただいたんだなというようにも思って、大変貴重なものかなということ、私も認識をしております。

そういったことで、これからいろいろなことでこのデ・レイケのものが県、そしてまた渋川土木所、そして町、そしてまた、隣接する町村と連携しながら、この保護ができれば

いいなというようには私も感じております。

以下、詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） デ・レイケ堰堤の大局的な考えということで、先ほどの説明ともかぶるわけですが、村誌のほうにこういった記述があるということで、昔から吉岡町ではそういった文化が治山のほうで築かれてきたと。こういった榛名山麓にこのようなデ・レイケ堰堤があって、今まで守られてきたことは、大変すばらしいことだということでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

ここで私が冒頭でデ・レイケさんのことを紹介しましたが、この人、デ・レイケさんがかかわった数々の土木建造物は、日本各地に存在し、その多くが現役で治山、治水の役割を果たしています。とりわけ、砂防堰堤については、揖斐川水系の羽根谷砂防堰堤（岐阜県）、吉野川水系の大谷川堰堤（徳島県）などで、その大部分は西日本に集中していますが、デ・レイケが築堤に携わった場所に共通するのは、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）、四国三郎（吉野川）、坂東太郎（利根川）など、国内有数の規模を持つ河川に流れ込む支流の上流部で、土砂の供給量が多い支流であること。羽根谷砂防堰堤は、養老山地の麓、大谷川堰堤は吉野川の沖積低地に張り出した扇状地、榛名山麓のデ・レイケ堰堤は、二ツ岳火砕流や岩屑なだれで形成された火山麓扇状地です。国内各地で行われた河川改修や砂防事業を指揮し、国土保全に貢献した偉業は、農林水産省のウェブサイト内の「土地改良偉人伝～水土里を拓いた（ひらいた）人びと～」に詳しく紹介されています。

榛名山麓のデ・レイケ堰堤を語る前に、まず、デ・レイケさんの偉業について知らなければ語れないと思います。認識のほどをお尋ねしたいと思います。町長お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 吉岡町を含む榛名山麓で国が砂防事業を行った背景には、かつて国の経済を支えた養蚕が盛んだったことも関係しているのではないかとというようには思っております。

利根川の上流、土砂流出を防ぎ、経済成長の礎となる養蚕関連などの物資の輸送を行うために、いわゆる利根川航路の確保が望まれ、榛名山麓の土砂災害を防ぐために必要だったのではないかとというようにも認識をしております。

先ほど金谷議員がおっしゃったとおり、全国各地であるということではありますが、今言われたように、利根川を含めた大きな川、そしてまた、土砂が堆積するようなところにこのデ・レイケの堰堤ができたのかなというようにも思っております。

この功績というものは、本当に今考えても大変な事業であったかなというようには私は思っております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） これは、吉岡町の防災ガイドのちょっと古いやつですが、今はこのような新しい冊子が出ていますが、この中で、自害沢川、滝ノ沢川は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されていますが、利根川の支流は一級河川と認識しますが、自害沢川、滝ノ沢川はどのような扱い、一級河川、普通河川、どちらでしょうか。

また、砂防指定地はどのようになっているのでしょうか。砂防指定地、一級河川に指定されていないのならば、いかような理由からなされていないのかお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 滝ノ沢川は、全範囲が一級河川で、一級河川の指定区間延長は1万2,000メートルでございます。県道水沢足門線の滝見大橋の上流付近や滝沢大橋下流付近の一部区間が砂防指定地となっています。

自害沢川は、吉岡川と合流する県道前橋伊香保線、下野田橋からその上流の県道高崎安中渋川線の北沢橋までが一級河川で、指定区間延長は2,500メートルでございます。北沢橋から上流の榛東村内ではありますが、長岡大橋付近まで、また、県道水沢足門線の上流付近に砂防指定地の指定があります。これらを除いた区間は、一級河川や砂防指定地の指定になっておりませんが、その理由としては、明確なところは不明ですが、各指定の要件などが関係しているのではないかと考えられます。

国土交通省の資料によれば、一級河川指定においては、河川法の規定では水系一貫主義の管理制度となっており、河川の重要度に応じて国土保全上、または国民生活上の特に重要な水系として国土交通大臣が指定するものになっており、利根川水系の一級河川としての支流として、河川の流量や土地利用の状況などから、現在指定がされていないものと考えられます。

また、砂防指定地については、国が定めている砂防指定地指定要綱に指定基準として「砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送若しくは堆積により、溪流、河川若しくはその流域に著しい被害を及ぼす区域について行う」とされており、河川の流量や土地利用の状況などから指定がないものと考えられます。

砂防法は明治30年3月に、河川法は昭和39年に制定されており、その法律制定前に整備が始まっていた榛名山麓の砂防工事のおかげで、その後著しい被害を及ぼす区域ではない状況になっていたのではないかと考えております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 今のお答えですと、滝ノ沢川、自害沢川上流部は一級河川、砂防指定地になっていないような回答だと思います。

一級河川、砂防指定地ならば、国土交通省利根川水系砂防事務所、イコール県の管轄になりますが、そうでなければ、環境保全施設整備の対象から外れてしまいます。砂防の観点からの保全、整備は無理ということでしょうか。

お尋ねします。デ・レイケ堰堤の保全について。防災的観点からの保全、まず、砂防の観点からの保全についてお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 砂防とは、土砂災害を防止する手段の一つ、あるいはその事業の総称で、土石流の捕捉と土砂の移動を防止することを目的に行う防災事業とされています。

榛名山麓の砂防事業では、国が直轄で施工した近代最初期の大規模な砂防工事の一つで、明治初期に巨石を使用した空石積みの堰堤が施工されたのは、関東では榛名山麓のみであるとのこと。

デ・レイケ堰堤は、巨石を積んだ堰堤で、現存する数は減ってきていますが、現在もその使命を果たしており、山麓一帯の安定を図っています。

その構造的な特徴は、現地産の石を利用、天端は縄たるみ形状で、明治初期の砂防堰堤の代表的な形式となっており、下流面はアーチ形状、水の一部は天端をオーバーフローしますが、浄化されて湧出しているなどがあり、現在まで良好な状況で残存し、防災機能を発揮していることは、技術的にも高く評価されています。

明治時代にデ・レイケ氏の指導により、この大事業が行われてきたことは大変すばらしいことであり、施設の保全は、砂防的な視点においても重要であると認識しています。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 今でも砂防的機能を発揮しているということで、砂防の意味合いからの保全については、ちょっと厳しいようです。

それでは、逆にお尋ねします。デ・レイケ堰堤の保全について、防災的観点からで、砂防がだめなら、治山的な意味合いからの保全についていかがでしょうか。お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全、形成などを図るものでございます。代表的なものには、治山ダムがあり、川の勾配を緩くし、川の水が土砂を運ぶ力を減少させ、土砂の移動や洪水時の土石流の発生を抑制し、小石や砂などの小さな力で流れるものはふだんから安全に下流へ流す機能を有しています。

また、土どめ工では、急斜面の表面の土が動かなくなり、植物も大きく育ち、根が土を抑え、土砂崩れが起きにくくなる機能を有しています。

榛名山麓の砂防工事では、主要な砂防施設として、デ・レイケ堰堤のほか、土どめ工に近い石垣工なども行われており、デ・レイケ氏の指導のもと、治山の視点での砂防事業が行われていたようであります。

デ・レイケ堰堤は、土砂の流出や崩壊の防備など、現存する数は減ってきていますが、現在もその使命を果たし、山麓一带の安定を図っており、施設の保全は治山的な視点においても重要であると認識しています。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

ところで、現在工事が進んでいる林道栗籠・井堤線ですが、デ・レイケ堰堤の自害沢9号堰堤付近を横切るみたいです。どのような位置関係なのでしょう。自害沢9号の保全はなされているのでしょうか。お尋ねします。林道栗籠・井堤線とデ・レイケ堰堤、9号堰堤との位置関係と保全についてお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 現在整備中の林道栗籠・井堤線は、自害沢9号堰堤から下流約200メートルの地点であり、現在工事が進んでいる状況でございます。

この路線選定につきましては、当初よりデ・レイケ堰堤への影響がないよう計画されており、自害沢9号堰堤への工事の影響はないものと考えております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

ここに平成3年12月24日、上毛新聞の切り抜きがあります。これです。デ・レイケ堰堤についての記事です。すごいタイトルです。「榛名山の守護神健在」「明治に築いた

巨石堰堤29基が砂防に威力」。少し読みます。

「明治時代初期、災害で荒れる榛名山を治めるために東南面9水系に築かれた巨石堰堤120基のうち、4分の1が現在も治山や砂防に力を発揮していることが建設省利根川水系砂防事務所の1年がかりの調査で明らかになった。これまで関係者の間で知られていたことを現地調査で確認したもので、当時の土木技術を現在に生かす上で貴重な成果となっている。調査に当たったのは、同省渡良瀬川工事事務所桐生出張所長塚田純一さんら」、飛ばします。「砂防ダムである巨石堰堤の機能は、山腹の固定と土砂調節。塚田さんは、「調査をした9つの水系の中に悪沢とか自害沢といった名前を持つものが幾つもあった。それだけ雨が多く、火山灰地である榛名山系が人の住みにくい、荒廃した土地だったということだろう。その山系の安定に果たした役割ははかり知れない」と指摘。当時の土木技術が住民の多くの恩恵をもたらしたとみている」、飛ばします。最後に、この研究成果は、京都大学で開かれた砂防学会ワークショップの中でも報告された。写真キャプション「現在も土砂調整を続ける榛名山の巨石堰堤」、すごい記事だと思います。

町長、この記事を読んで、ますますデ・レイケ堰堤の防災的観点からの保全の必要性を感じないでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 私もこの堰堤は、大変貴重なすばらしいものだなということは認識はしております。

いろいろこの調査をやってみますと、あの自害沢上流は、ほとんどが個人の所有者の土地かなということになっている状況でもあるということでございます。下流にいきますと自害沢という一つの沢になってくると。一級河川になってくると。今ここにあるデ・レイケの堰堤については、ほとんどが民有地だというような形になっているという中においても、これは後世に残す一つの遺跡でもあるのかなというようには、私は感じております。

そういったことで、いろいろな方面からこの偉大な榛名山の守護神健在というような、上毛新聞にも出ているというような中においては、それが我が吉岡町にあるというようなことになると、これはいろいろな面で保存をしていかなければならないなというような形では、私は思っております。

ですから、この堰堤、デ・レイケ堰堤、本当に今つくってもああいったものができるのかな、できないのかなというようには思っておりますが、これを後世に残すために、いわゆる残していかなければならない遺跡かなというようには私は思っております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕



3 番（金谷康弘君） ありがとうございます。

デ・レイケ堰堤は、防災的に見ても重要であると認識します。治山、砂防の観点からの保全の模索をお願いして、次は、文化財的観点からデ・レイケ堰堤の保全をお願いしたいと思います。

私は、次に、文化財的観点から調べてみました。吉岡町の図書館にて、これです。吉岡町文化財調査報告書、第3集吉岡町の遺跡、町内遺跡詳細分布調査報告書、1993、吉岡町教育委員会、資料3ですが、町台帳番号1、2、3、8、9は、順に1号砂防ダムから5号砂防ダムと書いてありますが、「キラリよしおか古語り（いにしえがたり）」国土交通省利根川水系砂防事務所の資料によりますと、自害沢3号、4号、5号、7号、8号だと思えます。吉岡町教育委員会でも遺跡文化財として調査をしたようです。しかし、まだ調査は不完全です。まずは、吉岡町教育委員会なりの調査を要望します。

私は、自害沢、滝ノ沢のデ・レイケ堰堤はほぼ確認しています。利根川水系砂防事務所が昭和61年に確認しましたが、平成15、16年の調査のときには確認できなかった自害沢1号堰堤で、右岸に部分的に残る堰堤をこの前確認してきました。また、当時堰堤と同時に工事した石垣工も確認してきました。差し支えなければ、案内をしても構いませんが、町長、お尋ねします。

吉岡町教育委員会でのデ・レイケ堰堤の全貌調査の必要性を感じますが、いかがでしょうか。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、教育委員会局長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） デ・レイケ堰堤につきましての全貌調査の必要性はというご質問ですが、吉岡町では昭和63年度から平成4年度までの5年間をかけて国及び県の補助金を利用し、町内166カ所に及ぶ遺跡の分布調査を実施しておりまして、その際に自害沢に現存する5基の砂防ダムの所在を確認しております。

ただ、その調査については、あくまでも分布調査であったことから、現時点においては、国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所と財団法人砂防フロンティア整備推進機構が平成15、16年に行った「榛名山麓巨石堰堤群の現存状況調査」によるものが最も詳細な資料であると思われるので、今後はその資料を基本とする形での詳細調査が行われるのが望ましいのではないかと考えております。

なお、本砂防ダム群につきましては、対象物が存在している河川自体が部分的に一級河

川であることや、本砂防ダムが民地にあると思われることから、調査主体や時期、費用負担等、詳細につきましては、今後の検討課題になるのではないかと考えているところでございます。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 教育委員会なりの調査ということを要望して、次の質問に移ります。

平成30年6月1日、文化財保護法の改正が成立し、ことし平成31年4月に施行されます。資料4です。この資料です。

文化審議会文化財分科会企画調査会にて、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」ということで、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財を町に生かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組んでいくことが重要と。文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会へ提出され、成立されたものです。

趣旨としては、「過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地方総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地域文化財保護行政の推進の強化を図る」とのことです。

吉岡町教育委員会でのデ・レイケ堰堤の全貌調査し、その結果を精査し、文化財的内容の確認をし、近々とは言いませんが、この改正された文化財保護法の内容を確認し、デ・レイケ堰堤の文化財的観点よりの保存に向けた検討を要望します。

町長、お尋ねします。改正された文化財保護法の内容を精査し、デ・レイケ堰堤の文化財的観点からの保全、施設整備の検討をお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、担当課長より答弁をさせますが、町といたしましては、来年度以降に示された県の文化財保護活用の基本的な方針を踏まえ、検討することになるかと思っております。

詳細につきましては、局長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この改正文化財保護法には、地域における文化財の総合的な保存活用を図るため、都道府県は文化財の保存活用に関する総合的な施策の大綱を策定でき、それに対して市町村は、都道府県の大綱を勘案して文化財の保存・活用に関する総合的な

計画である文化財保護活用計画を策定し、国の認可を申請できるとされています。

ただいま町長からの発言もありましたが、町としましては、来年度以降に検討することになる文化財活用計画などの中でこれに触れていくのではないかと考えているところがございます。以上です。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） 検討をよろしく願いして、次の質問に移ります。

文化財的観点よりのデ・レイケ堰堤の保全、2番目です。

船尾滝に登っていく途中、駐車場手前、道路右側にこのような登録プレートと看板があります。資料の写真ではこのようなものです。登録プレートには「土木学会選奨土木遺産 J S C E 2 0 0 4 榛名山麓砂防堰堤群」、案内看板には「オランダ人の指導による巨石積堰堤、榛名山麓砂防堰堤群、榛名山麓は群馬県内でも雨の多い地域で、しかも火山灰により地表面が覆われていることから集中豪雨のたびに山崩れが発生し、土砂災害に悩まされてきました。このため明治政府は、利根川改修事業の一環として、オランダ人技術者ヨハネス・デ・レーケの指導のもと明治14年より榛名山麓の砂防工事に着手しました。この砂防工事の特徴は、現地にある巨石を使い「谷積み」と呼ばれる方法で巨石を積み上げ砂防堰堤を築造することにより土砂災害を防止するもので、榛名山麓には約120基の巨石堰堤が建設されました。（このうち28基が現存します）この悪沢の上流にある「悪沢8号堰堤」もその一つで、現在でも十分に機能を果たしています。この貴重な榛名山麓砂防堰堤群については、平成16年度に「選奨土木遺産」として社団法人土木学会より選定されました」とあります。

この選奨土木遺産というのは、土木遺産としてどのくらいの評価に値するものなのか。社団法人土木学会とはどのような組織、所属会員の編成なのか、町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 土木学会選奨土木遺産である榛名山麓砂防堰堤群の選定理由としては、明治期にデ・レイケ氏の指導を受けた技術者によってつくられた砂防堰堤群である。自然石を用いたアーチ形状と天端の縄たるみ形状が美しいというふうになっております。

土木学会選奨土木遺産の認定制度は、土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として、平成12年度に創設されております。

土木学会としては、土木遺産の文化的価値の評価、社会への理解等のアピール、先輩技術者の仕事への敬意、将来の文化財創出への認識と責任の自覚等の喚起の土木技術者へのアピール、土木遺産は、地域の自然や歴史・文化を中心とした地域資産の核となるもので

あるとの認識の喚起、失われるおそれのある土木遺産の救済などが促されることを期待しているとのことです。

なお、対象となる施設は、現存していることが原則としてあり、建造年代は幕末から昭和20年代の近代に完成したものが主たる対象となっているようでございます。

土木学会は、1914年11月に社団法人として設立され、2011年4月には公益社団法人に移行しています。

国内有数の工学系団体である土木学会は、土木工事の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目指し、学術・技術の進歩への貢献、社会への直接的貢献、会員の交流と啓発の3つを活動の柱として、さまざまな活動を展開しているとのことです。

会員の所属は、教育・研究機関のほか、建設業、建設コンサルタント、エネルギー関係、鉄道・道路関係、行政関係、地方自治体など、多岐にわたっており、学生会員を含む会員数は約3万9,000人とのことです。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

近代土木遺産価値の評価をしているものと認識します。また、平成15年、16年に国土交通省利根川水系砂防事務所にてデ・レイケ堰堤を調査して、土木遺産的価値の評価を独自に行ったと聞きますが、認識しているのでしょうか。確認しているのならば、いかような評価なのかお尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 利根川水系砂防事務所の資料によれば、榛名山麓巨石堰堤群としての評価は、「明治初期に巨石を使用した空石積みの堰堤が施工されたのは、関東では榛名山麓のみである」「直径2メートルにも及ぶ巨石を積み上げた堰堤は、周囲の景観と同化し、見る者に感動を与える」「明治初期の荒廃した流域の土砂流出を抑制し、地域の発展に寄与した」「バランスのとれた巨石の配列と縄だるみのアーチ形式が美しい形態を見せている」「巨石を積み上げて、堰堤を築造する技術は、現代ではほとんど見られない」などが挙げられているようです。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

また、昨年平成30年に国土交通省の本省の方が現地視察に来られたとも聞きますが、

ご存じでしょうか。お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 県のほうから昨年の秋に国土交通省の砂防部長が現地視察を行ったということは聞いております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。

以上質問したように、デ・レイケ堰堤の土木遺産的評価は高いものがあります。先ほどは、教育委員会で遺跡的な視点からの改正された文化財保護法での保全、整備の検討を要望したものでありますが、次には、土木遺産的観点からのデ・レイケ堰堤の整備、保全の検討を要望します。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） デ・レイケ堰堤は、明治期にデ・レイケ氏の指導を受けた技術者によってつくられた砂防堰堤群であり、自然石を用いたアーチ形状と天端の縄だるみ形状が美しいと評価されており、土木学会選奨土木遺産に認定されています。

また、平成15、16年の利根川水系砂防事務所の調査の評価として、現在まで良好な状態で残存し、防災機能を発揮していることは、技術的にも評価が高く、貴重な文化的評価を有すると評価できるとのことです。

このようなさまざまな観点で知恵を出していくことが肝要であると認識しており、今後県などの関係機関との連携を強化しながら、デ・レイケ堰堤の維持、保全などについて検討していきたいと考えています。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いします。

デ・レイケ堰堤の文化財的観点からの保全は以上として、次に、教育的観点からの保全について質問したいと思います。

以前、私は一般質問にて、東日本大震災のときの「釜石の奇跡」を省みて、防災教育の充実を質問したことがあります。少しお話しします。この地方では昔から地震があると津波があり、「津波てんでんこ」の教えがあります。この「てんでんこ」とは各自のことで、津波が来たら、肉親のことは構わず、各自てんでんばらばら、早く高台に逃げて自分の命を守れということです。

この教訓に基づき、片田敏孝群馬大学教授（災害社会工学）の指導で避難訓練を受けてきた釜石市内の小中学校では、全児童生徒約3,000人が即座に避難、生存率99.8%というすばらしい成果を上げた「釜石の奇跡」と呼ばれたものです。これは、まさに防災教育が児童生徒3,000人の命を救ったという話です。

ところで、吉岡町はどちらかという中山間部に属し、どちらかという水害・土砂災害が危惧されます。デ・レイケ堰堤はまさに水害・土砂災害における防災教育の教材になるものと思います。小学校、中学校の防災教育のみならず、社会人向けの生涯学習、砂防、治山、治水、文化の教材にもなると思います。

今現在では人がたやすく入れる場所ではないので、そういうことを視野に入れた活用ということで、デ・レイケ堰堤の施設整備、保全に向けた検討を要望します。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現在、吉岡町教育委員会としましては、砂防に特化した取り組みは特に行っておりませんので、何とも言えませんが、例えば学校や社会教育分野において防災教育の題材にするとか、そのようなソフト的な取り組みは可能であると思われまので、今後機会があれば検討してみたいと考えております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） よろしく願いして、最後の質問に移ります。

デ・レイケ堰堤の保全について、地域振興的観点より、町外の人に吉岡町のことを聞いてみると、「人口減少の中で人口がふえている町」「上毛大橋、吉岡バイパスが抜けて商業施設が多くあり、生活に便利」「関越道駒寄スマートインターチェンジ、高崎渋川バイパスがあり、交通の利便性がよい」などがありますが、観光とか、特産品とか、吉岡町といたら特にというものが余りありません。

そこで、デ・レイケ堰堤を今まで質問してきた防災（治山・砂防）的観点から、文化財（遺跡・土木遺産）的観点から、教育（防災・減災）的観点から、については、ハイキング、トレッキング、憩いの場としてなど、総合的な立場にて地域振興に役立てるように検討、要望をお願いします。町長、お尋ねします。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） デ・レイケ堰堤について、防災に果たす機能や、その歴史、日本の砂防技術の黎明期に外国からの技術的な助言を得てつくられた近代化遺産としての価値がさ

さまざまな形で調査され、報告書としてまとめられ、広く認識されていることを金谷議員からの今回のご質問を通して、改めて認識をさせていただきました。

さて、ご質問の中に吉岡町といったら何というものが無いというご意見がございましたが、これは今の第5次総合計画策定時にも議論されたところでございます。そして、新しく転入される住民の皆様と古くから住んでいる皆さんの融和を目指して、統一的な地域の宝をつくっていきこう、積極的にふるさと意識を醸成していきこうということで考え出されたのがシンボルプロジェクトの一つでございます「地域再発見プロジェクト」であります。

このデ・レイケ堰堤を取り巻く一連の今回のお話は、まさしく地域の再発見であると思えます。この堰堤は、明治5年に起こった大洪水の被害を受けた住民の訴えを契機といたしまして、また、明治時代当初の水運の確保の要請から、利根川の治水工事の一環として造成されたものであるということですが、吉岡町だけではなく、近代日本の近代化の一翼を担う目的も持ったものでございました。

そのような価値を認め、守っていきこうという機運の高まりを受け、金谷議員さんのように有志の方々が清掃活動などに取り組んでいらっしゃることも認識をさせていただきました。

この堰堤を榛名東麓地域の宝といたしまして、積極的に活動する皆さんの取り組み等を見守りながら、町としてできることを今後検討してまいりたいと考えております。

議長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3番（金谷康弘君） ありがとうございます。検討をよろしくお願いいたします。

ここにこのような冊子があります。「水害・土砂災害を我がことと考える。吉岡町上野原地区版自主避難計画」。表紙には上野原地区の皆さんが地震、災害について検討している写真です。真剣な顔です。この後ろ姿、頭は馬場議長かと思えます。この自主避難計画は、上野原地区の防災を考える住民懇談会にて、有志住民によって検討され、作成されたものですと書かれております。防災意識が高いです。

中を見ますと、いざというときの自主避難ルール、危険箇所、予兆、日ごろからしておくことなど、細かく書いてあります。すばらしい冊子です。

防災・減災については、デ・レイケ堰堤でハード面でしか私は質問していませんでしたが、ソフト面については、上野原地区に吉岡町が細かく関与、指導していることを評価します。

また、町では最近、防災ガイド「吉岡町ハザードマップ」を町民に配布しました。これです。大きくて、お年寄りの人にも見やすいと思います。ここには旧の防災ガイドはあるんですけども、旧と新とを比べると、新しい防災ガイドでは、ため池の浸水想定区域ま

で書かれています。

ここで、1点だけちょっとお尋ねします。旧防災ガイドでは、滝ノ沢上流部は4番で土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の両方になっていましたが、新しい防災ガイドでは、黄色で土砂災害警戒区域です。これは、滝ノ沢上流部の護岸工事や砂防工事が進み、土砂災害特別警戒区域から削除されたということでしょうか。お尋ねします。所管は町民生活課長でしょうか。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 前回の防災ガイドにおきましては、色別がされていませんでしたので、ちょっとわかりにくかったかなと思っております。今回は、特別警戒区域は赤色で示していて、特別でない区域は黄色で示しているところであります。

上流部分に若干赤い点みたいなものがあるんですが、そこが特別警戒区域となっております。これは、県の土砂災害警戒区域図、それに基づいて作成されたものであります。以上でございます。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） 赤い部分といいますと、この上流部のちょこっとした赤い部分ことを言っているのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） そのとおりでございます。

議 長（馬場周二君） 金谷議員。

〔3番 金谷康弘君発言〕

3 番（金谷康弘君） わかりました。ありがとうございます。

最後に、本年度にて退職される大澤会計課長には今まで教育関係、財務関係にいろいろとご尽力をいただき感謝申し上げます。

そして、石田産業建設課長におかれましては、3月いっぱい県に戻られるとのこととありますが、吉岡町にいた3年間、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業、高崎渋川バイパス開通、前橋新井線、南下城山防災公園、ジョイフル本田の農政協議、花と緑のぐんまづくりなど、多忙な毎日を送ったことと思います。吉岡町で培った知識を県に戻っても反映できるよう、今後のご活躍を祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、3番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。



ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時44分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 休憩前に続き会議を再開します。

---

議長（馬場周二君） 11番岩崎信幸議員を指名します。岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君登壇〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。議長への通告に従い、一般質問を行います。

平成29年、平成30年第1回定例会に続きまして、再々度空き家対策について質問します。

前回、前橋工科大学の堤准教授をお招きし、現地調査やアンケート調査の概要を報告してもらいました。それによって町の現状が把握できたわけですが、その結果、空き家と判断される建物は220戸、そのうち傷がほとんどない建物24戸、外観的な劣化はあるが危険な状態でない建物93戸、倒壊のおそれはないが外観的な損傷が顕著な建物33戸、重度の損傷が見受けられる建物50戸、壁などで目視できない建物20戸、さらに、特定空き家の候補83戸となっております。

私の知る限りにおいては、まだ活用用まではほど遠いと思いますが、町での空き家に関する認知度は高まっており、特に倒壊などのおそれがある特定空き家と思える建物に対しては、至るところで解体し、撤去され、更地となっております。対策は進んでいると思うわけでございます。

そこで、まず1年が経過して、その現状とそれに対する協議会による吉岡町空家等対策計画の策定状況をお答えください。

また、2月22日、23日に行われた都市計画マスタープラン、立地適正化計画を絡めた意見交換会で、空き家対策に対して参考になるような意見がありましたらお答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうか空き家対策についてということでご質問をいただきました。

吉岡町空家等対策計画につきましては、昨年2月に開催した空家シンポジウムの後、11月に第3回目の協議会を実施し、さまざまなご意見をいただきながら素案をまとめ、12月からことし1月中旬ごろまでパブリックコメントによる意見募集を行い、3月1日に策

定、公表したところでもあります。

2月22日、23日に行った都市計画制度の意見交換会におきまして、さまざまなご意見をいただきましたが、特に空き家の予防対策に関しては、アパートなどの集合住宅の増加が将来的な空き家の増加につながってしまうため、幹線道路の沿道を除くエリアなどに集合住宅の建設を抑制する特定用途制限地域の設定を行い、土地利用上の空き家の予防対策の検討をしていますとの説明をさせていただいたところでもありますが、それに対して、空き家予防の実質的な対策はあるのかとの質問があり、ことし4月から吉岡町役場内で空き家相談会を実施していきますと回答させていただき、ご理解をさせていただいたと考えております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ほど柴崎議員のときも、その集合住宅ありますので、そこで理解させてもらってました。今4月からそういう施策をするということで、よろしく願いますのでございまして、次に関しても、今回の一般会計で上がっているのも、これもその答えかなと思いますが、まずは、前橋工科大学の堤 洋樹氏におかれましては、相変わらず新聞紙やシンポジウムで活躍されています。今後の取り組みに関しましては、一歩進んで、建築物の集合体であるまちを視野に入れた活力あるまちづくりの施策を行っていく上で、いろいろな課題があると述べており、また、建築物の長寿命化にまで論じなければならぬと提言しています。

その理由は、建築物を適切に管理を行っていけば半永久的に使用することが可能になる。ただ、残念ながら、現状では建築物の維持管理には莫大な費用がかかるため、管理に対する助成や補助金の事例はないが、労働力不足の解消の点から、今後注目すべき研究課題である。長寿命化は、まちづくりの基本において建築物の集合体である都市に助成や補助金を投入すれば、持続可能性を持って実現できると述べています。そして、既に多くの空き家が自治体の助成や補助金を活用し、コミュニティースペースとして生まれ変わっております。

地域に新しい活動が始まっている、そのことにより、初めて空き家の利活用が社会に対して莫大な貢献をもたらしているのです。だからこそ、建築物は単なる所有物ではなく、社会資産であり、自治体が個人の所有者である空き家に対して税金を投入するのは当たり前であると堤准教授の論文では結論づけております。

220戸あった空き家の解体除去費用と利活用に要する費用の補助を早急に願うものです。話によると、県の方針を参考に、吉岡町に合った制度を検討中であると聞いておりますが、お答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君答弁〕

町長（石関 昭君） この件につきましては、産業課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 空家等対策計画の策定に伴い、空き家の抑制、活用、除却について具体的な施策及び支援制度を検討してまいりました。解体撤去費の支援としましては、空き家の除却費用の一部を補助する老朽危険空家除却支援事業補助金を創設し、平成31年度から実施いたします。これは、1件上限50万円までとして、年3件まで予定しているもので、国費2分の1補助となるものでございます。

また、空き家の活用に関して、平成29年度に実施した空き家の所有者への意向調査結果で、導入へ前向きな回答が多かった空き家バンク制度により、所有者と入居希望者のマッチングを行い、所有者に対して空き家の利活用を促進をしてまいります。

なお、人口増加、高齢化が進む中、空き家の抑制が大変重要であり、先ほども町長説明の中で申し上げましたが、無料相談会の実施を平成31年度から実施し、その中で、空き家の登記、相続、売買、賃貸に関すること、解体、改築に関すること、その他不動産に関することについて宅地建物取引士等により行ってまいります。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） おかげさまで、今回補助金が150万円、50万円、大体考えるとこんなものかなと私も前の質問等で思っておりますので、これ以降またいろいろと出てくると思いますが、いろいろと検討をお願いするわけでございます。

次の質問は、さっきちょっと言ったから、これカットする。

2番、高齢者や運転免許証を持たない人のために利用する公共交通手段として、デマンドタクシー事業があります。町では、交通弱者対策事業の実証実験を経て、平成30年度より運賃助成金40万円を計上して、相乗り推奨タクシー（あいタク）を本格実施しましたが、まずは、約1年間の利用状況について問います。

登録者数、利用者数、乗車地、目的地への場所と、どのような施設であったかお答えください。

また、利用者の感想や指摘などがありましたらお答えください。

そして、健康福祉課の事業である福祉タクシーとの比較検討もなされなければならないと思います。お答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 相乗り推奨タクシー（あいタク）については、平成25年度にグループタクシーとして、一部の地域を対象に、また、平成28年、29年度には区域を町内全域に拡大しての実証実験を経て、平成30年度より本格運用を開始しております。

なお、利用状況、その他詳細に関しましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 利用状況、その他について補足答弁をさせていただきます。

今年度の実績につきましては、平成31年1月申請分までの10カ月となりますが、登録者数、実際に申請された方が52名となっております。

次に、利用された方ですが、52名の方の中で1回でも利用されている方については、27名となっております。

次に、乗車地と目的地、目的の施設や利用者のご意見等については、本格運用開始後は把握しておらず、実証実験のデータでご説明させていただきますと、目的地については渋川市、前橋市、町内の順で多くなってございます。乗車地につきましては、実証実験時のデータもございません。おおむね町内からの出発が多いものと推測をされているところでございます。

また、目的の場所についてなんですけれども、こちらは、医療機関が多かったという結果が出ております。

利用者の感想等についてですが、ごく一部でございますが、ご紹介させていただきますと、ご夫婦で利用された方におかれましては、「家族と一緒に行動できたので、より安くなり助かった」、また、日中お一人で利用された方におかれましては、「家族が在宅していない平日の外出のときに助かっている」、その他につきましては、「車の運転ができなくなり、こういう制度がありまして本当に助かっている」「助成券があるので、気軽に外出できる」など、おおむね好評の声をいただいております。

また、実証実験時に1回の申請で最大3カ月分の助成券を交付しておりましたが、今年度の本格運用からは、1年分の最大48枚の助成券を一括交付に変更したことによりまして、申請の手間を減らしました。こちらも好評の声をいただいております。

町におきましては、タクシーも公共交通機関の一部として積極的にご活用いただくためにも、さらなる利用促進を図るべく、利用者の皆様の声に耳を傾けながら、事業に取り組んでいきたいと考えております。

また、福祉タクシーについても、利用者がかぶっている部分が非常に多いというところも把握しておるところでございます。引き続きの検討課題としておきたいと考えておると

ころでございます。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 福祉タクシーとかぶると、これはそうかなと私も考えていたので、一応これを質問したわけですが、これは問題は、今まず52名、1回が27名。あいタク、その趣旨にとりあえずは反しているんじゃないかなんて一瞬……、反するとまではいかないけれども、利用客はなかったという感じを受けるんですよ。そこら辺の周知は、多分なかった、まだ浸透していなかったと思っているんですね。

もう一つ、次の質問と同じような感じになるのだが、昨年7月、栃木県茂木町と芳賀町に総務常任委員会で運行状況を視察研究してまいりました。両町とも運行日時、運行方法、運行ダイヤ、ドア・ツー・ドア型の乗降場所、運賃、通行車両を定めて登録制として予約センター方式で運行しています。町との大きな違いは、ここだよ。運賃です。茂木町は大人1回基本料金300円、乗り継ぎ料金はプラス200円、小人150円、乗り継ぎ料金はプラス100円、芳賀町は、大人200円、小人100円となっており、予約センター方式で集約されていることです。

そのこのところの取り組みの違いが大いに参考になると思うわけなんですよ。そこら辺が是正しなきゃならないところであると私思っているんですよ。この後はいいや。

だから、それに対して、今言った、特に料金的に安くなるようなことを考えなきゃいけないと思うんだよね。そこら辺どうなるか、その茂木町と芳賀町を参考に答えてみてください。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 2つの点から見てもその答弁ということでございますが、町におきましては、平成26年度に策定いたしました吉岡町公共交通マスタープランにおきまして、町内循環バスや区域運行システム、いわゆるデマンド運行等検討した中で、当時一部の地域において実証実験を行いましたグループタクシーについて、経費を含めて、その効果が認められるといたしまして、続いて、平成28年度、29年度に行いました実証実験では、その区域を町内全域に拡大いたしまして、今年度の本格運用に至っているところでございます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、あいタクについては、利用者からはおおむね好評の声をいただいております。さらなる周知に向けての拡大、利用の拡大に向けての周知が課題であるご指摘いただいたとおり、認識をしておるところでございます。

また、デマンド交通についても、引き続き検討を行う必要があると考えておりますが、

行政が主体的に交通手段を運営するとなりますと、バス会社、タクシー会社など、いわゆる民業に影響を与えかねない部分も想定されておるところでございます。

運営方法なども委託などを含めて、さまざまな角度から検討していく必要があるかと思っております。

先ほどの午前中の一般質問の中の答弁の中にもありましたけれども、そういった新しいエコノミーとか、そういったものもある一方で、民間の事業者の活動の阻害という点も考えなければならないというふうな検討課題が残っているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、超高齢者社会を迎えまして、高齢者の免許返納などの施策を進めていく中で、バスや鉄道、タクシーなどの公共交通機関の役割はさらに増してくることが想定されております。費用対効果で成り立たない、採算性が期待できないために、行政での運営が要望されていることは、今年の視察地の中でもうかがい知ることができたと思っております。

また、両町ともその町内において民業としてやっている公共交通機関の事業者がございまして、そういった点もうちのほうとはちょっと違う状況であるのかというふうに認識をしております。

また、移動の自由のためにどこまで公で負担できるか、また、その施策の担い手はどんな組織があるのか、そういったことをまた考えながら検討を進めていきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 先ということは、結論的に私が述べた、民間の会社を考慮して、とりあえずは現行でいくという形だね。こればかりは、いろいろとこれから出てくるだろうから、それ以上は言わないが、次に移ります。

3番、不登校への対応は。

昨年10月26日、読売新聞の記事に「県内公立校不登校200人増の2,961人、17年度小学校は、過去最多」との大見出しがありました。また、同じ日の上毛新聞には、「県内の公立小中高いじめ認知最多501校、17年度2,591件、件数は2年ぶり減」との大見出しが載っております。

いじめの問題は、一般質問で結構行われていますが、不登校に関する質問はしばらく行われていなかったものですから、行おうと思っていた矢先、千葉県野田市で小学校4年生の女儿が父親から虐待を受け、死亡、母親も関与した疑いで逮捕という事件が起きました。まことに痛ましい事件であります。記事によりますと、女儿はことし1月7日の始業式から欠席したが、21日にこれを把握した柏児童相談所も夏にも同様のことがあったと

の危機感を抱かず、自宅訪問を行わなかった。24日に自宅で死亡しているのが見つかったとあります。どうして学校も児童相談所もわからず、長い間放置してしまっていたかと、残念でなりません。

県内で2017年度に30日以上欠席した児童生徒のうち、病欠や経済的理由以外での不登校は、前年度から200人増の2,961人だった。小学校では58人増の512人で、過去最多となった。5年連続の増加。中学校は53人増の1,697人で、4年連続の増加。90日以上欠席した不登校の児童生徒は1,516人で、そのうち291人は、出席数が10日以下だった。出席ゼロも107人いた。全児童生徒に占める割合は、小学校が0.51%、前年度比0.07ポイント増、中学校が3.17%で、0.18ポイント増だったと記してあります。

まずは、小中3校の不登校の状況は的確に把握されているのか、また、適切に対応しているのかお答えください。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） 岩崎議員さんから不登校の状況ということでご質問がございましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

学校から毎月教育委員会に対しまして不登校の児童生徒にかかわる状況については、月例で報告が上がってまいります。月例報告では、3校から月に6日以上欠席をした全ての児童生徒について報告を受けておりまして、それをまとめまして、また県のほうに報告するということになっておりますので、状況については把握をしているところでございます。

特に、連絡がなくて登校していない児童の家庭におきましては、担任が必ず連絡をとっております。そうした中で、特に心配される児童につきましては、管理職あるいは担任の教員等が家庭訪問等も行っておりまして、安否等の確認等もさせていただいている、そんな状況でございます。以上でございます。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） それ以上のお答えは、なかなか……、次の2番に関しては、これと同じような質問で、2番はカットします。

3番にいきます。3番目で、これに対しては、やはり千葉県野田市の事件を問題として取り扱わなければならないと思うわけです。なぜ1月7日の始業式から死亡した24日までの18日間も気がつかずに、対応がおくれたのかと。そこには一時保護していた児童相談所の職員らが強引に保護の解除を求めた父親への恐怖心や学校に任せようという、いわ

ば怠慢があったようです。記事の説明によりますと、長期欠席時はすぐ連絡してほしいなどとの具体的な依頼は行わず、児相がみずから安否確認をすることもなく、ほぼ学校に丸投げ状態だった。児相は、学校と小まめに連絡をとり、長期欠席がわかった時点ですぐに所在と安全確認をすべきだった。目の前の案件に追われて、基本的な動作を怠ったのが問題であると記しております。

吉岡町は、中央児童相談所北部支所の管轄となっています。不登校の児童生徒は、学校の教職員やスクールソーシャルワーカーらが直接に状況確認を行うことが当たり前ですが、今回の事件で児相への信頼を失った感じもありますが、やはり児相との連携はしっかりしていかなければならないと思うわけでございまして、そこで、児相への相談件数、内容などの通知はどうであったか。連携していくに当たり、しっかりとした協議がなされているかお答えください。

議 長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） ただいま手元にある資料で、最新のものが平成30年3月末日になります。平成29年度中ということになります。児童相談所が通報及び相談を受けた件数は、群馬県全体で1,140件、そのうち吉岡の管轄である北部支所につきましては96件、またこのうち、吉岡町がかかわる件数となると18件ということになります。

また、連携につきましては、年に1度の要保護児童対策地域協議会を開催しまして、また、そのほかに毎月1度実務者の会議、また、個別ケースにおきまして、ケース会議というのを随時開催して、連携をしております。以上です。

議 長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 次にいきます。

平成31年1月31日の新聞に大きく「国交省選定重点道の駅「まえばし」が候補」という記事が載っておりました。内容については、広報まえばし平成30年11月15日号に「日本一の道の駅に」という見出しで細かく記載されております。それには、「上武道路沿い関根町と田口町にまたがる約7ヘクタールに本市の産業や商業、物流、観光の活性化と「モノ・コト・ヒト」が行き交う交流拠点として、多目的な前橋独自の魅力を発信します。開業は2021年6月を予定」と。そして、そのポイントでは、ポイント1として、豊かな自然に恵まれた赤城山麓の「ここにしかないモノ、ここでしかできないコト」をテーマに、畜産や野菜、果物、花、米麦などの赤城ブランドをPRし、前橋の玄関口として観光、集客を心がけ、キャンプ場やバーベキュー広場や農業体験などを計画している。ポイント2、災害時の支援の拠点と位置づけ、停電時にも電力供給が行える避難場所として



使用する。ポイント3、官民協働によって、皆さんに愛される道の駅を目指しますとなっております。

2キロも離れていない、この至近距離に7万1,000平米を有する日本一を目指す道の駅がオープンするということは、道の駅よしおか温泉に多大な悪影響を及ぼすんですよ。しかも、新規事業などに国の支援が受けられるということですから、人によつたら相乗効果と言う人がいるんですけども、絶対あり得ない。客足は落ちて、売り上げは減少しますよ。間違いなく。

幸いにも、当初の予定の温泉施設やスポーツ施設がなくなり、サイクリングロードぐらいいになったので、リバートピア吉岡やパーク・グラウンド・ケイマンのゴルフ場にはそれほど影響はないと思うんだけど、やはり影響はあるんですよ。

そこで、まず、17号バイパスの開通や北部地域との温泉との競合、努力不足により、平成24年をピークに年々入館者数が減少している、特に、リバートピア吉岡の約1年間の推移と経営状況を尋ねます。

ついでに、ゴルフ場などの状況も雑駁で結構です。お答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 岩崎議員のほうからリバートピア吉岡の経営状況ということの中において、大変厳しいお言葉をいただきました。今の吉岡町のリバートピアの経営状況をご報告したいと思っております。リバートピア吉岡の約1年間の状況ということですが、平成31年2月分の集計はまだ完了しておりませんので、平成30年4月から31年1月までの状況を報告をさせていただきます。

まず、入館者数ですが、11月と1月を除く全ての月で前年を上回り、平成30年4月から31年1月までの累計では、23万5,625人、前年度比8,544人の増となっております。

また、経営状況については、燃料費の高騰、落雷等により修繕費の増となり、経費は増加をしておりますが、食堂の売り上げが前年同時期と比較をいたしまして270万円の大幅な増となり、平成30年4月から平成31年1月までの当期純利益は、道の駅及び緑地運動公園を含む吉岡町振興公社全体では、前年度比155万7,000円の増となっております。

このように、利用者数、また経営状況ともに好調に推移をしているのは、今の現状でございます。

ゴルフ場関係についてですが、平成30年度は猛暑の影響で7月から8月までの利用者数は、前年度と比較して減少し、パークゴルフ場の7月分については、前年度比64%と

なるなど、平成31年1月までの累計では緑地運動公園全体の利用者数2,350人、前年度比97%という状況です。

なお、パークゴルフ場については、平成30年11月1日に公益社団法人日本パークゴルフ協会により、今までの27ホールに新たに9ホールの増設が認定され、合計36ホールが公認コースとして認定されました。

リバートピア吉岡といたしましては、努力不足だということでご指摘もいただきましたが、リバートピア吉岡については、精いっぱい努力をしているのかなというようには思っております。

今渋川のほうでも今いわゆる日帰り温泉が大分ふえてきたということで、新たに新しい業者が入って、物事をやっているという状況下にもあります。そうならないように、町としても提言をしていきたいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 私の予想が間違っていてよかったんだけど、実質問題として、渋川近辺の、私なんかも取引しているのでわかるんだが、実質問題として、渋川近辺の経営状況は悪いんです。吉岡は、ある意味、やっぱりその温泉関係とそのほかの施設関係で有利であったことは事実で、思ったより上武道路が開通して、あっちのほうのお客がふえてきているかなというふうには、今聞いたら、経営状況から見たら、それに推測されるので、よかったと、逆に私なんかは思うわけです。

ただ、問題は、今言ったとおり、この道の駅まえばし、これができる形になりますと、何といても一番影響を受けるのは、同じ商品を扱っている、ここで言いますと、バーベキューは「まえばし」は地元産のとれた野菜と新鮮な牛肉、豚肉を提供して豪華な雰囲気です。

そういうことから考えますと、私は物産館の売り上げは半減すると見ているんですよ。私も販売関係です。ずっとやっていたものですからわかるんですけど、どう見ても建床面積が69坪しかない物産館には、「まえばし」ができますと、太刀打ちできないと思うんですね。

そこで、やはりある程度あの地域にはまだ土地がいっぱいあるので、これは施策ですよ。これできたらベストなんだけど、その大型店舗「まえばし」に対抗できるような、やっぱり新店舗を考えたらいいかなと、私なんか思うんですね。どうでしょう。それに対してある程度施策が施されてくれればうれしいと思うんですけど、お答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今物産館という話が出てきました。この質問には物産館のことは一言も書いておりません。リバートピア吉岡と。物産館とリバートピア温泉関係は、別個の1つの事業であります。それには、あなたの質問には一個も書いてございません。ですから、今言った緑地公園と温泉の状況を報告したということでございます。

今あなたが、議員さんがおっしゃる物産館ということになりますと、いろいろな面で影響を受けてくるのかなと、私も思います。

そういったことで、今質問には物産館のことは一言も書いていないというのが、ということでございます。ですから、いわゆるリバートピアの今の現状をお話ししたということでございます。

議 長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） 大見出しでそう書かなかったのは、私のミスですけれども、2番目に物産館かざぐるまですと書いてあるので、それで認識してもらえたかと思ったんですけれども、無理かな。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） それは、この次の質問の中に入っているということでよろしいんでしょうか。4の2ですね。（「ああ、そうですよ。今……」の声あり）

議 長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

1 1 番（岩崎信幸君） 今4の2で、先ほど申したとおり、物産館かざぐるまは、69坪しかない。それに対してのお答えを求めたわけで、2番で結構です。2番お答えください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） その件につきましては、担当課長より答弁させます。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 前橋市が上武国道沿いに設置を予定している道の駅「まえばし」は、敷地面積のみならず、施設規模においても道の駅「よしおか温泉」を大分上回るものと認識しております。

しかし、道の駅「よしおか温泉」にも長年をかけて築き上げてきたもの、独自に取り組んできた魅力づくり、ここでしか体験できないものも数多く存在しております。

近年の観光は、「着地型観光」がブームとなっておりますが、道の駅「よしおか温泉」

は、単なる休憩場所ではなく、温泉、物産館、緑地運動公園を兼ね備えた複合施設として、1日滞在できる施設として、ほかの道の駅との差別化を図ってまいりました。

また、以前より四季折々の風情を盛り込んだ手づくり感のあるイベントを開催するなど、個性豊かなサービスの提供とにぎわいのある空間づくりを行ってまいりました。

今後この両者を最大限に生かしつつ、拡充していくことが道の駅「よしおか温泉」としての地位を保つ大きな要因となるものと確信しております。

時代の流れとともに、大きなものに飲まれていく風潮の中、「おもてなしの心」を大事にし、小さな施設だからこそできることをもっと考えていくべきだと考えておるところでもあります。

その点も十分踏まえた上で、物産館を含めたハード面の整備についても今後吉岡の道の駅の利用者の意向を捉え、関係者などの意見を聞きながら、調査検討を進めてまいりたいと思います。

また、売り場の拡張について、常設施設はハード整備が必要となりますが、既存の駐車場などを利用した定期的に行う物産販売イベント開催も売り場の確保の手段の一つでありますので、関係者の意見を聞きながら検討してまいりたいと考えています。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 次にまいります。

私は、人権擁護委員を4年やっておりましたが、やってよかったと思っているんですよ。いい経験をしたと思っているんですよ。私個人のことで申しわけないんですけども、28で会社を起こして、社長になって、この4月の25日で40年、その間バブルもあったんですけども、一応15人の社員を雇って、ある程度給料関係年間3,000万円ぐらい払わなきゃならないということに対しては、それなりにやっぱり売上げが少なければやれなかったんですね。そうなりますと、うちなんかの業界に、正直だからこれは仕方ないんですけども、とりあえずは経営を成り立たせて、また15人の社員も、またそれに関連します五、六十人の家族をやはり養わなければいけないということに対しては、やはりそれに対して下克上、そこまで言うわけでもないんですけども、やはりその辺のうちなんかのライバル会社をある意味蹴落として、その売り場面積を広げて売上げをつくらなきゃならない。そういう形で、私も一応仕事をやってきた。ただ、ここに私今さっき言ったとおり、人権擁護委員を4年やっていて、同じ人権関係、これ見ればわかるとおり、人権擁護委員の場合は、前橋法務局で特に相談して、また、町の老人センターで相談を受けるわけなんですよ。これ個人的な問題で申しわけないんですけども、やはり、そのときには、相談者の悩みとか、会社での隣人とのトラブル、また、複雑な人間関係による差別など、い

ろいろな悩みがあつて相談してくるわけですよ。その中で、私は実質問題として相談を受けているとき、本当につらい気持ちになるんですね。こういう難しい相談がいろいろあつて、人が悩んでいる。悩んでいることに対してやはりそれを解決してあげなきゃならないと。そのときつくづくわかりまして、そういうことに関しまして、決して不自由な生活をしている社会ではあつて、私なんかならないと思つたわけなんですよ。

そこで、今回この問題を上げたわけは、吉岡町には手話の学習や啓発を行っている「ぶどうの会」という手話サークルがありますが、昨年から今まで7回の意見交換会及び勉強会を行いました。その中で、皆さんは日常生活におけるさまざまな不安や悩み、不満を訴えております。特に強く訴えましたのは、外見は普通の人と変わらないけれども、いざ会話となると通じず、意思の疎通もできず、相手の顔色をうかがいながら対応するのがむなしくてたまらない、寂しくてたまらないという思いがあつて訴えるわけなんですよね。そのときは、話を聞いていたとき、私はたまらないんですよ。聴覚障害者だけでなく、全ての障害を持っている人々は互いに理解し合えないむなしさを抱えていることを実感させられるんですね。ましてや公共でのやりとりにおいて、不便な実態があつては決してならない。

まずは、平成30年1月末現在で59名の聴覚を主障害とする手帳取得者がおるようですが、まずは、手帳取得者や障害を抱えている人々の数の現状をお答えください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 手話言語条例の制定を望むということでご質問いただきました。

手話言語条例は、手話への理解及び普及並びに手話の使いやすい環境を整備することを目的として定めるものであり、平成30年3月議会でも岩崎議員と柴崎議員より早期制定に向けての町の考えについて一般質問がありました。

そこでも述べたとおり、町では県が定めた手話言語条例の市町村との連携及び協力という項目に則し、県条例の町民理解を促進し、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備を進めていく考えは変わりはありません。

詳細につきましては、健康福祉課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今の議員のご質問は、障害者手帳の取得者の数ということによろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）

そうしますと、現状私どもで持っています最新の数字が平成31年2月末日現在になりますが、いわゆる身体障害者手帳の交付状況につきましては、全体で631件、いわゆる

聴覚障害を主障害とする障害者手帳の交付につきましては、73件ということになっております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 細かく身体障害者及び療育障害者、精神障害者、そこら辺も答えられたら答えて……

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） そうしましたら、療育手帳に関しましては、同じ時期で142件、精神障害者保健福祉手帳につきましては、112件となっております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） そうすると、全部で何名かな。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 先ほど私が述べました3種類の手帳を足しますと885件となります。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 昨年、一昨年の末で864、今回が885、約21人ふえたという計算だね。

結局やっぱりこれだけ年々ふえていくんですよ。ということは、ある意味、やっぱり町でこういう人たちのためにやはり施策はしっかりしていかなきゃならない。町は、人と人が平等に生きていくことをすべきだと思うんですね。

町で暮らしている人が何不自由なく生活していくことが町民に寄り添った施策だと思っているので、真剣に考えなきゃならないと思っているんですよ。

資本主義の場合は、どうしても共存共栄でよしとするという社会と違って、ある意味強者の原理というのがあって、どうしてもそれなりに強くて豊かである人が概して弱い人たちを支えていくというのが基本であって、社会的に考えても、私もちょっと学生時代パーソンズの社会学とか、ケインズの応用経済学とかやっていて、こういうのは少しはわかっているんで、とりあえずは、何としても資本主義、日本が資本主義である限りは、当然こうしていかなければならないと思っているんですね。

私なりの考えで、それはどう思っているかわからないけれども、私は、これは間違っていないと思っているんですよ。それなものですから、今回に関しましては、群馬県も平成

27年度手話言語条例を制定しており、12市全てが制定し、中之条以下多くの町村も制定しております。ましてや、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、県も来年度には施行される運びとなっていると聞いております。町も今議会で成立しなければなりません。

今現在、各課ごとに対応課題等を検討していると聞いております。その現状のみで結構です。お答えください。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 手話言語条例の町の考え方は、先ほど町長が答弁したとおりなのですが、それ以外にも、町では第4期障害者計画・第5期障害福祉計画を策定し、家庭や家族、学校、職場などで障害に関する理解を深めるとともに、手話を学ぶ機会を確保し、手話を普及させることを目的とした各種サービスの事業の実施に関して、関係機関との協力や連携を行うことも計画に盛り込みました。

また、議員ご指摘の手話言語条例制定についての基礎調査として、ことしですが、職員向けアンケートを実施しました。内容的には、窓口対応や災害時の対応など、手話が必要となる場面が多く見られるようです。そのような中、町としては、手話通訳者の養成や雇用などが必要かと考えます。

町では、手話の普及の観点から、毎年社協と渋川聴覚障害者福祉協会の協力のもとで、手話奉仕員養成講座を開講しています。全国的にも手話通訳者の不足が叫ばれている中、町でも力を入れて養成していきたいと考えております。以上です。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） いい答弁だった。

手話言語条例は、絶対制定しなきゃならない事項です。そこはしっかりと認識してください。

次の質問にいきます。

次の質問は、6番は、女性が輝ける社会にクォーター制を導入しているか。これはもうどう見たって、答弁がわかっているのでカットします。

次、最後の問題です。7、明治小学校からの要望がありました、明小北発地岡線の拡張も完了して、学童も生徒も安心して通える通学路となり、感謝している次第であります。

そして、平成27年第3回定例会にもお願いした住民からの要望である住・藤塚線の整備を再度お願いする次第であります。

この線の周辺は、皆様もご存じのように、住宅もふえ、介護施設も開所して、明治小学

校や吉岡中学校への完全な通学路となりました。まして、この4月に完成します（仮称）南下城山防災公園への第二保育園の園児の遠足や写生に出かける小学校の児童、また中学校の部活などの通り道となります。しかも、悪いことに、山子田に渋川安中線から高崎渋川バイパスへの一直線の道が開通してから、町道高崎渋川線への通り抜け道路となっております。高崎渋川バイパスが4車線となりますと、今でさえ多いのに、なおさら通勤の車がふえるのです。1台の車がとまらなるとすれ違えない道路であります。水路にふたをして拡張し、安全に通れるようにできないかと思うわけでございます。一度に全線開通が無理ならば、一部からでも結構です。特に一番危険な介護施設の南側の十字路は、町が狭く、住宅が建ったために見通しが悪くなりました。事故が何度もあった場所でございますので、ぜひこの南側の十字路からよいのですから、幼稚園、小学校、中学校の生徒が間違いなくふえるんですよ。安全のためにも整備を求めるわけですが、よろしくをお願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 住・藤塚線の整備をとということでございます。

この道路は、私もよく認識をしております。住・藤塚線の整備に関しましては、今年度地元自治会より道路拡幅改修の要望が上げられました。既存路線につきましては、現状の道路幅員が3.7メートル内外と狭く、片側に用水路が並行して走る道路形状と、一部両側に側溝がある道路形状が混在する道路でもあります。そのため、道路拡幅を行う上で、開水路のふたかけ対応が必要不可欠ということになりますが、水路の構造が車両対応型ではないため、水路本体の改良が必要となってまいります。

費用がかかる見込みとなっておりますが、ご指摘の介護施設の南側の十字路においては、歩行者の安全を考えた対応が必要でありますので、道路長寿命化計画を策定しつつ、地域の課題、そして要望に応じられるように、効果的な対応を考えていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 前向きな言葉ありがとうございます。

それで、私もこの4年間少しこのことを言ってきて、よかったかなと思うわけでございまして、うれしく、今言ったとおり、地元として（仮称）南下城山防災公園に関しましては、ある意味活用して、いろいろと行事がこれからできると私も思っているんです。

実際問題として、保育園も近いし、小学校にも近いし、中学校の生徒たちもしっかりと利用できて、いろいろ防災公園だと思うんですね。

そんなものですから、それに対するやはり道路整備はしっかりやっていって、安全を確



保しなきゃならないと思っているわけでございます。

さっき町長からある意味前向きな言葉をいただきましたので、安心して、きょうの質問は終わらせていただきます。以上、終わります。

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、11番岩崎信幸議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を午後2時15分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時15分再開

議 長（馬場周二君） 会議を再開します。

---

議 長（馬場周二君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9 番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、町の財政について問うものであります。

（1）番、公会計に係る財務書類から見る町の財政についてを質問いたします。

①といたしまして、「総務省方式改訂モデル」と「統一的な基準」の相違についてを質問するものであります。

国の方針によって、自治体においても公会計に係る財務書類を整理しなさいということ、吉岡町においても平成25年から公会計に係る財務書類を作成しているかと思えます。平成25年から27年までは「総務省方式改訂モデル」で財務書類を作成していたわけでありすけれども、平成28年度の財務書類から「統一的な基準」という基準によって、財務書類を作成することになったようでございます。この2つの「総務省方式改訂モデル」と「統一的な基準」の相違点について、どのようになっているのか、その変えたことによる影響も含めてお話しいただけたらと思えます。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 坂田議員のほうから町の財政についてということで質問をいただきました。

地方自治体の現行の会計制度は、現金主義・単式簿記であり、資産の取得価格や現在価格、耐用年数などのほか、町債の償還などの将来予定されている支出や減価償却費などの現金支出を伴わない費用が把握できないデメリットがあります。

新地方公会計制度は、こうしたデメリットを補完するものであり、固定資産台帳の整備、財務書類の作成により、資産・負債のストック情報の一覧的な把握、減価償却費などを含めた発生主義による正確な行政コストの把握ができるほか、固定資産台帳の整備による公

共施設マネジメント等の活用ができるものとなっております。

なお、詳細につきましては、財務課長に答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、説明させていただきます。

まず、「統一的な基準」では、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類を作成することとされております。

一般会計等財務書類は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計を対象とするもので、吉岡町では一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計が対象となっております。

また、全体財務書類につきましては、一般会計等財務書類に地方公営事業会計を加えたもので、吉岡町では、公共下水道事業、国民健康保険事業、農業集落排水事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計のほか、水道事業会計が連結対象となっております。

また、連結財務書類につきましては、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えたもので、吉岡町では渋川広域などの一部事務組合のほか、土地開発公社、吉岡町振興公社などが連結対象となっております。

「統一的な基準」では、固定資産台帳の整備・複式簿記を全ての団体が行うことされている反面、「総務省方式改訂モデル」では、固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされておらず、決算統計と呼ばれる統計調査をもとに作成できるもので、単式簿記であることが大きな相違点となっております。

これは、従前の公会計制度でも固定資産台帳の整備・複式簿記の基準モデルによる財務書類の整備を要請するものの、自治体の事務量に配慮し、まずは、「総務省方式改訂モデル」により財務書類を作成しながら、段階的に固定資産台帳を整備することが容認されていたものであり、東京都方式のように、自治体独自の方式によることも容認されていたものであります。

しかしながら、笹子トンネルの崩壊事故に見られるように、施設やインフラの老朽化問題は深刻であり、公共施設マネジメントの前提となる固定資産台帳の整備が急務であることから、基準モデル、総務省方式改訂モデル、自治体独自のモデルが混在し、類似団体との比較が困難であるといった課題があったことなどから、統一的な基準が作成されたものであります。

これにより、全ての自治体で固定資産台帳を整備し、複式簿記による財務書類が作成されることとなっており、類似団体間での比較等が行いやすい制度となっております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） 先ほど説明がありました全体財務書類あるいは連結財務書類は、公共下水道事業特別会計あるいは農業集落排水事業特別会計に関しましては、地方公営企業法の一部法適用がなされる平成32年まで反映されないというようなことであります。

これらの2つの特別会計の一部法適用に向けた作業の進捗状況はどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） そちらにつきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、平成27年1月の総務大臣通知により、人口3万人未満の団体には地方公営企業法の適用が努力義務として要請されたわけですけれども、吉岡町においても、平成29年度より地方公営企業法の適用に向けて準備を進め、平成32年度をめどに地方公営企業法の財務規定等を適用した一部適用と言われる公営企業会計への移行を予定しております。

現在の進捗については、平成29年度に企業経営の核となる資産台帳の整備で固定資産調査と評価に着手をし、今年度も引き続き資産台帳の整備と法適用のための事前調査や各関係部署との調整など、事務手続を行い、法適用するための準備を進めております。

また、平成31年度は、法適用に向けての例規整備や貸借対照表などの財務書類の整備、企業会計システムの構築などの移行業務を予定しているところであります。以上でございます。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9 番（坂田一広君） そうしましたら、次の②財務書類の数値から導かれる主な指標についてを質問いたします。

従来の決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化指標等の指標に加え、財務書類のデータ等による指標を分析することにより、町の財政状況を多角的に分析することが可能となります。これまでの総務省における地方公会計に係る研究会等で示された主な指標等は、次の（i）から（v）まで挙げるところのものでございますけれども、これらの指標を経年で比較することや、類似団体と比較することで、全体の大まかな町の財政についての傾向というものを把握するのには有効であると考えます。

以下、各指標についてお伺いいたします。

まず、資産形成度についてであります。この資産形成度に関しましては、将来世代に残る資産はどれくらいかを示す指標でございます。

まず、ア) 住民1人当たりの資産額ということで、資産額を住民基本台帳人口で除して住民1人当たりの資産額とすることにより、住民等に理解しやすい情報になるとともに、他団体との比較は容易になる数値であります。町はどれくらいになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 住民1人当たりの資産額は、吉岡町では130万4,000円であり、類似団体平均では151万円を下回っております。

要因といたしましては、全国的には人口減少により余剰施設が発生し、施設の集約化、統合などが進められている中においても、吉岡町は人口増により、人口密度が1,030人と高いこと、余剰施設がないことなどが挙げられます。

また、平成20年度の自治会制度発足時に各地区の集会施設を自治会に譲渡したことや、文化センター内に図書館、公民館を併設しているなど、従来から施設の集約化やコンパクト化を図ってきたことも要因として挙げられると思います。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、続きまして、イ)の有形固定資産の行政目的別割合。

有形固定について、行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本の形成の比重を把握することが可能となります。これを経年比較することによって、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたのか、または、類似団体と比較することにより、資産形成の特徴を把握することが可能となるものであります。

町のこの割合はどのようになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 有形固定の行政目的別割合は、全体財務書類で見ますと、道路・橋梁、公園等、生活インフラ・国土保全が一番高く、44.3%、次いで、学校施設等の教育が21.3%、次に、水道などが入ります環境衛生が14.7%となっております。

なお、類似団体の平均の公表はございませんので、お願いいたします。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしましたら、ウ)の有形固定資産減価償却率（老朽化比率）とも言い換えられますが、これは、保有している固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度

経過したのかを把握することが可能となるという数値でございます。

これいろいろ計画等立てるときに引用されているわけですが、これについても答弁をお願いいたしたいと思います。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 有形固定資産減価償却比率は、一般会計等では44.6%であり、類似団体平均の58.5%を大きく下回っております。これは、類似団体と比較して、資産の老朽化は進んでいないことを示しております。

要因といたしましては、年少人口の増加による学校施設や学童クラブ施設の新増築や建てかえのほか、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応や南下城山防災公園の整備などにより、新しい施設やインフラがふえていることなどが挙げられると思います。

なお、この指標につきましては、先ほど坂田議員もおっしゃったとおり、従前は資産老朽化比率と呼ばれていたものですが、指標の算定に当たっては、法定の耐用年数が用いられており、実際の資産の使用可能年数とは異なることや、長寿命化対策の結果が直接反映されず、減価償却累計額と資産の老朽化の度合いがイコールとならないため、有形固定資産減価償却率と名称が改められたものでございます。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、(ii)の世代間公平性についてお伺いいたします。

この世代間公平性のところで示される指標は、将来世代と現世代の負担は適切かを示すものであります。まず、ア)の純資産比率でございます。

町債等の発行を通じて、将来世代と過去、現在世代の負担の配分を行うと考えれば、純資産の変動は、将来世代と過去・現在世代の負担の割合が変動したものと理解できるものであります。純資産の増加は、過去及び現世代の負担により、将来世代が利用可能な資源を蓄積したことを示す一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を過去及び現世代が消費していることと捉えられるわけであります。

このため、純資産に対する資産の比率を算出することにより、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを把握し、世代間負担の公平性を図ることが可能となるものであります。

町ではどのようになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 吉岡町の純資産比率は78.8%であり、類似団体平均の74.6%より

も高く、類似団体よりも将来世代の負担が少なくなっております。

これは、人口増を背景に、税収が堅調に伸び続けていること、また、町長の方針であります「将来に責任を持てる行財政運営」により、町債の借入を抑制しながら、今まで財政運営を行ってきた成果であると認識しております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしましたら、次のイ) の社会資本形成の世代間負担比率、将来世代負担比率とも言い換えられるようでございます。この指標は、社会資本形成分と財源調達のうち、将来世代負担となる地方債残高を比較することで、社会資本形成分における世代間負担の状況を把握するものであります。

純資産比率では、過去及び現世代と将来世代の負担割合を把握できるものでありますが、将来世代負担比率では、社会資本形成分に係る世代間の負担割合を把握することができるものであります。

町はどれくらいになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 類似団体と比較できる将来世代負担比率で申し上げますと、吉岡町は7.3%であり、類似団体平均の12.6%を大きく下回っており、やはり、将来世代の負担が少なくなっております。

この指標は、有形・無形固定資産が将来の償還等が必要な町債によって形成された割合であり、先ほどの純資産比率と同じく、町が町債の借入を抑制しながら、過去及び現世代の税金などで施設やインフラの整備を行ってきたことを示していると思われま

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 続きまして、(iii) 持続可能性（健全性）についてお伺いするものであります。

ここであらわされる指標というものは、財政に持続可能性があるか、言い換えればどれくらい借金があるかをお聞きするものであります。

まず、ア) 住民1人当たりの負債額ということで、資産形成度を示す住民1人当たり資産額と同様、負債の総額では団体ごとの財政規模が異なるため、単純に金額のみを比較することはできないが、住民1人当たりの負債額を算出することで、類似団体との比較が容易になるとともに、住民にとってわかりやすい情報となるものであります。

町の住民1人当たりの負債額はどれくらいになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 吉岡町住民1人当たりの負債額は27万6,000円であり、類似団体平均の38万4,000円を大きく下回っております。こちらも町が町債の借入れを抑制しながら、施設やインフラの整備を行ってきたことを示しております。

また、平成29年度に臨時財政対策債を繰り上げ償還したことにより、さらに金額が減少するものと想定しております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ここで、ちょっと先ほどの（i）のア）で住民1人当たりの資産額ということで130万4,000円で、ここで（iii）のア）で住民1人当たりの負債額ということで27万6,000円ということで答弁をいただきました。ちょっと恐らくこの数字というのは、平成28年度の数字でよろしいんですね。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） まだ財務書類が平成28年度しかできておりませんので、28年度の数字ということでもよろしく願いいたします。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ちょっと私、町の広報よしおかがその平成28年度のものが手に入らなかったわけでありましてけれども、これも決算が終わると決算議会終わりますと、決算の状況を町民に知らせるといって書いてあるんですけども、ここで、やっぱり大きく今までの会計の仕方と新公会計の仕方の違いが出てくると思うんですけども、住民1人当たりの財産ということで、基金で住民の数で割るといようなことで、借金そのまま借金で割れるわけでありましてけれども、そうしますと、例えば町有財産の状況ということで、これ平成28年度なわけでありましてけれども、1人当たり13万2,000円ですよね。こっこの1人当たりの資産額ということで、130万4,000円ということで、随分な差が出てきてしまうわけでもあります。

こういったことで、この会計の仕方、今まで予算を注ぎ込んで、単なる給付というのはその年度で消えてしまうわけですけども、ためてきた財産というものも考慮に入ると、家計にこの広報よしおかでは例えておりますけれども、家計に例えて、その500万円の世帯として、この換算してあるようなものであっても、ローンの残高と貯金残高だけでお知らせしておるわけですけども、実は、その家にはローンで買った家や土地あるいは車

もあると。その財産は全く考慮していないんだよというようなことで、新公会計制度によって、そういった財産も含めて町民1人当たり幾らになる。また、借金が幾らであると。このような判断が可能になったということができるのであります。

次のイ)の質問に移らせていただきます。

基礎的財政収支(プライマリーバランス)についてお伺いするものであります。

プライマリーバランスは、財政収支において借入金を除く税金などの歳入と過去の借入れに対する元利支払いを除いた歳出の差のことをいうものであります。このバランスが均衡していれば、借金に頼らない行政サービスをしているということをあらわしますが、赤字ならば、後々に借金がふえていくことを示すものであります。プライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために、町債発行残高は増加せざるを得ない状況が継続するというふうにも考えられます。

町のプライマリーバランスの推移等を教えていただければと思います。

議長(馬場周二君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) 平成28年度財務書類について説明させていただきます。

基礎的財政収支は、類似団体平均が3,330万円の黒字、それに対しまして、吉岡町は1億1,800万円の赤字となっております。これは、基金積立金支出及び基金取り崩し収入を除いた投資活動収支が赤字となっているものであり、この年度は駒寄スマートインターチェンジ大型車対応や明治小学校の特別教室等の増築、駒寄第3学童クラブの新築などの事業で、財政調整基金の取り崩しや町債の借入れを行ったためでございます。

なお、この年の業務活動収支は4億2,300万円の黒字であり、経常的な支出は、税収等で賄えている状態となっております。

議長(馬場周二君) 坂田議員。

[9番 坂田一広君発言]

9番(坂田一広君) 続きまして、ウ)の債務償還可能年数をお聞きします。

経常的に確保できる資金で地方債を返済した場合、何年で地方債を返済できるのかをあらわす指標で、地方債の多寡や返済能力をはかることができます。この指標が小さければ小さいほど地方債の経常的収支に対する負担は軽く、返済能力が高いこととなります。

町ではどれくらいになっておりますでしょうか。

議長(馬場周二君) 高橋財務課長。

[財務課長 高橋淳巳君発言]

財務課長(高橋淳巳君) 債務償還可能年数については、財政状況資料集においても公表が予定されている指標なんですけれども、現在総務省で再度算出式を精査しておることであり



ますので、数値のほうは算出しておりません。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、(iv)の効率性についてということで、この効率性については、行政サービスが効率的に提供されているかを示す指標でございます。

まず、ア)の住民1人当たりの行政コストであります。

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して、住民1人当たり行政コストとすることによって、行政活動の効率性を見ることができるものであります。

どのようになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 住民1人当たりの行政コストは29万3,000円であり、類似団体平均を31万3,000円を下回っております。これは、人口1,000人当たりの職員数が類似団体内でトップクラスに少なく、人件費などが抑えられていることが要因と考えられます。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、性質別・行政目的別行政コストはどのようになっておりますでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） こちらは、経常費用の63億2,030万7,000円の内訳を性質別で見ますと、最も高いのが社会保障給付の17億1,535万4,000円、次に、補助費等の12億3,332万円、次いで、物件費の11億5,727万円となっております。

純行政コスト61億5,312万2,000円の内訳を行政目的別に見ますと、最も高いのが福祉の26億4,636万1,000円であり、実に全体の43%を占めております。

これからも社会保障にかかる行政コストが非常に高いことがうかがえると思います。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、自律性についてお伺いします。

この自律性については、歳入はどれくらい税金等で賄われているか、受益者負担の水準

はどうなっているかをはかる数字でございます。

ア) 受益者負担の割合、受益者負担比率と言いかえることもできるようでございますけれども、受益者負担比率は、経常収益を経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する負担（経常費用）についてどの程度使用料、手数料等の受益者負担（経常収益）で賄えているのかを示しているものであります。これを経年比較及び類似団体比較することにより、受益者負担の特徴を把握することが可能となるものであります。

町の数字をお教えてください。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 吉岡町の受益者負担割合は、経常費用に対する経常収益の割合を示すものであり、高ければ高いほど町民や利用者の負担が高いという形になります。

吉岡町の受益者負担割合は2.8%で、類似団体の5.1%よりも低くなっております。町民や利用者が負担する経常収益には、学校給食費や証明書発行手数料などが含まれており、これらの負担割合が類似団体よりも少ないと言えます。

また、私立保育所の保護者負担金は、純資産変動計算書の税収等に計上され、受益者負担の算定に含まれない一方、公立保育所を設置している団体では、保護者負担金が行政コスト計算書の経常収益に計上されますので、こちらは、受益者負担に含まれていることも要因と考えられます。

なお、経常収益で経常費用を賄えない分である純行政コストは、町税や交付金などの税収で賄われております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） (i) から (v) までさまざまな指標についてお伺いしたものでありますけれども、これ、総務省方式会計モデルのときには、この説明資料ということで、多少の移動はあるけれども、これらの数字というのが載っており、また、その指標であらわされた数字に対する町のコメントなども載っていて、例えば一般質問をしよう、あるいは委員会の予算、決算委員会なんかで統括質疑をしようというときには、そこでちょっと疑問に思ったところだけ質問すればよかったわけですが、今回この統一的な基準になりまして、こういった数字が一部財政状況資料集等に反映されている数字もありますけれども、出てこないわけでありまして、これらをまとめて、何かの資料で公表するというようなお考えはあるのでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

**財務課長（高橋淳巳君）** 財務書類につきましては、決算が翌年の5月31日で締めて、9月に決算議会で認定をさせてもらうわけですが、そこから財務書類の作成を始めまして、おおよそ早い団体でも12月くらいにできる。ほとんどの団体では翌年の3月をめどで、4月に公表するという形になっております。

こちらについても、ホームページ等では公表しておるんですが、坂田議員がおっしゃるとおり、いろいろとせつかく統一基準ということで、わかりやすい、比べやすい資料となっておりますので、積極的に資料等もわかりやすい、例えば広報にもわかりやすく載せていくとか、そういった形で努めていきたいと考えております。

**議長（馬場周二君）** 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

**9 番（坂田一広君）** ぜひともよろしくお願いします。

こういった資料を積極的に公表することによって、町民に対しても説明責任を果たしていくことになろうかと思えます。

続きまして、③番の公共施設マネジメントへの活用についてということで質問させていただきます。

総務省調査によれば、2018年3月末時点で1,536市区町村、全体の88.2%が財務書類を作成済みであるということだそうです。であるけれども、その活用に取り組むところは、まだ一部に限られておるとのことらしいです。

財務書類の活用方法の一つに、公共施設マネジメントが挙げられると思います。財務書類を公共施設マネジメントに活用するためには、施設別にセグメント分析を行うことが有効であると考えられますけれども、町の考えをお伺いしたいと存じます。

**議長（馬場周二君）** 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

**財務課長（高橋淳巳君）** セグメント分析は、施設ごとに財務書類を作成することなどにより、施設のストック情報やコスト情報を把握することが可能となるもので、先進自治体では人口減少による余剰施設の廃止、集約化、複合化といった統廃合や施設使用料の引き上げといった受益者負担の見直しなどに活用されております。

統一的な基準による財務書類は、平成28年度決算までに全ての自治体で作成されることとされており、公会計制度は、総務省の方針としても作成から活用のステージへのシフトしているものだと考えております。

町といたしましても、今後はセグメント分析等についての検討を進め、公共施設マネジメントに活用をしていきたいと考えております。

職員の研修等につきましては、群馬県主催による公認会計士を招いた財務書類の作成、

活用に向けた研修会、個別相談会のほか、財政担当者の意見交換会などに担当者が参加しているほか、公共施設等総合管理計画を策定した平成28年度には町独自で公認会計士を招き、公共施設等総合管理計画と今後の施設マネジメントについて、職員向けの説明会を開催もいたしました。

平成31年度予算には、この公共施設等総合管理計画をもとに、個別施設計画の策定や道路長寿命化修繕工事等も盛り込まれております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この公会計に係る財務書類作成するに当たって、多くの予算、また労力が注ぎ込まれていると思います。これは、活用してこそであると思います。活用するためには、個別化計画、公共施設マネジメントの個別計画で、もう各課にわたって、今回も町営住宅が財務課で、社会体育館、そして文化センターですか、これは教育委員会ということで、各課にそれぞれもう管理している資産が違うということで、施設が違うということがあります。

そうしますと、財務課の職員だけでなく、全職員がこの財務書類に関する理解が進まない、この活用というものも進まないかと思えます。職員の教育体制、よろしくお願いたします。

続きまして、④番の町債等町の負債についてということで、お伺いたします。

地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の残高は、元利償還金相当額が将来地方交付税で措置されることとされております。この金額については、必ず決算書等で見ることができるわけでありますけれども、そのほかでも元利償還金の一部または全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債ということで存在もするわけがございます。交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものであります。どれくらいあるものでしょうか。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 平成28年度の決算の財務書類上では、連結していない公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計の町債は計上されておきませんが、これらの会計を含めた町債残高は、平成29年度決算ベースで81億6,531万2,679円であり、基準財政需要額算入見込み額は54億4,120万4,000円となっております。

また、平成30年度予算ベースでは、町債残高は82億3,536万4,000円、基準財政需要額算入見込み額は、こちらは推計になってしまうんですけども、54億1,364万3,000円となっております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、実際この81億円、あるいは82億円ある借金のうち、54億円ぐらいは、この国が持ってくれるということで、これについてもなかなか今まで予算等で町債発行する際には、一部が交付税措置されますというような説明があったことがあったんですけども、初めてこの累計額を知るに当たって、随分額があるんだということで、ちょっと驚いております。

続きまして、財政調整基金についてお伺いするものであります。

一般的に財政調整基金は、標準財政規模の10%から20%が適正であると言われておるようでございます。総務省は、平成29年度に行った全国調査でも財政調整基金の積み立ての考え方として、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%を超え、20%以下という回答が最も多かったようであります。

町が考える財政調整基金の適正水準というのはどれくらいかをお伺いするものであります。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） 財政調整基金の適正規模につきましては、これまで国等の技術的助言により、標準財政規模の10%以上あることが望ましいとされてきたところであります。積立金については、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金の2分の1を下らない金額を積み立てるとされているにとどまり、各自治体の判断に任されているものであります。

平成29年度決算ベースで見ますと、吉岡町の標準財政規模は42億5,918万5,000円であり、その10%から20%という形になりますと、約4億2,600万円から8億5,200万円となります。

また、町の平成29年度末の財政調整基金残高は、23億9,198万7,000円であり、標準財政規模の56.2%となっております。

しかし、ここ数年のように、大型建設事業を行うに当たっては、国庫補助金の交付を受けて実施するわけですが、国庫補助金等が交付されるのが年度末になるために、年度当初や年度途中に資金繰りのために一時的に基金から現金を繰り入れる繰りかえ運用を行っております。

この繰りかえ運用は、多い年度では8億円から10億円程度必要としておりますので、これに一般的な標準財政規模の20%程度を加算しますと、18億円から20億円程度が財政調整基金の適正規模であると考えております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、（2）番、基金等町の資金の管理についてをお伺いするものであります。

①基金の管理の現状についてをお伺いします。

基金の管理運用は、現在どのように行っておるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 基金の管理ということでご質問いただきました。

基金の管理の現状についてですが、坂田議員のご質問にお答えいたします。

町では地方自治法などの法令や吉岡町資金管理並びに運用基準に基づき、安全性を最優先した公金の管理、運用を行っております。

詳細につきましては、会計課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 町では地方自治法第235条の4、地方自治法施行令第168条の6及び168条の7などの法令の規定や吉岡町資金管理並びに運用基準に基づき、公金については、元本の保証された預金や安全性の高い債券での管理、運用を行うこととしております。

現在、各種基金の資金は、大口定期預金として、基金ごとに別々の口座で管理しております。

預金の際には、利回りの比較、町関係機関の借入金の状況、運用資金の総額などを勘案し、県内に支店を有する銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局等において、より有利な運用ができるよう心がけております。

また、それぞれの金融機関の収益性、安全性なども確認しながら、基金の管理、運用を行っております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 大口定期預金ということで、金融機関への普通預金、定期預金で管理、運用を行っている場合、金融機関に預金保険法第49条第2項に定める保険事故、以下保険事故と言いますけれども、が発生した場合の対策はできておるのでしょうか。

例えば金融機関に金融事故が生じた場合に、当該金融機関に係る預金債権を自働債権として、借入金、証書借入れの方法による地方債を受働債権とする相殺によって保全を図ることが可能であるということで、このような相殺の預金規定の整備等の対策はとられておるのでしょうか。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 預金規定の整備等は行っておりませんが、各金融機関からの借入金と各金融機関への預金の割合については、財政係と協議をしながら、バランスを考慮し、管理運用を行っております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ちょっと、もう一回確認なんですけれども、この預金規定の整備はできていないけれども、バランスはとっていると。でも、実際この保険事故が起きた場合に相殺で対応はできないということになりますよね。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 今の段階ですと、地方債の借入れ、民間の金融機関から借入れている場合、現状としては、借入れの多い金融機関さんにほぼ同等の預金、同等というのは割合ですけれども、借入れの割合あるいは預金の割合、その割合はバランスをとって行っております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） じゃ、②の基金の効率的な運用について質問いたします。

保険事故が発生した場合の対策とともに、金融機関への預金よりも国債、政府保証債、地方債等元本の償還及び利息の支払いが確実な債券による運用のほうがより効率的な場合もあります。大分県国東市などは、効率的に債券運用の形で行っているようであります。町でも検討できないでしょうか。

議長（馬場周二君） 大澤会計課長。

〔会計課長 大澤弘幸君発言〕

会計課長（大澤弘幸君） 債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動します。現在国債については、2年国債、5年国債までマイナス金利となっており、10年、20年の長期国債でないと利息がつかない状況となっております。そのため、債券の購入については、債券価格変動リスク、また、金利変動リスクを勘案して、慎重に検討していきたいと考えております。

議長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 先ほど国東市というようなことで申し上げさせていただきましたけれども、

ここは、大分県国東市なんですけれども、平成の大合併で4町が合併して国東市になった、人口2万8,000人ぐらいのまちでございますが、取り組みとして、例えば平成29年度の運用利回り、基金、一括管理しているようでございますけれども、1.1247%の運用利回りを上げているようでございます。余り大きいところの例を挙げますと、政令市の例を挙げると、ちょっと規模が違うからあれなんだというようなこともあるかもしれませんが、比較的小さな自治体でもこのようなことを工夫をして行っておるわけでございます。ぜひともいろいろ多方面にわたる検討をお願いいたしたいと思います。

続きまして、(3)町の財政の現状に対する町長の所感についてということでお伺いします。

3期12年町政を担ってきた町長は、現在の町の財政状況をどのようにお考えになるでしょうか、お答えください。

議 長(馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君発言]

町 長(石関 昭君) 現在の町の財政状況については、財務書類の各指標から見ますと、類似団体よりも負債が少なく、将来世代の負担が少ない状況となっております。

これは、かねてより施政方針等の中でも申し上げましたが、将来に責任を持てる行財政運営を基本として、国庫補助金等の有効活用や町債の活用にあたっては交付税措置のある町債を優先するなどの財政運営を行ってきた成果のあらわれであるとともに、町民の皆様からの大切な税収が伸び続けていることにより、こうした財政運営が可能となっているものと考えております。

財政運営を行う上では、中長期的な視点に立って、世代間の負担の公平性にも配慮しながら行う必要があると思っております。そのためには、基金と町債をバランスよく活用していくことが重要であると考えております。

財政調整基金は、一時的な行政需要の増加等に対応するために活用すべきであり、経常的な経費や義務的な経費に充当すべきではないという考え方のもとで財政運営を行っております。

町債につきましては、地方財政法で建設事業費や出資の財源などの限られた経費についてのみ借入れが認められており、これは、人件費や物件費などの現世代だけで消費される消費的経費と異なり、将来にわたって使用される施設やインフラの整備費用などについては、現世代だけで負担するのではなく、町債の償還を通じて、将来世代も負担することで、世代間の公平性を確保するという目的があるためでございます。

今吉岡町は、駒寄スマートICの大型車対応などの大規模な事業が進んでおり、町の将来に向けて資産投資を行うべき時期であると考えております。



こうした中で、これまで堅調に積み立ててきた財政調整基金を活用するとともに、財務書類から見える世代間負担の公平性にも配慮しながら、町債についても有効に活用してまいりたいと思っております。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、町道についてお伺いするもきであります。

（1）町道の維持・管理についてお伺いします。

町道下野田下小倉線の上野田農業集落排水処理施設付近にある植栽部分に、夏になると雑草が繁茂して、高さが1メートルぐらいになって、大変見通しが悪くなります。あそこ直線で開けている道路だけに、この1メートル近くに繁茂した雑草によって死角ができ、交通安全対策上も防犯上も危険であると考えます。

夏場のより徹底した管理を求めたいと思えますけれども、町のお考えについてお伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） ご指摘の箇所は、毎年シルバー人材センターへの委託で除草作業を行っていますが、作業の時期が遅くなってしまう状況があると思っております。

本箇所は、通学路であり、安全対策を充実させる必要がありますので、作業の優先順位を早めるとともに、必要に応じて追加作業も検討していきたいと考えております。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、幅員4メートル（指定区域では6メートル）未満の道路に接する敷地のセットバックについてお伺いしたいと思いますけれども、これは、セットバックについては、建築基準法で定められておるところでございますけれども、セットバックをした後の土地、後退用地、後退道路用地と言うそうでございますけれども、これをどのようにするかについては、法に明確な規定がありません。

自治体によって対応方法が異なるわけでありましてけれども、寄附、無償譲渡を求められる場合、無償使用承諾を求められる場合、自己管理、この3つの場合が多いと聞いております。また、寄附と自己管理の二者択一の場合もあるようでございます。特に、寄附の場合は、後退用地の所有権が自治体へと移転し、当然ながら、その整備や維持管理は自治体が行うことになるわけでありまして。

寄附に必要な測量、分筆、地目変更、所有権移転登記、境界標識設置などの手続や費用について、町はどのように対応しているのでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石田産業建設課長。

〔産業建設課長 石田哲保君発言〕

産業建設課長（石田哲保君） 建築基準法の建築確認の申請は、吉岡町には権限が委譲されておらず、県の前橋土木事務所への申請となっております。

建築確認等に関する寄附依頼に関する諸費用に対しては、現時点では、原則所有権移転の登記費用を町の負担とさせていただいているところであります。

また、一連区間の道路幅員を交通安全上などの理由で町が必要であると認める場合には、ケース・バイ・ケースで対応しているというのが実情でございます。

人口増加、住宅の新築や更新需要の高い吉岡町では、適正な土地利用の観点からも、町民の皆様とのご理解、ご協力が必要不可欠となっており、そのような取り組みの充実に向け、今後も周辺市町村などの状況や町民の皆様のご意見なども踏まえつつ、検討していきたいと考えています。

議 長（馬場周二君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうしましたら、ちょっと時間を残しましたけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了いたしました。  
なお、11日は、3人の一般質問を行います。

---

散 会

議 長（馬場周二君） 本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時10分散会



# 平成31年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

---

平成31年3月11日（月曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成31年3月11日（月曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（馬場周二君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった7人のうち、本日は3人の通告者の一般質問を行います。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（馬場周二君） 日程第1、一般質問を行います。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） 10番飯島です。それでは、議長に通告しましたとおり、一般質問をさせていただきます。

きょう3月11日、東日本大震災から8年を迎えました。犠牲になられた方々に哀悼の意をささげますとともに、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。

いまだ約5万2,000人の人たちが避難生活を送っています。県内にも804人の方がいるとのことでございます。「災害列島日本」と上毛新聞に大きく載っていましたが、その後も鬼怒川の決壊、熊本地震、西日本豪雨、北海道地震と相次いで大きな被害をもたらしました。改めて被災された皆様にお見舞い申し上げます。

国が全力を挙げて復旧・復興に取り組んでおりますが、追いつかないのが現状ではないでしょうか。一日も早い復興を願うばかりでございます。

それでは、質問に移りたいと思います。

まず最初に、安心カードの利活用についてでございます。

（1）といたしまして、安心カード設置の利用の実態はということでお尋ねいたします。

緊急医療情報カード、通称安心カードは、平成18年からひとり暮らしの高齢者世帯の緊急時の対応策としての、緊急情報カード配布事業として実施しているとのことですが、設置の利用状況をお伺いいたします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

本日は3人の議員より質問をいただくわけでございますが、誠心誠意答弁をさせていただきます。

先ほど飯島議員がおっしゃったとおり、きょうは3月11日、いわゆる3.11、14

46の忘れることのできない数字ではないかと思っております。早いもので8年がたったということでございます。改めて心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

さて、飯島議員より質問をいただきました安心カード設置の利用実態はということで、答弁をさせていただきます。

安心カードは、民生委員児童委員が65歳以上のひとり暮らしと75歳以上の高齢者世帯といった訪問調査の対象者、民生委員児童委員の判断で必要と思われる方に配布しております。現在、民生委員児童委員がかかわっている、必要性のある人には一通り配布していますが、毎年新たに必要と思われる方に今配布をしているところでございます。いろいろなことで、このカード、本当に重要なことと私も思っております。そういったことで、これから2番目に質問される内容につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この安心カード、私もうちのおふくろ用に地元の民生委員からいただいて持っているんですけども、本当に住所、氏名、電話番号、緊急時の携帯電話番号、かかりつけの医院、アレルギーとか病歴だとか、連絡先、警察、交番、広域消防、役場、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャーとかヘルパーとか、そういった方に連絡ができるようなカードでございます。

今、現在は75歳以上の高齢者世帯にも配布しているということですが、家族が同居して、お年寄りがいるという世帯もあろうかと思えます。高齢者世帯だけじゃなくて。そういう場合も、やはり若い人たちが働きに出ておられますと、どうしてもひとりで高齢者がいるという現状になろうかと思えますので、そういった方たちに対してのカードの配布というのはいかがなっておりますでしょうか、お聞きします。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 議員ご指摘のとおり、現状は65歳以上のひとり暮らし、75歳以上の高齢者世帯ということで配布をしておりますが、やはり家族がいても留守時に災害、事故など懸念される場所から、広報やホームページで周知、また民生児童委員のご協力を得まして、希望者がいれば配布できるよう検討していきたいと思えます。

以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ全ての希望される方に配布ができればよろしいかなと思えます。

それでは、(2)の安心カードの情報を救急車に伝送する取り組みということでお尋ねいたします。

安心カードには、救急時または災害時にはこのカードに記載された個人情報を提供しますと書かれています。先ほどのこのカードの下のほうに書いてあるんですね。緊急時または災害時には、このカードに記載された個人情報を提供しますと書いてあります。渋川市はこの情報を消防本部に登録し、救急のときに迅速に対応できるシステムを構築されているようでございます。そして、この安心カードというのを、渋川市の場合は冷蔵庫の中に入れておくものでございまして、円筒形の筒状になっておりまして、私も以前質問させていただきましてけれども、同じようなものを吉岡もと質問しましたら、吉岡町はこういうふうにマグネット式で冷蔵庫に張るタイプがあるから、これで対応するというふうに答弁を昔お聞きしたことがあります。渋川市の場合は消防署員が年に一度、カードの記載事項を確認するとのことでした。

吉岡町では、民生児童委員が見守りをしているようですが、この情報を救急車に伝達するという、この仕組みの導入というのを希望するものですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この件に関しましては、健康福祉課長より答弁させます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 消防本部との共同事業ということですが、町では現在、ひとり暮らし老人防火診断を実施しております。平成30年度、今年度も14件ほど申し込みがありまして、11月に実施しました。

議員ご指摘の安心カードを活用した連携につきましても、消防本部と調整して、仕組みづくりの導入について検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） あと課長にお尋ねするんですが、この安心カード、鉛筆で書いてくださいと書いてあるんですね。それで、年齢を書くところがあるんですが、やはりこれは民生委員児童委員が定期的に確認をなさっているか、その辺をお聞きしたいです。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕



健康福祉課長（米沢弘幸君） 当然、民生委員が配るときには、そのときに書き方等をレクチャーして書いてもらいます。一応地元の民生委員が定期的に訪問はしておりますので、その中で確認というのはしておるかと思います。

以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 答弁ありがとうございました。ぜひ救急車のほうにこの情報を伝達するというシステムを吉岡町も目指していただきたいと思います。

それでは、行政サービスの利便性についてのICT化の促進をということで質問をさせていただきます。

皆様のお手元に配付されているんですけども、渋川市では平成28年12月から平成29年3月にかけて実証実験を行った渋川情報システムを、「フォトリポしぶかわ」の名称で平成29年8月に本運用を開始しました。これは市民の皆さんからの道路や公園の遊具の破損、防犯灯の故障等について、スマートフォンやタブレット端末などで現場の写真を投稿してもらい、問題を共有しながら解決していくものです。

吉岡町でも導入できないでしょうか。お伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 2番目といたしまして、フォトリポの吉岡町の導入はということでご質問をいただきました。

行政サービスの利便性のためにICT化の促進をということでご質問をいただきましたが、まず渋川市で導入されておりますフォトリポを吉岡町でも導入したらいかかということですが、検討には値すると考えているところでありまして、これも先ほどから申し上げるとおり、大変いいシステムかなというようにも思っております。そういった中におきましては、吉岡町はどうしたらいいかということではございます。詳細につきましては、総務政策課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員ご指摘のフォトリポについては、幾つかの企業が提供しているサービスでございます。共通した機能として、利用者はスマートフォンなどにアプリを登録いたしまして、位置情報や現場の写真を撮ってコメントを入力し、自治体に投稿いたします。通知を受けた該当部署は、内容を確認した旨をコメントし、その後の対応結果をコメントするという流れとなります。ただいま議員から配付を受けました資料にも、その旨

記載されているところでございます。

住民の投稿や自治体からのコメントについては、インターネットサイトで誰でも確認ができ、また地図上にも反映されるため、対応状況や場所は可視化できるということで認識をしております。

実際に利用している渋川市では、先ほど議員からお話がありましたとおり、平成28年12月から平成29年3月までの実証実験を行いまして、平成29年8月より本運用を開始しているとのことでございます。また、渋川市に確認をさせていただきましたところ、比較的安価な利用料で、また大きな問題もなく運用ができていたとのことでした。

ルールを決めて適切に利用できれば非常に有用なツールではないかというふうに考えます。もちろん災害時などには、職員はもちろん、住民の方が現場で撮った写真を即時に登録すれば、災害対策本部等での確認が非常に迅速になるというメリットもあろうかと思えます。

今後については、導入に向けた調査検討を開始してまいりたいと考えているところでございます。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひこういったシステム、簡単な仕組みで情報が提供できるということで、実に利便性があるものでございます。どうぞ導入に向けて対策を望むものでございます。

続きまして、（2）といたしまして、自治会長及び議員用のフォトトリポの実現をということで質問をさせていただきます。

昔、すぐやる課などのニュースがありました。今は随分便利な機器があります。スマートフォンとかそういったものですが、問題があったとき、例えば「高速の下の道路につる草が垂れ下がっていて、何とかしてほしい」などの相談を受けたときがあるのですが、現地にて確認し、役場へ行って地図を広げて説明したことがあります。とにかくスピード感に欠けるものでございました。もっとスピーディーな対応をするためにも、ぜひこの自治会長、また議員用のフォトトリポというのもあってもいいのではないかと要望するのですが、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 調査検討を開始したいということで先ほどご答弁を申し上げたところですが、導入に当たって、庁内関係各機関との間で協議しなければならない課題等もあるかと思えます。飯島議員ご提案のような運用等も、非常に迅速性という面ではメリットが

あろうかというところでございますが、住民の方から要望を受けた自治会長や議員の皆さんが、写真を預かりみずから投稿という流れになってしまい、場合によってはその作業に、議員というより、実際のところは自治会のほうの心配をちょっとしておるところなんですけれども、うまく交通整理ができない状態だと、その作業に自治会の役員が忙殺されてしまう危険もあるのではないかというような懸念もございます。

現在、カーブミラーなどの交通安全施設や防犯灯などの設置については、自治会長経由で町にご要望いただく流れとなっております。そういった案件は今までどおり申請方式のほうが適切に対応できる、また調整等もございますので、そういった流れのほうがよろしいのかなという部分もございますが、例えば議員がご指摘のように、道路の維持補修や倒木あるいは早期に対応すべき事故、先ほどつる草が落ちているとか、そういった部分については自治会長の皆さんのみならず、一般の方の投稿も緊急対応を前提としたルール等をしっかり決めた上での運用などをしていく可能性はあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、これからの検討ということになりますので、庁内で複数課がまたがって対応することになりますので、検討を進めまして、あわせてツールを有効に活用できるルールづくりというものに入っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、課長から答弁いただきました。確かに自治会長も、スマートフォンをまだ使いこなせていない方とかいると思いますけれども、だんだんということで、将来的にはそういったスマートフォンみたいな機器を使った対応ができればいいかなと思います。また、実際本当に今、自治会長はミラーとかそういう地域の要望を、自治会長を通してやるのが今ルールになっていますけれども、先ほど言ったように、高速道路のトンネルのところにつるが垂れ下がっているとか、そういうのを一々自治会長に言うのも何ですから、やはりその場合、議員とかがその場をスマホか何かで撮って、それを担当課長にラインか何かで送るというシステムがあるそうなので、そういった形でできれば、わざわざ役場に来て地図で場所を説明して、それで対処してもらおうという実にスピーディー感に欠ける、そういうのはもう少しなくしたほうがいいなというふうに、私の思うところでございます。

ぜひ自治会長に、すぐということではありません。だんだんの方法でいいかと思っておりますけれども、そういったシステムづくりはお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

（3）で、コンビニエンスストアでの証明書等の発行の速やかな実施をということでご

ざいます。

この問題については、平成26年9月議会でも取り上げました。そして、ことしの1月21日の全員協議会で、吉岡町組織機構改革の中で説明がありました。証明書類のコンビニ交付導入は、設置に関し継続した検討とのことをございました。町外に住んでいて住所が町内にある人、また平日休めない人など、今さまざまな職種の人がおるわけでございまして、どうかこの証明書類のコンビニ交付の導入を検討ではなく、実現の方向で進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 詳細につきましては、総務課長より答弁させますが、今コンビニというような話が出ましたけれども、今、コンビニ業界も大分長時間労働というようなことで、時間的な制約もできるのではないかといううわさも今出ております。そういった中におきましては、町は今コンビニを利用して納めていただいている税金など大分ふえているのかなというように思っております。そういった中においては、手数料も大分ふえているのかなというように思っております。一般の職員の1人分ぐらいの金額はかかっているのか、年々ふえているという話も聞いております。

そういったことで、今回証明書ということに相なるわけですけれども、そういったことも含めて詳細につきましては総務課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 議員よりお話いただきましたコンビニエンスストアでの証明書等の発行については、マイナンバーカードを利用いたしましたコンビニ交付サービスということでの答弁をさせていただきます。

2月22日の時点ですが、全国で585自治体に取り組んでおまして、群馬県内では前橋市、高崎市、伊勢崎市、沼田市、富岡市、玉村町の6市町で導入されております。

基本的には、マイナンバーカードを保有してサービス時間内であれば、全国どこのサービス提供機関でも証明書を取得することができます。

ご承知おきのとおり、人口が伸びております吉岡町におきましては、利用者にとっては昼間勤務地等、昼間働いているところで証明書が取得できる、また町としては窓口業務の負担が軽減されるメリット等があるかということもあります。また、平成31年度までに導入された場合には、導入費用また運営経費について3年間特別交付税措置等もされることとなっております、財政的にもメリットがあるというようなことも把握しております。

ただ、県内の導入済みの自治体の中で、団体規模が近い玉村町の状況等をお聞かせいただいたところ、コンビニ交付の対象となっている諸証明書等の発行総数のうち、実際にコンビニで交付されたものの割合にいたしますと、わずか1.04%ということになっております。

吉岡町における平成31年1月末の時点でのマイナンバーカードの交付率も6.7%ということで、県内でも下位となっております。費用対効果が非常に乏しいというところで、マイナンバーカードの普及が進まない限りは、職員の負担軽減も多くは見込めないような分析結果となっております。

ただ、コンビニ交付の導入がマイナンバーカードの申し込み拡大につながる可能性もありますし、また住民の皆様の利便性の向上はもちろんのこと、そういう効果が期待できるというものもございます。したがって、推進自治体の動向等も見ながら、財政的な面を勘案し、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、課長の答弁をいただきまして、玉村町のお話を聞かせていただきました。確かに、利用が何か少ないみたいな形ですね。マイナンバーカードの申請も吉岡町は6.7%ということで、本当にまだまだ利用している人が少ないなというふうに感じるわけでございます。やはりいきなりは普及しない、まだそんなにコンビニで利用する人もいないかもしれませんけれども、やはりマイナンバーカードの普及を図るとともに、こういう証明書の交付を検討していただければと思います。

費用的には証明書をコンビニ交付するに当たっては、先ほど町長は手数料で人件費1人当たりの費用がかかるとお聞きしましたけれども、そのほかの機械的なハードの費用というのはどのくらいするのかわかるでしょうか。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 詳細にはこちらに資料を持ってきておりませんので、今この場での答弁は差し控えさせていただきます。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ人数が少ないということではなくて、マイナンバーカードの推進を図るとともに、利便性を図っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。防犯灯の計画的な増設をということで質問させていただきます。

(1) といたしまして、小中学校及び高校生の通学路に優先的に設置をとということでございます。防犯灯の設置に関しては、ほとんどが子供たちの通学路の要望が多いようでございます。学校、保護者、自治会長が連携して通学路の点検をし、設置してはいかがでしょうか。また、予算的にも増額を望みますが、いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 3番目の質問といたしまして、防犯灯の計画的増設をとということでご質問をいただきました。

防犯灯の設置につきましては、各地域の事情等もありますので、自治会と協力しながら防犯対策として必要な場所に予算の範囲で設置をしている状況であります。

ご質問は、小中学生及び高校生の通学路を優先的に設置ということですが、自治会は各地域の保護者とも育成会等で密接な関係にありますので、そうしたご意見も踏まえ、自治会と協議の上、防犯灯の設置を実施していかなければならないと考えております。

まだまだ町の中には暗いところが大分あるということは、私も認識をしております。そういった中で、自治会、そしてまた学校、育成会などと密接に話をしながら、その件に関しては前向きに検討していきたいというようには思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、町長答弁で自治会長、保護者等と密接に連携をしてというふうに答えをいただきました。実際私たちも、防犯灯の設置の要望というのを聞くわけなんです。本当に自治会長とその地域が、保護者とかが連携して本当によく見守っていただいて、点検場所というのを設置していただければ、私たちのところに「どこどこへつけてください」というのが少なくなるのかなと思っておるわけでございまして、ぜひ予算的にもどうもかなり少ないような感じに見受けられるんですけれども、この辺の配慮をお願いいたしまして、できるだけ通学路の面を優先的にお願いしたいと思っております。

実に答弁が物すごく前向きな答弁ばかりですので、実に質問はスムーズになってしまうわけでございますけれども、最後に所有者不明の墓地についてでございます。

これも皆さんのところに写真をちょっとお配りさせていただいたんですが、今、樹木が繁茂し対策をとということで、今所有者不明の土地の問題が大きくクローズアップされておるわけでございますけれども、少子高齢化で先祖代々のお墓を守れなくなり、無縁墓、墓じまいや、放置されたお墓が急増しているそうでございます。所有者が明確なら墓じまいなどできますが、問題は何十年もほったらかしの墓地でございます。

町としてそうした墓地を把握しているのでしょうか。また、伸び放題の樹木の伐採などはどのように対処するのでしょうか、お伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 所有者不明の墓地についてということで、ご質問をいただきました。

町では、現在、墓地の把握等はしておりません。また、現在町は、手入れが行き届かず、周囲の迷惑となっているような土地については、所有者を調べ、所有者にその土地を適正に管理していただくように連絡をするなどの対応は行っております。

議員がおっしゃる墓地が、管理された墓所等にある墓地や集合墓地ではなく、個人が所有している土地に建てられた墓地であれば、先ほど話した対応と同様の対応をしたいと考えております。

普通の道のところに、いわゆる覆いかぶさっている木などがあつたときにも、そういった所有者のことを調べて、町は全体でやっているという事実はございます。もう二、三年前ですけれども、所有者の方々が遠いところにいるというような話で、「町でやっていただくのならば伐採していただいても結構ですよ」というようなこともありました。それは所有者があつてのことで、所有者の方が「私が行ってやれないから、町でやっていただくならば町でやっていただければありがたい」というようなこともありました。また、「そのところは私は土地は要らないから、町に寄附するから、あなたたちが好き勝手にやってくれ」というようなこともございます。

いろいろな面にこういったことはあるんですが、まず土地の持ち主を把握しない限り、町はちょっと無理かなということですが、どういった管理がしていけるか、検討する余地もあるのかなというようには思っております。

議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、町長の答弁をいただきまして、私も以前やはりそうやって木が大きく生い茂って、その対策をお願いしたところ、やはりさっき町長が話されたように、まず所有者に連絡して、それで対処してもらおうということでございました。今、町長は所有者に連絡したら、「町で切っていい」というふうにおっしゃいましたけれども、費用的には所有者のほうに負担を依頼していますか。それとも町で払っておりましたか。その辺どうでしたか。「切ってください」と依頼したら、その所有者が「どうぞ切ってください」と言ったというふうにおっしゃいましたよね。その伐採の費用というのは、所有者ですか。町のほうで切ったんでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） その件に関しましては、町のほうで負担してやったということでございます。

議 長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 私は本当に今回、これは陣場にある墓地なんですけれども、すごい史跡調査とかそういうときにも、これどこの墓だと、持ち主がわからないような状況のお墓があって、こんなに木が大きくなってしまっていて、こういうのは確かに所有者を追跡しなければどうにもならないとおっしゃいましたけれども、多分追跡してもこういうのはわからないんじゃないかなと思うんですね。そういった場合の、追跡してもわからない土地とか、そういう場合を、町長これから何か検討していただくような話を先ほどおっしゃいましたけれども、本当に探しても多分どこの誰かもわからないような形かと思えますけれども、町としても対応のほうをこれからちょっと検討していただくことはできるということで、よろしいですか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今のこの写真のところが、私もどこか知りませんが、これはこれとして、先ほど町が、町の公金を使ってやったというところの説明は、総務課長がかかわっておりましたので答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） 先ほどの町長の答弁の中にありました公金を使っての伐採を行った場所なんですけれども、交通量の非常に多い道路に面した場所で、大きな枝が出ていて非常に危険な状態だったというところで、そういった枝についても本来ですと枝の持ち主に費用の負担はしていただくルールになっているんですけれども、緊急性が高いということで、道路管理者といたしまして、町道だったものですから、道路管理者として運行の安全を確保する上で緊急性があるということで行ったものでございます。

したがって、一般的には土地の所有者に負担していただくというルールが、先ほどの町長の答弁の中にございましたとおり、基本的なルールとなっているものです。

また、所有者不明等の土地にかかわる問題については、国のほうでも今そういったものが相続問題、あるいは公共用地の取得等の問題について、さまざまな角度からこの制度の検討がなされているところは認識しているところでございますので、統一的なルール等の把握をした上での町の判断というのは出てくるというふうに考えております。



議長（馬場周二君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 先ほど町長がこれほどだかわからないとおっしゃいましたけれども、とりあえず場所は、陣場のローソンがありまして、そこから西へ榛東のほうに行く道のところなんです。道端にあるんです。ローソンから西に300メートルから400メートルの辺にあるんですけれども、要するに道路に面しているわけなんです。ですから、いずれ放っておけば、これイチョウと杉なんですけれども、いずれは多分道路のほうに来て危なくなつて、先ほどおっしゃいましたように、交通量が多かつたりすると危険だということで、町のほうで伐採するような形になる危険性のある墓地なんですけれども、こういったことが、私もほかのこういう墓地を知りませんが、地元でこういった物すごい荒れている墓地があったものですから、その対処をお聞きしたわけでございます。

どうぞこれからこういった墓地もあるんだということを念頭に置いていただきまして、対策のほうをお願いしたいと思います。

時間的にはたっぷりございますけれども、質問のほうは終わりとしますが、最後に大澤会計課長と石田産業建設課長、本当に長い間お世話になりました。ことしは2人の退職ということでございますけれども、本当にこれからのますますのご活躍をお祈り申し上げまして、一般質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩をとります。再開を10時50分とします。

午前10時08分休憩

---

午前10時50分再開

議長（馬場周二君） 会議を再開いたします。

議長（馬場周二君） 4番五十嵐善一議員を指名します。五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君登壇〕

4番（五十嵐善一君） 4番五十嵐です。通告に従い、一般質問を行います。

死者約1万6,000人、行方不明者約3,000人という未曾有の大惨事となった東日本大震災から、きょうで丸8年。完全復興への見通しも立たない中で、いまだプレハブの仮設住宅で、避難生活を余儀なくされておられる方々は1万3,500人に及んでいるという現実があります。改めてこの大震災によりとうとう命を奪われてしまった多くの方々と、そのご遺族の皆様方には、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された多くの方々が一日も早くもとどおりの生活に戻れることを、切に願ってやみません。

それでは、本題に入りたいと思います。

水は生命の源であります。安全な水を当たり前と考え、蛇口をひねれば、いつでもどこでも安心して水を使える今日の日本にあって、人口減少などによる料金収入の低下で水道事業の経営が厳しくなっている中、老朽化が進む水道管などの施設の改修が思うように進まない現況下で、日本の水道事業が岐路に立っていることは周知のとおりであります。

我が町では、魅力的な自然と環境のまちの構築に向け、上水道事業における基本目標を、「安全でおいしい水を安定して供給するため、水道施設の計画的な整備・更新、健全な事業運営を目指す」とした第5次吉岡町総合計画並びに水道事業の第5次拡張事業計画に基づき、施設の整備・更新、安全性の確保、維持管理の質的向上を図っていただいているところと認識いたしております。

しかし、吉岡町の平成28年度決算に基づく経営比較分析表を精査してみると、経常収支比率や流動比率、料金回収率、給水原価、そして有収率を見る限りにおいては、管路、施設の老朽化への対応をあわせ考えたとき、経営の健全性・効率性については決して楽観視できる状態ではないと考えられるところでもあります。

また、厚生労働省では、今日における全国的な人口減少と水需要減少の時代における今後の水道のあり方を示す必要性、そしてまた、東日本大震災を踏まえた水道の災害対策のあり方を示す必要性から、平成25年4月に新水道ビジョンを策定し、強靱、安全、持続の3つのキーワードのもと、「時代や環境の変化に対して的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受けられることが可能な水道」を水道の理想像に掲げたところであります。

そこで、以下4項目の観点から、吉岡町水道事業の現状と今後に関して、町長にお伺いいたします。

まず1つ目は、強靱な水道事業の実現に向けてであります。

頻発する自然災害などによる被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道、強靱な水道の実現が求められておるところであります。以下の点について説明を求めます。

まず、上野原浄水場と上野田第1浄水場の改修・耐震化対策はどのようになっておりますでしょうか。特に、上野原浄水場の改修計画については、平成26年6月定例会の産業建設常任委員会審査の中で、平成26年度予算により第5次拡張事業計画で行う旨の、執行側答弁があったと記憶しております。

また、町内に7カ所ある配水池の所在地、配水池ごとの配水量と耐震化の有無はどのようになっていますでしょうか。ご説明願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 五十嵐議員より水道事業に関してということでご質問をいただきました。

「吉岡町水道事業の現状と今後」をテーマに質問いただいたわけではありますが、吉岡町の水道事業の創設については、昭和38年に事業認可を受け、水道施設の建設を行い、昭和40年に給水を開始しております。以来、地域が大きく発展する中、人口とともに増加する水需要に対応するために、幾多の拡張計画を施策の核として、町内全域で施設整備を進めてまいりました。

現在、水道事業では3月末の策定を目標に、吉岡町水道事業基本計画に取り組んでいるところでもあります。

策定を進める水道事業基本計画では、町総合計画や現在進めている第5次拡張計画とも整合性を図りつつ、次世代に責任を持った経営の実現に向け、課題の整理と進むべき方向を定め、3つの基本方針を固めております。「強靱でしなやかな水道施設」「安全で信頼される水の供給」「後世に長くつながれる持続可能な水道事業」を目指す方針に掲げております。

また、この計画は、平成31年度から平成40年度までの10年間で、優先的に実施する必要性が高い事業や、取り組みの目標を具体的に定めております。

ご質問の上野原浄水場と第1浄水場は、昭和40年代後半から50年代に建設した施設で、老朽化が進み、満足する耐震レベルにはありません。特に、基本計画・案においても、上野原浄水場の耐震化改修は急務と位置づけられ、平成33年度から3カ年計画で行うとなっております。

配水池の所在地や配水量、耐震化の有無については、担当課長より答弁をさせます。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足をさせていただきます。

配水池の所在地や配水量と耐震化の有無についてですが、7つの配水池の大半は浄水場敷地内に併設されておりますので、浄水場ごとに説明をいたします。なお、配水量については、平成29年度の1日平均の数値を申し上げます。

初めに、上野原浄水場は、上野田上野原地内に位置し、232立方メートルと268立方メートルの2つの配水池を設置。配水池の容量は、合わせて500立方メートル。配水量は日量平均1,021立方メートル。浄水場、配水池ともに耐震化はされていません。

なお、今後の施設の配水池や配水量の単位については、省略をさせていただきます。

次に、第1浄水場ですが、上野田小井堤地内に位置し、500と1,850の2つの配水池を設置。配水池容量は合わせて2,350。配水量は日量平均2,295。浄水場、

配水池ともに耐震化はなし。

次に、第2浄水場は、南下大藪地内に位置し、1,350の配水池を設置。配水量は日量平均1,855。浄水場機能は耐震化はされておりませんが、配水池は平成19年度に耐震化済み。

次に、第3浄水場は、南下大林地内に位置し、2,600の配水池を設置。配水量は日量平均2,859。浄水機能、配水池ともに平成17年度に耐震化済み。

最後になりますが、第4配水池は、上野田上野原地内に位置し、500の配水池を設置。配水量は日量平均371。配水池の耐震化はございません。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） なかなか細かくご説明いただきました。

それでは、耐用年数40年を超えた水道管の割合はどれくらいであり、また水道管の耐震適合率というものはいかほどになっておりますでしょうか。

それと、配水管の漏水事故というものは、年間どれくらい発生しておりますでしょうか。お答え願います。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） まず、耐用年数を超えた水道管と耐震適合率についてですが、平成29年度の数値となりますが、水道事業で有する基幹となる水道管の管路延長は201.44キロメートル。このうち耐用年数を超過している管路延長は69.20キロメートル、率にしまして34.35%となっております。

また、耐震適合率ですが、管路延長201.44キロメートルに対して、耐震適合管の管路延長が19.195キロメートルありますので、適合率は9.53%となっております。

次に、配水管の漏水事故ですが、過去3カ年の実績数値で、平成29年度31件、28年度32件、27年度29件発生しております。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまのご説明ですと、やはり耐用年数を超えた水道管がかなりありますし、それから耐震適合率というものも低いということで、今後その辺を考慮しながら計画的な整備更新に努めていただければと思います。

なお、平成28年6月定例会における坂田議員の一般質問に対する課長答弁の中で、「基幹施設の耐震診断については、これまで未実施でありましたが、今年度実施いたします水道事業アセットマネジメント策定業務委託において、基幹施設の簡易診断を行い、健全性について確認する予定です」との発言がございましたが、診断結果はどのようなものであったでしょうか。お答え願います。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 健全性についてでございますが、平成28年度末策定の水道事業アセットマネジメントにより、簡易耐震診断などを行い、評価の確認をしております。施設区分ごとの結果となりますが、まず浄水場施設ですが、第2浄水場や第3浄水場などで施設ごとの耐震化は進んでおりますが、水源地からの取水、配水池からの送水を評価基準とする一連のシステムとしては耐震化には至らず、平成28年度末の数値では、耐震評価はゼロ%となっております。

特に、上野原浄水場は、取水施設、浄水施設、配水池施設を含め評価が低いものとなっております。

次に、配水池施設ですが、7カ所設置しておりますが、耐震化率は配水池の容量で52.4%。大規模災害時には緊急利用水に充てられることから、計画的な耐震化の促進に努めることは重要との評価になっております。

次に、管路の耐震化については、耐震管であるGX形などのダクタイル鋳鉄管や耐震適合管となるK形ダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管を使用して布設がえを進めておりますが、耐震化率は9.53%となっております。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） やはり現状というものは、かなり厳しい面があったなというふうに認識いたしました。

最後に、やはり平成28年6月定例会における坂田議員の一般質問に対する課長答弁の中で、「今後、最低限の応急給水を行う資機材の確保ができるよう、検討する必要があると感じております」と発言されておりましたが、この点も含め、相互配水協定の取り組み状況や、災害発生時における応急給水体制の現状と今後の充実策について説明を求めます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 相互配水の協定につきましては、緊急時のライフライン確保の強化を

図ることを目的に、現在も取り組んでおります。

平成13年2月に群馬県と水道災害相互応援協定を締結し、平成21年12月には渋川市と、災害緊急時水道配水連絡管開栓による応援給水に関する協定書を締結しております。

また、ことし1月31日になりますが、前橋市と上水道相互連絡管設置に関する協定書を締結して、災害などの緊急時に備えております。

備蓄用資機材については、非常用給水袋の備蓄を進め、非常用飲料水は、町民生活課が管理しています備蓄品との連携を図り、災害時の対応を図りたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいま細かい数値等を示していただきました。以上、6つの細目事項について、るる詳細な回答をいただきました。これからも災害時に強い強靱な水道事業の実現に向け、危機管理への対応を徹底していただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、安全な水道事業の実現に向けてであります。

水道は、国民の生命に直接かかわる必要不可欠な資源であります。私たちの生命の源とも言える水は、全ての町民が、いつでも、どこでも、安心・安全に口にできるものでなければなりません。

しかるに、浄水及び原水には、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するための水質検査は不可欠であり、水道法第4条に基づき、水質基準に関する省令により定められた51項目の水道水水質基準に適合することが求められ、また水道事業者には検査の義務が課せられているところであります。

そこでお伺いいたします。

吉岡町水道事業の水質検査における検査項目2、これは1カ月に1回行う9項目の検査であります。それから検査項目3、これはおおむね3カ月に1回行う12項目の検査、そして検査項目4、これは原水について1年に1回行う39項目の検査、並びに臨時の水質検査業務については、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録水質検査機関に外部委託することとなっておりますが、現在の委託先はどちらでしょうか。また、委託先の選定方法はどのようになっておりますでしょうか。さらに、委託先の選定は、年度ごとに行っているのでしょうか。お答え願います。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 本年度の水質検査業務の委託先については、前橋市一般社団法人群馬県薬

剤師会であります。

なお、契約につきましては、毎年度、指名競争入札により委託業務を決定しておりますが、指名する業者の選定については、水道法第20条第3項の規定に基づく登録検査機関であることを確認しております。

以上、答弁させていただきます。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） そうしますと、一応年度ごとに行うという認識でよろしいでしょうか。

それでは次に、同じ検査機関に委託ということなんですけれども、多年にわたり同じ検査機関に外部委託というケースも出てくるかと推測されますけれども、受託機関の水質検査の信頼性の担保というものは、どのように行っておりますでしょうか。例えば、必要に応じて、受託検査施設の確認や精度確認といったようなことは行っているのでしょうか。お答え願います。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） この件に関しましては、水質検査業務の信頼性の担保についてですが、業務発注に関しては、吉岡町競争入札執行制度審査委員会に諮問を行い、指名業者の選定をお願いしているところであります。

安心・安全を担保する水質検査が、安かろう、悪かろうということがないよう、審査委員会では業者の適格性や格付など、信頼性や業務の確実性の判断をして、業者選定をしているところでもあります。

なお、水質検査施設の検査状況などの現地確認については、特にしておりません。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） ぜひとも競争入札制度等の審査委員会、こちらの機能をフルに発揮していただいて、その辺のチェックをよろしく願いいたします。

先月初旬のJ新聞に、水道水の安全確保のため、群馬県は新年度から5カ年の第4期水道水質管理計画案をまとめ、市町村や一部事務組合といった水道事業者が水質汚染事故への対応マニュアルを定めることを掲げた、との記事が掲載されておりました。

県によりますと、県内30の事業者のうち、昨年4月時点で汚染事故への対応を明文化しているのは10事業所のみ。事故防止や発生時の迅速な対応のため、検査や広報の方法についてマニュアルを整備しておくことが必要であるとしておりましたが、我が吉岡町にあっては、水質汚染事故に備えた対応マニュアルの策定は考えておりますでしょうか。お

答え願います。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 吉岡町水道事業では、緊急時の連絡体制は整備はしておりますが、水質汚染事故に特化した形で明文化したマニュアル等は整備はしておりません。

群馬県の次期計画については、現在、具体的な説明は伺っておりませんが、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 以上、3つの細目事項から、吉岡町の水道水の安全性について確認をさせていただきます。これからも町民の全てが、いつでも、どこでも、安心・安全に口にできるおいしい水道水の提供を保障できる水道事業の実現に向け、水質汚染事故対応マニュアルの策定も視野に入れつつ、対応していただきたいことをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、持続可能な水道事業の実現に向けてであります。

給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道サービスの持続性が求められておりますが、現状、給水収益の減少に対する対応策としてどのような考えをお持ちでしょうか。

また、有収率の向上に向けて、どのような具体的対策をお考えでしょうか。お答え願います。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 節水型社会の進行で、水需要は減少する傾向となり、給水収益も減少、経営環境は厳しいものになると予測されます。

対応策に関しては、水需要の予測に基づくダウンサイジングなど施設規模の適正化も視野に、投資の抑制や費用の低減化を図り、効率的な事業運営に努める必要があると考えております。また、有収率向上については、何といたっても浄水場から配水される水道水に無駄を出さないということでございます。漏水事故のリスクを減らすためにも、老朽管の計画的な更新に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕



4 番（五十嵐善一君） ぜひともそのような対応をお願いいたします。

昨年12月6日に成立した改正水道法では、水道事業を隣接する幾つかの自治体と共同して行う広域化と、ただいま課長答弁の中にございましたけれども、人口が減少していく社会に合わせて、ダウンサイジングにより水道施設を減らしていく適正規模化を推進しております。

水道事業をめぐる自治体の主な試みの中で、広域化や直営重視で注目を集めているのは、3市町を統合して発足した岩手中部水道企業団であり、また1市6町合併に伴う統合で発足した滋賀県の長浜水道企業団、そして16市町と県が参加して発足した香川県広域水道企業団などがあり、中でも岩手中部水道企業団では成果を上げたとの新聞記事を目にしました。また、群馬県においては、運営を民間会社に委託してはいるが、太田市を初めとする東毛地域の8市町の水道事業が統合して発足した群馬東部水道事業団があります。以上のような事例も踏まえ、吉岡町において近隣市町村との広域連携について、どのような考えをお持ちになっているのか、お気持ちをお聞かせください。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今、近隣市町村との連携については、現在、群馬県でも群馬県水道ビジョンの策定が進められておりますが、その中で広域連携についての将来的な見通しについても検討されているところでもあります。群馬県水道ビジョンの内容を踏まえつつ、近隣自治体の動向も注視しながら、現在進められている統合事例や先進的な事例についても調査研究を行う必要があると考えております。

また、近隣自治体との連携で事業など共同業務を行うことでの経費削減などについても、検討する必要があると考えております。

議 長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） わかりました。ぜひとも検討のほうをよろしくをお願いいたします。

なお、吉岡町では、水道用水供給事業者でもある群馬県企業局が運営する県央第一水道から浄水を購入し、第1浄水場と第2配水池に受水しておりますが、年間受水量はいかほどになり、またその費用はどれくらいなのか、お答え願います。

議 長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 県央第一からの受水につきましては、協定に伴い受水をしておるところですが、平成29年度の実績数値になります。2つの浄水場、第1、それから第2浄水場で受水をしておりますが、購入金額については1億643万4,000円、受水量は

年間で197万1,000立方メートルとなります。ちなみに、受水量の1日平均では日量5,400立方メートルとなります。

それから、内訳となりますが、各浄水場の受水量ということで、第1浄水場では日量1,000立方メートル、第2浄水場配水池で日量4,400立方メートルを受水しておるところでございます。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 大量の浄水を県のほうから購入しているという状況がわかったところでございます。

それでは次に、吉岡町水道事業の運営に係る調査研究懇談会というものがあると思うんですけども、この懇談会の目的というものはどのようなもので、また懇談会の委員にはどのような人が就任し、直近での開催というのはいつだったのか、説明を求めます。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 水道事業の運営に係ります調査研究懇談会の目的ですが、水道事業の運営や経営、水道料金に関する事項に対しての諮問機関として位置づけられております。

委員の選任については、設置要綱第3条の規定に基づき、幅広い分野の有識者をお願いをしておるところでございます。分野別では、議会代表2名、自治会代表1名、商工会代表1名、農協代表1名、婦人代表1名、学識経験者2名の計8名を選任しております。

直近の開催は、料金改定に係る諮問により、平成24年2月27日に会議を招集し、7月及び10月に会議を開催し、答申をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） これからも料金改定ということになりますと、そういった懇談会で意見を求めることがあろうかと思えます。なるべくそのようなことがないように期待したいと思えます。

以上、5つの細目事項から、吉岡町水道事業の運営と管理の現状について確認をさせていただきました。地方公営企業法の適用のもと、企業会計の原則にのっとり管理運営されている吉岡町水道事業は、その水道の運営基盤強化に重要な役割を担っており、アセットマネジメントを活用した中長期的財政収支に基づき、施設の更新などを計画的に実行に移し、持続可能な水道を実現していただきたいと思いますことをお伝えし、次の質問に移らせて

いただきます。

4つ目は、コンセッション方式導入の考えについてであります。

人口減少等に伴う水需要の減少や、水道施設の老朽化への対応で、経営の悪化が懸念される水道事業の基盤強化を目的に、自治体が水道事業の認可を受けたまま、その運営権を長期間、民間企業に委託・売却するコンセッション方式の導入を可能にする改正水道法が、昨年12月6日に成立しました。

本方式の導入の是非をめぐっては、国会内でもいろいろと議論が交わされ、また有識者の間でも意見が割れているところであります。

吉岡町にあっても厳しい経営状況であることに変わりはなく、水道サービスの持続性を確保し、長期的に安定した事業基盤の構築を目指すとき、本コンセッション方式の導入は選択肢の一つかとも考えられますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 昨年12月6日に成立しました改正水道法では、水道事業を運営してきた自治体が、浄水場などの水道施設を所有したまま、運営権を民間企業に渡すコンセッション方式を可能としていることが大きな特徴のようです。

水道のコンセッション方式は、自治体・水道事業者が施設の所有権を有したまま、施設の運営権を民間事業者と契約、言いかえれば売買により移行するものとなっております。

今後、国は自治体の水道事業に対して、広域連携とともにコンセッション方式も推進していくものと考えられます。水道事業は、自治体によって置かれている状況が異なるので、将来コンセッション方式を選ぶ自治体もあれば、広域連携などで対応する自治体もあると思われま。欧米諸国など、水道民営化の弊害も数多く聞こえてきます。

今の時点では、現行体制を維持した上での事業運営が最善と思っておりますが、本町の水道事業もさまざまな課題を抱えております。いずれにしても、安心安全、適正価格の水道水をお客様に提供することが何よりと考えております。県や周辺自治体の動向を注視していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） 最終的には、住民の水をいかに守っていくのか、この命題に込めていくために苦しい事業経営を余儀なくされている水道事業者にとって、経営基盤の強化は避けて通れないものであるがゆえに、このコンセッション方式も含め、広域連携やダウンサイジングによる適正規模化など、多角的な面から検討していただきたいことをお願い

して、2つ目の質問に移らせていただきます。

それでは次に、3項目の観点から、防災・減災に関して、町長及び教育長にお伺いいたします。

まず1つ目は、地域防災計画にタイムラインを導入することについてであります。

過日は、安全で安心なまちづくりの一環として、内容的にもサイズの的にも満足のいく吉岡町災害ハザードマップを作成、全戸配布していただき、感謝申し上げます。

また、吉岡町地域防災計画については、慎重なる検討が重ねられ、かつ詳細に定められており、担当各位のご努力に感謝いたしております。

しかし、我が町の防災計画は、一般災害対策編、震災対策編、そして県外の原子力施設事故対策編のおおのにおの、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画として詳細に担当者やその役割が決めてられておりますが、いつ、誰が、何をするというをあらかじめ時系列で整理したタイムライン、いわゆる防災行動計画とは残念ながらありません。

担当と役割が決まっても、仕事は1つだけではありません。そのとき、その時点において、何を優先し、どのような順序で処理をするかがはっきりしていなければ、防災計画としては十分とは言えないのではないのでしょうか。

特に、水害のように刻々と状況が変化していく中で、こういう時点では誰が何をするというのを、あらかじめ計画しておくことが重要だと考えます。国土交通省では、このような計画の指針を示しておりますので、早急に検討すべきかと考えますが、既に検討に入っているのかいないのか、現状とこれからの対応について町長の考えをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 五十嵐議員のほうから、防災・減災に関しての質問をいただきました。

きょうも各議員から3. 11のことについて、本当に気の毒だというような話をいただいておりますのですけれども、まさにそのとおりかなというようにも思っております。

全国各地において大規模な自然災害が発生している状況でありまして、自主防災組織である自治会もそれぞれの防災訓練を実施するなど、自助、共助の意識が高まってきているように思われます。

今、防災マップを町の方々に配布したわけですけれども、それでいいというわけにはいかないと思っております。あのマップを基本としたいろいろな面での訓練、そしてまた心配事を自治会を通して皆様方に幅広くご理解をしていただかない限り、この防災というものはできるものではないなというように私も思っております。これからはまさに防災・減災に努めなければいけない時期に来ているのかなというようにも思っております。

いつ何どき起こるか分からない災害についても、十二分に、吉岡町はこういうことが起きるのではないかというようなことを事細かに、防災マップはもちろんのこと、いろいろなことで、もう一度町は町として町民に説明しなくてはならない、また訓練もしなくてはならないというようには思っております。

そういったことで、詳細につきましては町民生活課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 防災・減災につきましては、先ほど町長の言われたとおりであります。ご質問のタイムライン、防災行動計画についてですが、本年度から河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会を、北群馬・渋川地域支部、その部会におきまして、そのタイムラインに向けた作成を検討しているところでございます。

町は、台風等の風水害が発生するおそれのある場合には、災害対策本部を設置する前の段階になりますが、防災担当者による災害警戒本部を立ち上げまして、県や気象庁から時系列に防災情報が町に伝達されます。それによって、台風の位置や強さなど情報を把握し、対応している状況であります。そうした対応を時系列にしたものがタイムラインとなります。

また、タイムラインには他の関係機関、市町村等の連携等も考えられるわけでありまして、そういったものを含めた中でタイムラインが構築されるものと考えておりまして、北群馬・渋川地域部会において、今検討を始めたところでございます。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいま北群馬・渋川地域のほうで検討を始めているということで、少しは安心いたしました。

我が国においては、平成26年ごろから、主に国管理河川における水災害を対象にしたタイムラインというものは策定されてきましたが、なかなか地方公共団体が管理する河川など、あるいは水災害以外の災害におけるタイムラインというものは、幅広く普及していない状況であり、減災といった観点からもタイムラインの策定、利用開始というものは喫緊の課題であることをお伝えし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、地区防災計画の現状と今後の推進策についてであります。

これまで防災計画としては、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動が実施されてきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみ

合わないと、大規模広域災害後の災害対策はうまく働かないことが強く認識されもしました。

これらのことから、平成26年4月から災害対策基本法では、地区防災計画制度が創設され施行されております。しかし、我が吉岡町では、地域防災計画は整備されておりますが、地区防災計画についてはどのように整備されているのかいないのか、少し危惧しております。この点について、現状についてご説明願いたいと思います。

また、もし整備されていないとすれば、その理由というものは何なのか。加えて、今後どのような推進策を考えておられるのか。お気持ちをお聞かせください。

議長（馬場周二君） 福島町民生活課長。

〔町民生活課長 福島良一君発言〕

町民生活課長（福島良一君） 地区防災計画とは、災害対策基本法に基づき、それぞれの市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が共同して、その地区における自発的な防災活動に関する計画をするものでありまして、これについては内閣府も平成26年度から平成28年度の3年度にわたり、44地区を対象にモデル事業を実施するなど、普及に努めている状況であります。この地区防災計画を各地区において作成することによって、自助、共助と公助の役割分担が明確となり、災害時の連携が図りやすくなるので、その地域全体の防災力の向上になると考えられます。

それなので、今後、町では町内の自主防災組織である自治会で、地区防災計画が作成されるように、普及啓発に努めていきたいと考えているところでございます。今、その検討をしているところであります。今後、それに向けて対応しているところであることをお伝えして答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいま福島課長のほうから現状について説明をいただきました。やはり町内にある13自治会の自主防災組織と対応しながら、町の行政のほうでリーダーシップを発揮していただき、地区防災計画の整備に前向きに取り組んでいただきたいことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、地域防災と学校の連携に向けてであります。

内閣府の防災関係のホームページの減災の手引、この中に、今すぐできる7つの備えというものがありました。その1、自助、共助。その2、地域の危険を知る。その3、地震に強い家。その4、家具の固定。その5、日ごろからの備え。その6、家族で防災会議。その7、地域とのつながりというものであります。

この中で、最後の地域とのつながりは、やはり自分や家族だけではつukれない関係性があります。特に、災害時では、消防などの活動には限界があり、地域に住む住民みずから救助などを行わなければならない場面もあります。超高齢化社会に突入した感のある今日では、何よりも高齢者などの災害に弱い方の立場に立った心がけが大事であります。

弱い立場といえば、子供たちも同じであります。日中、子供たちは保育園や幼稚園、学校に行きますので、いわば学校が子供たちにとっての地域とも言えるのではないのでしょうか。

また、学校は多くの場合、指定避難所として利用されることが、地域防災計画の中で位置づけられていて、災害と学校の関係は極めて重要なものであると考えます。

そこで、地域と地域の連携が重要なことは当然ですが、ここに地域と学校との連携も必要になってくると考えます。これからは、学校内での防災、災害発生時対応マニュアルの策定はもちろんですが、学校と地域、学校と学校、関係公共機関、各種団体などとの連携協力関係の構築と、災害発生時のマニュアルの作成も必要となってくるのではないのでしょうか。

そこで、災害時における地域と学校との連携について、どのように考えているのか、教育長の考えをお聞かせください。

**議長（馬場周二君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 子供たちにとって地域社会でもある学校が安全な場所でなければ、充実した教育活動を行うことはできません。しかし、災害はいつ発生するか予測できないことから、吉岡町教育委員会では自分の身は自分で守ることができる児童生徒の育成を目指し、防災教育を進めております。

今年度、吉岡中学校では、体育館が避難所となったことを想定した体験的な防災教育を実施しました。生徒はこの防災教育を通して、避難所では自分勝手な行動はしないなど、他者への配慮が最も大切であることを学ぶ機会となりました。

有事の際には、小中学校の体育館は地域の避難所となりますが、避難所の設営等は町行政が主となり、また運営については原則として自治会等の自主防災組織を中心とした避難者による自主運営となります。

教育委員会の取り組みとしましては、有事に備え、今後も学校での防災教育は継続をし、児童生徒が家族と防災について相談できるような指導の工夫をし、地域と学校の連携を図っていければと考えております。

**議長（馬場周二君）** 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4 番（五十嵐善一君） 現在、教育現場においてもいろいろなことに取り組んでいただいているということで、少しは安心しております。やはり地域の子供は地域で守る、そんな意識が学校が、そして地域の住民が共有できるよう、平素からの連携、つながりを強めていくことが大切であることをお伝えし、最後の質問に移らせていただきます。

それでは最後に、2項目の観点から学校教育に関して、教育長にお伺いします。

まず1つ目は、児童生徒の登下校時の荷物軽減対策についてであります。

あと1カ月もすると、自分の体に比べて大き過ぎるようなランドセルを背負って登校する小学1年生の、背後から見ればあたかもランドセルが歩いているような、ほほ笑ましい、そして時には痛わしい子供たちの姿を見かける機会が多くなります。

一般社団法人教科書協会の調査によりますと、ゆとり教育時代だった平成17年度、全教科の教科書のページ数、各社平均でありますけれども、これは1年生から6年生の合計で4,857ページであったものが、その後、脱ゆとり教育を反映した学習指導要領が実施されると、平成27年度のページ数は6,518ページと、10年前に比べ34%もふえ、さらに平成30年度からは道徳も教科となったことで1,067ページが加わることになり、当然の結果として教科書の重さは増してきたのであります。

このようにして子供の荷物が重くなってきている背景には、ゆとり教育のあおりを受けた小中学校の授業時間数の増加に伴う教科書のページ数増加や、大型化などがあることがわかったとのことでもあります。これに伴い、ランドセルの大型化も進み、ここ数年はA4用紙をとじるファイルがすっぽり入る、A4フラットファイル対応がうたい文句のランドセルがふえてきているようであります。しかして、子供たちのランドセルやかばんは、重さを増してきているのであります。

一方、重いランドセルを背負い続けた場合、子供たちの体への負担が心配になります。アメリカ小児科学会は、バックパックの重さは体重の10から20%を決して超えないこととしています。文部科学省の統計によりますと、小学1年生の平均体重は約21キログラム。アメリカ小児科学会の基準では、2から4キログラムを超えない重さが望ましいということになります。

首都圏の小学生58人を対象とした大正大学の白土 健教授によるランドセルの重さ調査によりますと、1年生の場合、平均の重さは5.5キログラムで、1日最大重量では何と9.7キログラムであったとのことでもあります。子供の体への負担度を考えると、決して好ましい状況にあるとは言えない現実があります。

昨年9月、小中学生が通学するときの荷物の重さを懸念する声が出る中、文部科学省は都道府県教育委員会などに対し、児童生徒が持ち運ぶ教科書などの重量に配慮するよう事務連絡を出したとの記事が、A新聞に載っておりました。



そこで、教育長にお伺いいたします。

吉岡町では、教育委員会として、本事務連絡を受け、町内の全児童生徒を対象としたランドセルやかばんの重量調査の実施など、登下校時の荷物軽減策に向けた何らかのアクションをおとりになったでしょうか。説明を求めます。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） それでは、児童生徒の登下校時の荷物の軽減対策についてご質問いただいておりますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年9月に、文部科学省から、児童生徒の携行品に係る配慮についてと題しまして、実際の工夫例等を示した事務連絡を受けております。吉岡町の各小中学校も、それぞれ前から検討をしておるところでございます。

例えば、小学校では、あらかじめ週の予定表を児童へ配付しまして、1週間の学習内容や必要な学習道具を知らせており、児童は週の予定表をもとに必要な学習用具を学校に持ってきております。毎日授業がない教科や、教科書の使用頻度が低い教科、資料集等につきましては、教室や特別教室等に保管するなどの対応をとっておるところでございます。

また、中学校においても、教科担任より家庭へ持ち帰る学習道具と学校で保管するものを知らせているほか、小学校と同様に利用頻度の低い学習道具については、学校で保管することとしております。また、通学時には、制服でなく学校が指定する体育着や、冬場の寒い時期にはウインドブレーカーを着用して登下校するなど、可能な限り携行品を少なくすることで、負担軽減できるよう取り組んでおるところでございます。

なお、お尋ねのかばんの重量調査等については行ってはおりません。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

4番（五十嵐善一君） ただいまの教育長の答弁ですと、大なり小なり子供たちの荷物に対する対策ということを考えていただいているということで、少し安堵しております。やはり子供たちとか保護者などの意見にも耳を傾け、そして何よりも学校現場の先生方の協力というものを取りつけながら、現状の実態をしっかりと把握していただきたいと思いますをお伝えして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目は、「置き勉」を積極的に認めることについてであります。

学校現場では既に、子供の荷物を軽減する工夫が始まっているところもでございます。

愛知県犬山市教育委員会は、文部科学省の事務連絡に先駆け、昨年6月に児童生徒の通学かばんを軽くするために、市内全域の小中学校に、教科書、副教材、ノートなどを原則

として学校保管するとの通達を出しました。これを受け、各学校は趣旨を子供たちに伝えるとともに、対策の前後にランドセルやかばんの重さを調査した結果、中学生は1人平均2.4キログラム軽くなったそうであります。

また、広島県広島市立牛田中学校では、国語、数学、理科、社会、英語の5教科の教材は自宅に持ち帰るルールだったのが、昨年4月から英語と国語の一部教材を除き、置き勉を認めたとのこと。

さらに、岐阜市立岐阜小学校は、昨年5月、ランドセルが重いという保護者からの指摘を受け、置き勉を認めるようになり、授業が終わると、家庭学習で使わない教材を袋に入れ、児童用のロッカーに置く。1、2年生は、担任が持ち帰る荷物を指導しているとのことであります。

また、北海道帯広市立川西中学校は、昨年9月から、その日に家での学習に使わない教科書などをロッカーに置いて帰ることを認めるようになったとのことであります。

このように、今、全国各地で重いかばん解消が進んでおりますが、我が町においても、置き勉を積極的に認めることについて、教育長の考えをお聞かせください。

**議長（馬場周二君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 児童生徒が確かな知識を身につけていくためには、授業だけではなく、家庭学習は必要なことだと考えております。

家庭学習には、宿題のほかに、児童生徒が自主的な勉強を行う自主勉強等が考えられます。宿題であれば、家庭で必要な学習道具はわかりますが、自主勉強は児童生徒の自主性に任せられるところもあり、必要な学習道具は個々によって異なる状況が考えられます。

文部科学省から示されております児童生徒の携行品に係る工夫例については、宿題で使用する教科書等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等については、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めていると挙げられております。

吉岡町教育委員会としましては、従前の学校の取り組みや文部科学省から示された工夫例等を踏まえ、児童生徒の過度な負担にならないよう、引き続き検討していきたいと考えております。

**議長（馬場周二君）** 五十嵐議員。

〔4番 五十嵐善一君発言〕

**4番（五十嵐善一君）** これも子供によりさまざまな状況があるので、一概には言えないと思いますが、やはり子供の発育状況というものや、通学環境というものに合わせ、柔軟に対応していくことも必要なことではないかと考えます。

ぜひとも教育委員会のほうから学校現場サイドに、置き勉をも視野に入れた学校側の工

夫を促すような働きかけをし、重いかばんの解消にこぎつけていただきたいことを要望して、私の全質問を終わらせていただきます。

議長（馬場周二君） 以上をもちまして、4番五十嵐善一議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時48分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（馬場周二君） 昼食休憩に引き続きまして、会議を再開します。

---

議長（馬場周二君） 14番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） 本定例会最後の一般質問を行いますけれども、それに先立ちまして、本日3月11日、ちょうど思い起こしますと、私たちの8年前の定例議会のときに、あの忌まわしい大震災が起きました。お亡くなりになられた人たちに対しましてご冥福を祈るとともに、まだ回復もままならない中で被災者にもお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、まず質問を行います。

第1点目でありますけれども、障害者また高齢者対策について質問を行うものであります。

今期最後の一般質問になるわけでありまして、まずもって誠意ある回答をいただくようお願いしておきます。

まず第1点目ですけれども、高齢者、障害者及び交通弱者対策について質問します。

我が吉岡町では、現在、福祉タクシー制度と相乗りタクシー制度とがありますが、どちらとも利用が少ないのが現実です。制度としてつくった以上は、利用されて意義があります。どちらも制度改革の必要があるというふうに思います。

検討を行い、利用しやすい制度へと改善を図るべきだと思いますけれども、まずは町長の所見をお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 小池議員より、これはもう何回目かなということでございますが、福祉タクシー、そしてまた相乗りタクシーということでご質問をいただきました。いずれも誠意ある答弁をしていると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

福祉タクシーについては平成19年度から、相乗りタクシー制度については平成28年7月から30年3月までの実証実験を踏まえて、今年度から本格実施をさせていただくと

ころでございます。小池議員もご存じだと思いますが、福祉タクシーが平成19年度から始まったときの予算は、約300万円ぐらいあったかなというようにも思っております。その都度、使われないからということで、いろいろな面で制度を変えてきたということもご存じだと思っております。

それらの制度は、個別に要件が定められていますが、両方の制度を利用できる方も少数ではございますがいらっしゃいます。どちらの制度も、その趣旨を多くの方にご理解をいただいた上で、徒歩で外出が困難な方の移動を経済的に支援できるよう取り組んでいきたいと考えております。先ほども申し上げたとおり、福祉タクシーが設立されたのが平成19年度ということで、もう大分時間がたっているということではございます。その都度その都度変えてきて、今に至っているのかなというように思っております。

詳細につきましては、担当課長より答弁をさせます。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） まず最初に、相乗りタクシー制度について、ご説明申し上げます。

先ほど町長からご案内ございましたとおり、平成28年7月から平成30年3月までの実証実験を踏まえまして、平成30年度から本格実施をさせていただいておるところでございます。

内容といたしましては、交通不便地域の空白地区の解消と、町民のスムーズな移動の確保を目指す取り組みとして、交通弱者がタクシーを利用した際に支払う運賃の一部を助成することにより、外出の機会をつくり出しまして、もって日常生活の利便性の向上に資することを目的に、町内全域を対象として実施しているところでございます。

なお、対象者といたしましては、満75歳以上の年齢の方か、年齢19歳以上で運転免許証をお持ちでない方のいずれかに該当する方となりまして、申請により1枚500円相当分の利用助成券を交付させていただいているところでございます。

なお、今回本格実施移行に当たりまして、実証実験中にご協力いただいたアンケート結果や、利用された方々から寄せられた意見などにより、変更させていただいた点がございます。どのような点かと申しますと、利用助成券の交付については、実験中は3カ月ごとの申請、対象者1人につき1カ月4枚とし、3カ月分の計12枚を交付しておりましたが、本格実施におきましては、一度の申請、対象者1人につき申請日に応じてとなりますが、年間48枚を上限とし、一括で交付させていただいているところでございます。

また、利用助成券の使用制限及び有効期限については、実証実験では1カ月に4枚までの使用制限、4枚ごとに当該月末までの有効期限の設定がございましたが、本格実施に当たりましては、一月に何枚までといった使用の制限の設定はなく、交付した全ての利用助

成券の有効期限を当該年度末までとさせていただきます。

これによりまして、利用者の方にとりましては、年度内であれば1回の申請で済むことになりまして、交付された利用助成券はご自分の生活のペースに応じてご利用いただけるようになったのかなと思っておるところでございます。

相乗りタクシーについては以上でございます。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 健康福祉課で所管しているのは、福祉タクシー事業になります。

福祉タクシー事業の場合は、対象者が70歳以上の高齢者のみ世帯または障害者手帳などを所持している方で、タクシーの基本料金分の補助を年48枚を上限に交付しています。以上です。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今、乗合タクシーと相乗り推奨タクシー、両方の制度についての説明がありました。以前から見れば、少し推奨タクシーのほうは使い勝手がよくなりましたよという話でしたけれども、まず最初にできました福祉タクシーですけれども、今町長が言ったように、当初300万円で見込みましたけれども、遠く及ばず50万円程度で推移をしているのが現状だというふうに思います。

平成29年度決算で見ましても53万7,300円で、決算にすれば延べ人数で57人で、新年度予算、平成31年度予算でも59万6,000円、人数で延べ17名程度を見込んでいるようであります。

対象者は、身障者及び療育手帳のある方と70歳以上の高齢者の世帯というふうになっております。先ほどの町長の説明のように、この制度ができて10年がたっております。高齢者社会は私たちの想像をはるかに上回り進んできたところであります。このことは町長も実感しているのではないかと思います。

相乗り運賃の補助ですが、この枠をもう少し、今は初乗り運賃700円の補助なんですけれども、700円をあと300円ぐらい上げると、もう少し使い勝手がよくなるのではないかというふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） この制度になって、この制度でやっているということなんでしょうけれども、いろいろなことで聞いていますと、大分ここに来てふえているのかなと私も思っております。枠を広げるということですが、運賃のあれだとか、もっと安くすればもっ

と使う人が多くなるのではないかということではありますが、当初はもっといるんだろうということではあります。大分ここに来ていろいろな交通だとか不便になっているということは私も思っておりますが、この制度をどうしたらみんなが乗ってくれるかということも、ひとつ勉強会でも開いてやっていくのも筋かなというようには私は思っております。

お金の幅を500円から300円にするというようなことも一つの案だと思いますが、それはそれとして、検討委員会でも開いて、このことを検討するのも一つの案かなというようには私は思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 相乗り推奨タクシーと福祉タクシーの2つあって、私も混同するぐらい、この一般質問するに当たって、相乗り推奨タクシーと福祉タクシーの中身を十分に私も理解しようとして、29年度の決算書と今年度の予算書をつぶさに見て、それで制度そのものも両方比べて、先ほどまで真剣に見ていたんですけども、今私が間違えるぐらい、ちょっとややこしいですよ。

推奨タクシーのほうが1枚500円なんですね。推奨タクシーは500円で、福祉タクシーが700円で、初乗り運賃が出るというものなんですね。

だから、まずは最初に福祉タクシーができていましたから、福祉タクシーのほうから言いますと、福祉タクシーも先ほども言いましたけれども、一定の人数の利用がありまして、平成29年度で53万7,000円、今年度予算で59万6,000円を予定しております。これは70歳以上の高齢者のみの世帯という制約と、身障者と療育手帳を持っている人が対象ですというふうになっているのが、最初にできたほうですね。これが一定の300万円ぐらいの利用があるんじゃないかと思込んでこれをやったけれども、実際に使われたのが50万円前後であったと。それは10年たつけれども、そのまま推移しているというのがこの福祉タクシーなわけでありまして。これが730円とか740円ですよ。これが先ほど言ったように、福祉タクシーがまずはこちらが1,000円になると、もっと使い勝手がいいんじゃないかと。

というのは、確かに初乗り運賃で間に合うところもあるかもしれませんが。役場を中心に考えた場合には、吉岡町は北部のほうで上野原のほうもあれば、また漆原のほうもありますから、そうすると一定の距離がありますから、これでは初乗り運賃では足りない。でも、1,000円あれば結構なところまで行けるのではないかということで、ぜひこれも考えてほしいということで、先ほど町長が検討委員会等も設けて何とか考えるというような回答を得ましたので、ぜひその部分というのは枠を広げることによって、その改善をぜひ

とも図っていただきたいということで、こちらのほうはとりあえず福祉タクシーのほうはそういうこととさせていただきます。

似たようなもので、実証実験を行いまして相乗り推奨タクシー助成事業が本格的に動き出したのが平成28年の実験で、29年度から導入されたわけでありましてけれども、これが対象者1人につきまして、これも48枚を条件とする、利用者助成、1枚500円を一括交付し、助成枚数は1乗車につき1人1枚、相乗りですから、これを相乗りしていくともっと安くできます、自分の負担が少なくて済みますよということで、この制度をつくったんだというふうに思います。しかし、実際にふたをあけてみたら、この相乗りタクシーの利用率はどうかというと、相乗りで使っている人の割合というのは25%ぐらいだと。あと7割からは単独、1人で乗っているというのが現実だというふうに、これもまた決算書にも出ております。

この2つの制度があるんですけれども、ではこの制度、職員さんは担当の方はわかるけれども、担当でない方がこのことを、皆さん一人ずつ伺うことはしませんけれども、どの程度理解しているかということ、ここにいる議員だって恐らくほとんどわからないでしょう。そのくらいちょっと厄介、難しい制度なんです。ですから、これを何とか、いわゆる町の縦割り行政というんでしょうか、こちらの相乗り推奨タクシーのほうは総務課、そして福祉タクシーのほうは健康福祉課が所管してるんですよ。でも、交通弱者に対しての足の確保ということでは、これはお役所のほうはそういう仕分け方をしてますけれども、利用するほうはそういう仕分けの仕方をされると、ちょっとまごつくんじゃないかなというふうに思うんですよ。

この制度の中で、私気になったのが幾つかあるので、まずそこから質問しておきますけれども、この相乗り推奨タクシーが、これは町のホームページに出ているんですけれども、これを見てイメージというので、タクシー運賃は1,720円になりますと書いてあるんですよ。タクシー運賃が1,720円になります。1人で乗ればタクシー運賃は1,720円のままですが、3人で相乗りすると、1人当たり600円で乗ることができる。そして、3人それぞれが本人名義の利用助成券を使った場合、1人当たり約100円の自己負担でタクシーを利用することができます。これだけです。絵も入って。これを聞いて、どれだけの人が理解できるか、ということなんです。

私もちょっと、まあその内容を知っていますから、何とか理解できたんですよ。だから、このホームページに掲げているこの書き方も余り上手じゃない。計算上はこうなるんですけれども。担当課長は、課長がつくったんじゃないでしょうけれども、課長はつくらせる立場だったんでしょうけれども、これを見て手応えないですよ。一般の住民はこれを見て、相乗りタクシーを理解するんですけれども、果たしてこの書き方で理解できるかなと

というのが私の疑問なんです。私はこれ、議員をしているから一定の理解はあるつもりで読んでも、そう簡単には理解できなかつた。ですから、これを住民の皆さんに理解をして、さらに利用してくれと言ったときに、これをどれだけの方が理解できるのかなという疑問があるんですよ。

ですから、この制度が一つあります。これに先ほど言ったように福祉タクシーがあります。そうすると、住民はどうしましょうと。どう考えたらいいのかなというので、頭の中で議員の私ですら交通整理が十分し切れないものを、一般の住民の皆さんがどのように判断したらいいか。迷子だと思うんですよ。

ここらについて、どなたでも結構ですけれども、ご回答をいただければと思います。

議長（馬場周二君） 高田総務政策課長。

〔総務政策課長 高田栄二君発言〕

総務政策課長（高田栄二君） ただいま制度の内容についての周知についてご質問いただいたと理解いたしました。

先ほどお示しいただきましたとおり、町のホームページ、お持ちでいらっしゃる部分や、あるいはよしおか広報への掲載は継続的に行っております。とともに、4月の民生児童委員定例会、民生児童委員の皆様または地域包括支援センター主催の介護支援専門員情報交換会等について、介護支援員の皆さん等に対して、担当職員が制度概要の説明を行わせていただいて、また5月にも自治会等で回覧を行わせていただいておりますが、ご指摘のとおりこちら側の立場といたしましてはそういうところですが、わかりにくいということでございましたら、また制度等の周知に関しましては、もう少し工夫を加えて、少しでも皆さんにご理解いただける制度を、周知体制を考えてまいりたいと思います。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それともう1点、これは今相乗り推奨タクシーの話をしましたけれども、相乗り推奨タクシーのほうは対象者、要は年齢が75歳以上ですよ。あるいは年齢が満19歳以上で運転免許証をお持ちでない方というので、これ推奨タクシーはとても枠は広いんですよ。枠は広いんですよ。これも私は本当にいい制度だと思いますよ。本当にいい制度だと思います。

これは1枚500円ですから、こっちのほうは値段もちょっと考えていただければ、もっと利用しやすくなるのは間違いないというふうに思っております。これが相乗り推奨タクシーです。

それから、福祉タクシーのほうで気になる点が1つあります。それは、対象者の中に、制限の中に、生活保護等を受給されている方は対象外になっていますね。福祉タクシーで。



福祉タクシーで、生活保護を受けている人は対象から外しちゃうというんですよ。私、これを見て、できたときも当然条例ですから、これを私たちが見て賛成してできた制度なんですけれども、質問するというので、また改めて何度も何度も読み直してみたら、福祉タクシーは生活保護を受給されている人は対象外だと。これはやっぱり交通弱者、まして生活保護を受けている方というのは、一定の生活保護を受けて、そしてその方たちも病気になれば、確かに医療費は免除されます。しかし、家にいて、病院に行くのにはお金がかかりますけれども、そのお金というのはどこも出してくれません。あなたは生活保護を受けているんだから、どこかから出してもらえといても出してくれるところはありません。それは生活保護として、市町村でいえば町が福祉事務所を通じて、県が審査をしますけれども、そちらのほうにお願いしても県でもこれは自分が病院に行く交通費というのは見てくれません。そのために独自の制度として町にあるわけですから。

だから、この人を生活保護を外すのは、私は間違いだと思っているんですよ。これは私、改めるべきだと、改めるべき問題だと思いますけれども、ここについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（馬場周二君） 米沢健康福祉課長。

〔健康福祉課長 米沢弘幸君発言〕

健康福祉課長（米沢弘幸君） 今、議員ご指摘の生活保護世帯は別というような、対象外というような質問を受けましたので、ちょっとこの辺に関してはうちのほうで検討させていただければと思います。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 検討したけれども前に進まないということは、それはうまくないので、私は担当の課に対しそれを責めるとか、そういう気持ちじゃないと思うんですよ。でも、やっぱりよく読んでいくと、やっぱりちょっとそれは問題がある部分だなという認識はお持ちだと思うんですよ。ぜひここは前向きに改善していただきたい。どちらがお答えするか知りませんが、改善をしていただきたいと。検討の上、改善の方向で努力していただきたいということなんですけれども、町長でいいですかね。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） 小池議員の悪い癖で、余り文面には書いてないことをばたばた言うてくるので、何をしゃべっていいんだか、課長連中もたまげちゃっているんだけど、文面には出てきてないものが大分出てきているんだけど、いわゆる福祉タクシーという内容だと私も思っております。

相乗り推奨タクシー、そして福祉タクシー、2つのあれがあるとややこしいということは、私も今、認識をしております。そういった中におきましては、広く皆様方に利用していただくという内容になりますと、もろもろの検討をしながら前向きに検討したいというふうには思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 余り細かく突っ込む必要はないので、町長のほうから今最後の問題で、生活保護を受給されている方を、福祉タクシーの対象から外すということについては、ぜひとも検討していただいて、これを外していただきたい。

それと、今町長のほうから回答がありましたけれども、福祉タクシーと乗合推奨タクシーの2つがありまして、交通弱者に対しまして足の確保をしようということがそもそもの出発、考えだったと思うんですね。それぞれの市町村を見ていると、デマンドバスとか、福祉バスとか、運転手をつけてバスを購入してぐるぐる回っている、そういう地域も日本中にたくさんあります。それに比べると、私は吉岡町のこのやり方は、コンパクトな吉岡町にとってはいい制度ではないかなと思っているんですよ。

車を買う心配もないし、運転手を雇っておく心配もないし、やはり車を買って運転手を雇うということになれば、それ相応の金が必要だと思いますよね。年間でいうと、単位は1,000万円じゃ足りないものになると思います。それが今ある、両方足しても100万円ぐらいで上がっているわけですから、この枠を対象者を広げて、全体の金額を福祉タクシーだけだって当初予算の300万円以下ですから、全体で200万円、300万円かかったとしても、そう高い金額ではないと思います。

やはり住民からも喜ばれる、福祉タクシーは高齢者、障害者ですけども、乗合推奨タクシーというのは75歳を対象としているけれども、19歳以上の免許のない方も対象になるというので、この制度だと全体が本当に多くの人たちに広がるんですね。ほとんど車がなくて交通弱者というものに広げられる制度です。ですから、この2つある制度をどうにか縦割り行政を廃して一本化して、皆さんの利便性のためにもう一度見直すということは、先ほど町長からお伺いしましたので、それ以上言うつもりはございませんので、ぜひともこれは実現をしていただきたいということ、問題提起をしながらお願いしておきます。回答は先ほどいただきましたので、それ以上言うつもりはございません。

続きましては、奨学金制度についてお尋ねをするものであります。

これまで町独自の奨学金制度の創設を求めてきましたけれども、色よい回答は得られておりません。ならば、奨学金に対する利息の補助あるいは助成制度を実施してはと思いますけれども、これも誠意ある回答を、町長、教育長のお二方から得られればというふうに

思います。最後ですから、最後ぐらいは誠意のある、なるほどよく言ってくれたと言えるような回答をお願いします。

議長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） それでは、私のほうから先に、この件に関しましても何回か受けております。

今現在、高校生等については、高等学校就学支援金やいろいろな制度が今できているのかなというように思っております。高校生等奨学給付金により、全ての意思のある生徒が安心して教育を受けられるような制度がとられていると、私は思っております。ですから、今いろいろな、私が述べる中にはこういう貸付制度がありますよとか、いうことをちょっと申し上げたいと思っております。

高校生を対象にした奨学金、資金貸付制度については、群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金や、群馬県高等学校奨学金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、大学生を対象とした奨学金としても、大学等がそれぞれ設置している大学独自の奨学金のほか、独立行政法人日本学生支援機構による無利子の第1種奨学金と、利子付きの第2種奨学金のほか、返還が不要な給付型奨学金の制度も平成29年度に創設されておるところでもあります。

なお、昨年末には文部科学省において、高等教育無償化制度の具体化に向けた方針が決定されており、この中には、授業料等減免制度の創設や、給付型奨学金支給制度の拡充が、公費で支援されることも示されております。

このように現在も、国や県などにおいて就学支援に関する取り組みは進められていることから、吉岡町として独自に奨学金制度を導入することは今考えておりません。利子補給だとか、いろいろな面で援助したらということですが、これを見ますと大分いい奨学制度があるのかなというように思っておりますので、今のところ町独自としての奨学金制度を導入するとは考えておりません。

議長（馬場周二君） 大沢教育長。

〔教育長 大沢 清君登壇〕

教育長（大沢 清君） ただいま町長がご答弁しておりますので、少しだけ補足をさせていただきます。

平成29年3月に、日本学生支援機構の一部を改正する法律が、国会において全会一致で可決しておりまして、昨年4月から本格実施されていることは、議員ご承知のとおりでございます。

その主な改正内容ですが、返済を要しない給付型奨学金制度が新たに創設されております。

す。さらに、大学等における就学支援に関する支援策の案としまして、学校教育法等の一部を改正する法律案が本年2月12日に閣議決定されておりまして、今開会中の国会に提出されて審議をされている、そんな情報もございます。この法律の改正案が成立し施行されると、対象学生と対象大学等に対しまして、来年、2020年4月から実施されるということになります。

これら2つの法律の改正等によりまして、家庭の経済的な理由のみで子供たちが進学を断念することがないように、支援策を国が講じることとなりますので、ただいま町長がご答弁を申し上げましたとおり、教育委員会におきましても国の支援の動向を注意していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 私も来年、年度でいいますと平成32年度から、消費税の値上げと同時に、住民税非課税世帯を対象に、奨学金、これも全てじゃなくて、私立で60万円ぐらいでしたか、収入による段階があるようですけども、その辺から全てが無料じゃなくて、住民税非課税世帯のところでは大体、全てがゼロじゃないですけども、一定の助成があると。そのことで確かに楽になることは、それは確かなんですよ。

しかし、私も身近に子供がいたり、孫がいたりするものですから、そうすると私の孫なんか先日ちょっと話を聞いたら、ことし卒業するんだけど、奨学金をいろんなものを合わせると540万円借りてますよと。540万円借りていて、ことし就活だから、来年4月の卒業と同時に返済が始まると。長いのは20年ぐらいの返済になるんですけども、もう大学卒業と同時に、大きな返済が子供にもものしかかるわけなんですけれども、それは考え方、見方で、それは自分が好きでやったんだから、それは仕方ないんじゃないかという思いもあるでしょうけれども、私はそういう奨学金の子もたくさんいると思います。そういう人たちに対しまして、奨学金というのは無料の奨学金もあれば、やはりローンですよ、奨学金という名前ですけども、お金を借りて利息がついている奨学金もあります。

町では、新築住宅の利子補給制度というのがありますけれども、吉岡町在住の人たちが家を建てれば、銀行でお金を借りた場合、その利息の一部を上限を決めて、それを町が補填しますよと。太陽光パネルを設置すれば、その設置代の一部を町が助成しますよと、こういう制度がありますから、私はこれまで奨学金制度をつくったらいかがですかと聞いていたら、いや、県にも国にもこういう制度があるから、別になくてもいいんじゃないかという話で、ならば今言ったそういう話の中で、それぞれ皆さんが、いわば借金ですよ、

抱えて生活をしていますから、そういう中の未来ある子供たちのたとえ一部でも、制度としてできないのであれば、助成制度を設けてもいいんじゃないかということでお尋ねをしたわけなんですけれども、勤労者に対してもいろいろ町の制度があるわけですから、今の時代ですからそんなに多額な利息は、学生ローンも大した利息ではないと思うんですけれども、それがあるとないでまた随分違うと思います。

当然、町がやろうとすれば、町にメリットがなければ困るでしょうから、町の人なら誰でも上げるというふうにはならないでしょうけれども、一定の条件がつく中でそういう形で今後こういう人たちが大学を出て、我が町のために貢献してくれるのであれば、その一部はお手伝いしましょうというような制度が私はあってもいいと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 今までの奨学金制度は、いわゆる利子がつくあれもあったというような話も聞いておりますし、よく教員になれば、それが全部ただになるなんていう話も聞いております。いろいろな奨学金制度があるのかなと私も思っておりますが、今卒業される方については、そういったいい制度がなかったから、もう卒業してすぐから利子だけでも何とか、いろいろな制度があるんですけれども、今からやる人については、ほとんど利子のつかないような制度があるということになれば、それを使用していただければありがたいのかなというように思っております。

例で、勤労者の方に住宅を建てるときには、利子補給をしているということももちろんございます。町、村によっては、そういったお金を出すから、卒業したときは吉岡町に来るんですよと。吉岡町で、この県内に住んでいただくんですよと、どこか行かないでくださいよというような話もある、というような話も聞いております。渋川にございます看護学校の生徒などは、大分補助金をもらっているという関係で、あとはちゃんとこのところに勤めてくださいよという制度もある、というような話も聞いております。

そういったもろもろのことを、これからの子供たちということに相なりますと、どうしたらいいかということになりますと、今議員が言われることを素直に聞いて、はい、わかりました、そういったものを考えていきましょうと言えば、議員はわかったということになるんでしょうけれども、今のところそういった制度は先ほどから申し上げているとおり、今の有利な条件を詮索していただいて、奨学金については使っていただければありがたいというようには思っております。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

1 4 番 (小池春雄君) 奨学金というと、学校に納めるばかりじゃなくて、自分の思う学校が近くになれば、東京に出ていく、埼玉に出ていく、東北に出ていくと。よそへ出ていくと、当然のことながら、住宅も借りなければなりません。出て行って、学校には当然学費を払う。住宅を借りれば家賃を払う。生活すれば生活費もかかりますよね。この部分といえば、町長、いろいろな奨学制度があっても、それは使い道は自由でしょうけれども、それをカバーできるだけのものはなかなか出てこないんですよ。

私も先日家に帰りましたら、いわゆる昔でいうサラ金ですよ、カード会社から奨学金のご案内というのが来ていました。それはそういうところはどんどん貸すことによって利益を出すわけですから、実態というのを見ると、授業料が免除されたからといって、その学生たちの大学に行っている食費であるとかアパートであるとか、そういうものが出るわけじゃないですよ。でも、このお金というのはどうしても借りなければならないんです。だから、こういう人たちに、私はどの程度の利子補給をするかというのは、それはまた別の問題として、町長も「子どもを育てるなら吉岡」と言っているんですから、そういう中でできる範囲でそんな制度があればいいなというのは、子供も望んでいるし、親御さんも望んでいますよ。聞けば、どんな制度がいいかというのは見えてきます。わかってきます。

町長、そういうような視点に立って物事を考えていただければ、先ほどとはちょっと違った回答も得られるのではないかと思いますけれども、町長、そのでっかい腹の一部でも見せてください。

議 長 (馬場周二君) 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長 (石関 昭君) 腹のなかいは生まれつきで申しわけないんですけれども、群馬県でいろいろな援助をしていただく、上毛学舎というのがあるのを議員もご存じだと思っております。あのところは、低所得者以外は入れないというような学びやだと思っておるんですけれども、群馬県で経営していて、そのところに入る人は低所得者の子供たちを入れていただく。東京に行く人以外は、神奈川県あたりなら住めるのかなと思いますが、世田谷のほうにあるというのを私も承知をしております。

そういったことで、いろいろな面で今平等に教育が受けられるように、国、そしてまたいろいろなところで援助しているということでございます。吉岡町が、わかった、じゃそれでやろうというようなことではいいんでしょうけれども、今のところはそういったことは考えておりません。

議 長 (馬場周二君) 小池議員。

〔1 4 番 小池春雄君発言〕

1 4 番 (小池春雄君) 町長が上毛学舎の話を出してくるというのは、やっぱり町長はそれなりの収入があるからだと思うんですよ。私も実際、上毛学舎をちょっと検討したことがあります。ちょっとやっぱりうちには払い切れない。うちでは払い切れない。寮費と食費で月7万円かかると言っておりましたよ。六、七万円、間違いないですよ。調べました。食費と寮費で六、七万、7万円ぐらいと言ってますよ。高いですよ。それは食事があって、そのほかに学費って、今公立大学で60万円、70万円ですよ。国公立で。それで私立ですと、100万円から150万円が相場です。ちょっと高いところは150万円いきます。

そうすると、学費だけで、もう月10万円じゃちょっと足りないぐらいですよ。それで上毛学舎は7万円ですから、17万円。そのほかに小遣いですから。相当やっぱり必要なんですよ。そういうことを考えた場合に、町長、今すぐ結論くれとは言いませんよ。だから、ぜひこのことも、十年一昔と言いますけれども、今は三年一昔のような気がいたします。今の実態はどうなのかということ、今子育てをしている人たちは、若い職員さんなんかはよくわかると思いますから、そういう人たちの話をよく聞く中で、今後どうあるべきかということ、検討するのはお金はかかりませんから、ぜひ再検討していただきたいというふうに思いますので、うなずいているので、ぜひお願いしておきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、ふるさと納税についてお尋ねをいたします。

吉岡町のふるさと納税は、平成29年度件数で550件で、712万8,000円です。群馬県でこれは27番目です。隣の榛東村が、納税をしてくださった人が7万4,897件。7万件です。それで、額として6億560万円です。何がどういうふうに違うか考えたことがありますかね。私は質問を出しておきました。英知を集めて取り組むことが大事だと思いますけれども、真剣に取り組む町長の決意をお尋ねするものであります。

議 長 (馬場周二君) 石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長 (石関 昭君) ふるさと納税ということでご質問をいただきました。本来、ふるさと納税は、地方で生まれ、そのふるさとの自治体から、医療や教育等さまざまな住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職を機に生活の場を都会に移し、住んでいる自治体に納税を行っている人たちが、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みと、私が言うまでもございません。

このふるさと納税が始まったとき、我が吉岡町はちょっと出おくれたかなというような感もございます。そういったことで大変申しわけないなということで思っておりますが、このふるさと納税、今政府、総務省のほうで大分厳しく物事を考えて、政府の言うことを聞かないと、税金を下げるよとか、それはだめだよとか、いろいろな厳しいことは総務省より叫ばれておりますが、それはそれとして、町は町として町から出ていくふるさと納税

が他町村に行っているわけですが、どうにかそれを上回るふるさと納税をこの吉岡町に出していただくというような施策は、これからも考えていかなければならないと私も思っております。

そういったことで、いろいろな面で努力をしてくれておるんですけども、なかなか集まらないというのが現状でございます。今の平成31年度の取り組み内容と、そしてまた、今30年度のふるさと納税がいかほどあるのかを、詳細に担当課長より説明をさせます。

議長（馬場周二君） 高橋財務課長。

〔財務課長 高橋淳巳君発言〕

財務課長（高橋淳巳君） それでは、まず現在の状況を申し上げます。

昨年度の吉岡町におけるふるさと納税の歳入額712万8,005円に対しまして、平成31年3月1日現在で750万6,429円となり、現時点で前年の額をわずかではあります、上回っている状況です。

そうしまして、平成31年度につきましては、現在のふるさと納税ポータルサイト、ふるさとチョイスのプランのグレードアップを予定しており、今までのプランの機能に加えて、さらにPR機能の強化、またマルチペイメント、いわゆるコンビニ納付や携帯料金と合わせた支払いなど、決済の強化を図る予定です。

また、寄附額の増加には返礼品の充実も重要でありますので、今後も地場産品を初め返礼品の充実に力を入れていきたいと思っております。ちなみに6月をめぐりに新たに2社が返礼品の提供事業者に加わる予定です。

ただし、ふるさと納税の制度については、これまでも総務省から返礼品は寄附額の3割以下、かつ地場産品とするよう再三の要請を受けており、昨年9月には吉岡町も総務省から指摘を受け、地場産品以外と考えられる返礼品の見直しの状況について公表されております。なお、新聞報道で現在審議中の地方税法改正案では、この基準を遵守し、寄附金募集が適正な自治体のみ制度の対象とし、3月中に成立すればより詳細な指定基準を4月上旬にも公表、適合した自治体を5月に指定する方針とされております。除外された自治体は、6月以降制度に基づく税の優遇措置がなくなる予定で、さらなる返礼品の追加に際しては、今後の法制化の詳細な指定基準等内容も注視していき、考えていきたいと思っております。

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 吉岡町には返礼品が余らないんだとの考え方はありませんか。私は、返礼品は英知を集めてつくるのが可能だというふうに思っております。これについてどう考えているか。



また、町を探せばいろいろなものが見出せるんだというふうに思います。この返礼品というのは、またつくっていくことも大変大事だと思うんですよね。返礼品をつくるんだという。あるものを提供するのではなく、返礼品をつくる。また、これも探すことも可能だと思うんですよ。この町にどんなものがあるか。ちょっと知恵を使えば、私はいろいろなものが出てくるというふうに思っております。これまで町長が言われたように、私もこのふるさと納税、この制度そのものは余りいい制度だとは思いません。しかし、ある以上はこれもやっぱり上手に使っていかないとよくないというふうに思いますので、ぜひともそれは考えていかなければならないと思っています。

それと問題なのが、ふるさと納税をしてもらうために、返礼品を何があるかな、何にするかな、求めに対して何をうちはやれるかなという考えにすぐ立ちやいますけれども、私はこの中で大きな視点がもう一つあると思っているんですよ。この視点は何かといったら、物を返すんじゃなくて、皆さんから納税をしてもらったら、我が吉岡町ではこのお金をこんなふうに使いましたよと、どこも使ったことがないような、あ、そういう使い道もあるんですか、だったら私たちも協力してみましよう、夢にかけてみようという気にもなると思うんですよ。だから、返礼品というのは、ただある物を返すばかりじゃなくて、皆さんからいただいたものをこのように使いますよ、そうすると納税した人は、自分がふるさと納税として納めた金が、こういう形でもしかしたら地域の人に役に立つものもあれば、またみんなが行ってみたいくなるようなものに、それ見てみようよというものになるかもしれません。

いずれにしても何かの役に立っている、このことが大事だと思うんですよね。そのことによって、納税した人が、ああ、私はあの吉岡町に納税して本当によかったと思われる、この視点が欠けていると、あるもの、何を返そうか、乾燥芋にするか、ブドウにするか、サツマイモにするか、ジャガイモにするかなという、その考えもありますよ。今皆さんがやっているのは、ふるさとチョイス、そこに頼んで、金が来たらこれをホイと送ってもらおうと。この考え方を改めない限り、私はふえないと思います。

草津温泉とか四万温泉のある中之条というのは、件数は少ないんですよ。だけれども、額が大きい。というのは、宿泊券をもらうとか、宿泊券の一部になるという。そういうものですね。だから、夢がないんですよ。だから、もう少し夢のあるふるさと納税の方法は必ずあると思います。それは皆さんが、職員が一丸となって英知を集めて行えば必ずできると思っています。町長いかがでしょうか。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 先日、ある人の集まる所に行きました。「吉岡町の町長ですか」とい

うから、「そうです」と言ったら、「桜の木を私が寄附するから、どうだね、植えてくれるか」と言ったときに、ああ、なるほどなど。これもふるさと納税の一部に入るとすれば、そういったことも考えていけるのかなというようにはちょっと思いましたけれども、「なぜですか」と言ったら、「私のふるさとで、私の土地があったところが大分開発された。私の生まれたところの住んでたところは大分開発された。そこにきょうだいで桜の木を寄附するから、町長、許可していただけますか」と、というようなことを言われたときに、なるほどなどということを実感したというのが事実でございまして、今小池議員が言うようなこととつながるのかなというようには私も思っております。

そういったことも、いわゆるチョイスからではなく、町独自のいろいろな面で考えて、こういったものをいただければ、こういうふうにしますよというようなことを物事を考えていかなければ、前に進まないのかなというように私も思っております。そういったことで真剣に考えていきたいというように思っています。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 町長、質問の最初に書いておきました、吉岡町には本当に優秀な職員がたくさんいると思います。この職員の英知、これを本当に集める努力をやっているかどうかというのが、私には見えてこないんですよ。でも、町長の一声で、「おい、みんな考えてみる」と、「思いつくものを何でもいいからみんな並べてみる」という中で、いいものをチョイスすればいいんだと思うんですよ。

だから、ぜひ町長、その作業をしていただきたいというふうに思いますけれども、これは町長、金がかかるものじゃありませんから、よしやってみようということになるでしょうから、ぜひともその最後の決意をお伺いします。

議 長（馬場周二君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 意に沿えるよう、職員にも言い伝えます。

議 長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） それでは、最後の質問になりましたけれども、私もこの町が永遠であるためには、やっぱりふるさと納税で多くのお金を……。

議 長（馬場周二君） 以上をもちまして、14番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

---

散 会

議 長（馬場周二君） 本日はこれにて散会をいたします。

どうもありがとうございました。

午後2時散会

# 平成31年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

平成31年3月18日（月曜日）

## 議事日程 第5号

平成31年3月18日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告)〔第2～第27〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について  
(発議第 1号 吉岡町手話言語条例)
- 日程第 3 議案第 1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第 6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第 7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例

(討論・表決)

日程第12 議案第 8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第13 議案第 9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第14 議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例

(討論・表決)

日程第15 議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第16 議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

(討論・表決)

日程第17 議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第18 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

(討論・表決)

日程第19 議案第15号 町道路線の認定について

(討論・表決)

日程第20 議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)

(討論・表決)

日程第21 議案第17号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第22 議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第23 議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

(討論・表決)

日程第24 議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第25 議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

- 日程第26 議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
（討論・表決）
- 日程第27 議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）  
（討論・表決）
- 日程第28 委員会議案審査報告（予算決算常任委員会委員長報告）〔第29〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第29 議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算  
（討論・表決）
- 日程第30 委員会議案審査報告  
（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）〔第31～第38〕  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第31 議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第32 議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第33 議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第34 議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第35 議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第36 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第37 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
（討論・表決）
- 日程第38 議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算  
（討論・表決）
- 日程第39 請願の付託案件審査報告（総務常任委員長報告）  
（委員長報告に対する質疑）
- 日程第40 平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・  
待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願  
（討論・表決）
- 日程第41 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

- 日程第4 2 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
  - 日程第4 3 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
  - 日程第4 4 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
  - 日程第4 5 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
  - 日程第4 6 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	小池春雄君
15番	岸祐次君	16番	馬場周二君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	高田栄二君
財務課長	高橋淳巳君	町民生活課長	福島良一君
健康福祉課長	米沢弘幸君	産業建設課長	石田哲保君
会計課長	大澤弘幸君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	小林康弘君		

---

## 事務局職員出席者

事務局長 中島 繁 主 事 田中美帆



## 開 議

午前9時30分開議

議長（馬場周二君） 皆さん、おはようございます。

本日は平成31年度第1回吉岡町議会定例会の最終日となります。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。石田産業建設課長。

産業建設課長（石田哲保君） 3月8日に行われました金谷議員の一般質問で、デ・レイケ堰堤（砂防ダム）の保全について係ります答弁について一部修正をさせていただきます。

質問内容といたしましては防災治山砂防的観点よりという内容で、自害沢9号堰堤と林道栗籠・井堤線の位置関係と保全についての内容の質問でございますが、答弁をその時点では自害沢9号堰堤から200メートルの地点であると答弁をしたところでありましたが、再確認をしたところ約10メートル地点でありということに訂正させていただき、それも路線選定においては影響がないよう計画されているということで、改めて訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場周二君） これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第28、第30、第39で予定しております。

日程第1では、主に条例関連と平成30年度の各会計の補正予算であります。日程第28では、平成31年度一般会計の当初予算、日程第30では平成31年度一般会計以外の各会計の当初予算、日程第39では請願の付託案件審査報告です。

各委員長にはよろしくお願いいたします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第27までの中で付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会であります。岩崎委員長、報告をお願いいたします。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、3月1日、本会議において議長より付託されました議案9件について、3月12日火曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、事務局長、所管課長、室長の出席のもと審査いたしましたので、結果を報告します。

議案第1号 吉岡町議員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、労働基準法に準拠するため所要の改正を行うものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、長時間労働是正のための措置として所要の改正を行うもので、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、定数是正に伴い議員1人当たりの責任が増大すること、多様な人材確保の観点から、議員報酬を増額するものであります。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例は、消防団員の報酬の一部を増額し消防団員を確保するため、所要の改正を行うものです。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、学校運営協議会の設置に伴い委員の報酬を定める必要があるため所要の改正を行うもので、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴い廃止するものであり、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出それぞれ1億9,354万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,305万4,000円とするものです。歳入歳出事項別明細書の款、項の順に審査を行いました。主な質疑としては、歳入では1款町税4項町たばこ税では834万2,000円の減額で厳しい状況でもあり、かわる増収を考えてはの質問に、禁煙者もふえ厳しいが、増税もあり推移を見守っていくとの答えでした。

歳出では、2款総務費6目企画費ふるさと納税では、返礼品の充実を図ってはとの問いに、ネットなどで工夫をしている、6月から2品目を加えるとの答えでした。3款民生費4目老人福祉費ひとり暮らし老人緊急通報業務委託では、ひとり暮らしの老人の人数はと、対応はとの問いに、464人で、自治会を通して把握し、民生委員で対応しているとの答えでした。4款衛生費2目予防費予防接種委託料が389万1,000円に減額の理由はとの問いに、12月、1月、2月の実績での減で、95%以上の接種率等も勘案し、調整での減額であるとの答えでした。6款農林水産業費6目地籍調査業務委託費が1,128

万6,000円減額されているが理由はとの問いに、県からの事業負担金の減もあり人員不足で3年の予定の南下は5年かかった、40年で完了は難しいとの答えでありました。審査の結果、採決では原案適正と認め、全会一致可決であります。

議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、住宅新築により貸付事業収入を159万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ541万4,000円とするものです。原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長(馬場周二君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(馬場周二君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長、お願いします。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長(飯島 衛君) 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

3月1日に本会議において、議長より付託されました議案6件、発議1件について、3月14日木曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の参加の中、審査しましたので、審査の結果を報告いたします。

議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、学校教育法の一部改正によるもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、省令が改正されたためであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、これも省令が改正されたためであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第18号 平成30年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、歳入歳出それぞれ93万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,685万8,000円とするものです。延滞金についての質疑がありました。審査の結果、

原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ7,587万円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億9,010万円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ193万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,067万3,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

発議第1号 吉岡町手話言語条例についてはさまざまな意見が出ました。手話サークルぶどうの会と執行側との意見交換会の回数や内容、条例の条文についての執行側の関与など質疑があり、昨年4月以降3回開催されたとのこと。また、執行側より条文の提示はないとのことでした。それから、町では手話奉仕員養成講座の開催や手話通訳者の派遣業務を予算づけして実施しているとのこと。また、条文に関してでは、予算措置が必要だが手当てがなされていないのは残念で、気の毒でならない等の意見もありました。また、本会議で多くの議員より質疑があり、突然の提案について戸惑いがある、条例と予算は一体であり、執行側と相談してほしい等の意見がありました。また、条例を制定するに当たり町の問題を洗い出し検証してやっていたらよいのではとの意見もありました。よって、本委員会では条例そのものはまことに大切で必要なものであることは全委員の共通した認識であり、町独自のよりよい条例を策定したいがために調査研究が必要ということで、継続審査といたしました。

以上、報告といたします。

**議長（馬場周二君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

**5番（柴崎徳一郎君）** ただいま委員長継続審査ということで、手話言語条例の原案について質問させていただきます。

継続審査ということですが、次の審査をいつごろを予定されているのでしょうか。本日、第43号に提案されている閉会中の継続調査申出書の中には本案の項目は入っておりませんが、この4月改選ということでもあります。議員としての保障がなされておられるのでしょうか。

継続審査に至る経緯をもう少し議員の声を聞かせていただきたいと思います。

それと、賛成意見を述べる委員さんはいらっしやらなかったのでしょうか。

また、群馬県では新年度、障害者差別解消条例の制定に向けて準備されております。委員長は全ての町民がともに生きる地域社会を実現しようとする差別解消事案及び昨年発行された町障害福祉すまいるプラン、障害がある人もない人も住みよい町実現に向けて、この1件にどのようにお思いでしょうか。委員長としての考えをお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） 次はいつということですが、この継続審査に至る経緯でございますけれども、提出者である岩崎議員さんより継続審査でよろしいというようなご意見がございまして、私どもも判断したものでございます。

また、いつかといいますと、それはちょっと期限的には申し上げられません。

また、賛成の声がなかったかということですが、賛成の方はありませんでした。

また、先ほどの私の意見ということですが、障害者差別解消法ということで障害者の方たちへの差別をなくすということが本当に重要でございます。それは認識しております。ただ、今回いかにもいかんせん本当に急の提案でございました。本当に先ほども述べましたように本会議においてほとんどの議員さんから多くの質疑がございました。やはり、少しは議員さんとの連携というか、そういうものも必要でなかったかなというふうに認識しております。

以上です。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） 町に手話言語条例を制定しようとするのがなぜ継続審査になったのか疑問でございます。手話は音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語であると言われていて、積極的に手話の普及を図るべくサークル活動をされている団体も町内にあります。

そして、この条例案の提出者も身近の議員です。委員会審議にこれらの方々を参考人招致で意見を聞いてからの判断をするという選択はなかったのでしょうか。

それと、先ほど町との協議がなされていないというようなことも話がありましたけれども、相当2年ぐらい前からか団体の方々が相談には行っていたという話も聞いておりますが、委員長の見解をお伺いいたします。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） どうしてもこれ条例ができなかったということですが、

やはり議員の中から自治法について第222条ということで質問がありまして、意見がありまして、やはり議案を提案するときは予算が伴うものがベターではないかというような説明がございまして、やはりいかんせん唐突で本当に提出されてきましたものですから、予算措置がなされていないということでなかなか賛成のほうにはちょっと判断できかねたかなというふうに思っております。

議長（馬場周二君） 柴崎議員。

〔5番 柴崎徳一郎君発言〕

5番（柴崎徳一郎君） ことし2月に発刊された人権作文集「明るい吉岡町第34号」に投稿された文教厚生常任委員の一人が、偏見や差別などない人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのかともろもろなことを考えさせられるとの寄稿文が掲載されています。

平成27年4月1日、群馬県手話言語条例が制定されました。岩崎議員、そして私も町に手話言語条例制定に向けての一般質問をさせていただきました。町は県条例に従いながら町民の理解を深め、手話の普及や手話を使用しやすい環境の整備を進めていく旨お答えされておりました。

そして、平成30年3月に吉岡町障害福祉すまいるプランも刊行されました。加えて社会福祉協議会での手話奉仕員養成講習会の開催、小学校での総合学習での手話教室など、文教厚生常任委員会所管では県内、町内での手話に関する学習機会は随所で行われていたのではないのでしょうか。

先ほどの委員長報告の中で、突然の提案、もっと勉強や情報収集の時間や事前の相談がなかったから等々おっしゃられておりましたが、継続審査に疑問の念を抱かずにいられません。社会福祉協議会所管の手話サークルも毎週活動されており、必要であればいつでも出かけていただければ教えていただけたのではないのでしょうか。本当に人権問題について意欲的であったのでしょうか。今回の継続審査決断、すなわち廃案への道筋に戸惑いを感じます。

委員長にもう一度お伺いします。この委員会決断に委員長として、一人の議員として当然であると思われませんか、お伺いします。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） これは本当に苦渋な決断ということでございます。本当にやはりもう少し早く執行側と議員さんと連携をとって協議してほしかったというのが事実でございます。本当に大切な重要な法案だということを認識しております。

議長（馬場周二君） ほかにございせんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番(岩崎信幸君) 11番岩崎です。

先ほどちょっと訂正してほしい文言がございました。私は、先ほど提出者の了解を得たという表現を使いましたが、飯島委員長がまずは委員会のほうでも継続審査になる方向に向かっていることに対して、私はこればかりは今言ったとおり委員会に付託されたもので優先されるんでこれに対しては同意すると言っただけで、実質今言った提出者に対して手話言語条例を提出した人間がなぜ継続審査ということを使うわけがないでしょう。そこに対しては今訂正を求めます。

議長(馬場周二君) 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長(飯島 衛君) 私の判断といたしましては、岩崎議員が私のところへ来ていただきまして、継続審査で了解してくださっているというふうに認識しました。

議長(馬場周二君) 岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番(岩崎信幸君) それはもう失礼なんだけれども、提出者としては侮辱的な発言です。絶対そういうことはあり得ません。ただ、もう一度言いますが、当然ながら今言ったとおり委員会審査が優先するものでありますので、それを一応は担保する形で承認するような形で言っただけで、それに関しては絶対ありません。これだけは、質問がなくなりますので、言っておきます。それに関してはそういう確認しててください。でなければ、私の提出した当然立場もなくなりますし、私が発言したことに関しても否定される立場になりますので、それに関しては絶対ありませんので認識は間違っていると思ってください。

それで、申します。実際問題として手話言語条例が平成27年に県のほうでは当然成立したわけでございまして、その後、国のほうが平成28年、障害者差別解消法が施行されたわけでございます。

ある意味どうしても優先順位というものがあまして、とりあえず総括的な障害者差別解消がある意味大きな形といい、この条例となっておりまして、ある意味優先順位がやはりこの中であるわけです。基本的にどうしても今まで手話言語条例が各県にしても市町村にしても優先して実際問題として成立しているわけでございまして、その後、今県のほうでもこの4月1日から障害者差別解消条例が施行される形になっておりますので、当然ながら町としても手話言語条例が優先順位として先に成立しなければならないと思うわけでございまして、私としては当然提出者といたしまして、先ほど委員長がいろいろと述べられました。皆さん各個人の、また手話サークルも同じですけども、障害者も同じ

ですけれども、それに応じてとりあえず出させてもらったわけで、まず優先順位ということがあるものですから、それをどちらへ図ったかを質問いたします。

議長（馬場周二君） 飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

文教厚生常任委員長（飯島 衛君） 岩崎議員の質問ですけれども、それについての質問はありませんでした。

議長（馬場周二君） ほかにございませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 今お二方から質疑がありまして、また、その回答のほうもありまして、質問しているほうと答えているほうにそごが随分あるというふうに私は感じました。

それともう1点でありますけれども、この議案を継続審査にするということになりますと、私たちの任期も残すところあとわずかであります。40日ほどでしょうか。そうしますと、普通の定例会であれば次回の委員会までに審議をして、次回の議会に結論を出すというのが通例でありますけれども、今回は私たちの任期が来ます。任期が来ますと当然ここで私たちの任期は終わりますから、4月29日を過ぎるとこれは事実上審議未了廃案というので、継続審査は否決というふうにとられがちです。

可能性として4月29日以前にまた臨時会の招集を求めてそこで議決をされれば、これが採択になる可能性というのはあるかと思えますけれども、今回の本日ももちましてもういよいよ選挙モードに入っていきますから、これ以降というのは、確かに会期は29日までありますけれども、それ以前にもう21日で新しい議員の人が決まってくるという段階に来て、にもかかわらず前の人たちがまた議会で臨時会を開いてということを考えてみると、なかなかそれもないのかなというふうに思います。

そして、聞いてみますと中身には賛成なんだけれどもと、いろいろさまざまな意見がある中での、本当に不十分といいましょうか、聞いていてもちょっと理解に苦しむような場面が多々あるやに見受けられます。

私は責任ある立場の議会、議員が議員としてやはり住民から出された陳情なりを受けて議員が発議して、その結論が出せない、そんな情けない議会であってはならないという話。否決なら否決だし、可決なら可決だというふうに思うんですね。

委員長は委員会であったことの経過の報告はしていただいたということで、私は、委員長は行司ですから、行司が中に入って相撲をとるような立場を、それはしてはいけないので、委員長はどう考えるかというような発言というのは私は不適切だというふうに思います。



そこで、委員長も含めてだと思えますけれども、議長にもお願いをしたいと思うんですけれども、中身が私は全く審議が不十分だというふうに思っています。この方法しか結論の導き方がなかったのかなというふうに思っております。

これまで吉岡町の議会基本条例の中では議員間討議というものがあります。ぜひこのことは私はこういうときこそ議員全てが皆さんで討議をして結論を導く、そういう努力をすべきではないかというふうに私は思いますので、ぜひとも議長、こういう形で審議未了廃案という自分たちの責任を先送りのことをしないで、議員間討議の中で皆さんの意見を聞く中で結論を出す、そういうやり方の努力をしていただきたいというふうに思いますが、議長、いかがでしょうか。議員間討議。（「議長、小池です」の声あり）

議長（馬場周二君） 小池議員。

〔14番 小池春雄君発言〕

14番（小池春雄君） 議長、ぜひ休憩して、その辺の審議をしていただきたいというふうに望みますけれども、いかがでしょうか。

議長（馬場周二君） 後でちょっと検討したいと思っておりますけれども。

では、少しちょっと暫時休憩します。

午前10時02分休憩

---

午前10時04分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

ただいま小池議員のほうから現在の案件につきまして議員間討議をしてくれというようなあれがありました。それに対して皆さんにお諮りしたいと思います。

本案件に対して議員間討議をするに賛成の人は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

それでは、これでちょっと休憩をしまして議員間討議をしたいと思っております。場所は全協室で。

午前10時05分休憩

---

午前10時37分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

質疑そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） なければ、質疑を終了いたします。

飯島委員長、ありがとうございました。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、お願いします。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

**産業建設常任委員長（平形 薫君）** 12番平形です。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

産業建設常任委員会では、3月1日の本会議において議長より付託されました議案10件につきまして、3月15日金曜日午前9時半から委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、関係課長及び室長の出席のもと審査をいたしましたので、報告を申し上げます。

初めに、議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例については、都市計画法の規制に基づき案の提示方法及び意見の提出方法を定めるものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、当該条例に公募により選定された吉岡町城山みはらし公園という名称と位置を新たに設けるものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例については、法律が公布されたことに伴う条項ずれを修正するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に掲げる施策を実施するための基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第11号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、借りかえ制度を向こう1年間継続するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、文部科学省令の改正に伴い改正するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第15号 町道路線の認定については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第17号 平成30年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、受益者負担金や使用料の推計確定、不明水対策工事などの工事請負費や区域拡大に伴う設計委託料の確定及び県央処理区維持負担金の確定に伴い、一般会計繰入金と町債を相殺減額補正するものであり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につ

いては、分担金や使用料の推計確定、施設管理費の委託料や総務管理費の消費税の確定、これに伴う一般会計繰入金の減額補正であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

最後に、議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入における給水戸数の増加による新規加入金や材料売却収益の増額補正、また経営戦略策定のための一般会計繰入金の増額補正であり、収益的支出においては委託料の確定による不用額の減額補正、また老朽管布設がえに伴う固定資産除却額や消費税の確定による増額補正であります。資本的収入においては老朽管布設がえのための防衛省補助金の増額補正であり、資本的支出においては当該工事請負費の大幅増額補正です。

なお、当年度純利益は1,739万2,000円を見込んでおり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」議長〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

平形委員長、ご苦労さまでした。

---

## 日程第2 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第2、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

この件については、発議第1号 吉岡町手話言語条例について文教厚生常任委員会に付託した事件であります。

お手元に配付した委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

## 日程第3 議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第3、議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号 吉岡町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第4、議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第5、議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小池議員。

〔14番 小池春雄君登壇〕

14番（小池春雄君） 私はただいま上程をされております議案第2号 吉岡町議会議員の議員報

酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、反対の立場で討論を行います。

まず、今回の議員報酬のアップは議員定数2名の削減に伴うことにより、その減らされた分をまた議員の報酬に上乘せするという考え方であります。私は議員の定数の削減と議員の報酬というのは全く次元の違うことだと思えます。

このような同じタイミングでこのような議案が出されるということは、議員を減らして、そして議員の報酬をふやすんだ、この考えは私は住民の理解は到底得られるものではないというふうに思っております。

やはり議員の報酬は定数削減とは全く別で、議員の活動、その実績に伴って住民からなるほどそうかというふうに理解を得られて初めて報酬のアップというものはあるものだというふうに思っております。

以上の点から、私は総合的に判断いたしまして今回のこの議員の報酬の引き上げ、いわゆる改正条例に反対をするものであります。

議長（馬場周二君） 賛成の討論の方、おいでですか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 次、反対の討論の人おりますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（馬場周二君） ここで休憩をとります。

午前10時50分休憩

---

午前11時05分再開

議長（馬場周二君） それでは、会議を再開いたします。

---

## 日程第6 議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第6、議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を議題と

します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町消防団条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第7、議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議 長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（馬場周二君） 日程第8、議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第9、議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第10、議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例

議長（馬場周二君） 日程第11、議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 吉岡町地区計画等の案の作成手続に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第12、議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 吉岡町立公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例**

議長（馬場周二君） 日程第13、議案第9号 土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町土地改良法の規定に基づく特別徴収金の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第14 議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例**

議長（馬場周二君） 日程第14、議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町森林経営管理基金条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 15 議案第 11 号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第 15、議案第 11 号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 11 号 吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第 16 議案第 12 号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

議長（馬場周二君） 日程第 16、議案第 12 号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 12 号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（「議長、ちょっと」の声あり）13 番山畑議員。

〔13 番 山畑祐男君発言〕

13 番（山畑祐男君） 今ちょっと段を間違えたんじゃないかと思うんですけども。ここのところ。第 12 号のこの条例の、条例を廃止する条例だと思うんですけども。一部を改正する条例じゃなくて、条例を廃止する条例だと思います。よくご確認をお願いします。

議長（馬場周二君） 初めからちょっとやり直します。

日程第 16、議案第 12 号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例

に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町農村地域工業等導入地区における町税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議長（馬場周二君） 日程第17、議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町水道事業給水条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（馬場周二君） 日程第18、議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第15号 町道路線の認定について

議長（馬場周二君） 日程第19、議案第15号 町道路線の認定についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 町道路線の認定についてを委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）

議長（馬場周二君） 日程第20、議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成30年度吉岡町一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 2 1 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）**

議 長（馬場周二君） 日程第 2 1、議案第 1 7 号 平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 1 7 号 平成 3 0 年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 2 2 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）**

議 長（馬場周二君） 日程第 2 2、議案第 1 8 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第 1 8 号 平成 3 0 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 8 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）**

議 長（馬場周二君） 日程第 2 3、議案第 1 9 号 平成 3 0 年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 平成30年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第24 議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（馬場周二君） 日程第24、議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 平成30年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（馬場周二君） 日程第25、議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 平成30年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第26 議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第3号)**

議長（馬場周二君） 日程第26、議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 平成30年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第27 議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）**

議長（馬場周二君） 日程第27、議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 平成30年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第28 委員会議案審査報告（予算決算常任委員会委員長報告）**

議長（馬場周二君） 日程第28、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、小池委員長、お願いします。小池委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

**予算決算常任委員長（小池春雄君）** 報告いたします。

3月4日、当委員会に付託されました議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算について審査報告を行います。

去る3月5日から7日までの3日間、委員全員と議長、執行より町長、副町長、教育長、関係課長、局長、室長、センター長の出席のもと、目ごとに慎重に審査を行いました。

1日目、9時30分より委員会を開会、初日は歳入です。1款1項1目、2目、町税の個人、法人町民税の滞納繰越分の徴収状況、2款3項1目、新設されました森林環境譲与税に対する質疑、14款1項住宅使用料での滞納繰越の収納状況、18款寄附金ではふるさと納税での取り組みなどに多くの質疑がありました。

2日目も9時半より開会、歳出の審査であります。2款1項6目企画費8節ではふるさと納税、政府から今までは返礼品費用は45%から30%へと引き下げられたことによる今後の方針、あり方、また、13節委託料ではプレミアム商品券の対象者、人数、世帯数、また、相乗り推奨タクシー運賃等助成事業の委託、3款1項社会福祉費ではひとり暮らし保健事業、シルバー人材運営費補助などに質疑が多くありました。

3日目、9時30分に開会、歳入歳出の総括質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数により本議案は可決されました。

なお、当委員会として予算執行に当たり要望書の提出を全員の賛成で提出することに決定をいたしましたので報告します。1、ふるさと納税の強化充実を図りたい。2、学童保育事業について利用時間の利用者ニーズに対応するための検討をされたい。3、福祉タクシー事業及び相乗りタクシー運賃等助成事業については利用者の立場に立ち利用改善を図りたい。4、リバートピアのさらなる有効活用を図りたい、との要望書を提出しました。

以上、報告を終わります。

**議長（馬場周二君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（馬場周二君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。

---

**日程第29 議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算**



議長（馬場周二君） 日程第29、議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 平成31年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第30 委員会議案審査報告（総務・文教厚生・産業建設 各常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第30、委員会議案審査報告を議題とします。

委員長報告を求めます。

議事日程第31から第38までの中で、付託した議案の委員長報告をしていただきます。

最初に、総務常任委員会岩崎委員長、お願いします。岩崎委員長。

〔総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇〕

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の議案審査報告を行います。

総務常任委員会では、先ほど報告しました補正予算などに引き続き、3月4日、本会議において議長に付託されました平成31年度当初予算の議案1件について、3月12日9時30分より委員会室において審査いたしましたので、報告します。

議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、歳入では貸付事業収入対前年比97万2,000円減の278万5,000円、歳出では一般会計繰出金対前年比34万2,000円減の278万5,000円などで、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ285万1,000円とされるものです。原案適正と認め、全会一致可決であります。

以上、報告いたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

岩崎委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、文教厚生常任委員会飯島委員長、お願いします。飯島委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 飯島 衛君登壇〕

**文教厚生常任委員長（飯島 衛君）** 10番飯島です。それでは、文教厚生常任委員会の議案審査報告を行います。

3月4日に本会議において議長より付託されました議案4件について、3月14日木曜日午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行側より町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の参加の中、審査しましたので審査の結果を報告いたします。

議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億2,114万5,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ18億3,575万7,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ14億5,430万8,000円とするものです。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算については、歳入歳出それぞれ1億8,667万1,000円とするもので、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決であります。

以上、報告といたします。

**議長（馬場周二君）** 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**議長（馬場周二君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

飯島委員長、ご苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会平形委員長、お願いします。平形委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 平形 薫君登壇〕

**産業建設常任委員長（平形 薫君）** 12番平形です。産業建設常任委員会の審査報告を行います。

当委員会では、3月4日の本会議において議長より付託されました議案3件につきまして、先ほど報告しました補正予算などに引き続き審査をいたしましたので、報告いたします。

議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算については、区域拡大

に伴う歳入における受益者負担金や国庫補助金の増、また、一般会計繰入金や町債の減、歳出における建設費の減など、対前年度比94.4%の予算であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算については、歳入における一般会計繰入金や公営企業会計適用債の増、歳出における経営戦略策定業務委託や施設管理費の増など、対前年度比112.2%の予算であり、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算については、前年度に比べ給水戸数の増、年間総給水量、1日平均給水量の微増であり、また、老朽管布設がえ工事費は前年度比88.2%の減となっています。収益的収入及び支出は前年度比ほぼ横ばいで、資本的収入は配水管布設がえに伴う受益者負担金の増などで前年度比61.7%の大幅増となり、資本的支出は防衛補助事業である老朽管布設がえ工事や駒寄スマートIC付近の配水管布設がえ工事で前年度対比94.2%の減となりました。なお、当年度末処分利益剰余金は1,112万3,000円を予定しております。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決でした。

以上が付託案件の審査報告ですが、当委員会では町の産業振興の取り組みについての要望書を取りまとめ、町長への伝達依頼を議長に提出しております。要望書はお手元に配付されておりますが、補足説明をいたします。

町は平成27年度に吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に先行して国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型交付金を活用した地方創生に資する道の駅よしおか温泉情報発信強化事業や放課後児童安全対策事業など4つの事業を実施しております。また、平成28年2月には吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生交付金等を活用して、平成29年度「日本一の丸干し乾燥芋の産地を守る！地域特産品生産体制構築事業」、平成29年度「高齢者を中心とした地域福祉交流拠点整備事業、平成29年度「文化財を資源とした交流エリア形成プロジェクト」を実施してまいりました。

吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会における効果検証シートを見たとき、地元産業の活性化の観点からは地方創生交付金を活用してのさらなる事業展開を迅速かつ集中的に図るべきものと思います。地方創生推進交付金はここ数年では事業費ベースで2,000億円の規模に達して推移しております。よって、地方創生交付金を活用できる事業の企画立案を行う専門の部署の設置を願うものであります。

以上、報告といたします。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
平形委員長、ご苦労さまでした。

---

### 日程第31 議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第31、議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 平成31年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり決定されました。

---

### 日程第32 議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第32、議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 平成31年度吉岡町公共下水道事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第26号は委員長の報告のとおり決定されました。

---

### 日程第33 議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第33、議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 平成31年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第34 議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第34、議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 平成31年度吉岡町農業集落排水事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第35 議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第35、議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 平成31年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり決定されました。

---

### 日程第36 議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第36、議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 平成31年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第37 議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（馬場周二君） 日程第37、議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 平成31年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第38 議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算

議長（馬場周二君） 日程第38、議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算を議題とします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 平成31年度吉岡町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（馬場周二君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第39 請願の付託案件審査報告（総務常任委員長報告）

議長（馬場周二君） 日程第39、請願の付託案件審査報告を議題とします。

総務常任委員会岩崎委員長、お願いします。岩崎委員長。

[総務常任委員会委員長 岩崎信幸君登壇]

総務常任委員長（岩崎信幸君） 11番岩崎です。総務常任委員会の請願審査報告を行います。

総務常任委員会では、平成30年第4回議会定例会において議長から付託されました閉会中の継続審査となっておりました請願1件について、3月12日午前9時30分より、委員会室において審査いたしましたので、報告いたします。

平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願は、現状確認を行い、町が制度を作成中であり、財政面でも十分な検討をしていることありますが、まだ制度が完全に完成していない中での採決は難しいとの判断により、審査の結果、全会一致で趣旨採択であります。

以上、報告します。

議長（馬場周二君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
岩崎委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

---

日程第40 平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤  
職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要  
請する請願

議長（馬場周二君） 日程第40、平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う  
臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願を議題とします。  
この件については、平成30年第4回定例会で総務常任委員会に付託した事件でありま  
す。  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから平成30年請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。  
この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。  
平成30年請願第1号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・  
待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願を委員長の報告のとおり趣旨採択とするこ  
とに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（馬場周二君） 起立多数です。したがって、平成30年請願第1号 「会計年度任用職員  
制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める」意見書提出を要請する請願  
は趣旨採択とすることに決定しました。

---

日程第41 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第41、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題  
とします。  
議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定により、お手元に配りま  
した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。  
お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とする



ことに決しました。

日程第42 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第43 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第44 産業建設常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第45 予算決算常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第46 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（馬場周二君） 日程第42、43、44、45、46、各常任委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題とします。

採決はそれぞれ分離して行います。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算常任委員長、議会広報常任委員長から、所管事務のうち、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出5件を分離して採決します。

まず、総務常任委員長からの申し出についてお諮りします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員長からの申し出についてお諮りします。

文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、産業建設常任委員長からの申し出についてお諮りします。

産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算常任委員長からの申し出についてお諮りします。

予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員長からの申し出についてお諮りします。

議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（馬場周二君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

## 町長挨拶

議 長（馬場周二君） これで本日の会議を閉じます。

平成31年第1回吉岡町議会定例会の日程を全て終了しました。

閉会の前に、町長の発言の申し入れを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 定例会閉会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

議会開会中には東日本大震災から8年がたち、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復興復旧と被災された皆様が安心して生活が送れるように願うばかりであります。

本議会におきましては、上程いたしました全議案を可決をいただきまして、まことにありがとうございました。心より感謝と御礼を申し上げます。

さて、新年度予算が認められました。新しい年度に向かって準備を進めたいと思っております。そして、それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

また、今年度の区切りをしっかりとまとめ、やり残している仕事がないように、円滑な事業の推進を職員にもう一度指示・指導を徹底していきたいと思っております。

本定例会が、議員皆様、そして私たちにも平成最後の定例会でもあります。それぞれの思いがあろうかと存じますが、今後吉岡町の発展のために一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

気候も一段と春めいてまいりました。春はもうそこまで来ているという感じがいたします。どうか、議員皆様方におかれましては、ますますご健康にご留意をいただきますよう、またご活躍をくださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。

大変長い時間、お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（馬場周二君）　今回で我々の議会の最後の定例会となります。議員の皆さん、それから執行部の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして、平成31年第1回吉岡町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時59分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 馬 場 周 二

吉岡町議会議員 竹 内 憲 明

吉岡町議会議員 高 山 武 尚